

水道事業の統合と施設の再構築に関する調査

平成 29 年 3 月

厚生労働省 医薬・生活衛生局

生活衛生・食品安全部 水道課

目 次

I. 調査概要	1
II. 調査内容	5
1. 広域連携（事業統合）実現事業体	7
2. 都道府県の水道行政担当部局	16
III. 調査結果	25
1. 統合実現事業体	
1－1 事業体と調査結果の概要	27
1－2 類型別分析	30
1－2－1 広域連携の要望主体	30
1－2－2 広域連携の検討主体	31
1－2－3 広域連携の統合形態	32
1－2－4 広域連携の目的	33
1－2－5 現在の事業体への職員の異動	40
1－2－6 広域連携での事業	43
1－3 広域連携の実態	47
1－3－1 広域連携の発議・推進役・主な議論	47
1－3－2 検討環境	53
1－3－3 資産管理	59
1－3－4 アセットマネジメント実施状況	62
1－3－5 水道料金の統一	64
1－3－6 人材の確保・育成についての取り組み	69
1－4 広域連携（事業統合）の効果や課題への対策	71
1－4－1 予想より効果のあった事項	71
1－4－2 想定していたほどの効果がなかった事項	74
1－4－3 新たに判明した課題と解決策	76
1－4－4 今後の広域連携・官民連携に向けての検討	77
2. 都道府県の状況	
2－1 広域連携の推進に関する検討体制	79
2－2 広域連携の実施状況	84
2－2－1 現在実施している広域連携の事例（事業統合以外）	84
2－2－2 広域連携を検討中の事例	92
2－3 都道府県が主導・関与した広域連携事例	99

2-3-1	都道府県が主導・関与した実施中の広域連携事例	100
2-3-2	都道府県が主導・関与した連携済み事例	102
2-3-3	都道府県が主導・関与した広域連携で連携に至らなかった事例	102
2-4	事業体からの要請などにより都道府県が推進役となって主導・関与した 広域連携事例	103
2-4-1	事業体からの要請などにより都道府県が推進役となって主導・関与した 実施中の広域連携事例	104
2-4-2	事業体からの要請などにより都道府県が推進役となって主導・関与した 連携済み事例	105
2-4-3	事業体からの要請などにより都道府県が推進役となって主導・関与した 連携に至らなかった事例	106
2-5	中核都市や企業団等の一部事務組合が推進役となって関与した広域連携事例	106
2-6	官民連携の検討状況	108

IV. 資料編 111

1.	統合実現事業体個表	113
	統合実現事業体 13 の道府県、各事業体位置図	113
	中空知広域水道企業団	126
	八戸圏域水道企業団	132
	岩手中部水道企業団	140
	会津若松市	145
	群馬東部水道企業団	151
	秩父広域市町村圏組合	155
	柏崎市	167
	小諸市	172
	東部地域広域水道企業団	177
	淡路広域水道企業団	180
	大阪広域水道企業団	185
	宗像地区事務組合	190
	北九州市（芦屋町）	195
	北九州市（水巻町）	200
2.	都道府県の広域連携の推進に関する検討体制	205

I . 調查概要

件名：「水道事業の統合と施設の再構築に関する調査」

調査目的：

本業務の目的は、広域連携を実現した事業及び検討中の事業を対象にアンケートを実施し、統合形態や運営形態等の条件毎に効果や課題、課題に対する解決策を整理するとともに、広域連携後に発現した効果や新たな課題についてのフォローアップ調査を実施して整理することで、広域連携の促進を図る上で必要な情報を得るものである。

調査方法：

本調査は、１）広域連携（事業統合）実現事業体へのアンケート調査と、２）都道府県の水道行政担当部局に対して管内における広域連携（広義の広域連携も含む）の事例についてのアンケート調査の二つから構成されている。

アンケート調査票の設計については、業務を受託した株式会社タイム・エージェントが厚生労働省水道課の要望を取り込んだ基本設計を行い、同課の指導と校閲により完成させた。各調査票を E メールにより送付し、回答を同じく E メールにより受信し回収した。

調査期間：

調査票の発送（送付） 平成 29 年 1 月 6 日、1 月 10 日

調査票の回答締め切り 平成 29 年 1 月 31 日

調査回収状況：

- | | |
|-------------------|-------------|
| １）広域連携（事業統合）実現事業体 | 13 事業体（全数） |
| ２）都道府県の水道行政担当部局 | 47 都道府県（全数） |

Ⅱ. 調査内容

1. 広域連携（事業統合）実現事業体

平成 18 年度以降に広域連携（事業統合）を実施した 13 事業体（平成 29 年 4 月 1 日事業統合の予定の大阪広域水道企業団含む）に対して広域連携の形成されてきた経緯や実態を尋ねる調査を実施した。

調査票の基本的な構成は同じであるが、統合事業体の数等が異なるため詳細部分、問番号は各調査票で異なっている。

調査内容は、各事業体の基本情報、事業統合（連携前後）の組織図、広域連携に関する基本情報、広域連携（事業統合）に係る経緯（構成団体毎）の記載のほかに以下の設問への回答を求めた。

【調査票】

■各事業体 基本情報

事業名					
都道府県					
事業統合年度					
認可日	厚生労働大臣認可平成 年 月 日				
構成団体 (連携前後)	連携前：		連携後：		
直近の計画値	目標年度	平成 年度			
	計画給水人口	人			
	計画一日最大給水量	m ³ /日			
平成 27 年度 実績	給水人口	人			
	一日最大給水量	m ³ /日			
連携前後の比較	水道部局正職員数 (連携前後)	連携前			連携後
		水道企業団	市	市	
	事務職	人	人	人	人
	技術職	人	人	人	人
	その他	人	人	人	人
	計	人	人	人	人

組織構成	連携後にならって、連携前（3 組織）の組織図を貼付お願いします。
------	----------------------------------

■広域連携に関する基本情報

– 8 –

広域連携（事業統合）前に取り組もうと考えていた事業 （複数回答可）	1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、 3. 中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）、 4. 施設の共同化（水源整理を含む）、5. 料金格差の解消、 6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上 8. その他（具体的に ）
広域連携（事業統合）後に取り組んだ、または取り組んでいる事業 （複数回答可）	1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、 3. 中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）、 4. 施設の共同化（水源整理を含む）、5. 料金格差の解消、 6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上 8. その他（具体的に ）
広域連携（事業統合）後の取り組みの中で効果のあった事業 （複数回答可）	1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、 3. 中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）、 4. 施設の共同化（水源整理を含む）、5. 料金格差の解消、 6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上 8. その他（具体的に ）
広域連携（事業統合）後、新たに取り組もうとしている事業 （複数回答可）	1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、 3. 中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）、 4. 施設の共同化（水源整理を含む）、5. 料金格差の解消、 6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上 8. その他（具体的に ）

■広域連携（事業統合）に係る経緯（構成団体毎）

広域連携（事業統合）について、発議から合意に至るまでの事務局も含め重要な取り組みを決定した議会や協定の締結、委員会や勉強会の設置の経緯を記載してください。

事務局	水道企業団	市	市

以下の項目について、選択又は記載してください。(枠は拡大して記入していただいて結構です)。選択結果は該当箇所に下線を引いてください。

問 1－1 広域連携（事業統合）につながる発議の出どころはどこでしたか。

1. 水道事業体、2. 首長、3. 議会、4. 都道府県水道行政、5. 住民・利用者等、
6. その他（ ）

問 1－2 広域連携（事業統合）の議論を実際に推進した方は誰でしたか。

1. 水道事業体職員、2. 首長（ ）、3. 都道府県水道行政職員、4. その他（ ）
推進した方の肩書等（ ）

問 1－3 ○○水道企業団での主な議論について

- 1) 連携先も含めて広域連携（事業統合）に慎重となる議論はありましたか。
1. あった、2. なかった
- 2) 上記 1) であった場合は、誰がどのような内容の慎重意見でしたか。具体的に記載してください。
(誰が)
(慎重意見)
- 3) 上記 2) の慎重意見に対して、どのように理解を得られるよう工夫されましたか。具体的に記載して下さい。
()

例 1) 将来の水道料金を単独経営と事業統合した場合とについて料金値上げ幅を試算・比較し、事業統合によって連携事業者が値上げ抑制できることを示した。

例 2) 首長に広域連携による効果を説明・理解いただき、市としての方針を固めた上で、連携に慎重な連携候補先の首長に説明した。

問 1－4 ○○市での主な議論について

- 1) 連携先も含めて広域連携（事業統合）に慎重となる議論はありましたか。
1. あった、2. なかった
- 2) 上記 1) であった場合は、誰がどのような内容の慎重意見でしたか。具体的に記載してください。
(誰が)
(慎重意見)
- 3) 上記 2) の慎重意見に対して、どのように理解を得られるよう工夫されましたか。具体的に記載して下さい。
()

例 1) 将来の水道料金を単独経営と事業統合した場合とで料金値上げ幅を比較し、事業統合によって連携事業者が値上げ抑制できることを示した。

例 2) 首長に広域連携による効果を説明・理解頂いていただき、市としての方針を固めた上で、連携

に慎重な連携候補先の首長に説明した。

問 1-5 ○○市での主な議論について

- 1) 連携先も含めて広域連携（事業統合）に慎重となる議論はありましたか。
1. あった、2. なかった
- 2) 上記 1) であった場合は、誰がどのような内容の慎重意見でしたか。具体的に記載してください。
(誰が)
(慎重意見)
- 3) 上記 2) の慎重意見に対して、どのように理解を得られるよう工夫されましたか。また、どのような手続きを踏まれましたか。具体的に記載して下さい。
()

例 1) 将来の水道料金を単独経営と事業統合した場合とで料金値上げ幅を比較し、事業統合によって連携事業者が値上げ抑制できることを示した。

例 2) 首長に広域連携による効果を説明・理解頂いていただき、市としての方針を固めた上で、連携に慎重な連携候補先の首長に説明した。

問 1-6 検討環境について

- 1) 広域連携（事業統合）に向けた事務局は、どこに設置しましたか。設置した団体名を記載してください。
()
- 2) 広域連携（事業統合）の発議から統合までに要した期間
(年 ヶ月)
- 3) 関係市等から事務局への派遣人員は何人でしたか。上記 2) の期間における毎年度の人数を記載してください。

(単位：人・年)

	水道企業団	市	市
○○年度			
△△年度			
××年度			

- 4) 関係市等で上記 2) の期間における毎年度の経費を記載してください。

(単位：千円/年)

	水道企業団	市	市
○○年度			
△△年度			
××年度			

- 5) コンサルタントに広域連携（事業統合）に係る業務委託は行いましたか。
1. 委託した、2. 委託はしていない

6) 5) で委託した場合は、どのような業務を委託しましたか。具体的に記載してください。

(①発注者、内容)

(②発注者、内容)

(③発注者、内容)

(④発注者、内容)

7) 事務局で一括して発注した場合の、委託費用の負担はどうされましたか。具体的に記載してください。

()

問 1-7 資産管理について

1) 広域連携（事業統合）の検討を行う前に、水道施設管理上の基礎的事項を記載した水道施設の台帳を整備していなかった、もしくは整備が不十分であった水道事業体はありましたか。

1. あった、2. なかった、3. 広域連携の検討を行っていない

2) 上記 1) であった場合は、台帳の未整備や整備が不十分であったことが、広域連携の検討を円滑に実施できない要因となりましたか。

1. 要因となった、2. 要因とならなかった

3) 上記 1) であった場合は、台帳の作成または記載内容の充実、広域連携（事業統合）に向けた検討を行う際に事業体間での統一を行いましたか。

1. 行った、2. 行っていない

4) 上記 3) で行った場合は、行うにあたって苦労した、留意した点を具体的に記載してください。

()

例 1) 施設図や管路図に一部不足があり、OB や管施工会社などからの聞き取りを行って台帳を整備した。

例 2) 管路の構造、設置時期や延長等の情報が一部不足していたので紙ベースの図面等から数値の把握に努め、台帳を整備した。

例 3) 広域連携（事業統合）に向けた台帳の統一については、整備水準の低かった B 町に対して、A 市から技術支援を行い B 町の台帳作成を補助することで統一を図った。

例 4) 事務局において台帳整備の基礎的事項を定め、各水道事業体の台帳整備を一括で発注して統一を図った。

問 1-8 アセットマネジメント実施状況について

1) 広域連携（事業統合）前の各事業体で、アセットマネジメントの試算は行っていましたか。

1. 行っていた、2. 行われていなかった

2) 上記 1) で行っていた場合、事業体間で検討タイプに差はありましたか。

1. あった、2. なかった

3) 上記 2) であった場合、検討タイプを統一しましたか。

1. 統一した、2. 統一していない

4) 広域連携（事業統合）後を想定し、統合後の施設計画及び料金収入等を考慮したアセットマネジメ

ントは行いましたか。

1. 行った、2. 行わなかった

5) 上記4) で行った場合は、アセットマネジメントを実施するにあたって苦勞した、留意した点を具体的に記載してください。

()

問 1－9 水道料金の統一について

1) 広域連携（事業統合）後に、水道料金は統一しましたか。

1. 統一した、2. 統一していない

2) 上記1) で統一した場合は、いつの時点で統一が図られましたか。

()

3) 広域連携（事業統合）前の事業体間の水道料金の差（最安・最高）はどの程度でしたか。最安に対する割合でお答えください。

1. 110%未満、2. 110%～120%未満、3. 120%～130%未満、4. 130%以上

4) 水道料金の統一を行うにあたって、料金の設定はどうされましたか。

1. 最安に合わせた、2. 最高に合わせた、

3. その他（具体的に記載ください）

5) 水道料金の統一を議論した際の水道事業者間で出た主な意見を具体的に記載してください。

（複数回答可）

()

()

()

6) 上記5) であった主な意見に対して、どのように理解を得られるよう工夫されましたか。また、どういった手続きを踏まれましたか。具体的に記載して下さい。

()

()

()

7) 水道料金を統一することについて、市民に理解いただくためにどういった手続きを踏まれましたか。具体的に記載して下さい。

()

8) 水道料金を統一することについて、市民から得られた主な意見があれば具体的に記載してください。

()

問 1－10 人材の確保について、広域連携（事業統合）後の取り組みについて具体的に記載してください。

()

問 1－11 人材の育成について、広域連携（事業統合）後の取り組みについて具体的に記載してください。

()

各項目について実現状況や発現効果、課題への対応等記入ください（枠は拡大して記入していただいで結構です）。

■広域連携（事業統合）の効果や課題への対策

問２－１ 広域連携（事業統合）により、当初想定した以上に効果があった事項について、具体的にどのような効果があったのか記載してください。（複数回答可）

1. 人材及び技術力の確保
()
2. 日常の施設管理水準の向上
()
3. 中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）
()
4. 施設の共同化（水源整理を含む）
()
5. 料金格差の解消
()
6. 料金の適正化
()
7. 災害対応・危機管理能力の向上
()
8. その他
(具体的に)

問２－２ 広域連携（事業統合）により、当初想定していたほどの効果がなかった、又は未だ取り組めていない事項について、その理由を具体的に記載してください。（複数回答可）

1. 人材及び技術力の確保
()
2. 日常の施設管理水準の向上
()
3. 中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）
()
4. 施設の共同化（水源整理を含む）
()
5. 料金格差の解消
()
6. 料金の適正化
()
7. 災害対応・危機管理能力の向上
()

8. その他

(具体的に)

問 2－3 広域連携（事業統合）前には想定していなかったが、新たに判明した課題はありましたか。
また、その課題が生じた原因と背景として想定されることを具体的に記載してください。

(課題)

(原因と背景)

問 2－4 上記問でお答えいただいた課題がすでに解決されている場合にはその対策を、取り組み中
又は取り組もうとされている場合は対策の案を具体的に記載してください。

(具体的に)

問 2－5 今後、さらなる広域連携に向けての検討を行っていれば、その内容を具体的に記載してく
ださい。

(具体的に)

問 2－6 今後、新たな官民連携に向けての検討を行っていれば、その内容を具体的に記載してくださ
い。

(具体的に)

～ご協力、ありがとうございました～

2. 都道府県の水道行政担当部局

47 都道府県の水道行政担当部局に対して管内における広域連携（広義の広域連携※も含む）の事例についての調査を実施した。

調査票の基本的な構成は同じであるが、事例の数等が異なるため回答の数等は各調査票で異なっている。

※「水道広域化検討の手引き－社団法人日本水道協会」（16 ページ）に定義されているものが回答の対象としたが、緊急連絡管等のハード的な施策や災害時の協定等に関するソフト的な施策については対象外とした。

なお、調査回答は、都道府県として現在把握している事例の回答に限ること、また、過去に連携ずみの事例は平成以降の事例の回答とした。

調査内容は以下のとおりである。

【調査票】

以下の項目について、選択又は記入してください。（枠は拡大していただいて結構です。）選択結果は該当箇所に下線を引いてください。当該設問は、平成 28 年 3 月 2 日の通知「水道事業の広域連携の推進について」ですすでお知らせしているとおり、総務省と協力して検討体制の設置状況を確認するものです。

問 1 広域連携の推進に関する検討体制

1) 都道府県内で、広域連携の推進に関する検討体制の構築がされていますか。

1. 構築済み、2. 構築予定、3. していない、4. 構築予定はない

2) 上記 1) で構築済み、構築予定、を選択された場合は、具体的に構築した時期（予定時期）を記載してください。

（構築（予定）時期 平成○年○月 ）

3) 上記 1) で構築済み、構築予定、を選択された場合は、その体制の名称（仮称）及び事務局と構成員（部局）について、具体的に記載してください。

体制名：

構成員：部局、課、市町村

全ての市町村で構成されていない場合は、体制に入っていない市町村名とその理由を記載してください。

事務局：担当課

4) 上記 1) でしていない、構築予定はない、を選択された場合は、具体的に理由を記載してください。

（ ）

以下の項目については、広域連携を実施している事例ごとに選択または記入してください（枠は拡大していただいて結構です。複数の事例がある場合は、事例分をコピーの上、記入してください。例えば、3事例ある場合は2つ別途コピーしてください）。

選択結果には該当箇所に下線を引いてください。

問2 広域連携の実施状況

- 1) 平成18年度以降に、市町村の枠を越えて水道事業を統合した事業体はありますか。ある場合は、具体の事業体名、統合形態と統合前の事業体名と存する市町村名を記載してください。

事業統合後の事業体名：

統合形態：1. 垂直統合、2. 水平統合、3. 水平統合＋垂直統合（段階的に実施）

4. その他（具体的に記載して下さい）

統合前の事業体と市町村名：事業体名（市町村名）

- 2) 現在、水道事業体間で事業統合以外に経営の一体化、管理の一体化（施設・事務）や施設の共同化、人事交流及び技術支援など様々な形態の広域連携を実施している事例はありますか。

1. ある、2. ない

- 3) 上記2)である、を選択された場合は、以下の連携形態を選択し、連携している事業体名と存する市町村名、連携の開始時期、連携の内容を具体的に記載してください。

連携形態：1. 経営の一体化、2. 管理の一体化（施設）、3. 管理の一体化（事務）、

4. 施設の共同化、5. その他

連携事業体名と市町村名：事業体名（市町村名）

連携の開始時期：

連携の内容：

例1) ●●市と○○町において、共同で××浄水場を整備（共同で管理）することでスケールメリットによる建設（維持管理費）のコスト縮減の他、既存施設の有効利用や水の相互運用など危機管理対策の強化を図っている。

例2) ●●市と○○町において、総務・経理の共同委託を実施し、人材を確保しサービスの質の向上を行っている。

例3) ●●市と○○町間で、原則2年間の相互に人事交流や派遣を実施し、技術職員の資質向上を図っている。

以下の項目については、管内で広域連携を具体的に検討している事業体（市町村）の事例ごとに選択または記入してください（枠は拡大していただいて結構です。複数の事例がある場合は、事例分をコピーの上、記入してください。例えば、3事例ある場合は2つ別途にコピーしてください）。

選択結果には該当箇所に下線を引いてください。

連携の形態：

連携事業体名と市町村名：

連携事業体名（市町村名）

連携の検討開始時期：

連携の内容（案）：

■広域連携を検討している連携事業体の基本情報

項目	内容
広域連携の検討状況	1. 関係者間で広域連携の検討を行うための勉強会や任意の協議会等を設置する準備をしている。 2. 関係者間で設置した勉強会や任意の協議会等で、広域連携の検討を行っている。 3. 関係者間の首長レベルで、広域連携を実施する方針が決定している。 4. 関係者間で、広域連携の具体的な実施計画を策定するための検討を行っている。 5. 関係者間で、広域連携を実施する計画が策定されている。 6. 必要な認可申請に向けて資料を作成している。 7. 必要な認可申請に向けて厚生労働省又は都道府県と協議している。
	上記のうち、平成 28 年度の進捗を具体的に記載してください。 （ ） 例 1）広域連携の発議が出たため、関係者間で検討を行うための勉強会の設置にむけて調整を〇〇県が主導する形で開始した。 例 2）引き続き、広域連携に係る検討を行うための勉強会を〇回開催した。 例 3）関係者間で広域連携の実施について合意がなされた。

以下の項目について、都道府県が広域連携の推進役となって実施した、または現在実施している広域連携の検討・調整状況に応じて選択または記入をお願いいたします（枠は拡大していただいて結構です）。選択結果は該当箇所に下線を引いてください。

問3 都道府県による広域連携の推進事例

問3-1 都道府県が推進役となって主導した、または関与した広域連携の事例はありますか。

1. 実施している、2. 過去にあり（すでに連携済み）、3. 過去にあり（連携に至らず）、4. 過去にない

1) 問3-1で実施しているを選択された場合の広域連携の目的は何でしたか。また、連携検討開始年月、事業体名（市町村名）、連携目標年次、推進役についてご記載ください。

1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、
3. 中長期的な施設管理水準の向上（計画的な更新・耐震化の実施）、
4. 施設の共同化（水源整理を含む）、5. 料金値上げの抑制、
6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上
8. その他（具体的に ）

連携検討開始年月：

事業体名（市町村名）：

連携目標年次： 平成○年○月

推進役：例）都道府県水道行政、都道府県が運営する水道用水供給事業（○○企業局）等

2) 上記1)で連携者間を調整するにあたって、慎重となる意見など事業体（市町村）間の調整で課題となっている、またはなっていた事案はありますか。

1. ある、2. あった、3. ない

3) 上記2)である、を選択した場合、どのような課題（意見）ですか。具体的に記載してください。また、その課題に対して解決に向けて取り組まれている工夫を具体的に記載してください。

（複数回答可）

課題（意見）：

()

()

()

解決に向けて工夫している内容：

()

()

()

4) 上記2)であった、を選択した場合、どのような課題（意見）でしたか。具体的に記載してください。また、その課題に対してどのように工夫し、解決されたのか具体的に記載してください。（複数回答可）

課題（意見）：

()
()
()

どのような工夫をして解決したかの内容：

()
()
()

5) 問3-1で過去にあり（既に連携済み）、を選択された場合の広域連携の目的は何でしたか。
また、連携検討開始年月、事業体名（市町村名）、推進役についてご記載ください。

1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、
3. 中長期的な施設管理水準の向上（計画的な更新・耐震化の実施）、
4. 施設の共同化（水源整理を含む）、5. 料金値上げの抑制、
6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上
8. その他（具体的に ）

連携開始年月：

事業体名（市町村名）：

推進役：例）都道府県水道行政、都道府県が運営する水道用水供給事業（○○企業局）等

6) 上記5)で連携者間を調整するにあたって、慎重となる意見など方針が決定されるまでに事業体（市町村）間の調整で課題となっていた事案はありましたか。

1. あった、2. なかった

7) 上記6)であった、を選択した場合、どのような課題（意見）でしたか。具体的に記載してください。また、その課題に対してどのように工夫し、解決されたのか具体的に記載してください。（複数回答可）

課題（意見）：

()
()
()

どのような工夫をして解決したかの内容：

()
()

()

8) 問3-1で過去にあり（連携に至らず）、を選択された場合の広域連携の目的は何でしたか。
また、事業体名（市町村名）、検討期間、推進役についてご記載ください。

1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、
3. 中長期的な施設管理水準の向上（計画的な更新・耐震化の実施）、
4. 施設の共同化（水源整理を含む）、5. 料金値上げの抑制、
6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上
8. その他（具体的に)

事業体名（市町村名）：

検討期間：

推進役：例）都道府県水道行政、都道府県が運営する水道用水供給事業（〇〇企業局）等

9) 上記8)で連携者間を調整するにあたって、慎重となる意見など連携に至らない結論に達するまでに事業体（市町村）間の調整で課題となった事案について具体的に記載してください。また、その課題に対しては具体的にどのような対応を行ったのか記載してください。（複数回答可）

課題（意見）：

()
()
()

具体的な対応：

()
()
()

問3-2 事業体からの要請などにより都道府県が推進役となって主導した、または関与した広域連携の事例はありますか。

1. 実施している、2. 過去にあり（すでに連携済み）、3. 過去にあり（連携に至らず）、
4. 過去にない

1) 問3-2で実施している、を選択された場合の広域連携の目的は何でしたか。また、連携検討開始年月、事業体名（市町村名）、連携目標年次、推進役についてご記載ください。

1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、
3. 中長期的な施設管理水準の向上（計画的な更新・耐震化の実施）、
4. 施設の共同化（水源整理を含む）、5. 料金値上げの抑制、

6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上

8. その他（具体的に ）

連携検討開始年月：

事業体名（市町村名）：

連携目標年次： 平成○年○月

推進役：例）都道府県水道行政、都道府県が運営する水道用水供給事業（○○企業局）等

2) 上記1) で連携者間を調整するにあたって、慎重となる意見など事業体（市町村）間の調整で課題となっている、またはなっていた事案はありますか。

2. ある、2. あった、3. ない

3) 上記2) である、を選択した場合、どのような課題（意見）ですか。具体的に記載してください。また、その課題に対して解決に向けて取り組まれている工夫を具体的に記載してください。
（複数回答可）

課題（意見）：

()

()

()

解決に向けて工夫している内容：

()

()

()

4) 上記2) であった、を選択した場合、どのような課題（意見）ですか。具体的に記載してください。また、その課題に対してどのように工夫し、解決されたのか具体的に記載してください。
（複数回答可）

課題（意見）：

()

()

()

どのような工夫をして解決したかの内容：

()

()

()

5) 問3-2で過去にあり（既に連携済み）、を選択された場合の広域連携の目的は何でしたか。
また、連携検討開始年月、事業体名（市町村名）、推進役についてご記載ください。

1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、

3. 中長期的な施設管理水準の向上（計画的な更新・耐震化の実施）、
4. 施設の共同化（水源整理を含む）、5. 料金値上げの抑制、
6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上
8. その他（具体的に ）

連携開始年月：

事業体名（市町村名）：

推進役：例）都道府県水道行政、都道府県が運営する水道用水供給事業（〇〇企業局）等

- 6) 上記5) で連携者間を調整するにあたって、慎重となる意見など方針が決定されるまでに事業体（市町村）間の調整で課題となっていた事案はありましたか。

2. あった、2. なかった

- 7) 上記6) であった、を選択した場合、どのような課題（意見）でしたか。具体的に記載してください。また、その課題に対してどのように工夫し、解決されたのか具体的に記載してください。（複数回答可）

課題（意見）：

()

()

()

どのような工夫をして解決したかの内容：

()

()

()

- 8) 問3-2で過去にあり（連携に至らず）、を選択された場合の広域連携の目的は何でしたか。また、事業体名（市町村名）、検討期間、推進役についてご記載ください。

1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、
3. 中長期的な施設管理水準の向上（計画的な更新・耐震化の実施）、
4. 施設の共同化（水源整理を含む）、5. 料金値上げの抑制、
6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上
8. その他（具体的に ）

事業体名（市町村名）：

検討期間：

推進役：例）都道府県水道行政、都道府県が運営する水道用水供給事業（〇〇企業局）等

9) 上記8)で連携者間を調整するにあたって、慎重となる意見など連携に至らない結論に達するまでに事業体（市町村）間の調整で課題となった事案について具体的に記載してください。また、その課題に対しては具体的にどのような対応を行ったのかを記載してください。（複数回答可）

課題（意見）：

()

()

()

具体的な対応：

()

()

()

問3-3 管内で都道府県ではなく中核となる都市や企業団等の一部事務組合が推進役となって関与した広域連携の事例があれば記載してください。

事業体の名称：

連携形態：

内容：

連携開始時期：

問4 広域連携と合わせて、官民連携の検討も併せて行われましたか。

1. 行った、2. 行わなかった、3. その他 ()

～ご協力、ありがとうございました～

Ⅲ. 調査結果

1. 統合実現事業体

1-1 事業体と調査結果の概要

平成 18 年度以降に広域連携により事業統合を実現した事業体の概要を下表に示した。

- 1) 検討開始から統合実現までに要した期間は、最短では 1 年 2 ヶ月、最長では 21 年 3 ヶ月と様々であった。
- 2) 統合に既存の企業団が含まれるのは 6 事例であり、統合市町村数は 2～4 であった。また、群馬東部水道企業団は 3 市 5 町、秩父広域市町村圏組合は 1 市 4 町と広範囲な市町村との統合を実現している。一方、周辺の小規模の自治体の水道事業を統合した水道事業体の事例が 4 事例（会津若松市、柏崎市、小諸市、北九州市）見られた。
- 3) 給水人口規模（認可値）は統合前から概ね減少しており、統合により再度、将来の人口予測等を行い、新たな事業計画により水道事業としての継続が図られたことを示している。

表 1-1 統合実現事業体の概要

番号	事業体	検討開始から 統合実現まで 要した年数	事業統合前後の 給水人口規模（認可値）		
			統合前		統合後
			給水人口	市町村・企業団数	
1	中空知広域水道企業団	4 年 1 ヶ月	94,400	3 市 1 町 1 企業団	75,216
2	八戸圏域水道企業団	4 年 9 ヶ月	367,132	2 簡易水道 1 企業団	325,569
3	岩手中部水道企業団	12 年 2 ヶ月	221,630	2 市 1 町 1 企業団	217,400
4	会津若松市	2 年 7 ヶ月	125,900	1 市 1 村	125,960
5	群馬東部水道企業団	約 7 年	509,000	3 市 5 町	444,000
6	秩父広域市町村圏組合	7 年 5 ヶ月 ※1	111,211	1 市 4 町	100,230
7	柏崎市	6 年 4 ヶ月	111,330	1 市 1 村	111,330
8	小諸市	4 年 0 ヶ月	45,350	1 市 1 組合	43,467
9	東部地域広域水道企業団	13 年 3 ヶ月	57,471	2 市	45,890
10	淡路広域水道企業団	21 年 3 ヶ月	157,606	3 市 1 企業団	96,800
11	大阪広域水道企業団※2	3 年 7 ヶ月	86,700	1 市 1 町 1 村 1 企業団	76,600
12	宗像地区事務組合	7 年 6 ヶ月 ※3	154,600	2 市 1 企業団	154,600
13	北九州市※4	1 年 3 ヶ月／1 年 2 ヶ月	1,106,100	1 市 2 町	1,106,100

※1 水道広域化委員会設置から 4 年 5 ヶ月、広域化準備室設置から 2 年 0 ヶ月、統合に関する覚書締結から 1 年 0 ヶ月

※2 大阪広域水道企業団は平成 29 年 4 月 1 日の統合となるため、今回の調査時点では事業統合までには至っていない。

※3 宗像地区水道企業団議会特別委員会設置から 6 年程、その後関係市合併、一部事務組合統合を経て水道事業統合協議会設置後 1 年 6 ヶ月

※4 北九州市は 2 町とそれぞれ別途に計 2 回の事業統合を行っている。

事業統合実現 13 事業体に対するアンケート調査の結果を取りまとめると以下のようであった。

- 広域連携の統合形態で垂直統合を実現したのは、中空知広域水道企業団・岩手中部水道企業団・小諸市・淡路広域水道企業団・宗像地区事務組合の 5 事業体であった。また、大阪広域水道企業団は、用水供給事業と水道事業の垂直統合であるが当面は会計を統一しない経営統合という形態をとる。残りの 7 事業体は水平統合であった。
- 広域連携の要望主体は、関係市からの要望が最も多い。検討主体も関係市のみが最も多く 6 事業体であり、関係市及び企業団・事務組合を併せると 9 事業体に及び、全体の 7 割近くを占めていた。
- 広域連携の目的には地域の多様性がある。その具体的な施策として、施設の共同化、中長期的な施設管理水準の向上、人材及び技術力の確保等がある。地域の固有の目的としては、経営の効率化、水資源の有効活用・老朽管の更新促進（国庫補助の活用）、水道整備計画での一元化確約、効率的な水運用などが挙げられている。
- 広域連携の目的を給水人口規模でみると、1 万～10 万人規模の事業体では施設の共同化や人材及び技術力の確保、中長期的な施設管理基準の向上のほか、料金値上げの抑制についてが比較的多いのに対し、1 万人未満の事業体の目的は分散している。10 万人以上の事業体では地域の固有の目的が多い。
- 同じく広域連携の目的を正職員数規模でみると、5 人以下のところでは災害対応・危機管理能力の向上が最も多く、事業統合によって危機管理面での拡充を図りたいという意向がみて取れる。一方、6 人～20 人以下と 21 人以上ではほぼ同様の結果であり施設の共同化をはじめ様々な目的を挙げている。
- 統合前に広域連携で取り組もうとしていた事業と統合後の実態をみると、事前には施設の共同化、料金格差の解消、中長期的な施設管理水準の向上が挙げられているが、統合後の多くで、施設面への取り組みが中心となっている。統合後は料金の適正化に取り組もうとしている動きが多い。
- 連携の発議はその多くが水道事業体内部から出されている。推進役も水道事業体職員が中心となっている。統合前に各所から出された慎重意見にはさまざまなものがあるが、水道事業体職員が統合後の事業見通しや統合に関する考え方などの説明を懇切に行うことで理解を得ていた。
- 連携の検討環境については事務局を設置する事例が多い。事務局人件費や検討に係る経費の問題が生じるが事業体により対応は異なっていた。
- 資産管理については、台帳整備を行っていなかった事業体があったのは 9 事業体にのぼったが、台帳整備をしていなくとも広域連携を推進する際に、連携を妨げる要因とはならなかったと回答

した事業体はこのうち 7 事業体であった。なお、これらの 9 事業体のうち、台帳を整備・統一したのが 6 事業体、整備・統一しなかったのが 3 事業体であった。

- 広域連携後を想定したアセットマネジメントを実施した事業体は、5 事業体であった。
- 水道料金の統一を統合と同時に行ったのは 6 事例であり、統合の後に統一した事例もある。統一したときの料金の合わせ方は様々であった。
- 人材の確保については、プロパー職員の採用を行っているところが 5 事業体と一番多く、次いで派遣・出向での対応で行っているところが 3 事業体であった。
- 事業統合により予想より効果のあった事項としては、施設の共同化、災害対応・危機管理能力の向上、中長期的な施設管理水準の向上、日常の施設管理水準の向上が上位を占めた。
- 事業統合を実現した 13 事業体のうち、今後の更なる広域連携の検討を行っている事業体も多い。

1-2 類型別分析

1-2-1 広域連携の要望主体

広域連携の要望主体は下表のとおり、関係市の要望が最も多く 10 事例（77%）であった。残りは、その他の 3 事例（企業団議会議員からの提言、企業団、事務組合と関係市）であった。

県の主導、市の要請を受けて県が主導した事例は、今回の調査対象となった統合実現事業体には見られなかった。

表 1-2-1 (1) 広域連携の要望主体

選択肢	事業体数	%
関係市の要望	10	77
県の主導	0	0
市の要請を受けて県が主導	0	0
その他	3	23
合計	13	100

図1-2-1 (1) 広域連携の要望主体

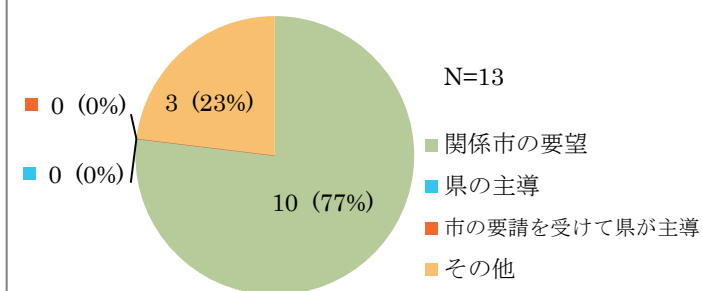


表 1-2-1 (2) 広域連携の要望主体

要望主体	事業体	要望者
関係市の要望	中空知広域水道企業団	奈井江町
	八戸圏域水道企業団	
	会津若松市	湯川村
	群馬東部水道企業団	
	秩父広域市町村圏組合	ちちぶ定住自立圏形成協定の中で「水道事業の運営の見直し」を検討する中で広域化の議論に発展した。
	柏崎市	刈羽村
	小諸市	
	東部地域広域水道企業団	
	大阪広域水道企業団	四條畷市、太子町、千早赤阪村、泉南市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、田尻町、岬町
	北九州市	
その他	岩手中部水道企業団	企業団議会議員からの提言
	淡路広域水道企業団	企業団
	宗像地区事務組合	宗像地区事務組合、宗像市、福津市

1-2-2 広域連携の検討主体

広域連携の検討主体は下表のとおり、関係市のみが最も多く 6 事業体であり、関係市及び企業団・事務組合を併せると 9 事業体であり全体の 7 割近くを占めた。連携後の構成市・事業体で検討に取り組む事例が多いことがわかる。また、4 事業体は市の要請を受けて県とも検討を行っていた。

その他の 3 事業体はいずれも関係市および企業団・事務組合であった。

表 1-2-2 (1) 広域連携の検討主体

選択肢	事業体数	%
関係市のみで検討	6	46
県の主導	0	0
市の要請を受けて県とも検討	4	31
その他	3	23
合計	13	100

図1-2-2 (1) 広域連携の検討主体

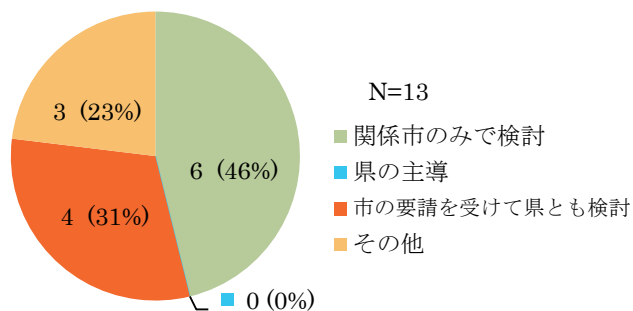


表 1-2-2 (2) 広域関連の検討主体

検討主体	事業体	備考
関係市のみで検討	会津若松市	
	群馬東部水道企業団	
	柏崎市	
	小諸市	
	淡路広域水道企業団	
	北九州市	
市の要請を受けて県とも検討	中空知広域水道企業団	
	八戸圏域水道企業団	
	秩父広域市町村圏組合	
	東部地域広域水道企業団	
その他	岩手中部水道企業団	関係市及び企業団で検討
	大阪広域水道企業団	関係市及び企業団で検討
	宗像地区事務組合	宗像地区事務組合を主体に宗像市、福津市と協議

1-2-3 広域連携の統合形態

13 事業体のうち、垂直統合を実現したのは、中空知広域水道企業団・岩手中部水道企業団・小諸市・淡路広域水道企業団・宗像地区事務組合の 5 事業体（38％）であった。

一方、水平統合は 7 事業体（54％）であった。4 月に経営統合を控える大阪広域水道企業団は用水供給事業と水道事業とが会計が別であり、事業統合は行わない形態であり「その他」となっている。

表 1-2-3（1）広域連携の統合形態

選択肢	事業体数	%
垂直統合	5	38
水平統合	7	54
その他	1	8
合計	13	100

図1-2-3 広域連携の統合形態

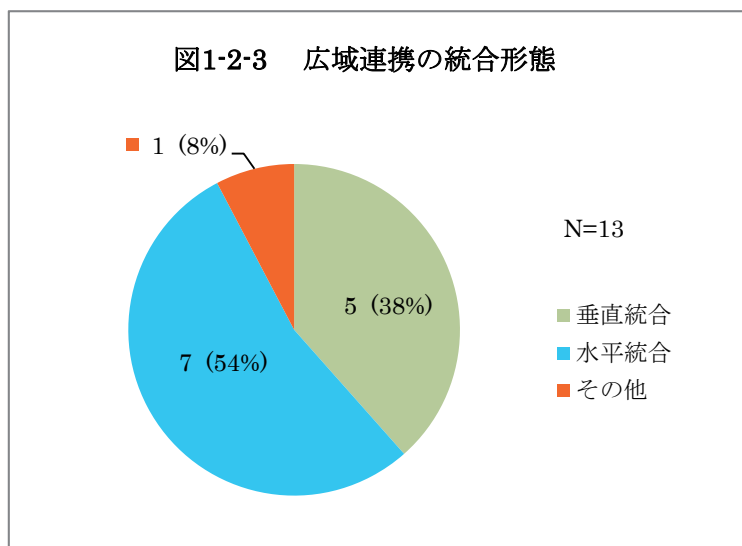


表 1-2-3（2） 広域連携の統合形態

広域連携の統合形態	事業体	備考
垂直統合	中空知広域水道企業団	
	岩手中部水道企業団	
	小諸市	
	淡路広域水道企業団	
	宗像地区事務組合	
水平統合	八戸圏域水道企業団	
	会津若松市	
	群馬東部水道企業団	
	秩父広域市町村圏組合	
	柏崎市	
	東部地域広域水道企業団	
	北九州市	
その他	大阪広域水道企業団	用水供給事業と水道事業の垂直統合であり、会計を統一しない経営統合

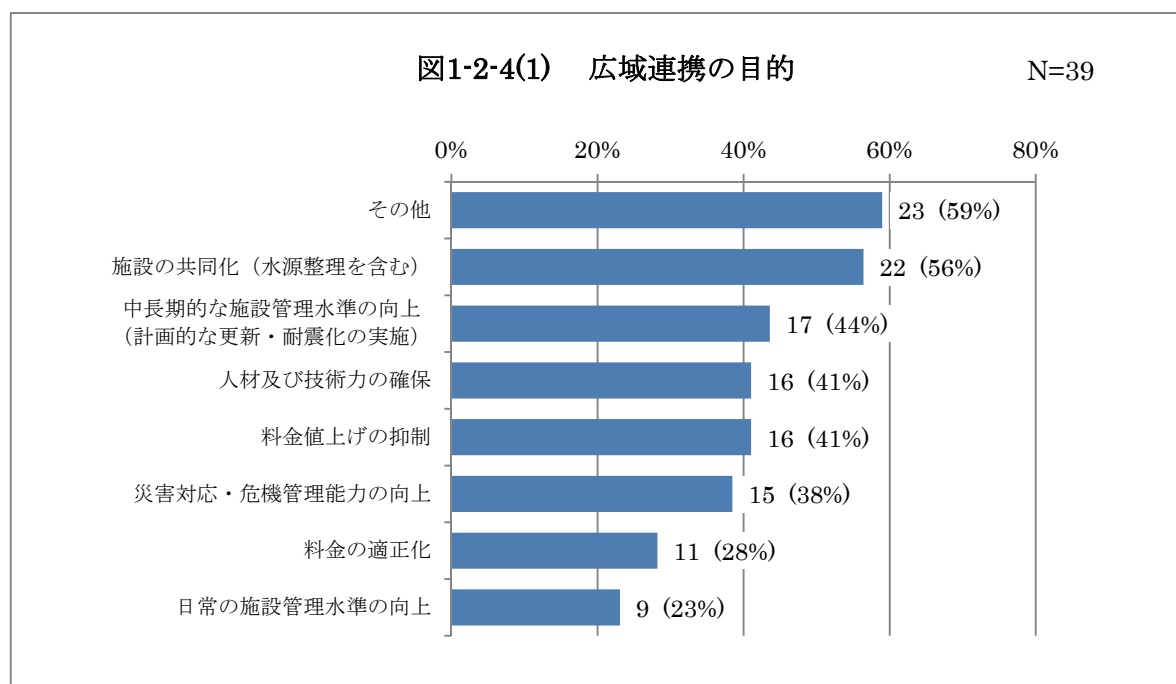
1-2-4 広域連携の目的

統合前の各事業体の広域連携の目的については、下表の回答が得られた（質問は、構成事業体ごとに回答いただいている）。ただし、群馬東部水道企業団では太田市と太田市以外の市町、秩父広域市町村圏組合では秩父市と秩父市以外の町で区分したため、回答事業体の数は全体で 39 となっている。

全体の回答のうち、「その他」が最も多く 23、次いで「施設の共同化（水源整理を含む）」が 22 となっていた。

表 1-2-4 (1) 広域連携の目的 (対象事業体数 N=39)

選択肢	事業体数	%
その他	23	59
施設の共同化（水源整理を含む）	22	56
中長期的な施設管理水準の向上（計画的な更新・耐震化の実施）	17	44
人材及び技術力の確保	16	41
料金値上げの抑制	16	41
災害対応・危機管理能力の向上	15	38
料金の適正化	11	28
日常の施設管理水準の向上	9	23
合計	129	—



最も多かった「その他」の回答内容のうち構成団体の目的がすべて一致している事例を下表に示した。

経営の効率化、水資源の有効活用・老朽管の更新促進（国庫補助の活用）、水道整備計画での一元化確約、効率的な水運用など様々であるが、事業統合を目指すうえで目的が一致していることは広域連携の大きな推進力になるものとみられた。

一方、中核的な事業体が周辺市町村からの統合要請を受けたり、模索する際の目的としては、水源施設の有効活用、水量水質の確保、簡易水道統合、未普及地域解消、中核都市としての地域貢献、分水の解消などの内容となった。

表 1-2-4 (2) 広域連携の目的「その他」のうち構成団体の目的が一致している事例

その他の目的	構成団体	事業体
経営の効率化	中空知広域水道企業団、滝川市、砂川市、歌志内市	中空知広域水道企業団
水資源の有効活用・老朽管の更新促進（国庫補助の活用）	太田市、太田市以外の市町	群馬東部水道企業団
簡易水道統合、未普及地域解消	大月市、上野原市	東部地域広域水道企業団
兵庫県で「淡路地域広域的な水道整備計画」の策定に際し、厚生大臣に対し、平成 17 年までに島内水道を一元化するための経営認可を得ることを確約しているため	淡路広域水道企業団、淡路市、洲本市、南あわじ市	淡路広域水道企業団
効率的な水運用	宗像地区事務組合、宗像市、福津市	宗像地区事務組合

以下、広域連携の目的について、各項目別に回答した構成団体を示す。

表 1-2-4 (3) 広域連携の目的 1. 人材及び技術力の確保

事業体	構成団体
八戸圏域水道企業団	八戸圏域水道企業団
岩手中部水道企業団	岩手中部広域水道企業団、北上市、花巻市
群馬東部水道企業団	太田市、太田市以外の市町
秩父広域市町村圏組合	秩父市、秩父市以外の町
大阪広域水道企業団	大阪広域水道企業団、四條畷市、太子町、千早赤阪村
宗像地区事務組合	宗像地区事務組合、宗像市、福津市
北九州市	芦屋町

表 1-2-4 (4) 広域連携の目的 2. 日常の施設管理水準の向上

事業体	構成団体
八戸圏域水道企業団	八戸圏域水道企業団、島守地区簡易水道、南部町二又地区簡易水道
岩手中部水道企業団	岩手中部広域水道企業団、花巻市
群馬東部水道企業団	太田市以外の市町
柏崎市	刈羽村
宗像地区事務組合	宗像地区事務組合、宗像市、福津市

表 1-2-4 (5) 広域連携の目的 3. 中長期的な施設管理水準の向上（計画的な更新・耐震化の実施）

事業体	構成団体
八戸圏域水道企業団	八戸圏域水道企業団、島守地区簡易水道、南部町二又地区簡易水道
岩手中部水道企業団	岩手中部広域水道企業団、北上市、花巻市、紫波町
秩父広域市町村圏組合	秩父市、秩父市以外の町
大阪広域水道企業団	大阪広域水道企業団、四條畷市、太子町、千早赤阪村
宗像地区事務組合	宗像地区事務組合、宗像市、福津市
北九州市	芦屋町

表 1-2-4 (6) 広域連携の目的 4. 施設の共同化（水源整理を含む）

事業体	構成団体
中空知広域水道事業団	奈井江町
八戸圏域水道企業団	八戸圏域水道企業団、島守地区簡易水道、南部町二又地区簡易水道
岩手中部水道企業団	岩手中部広域水道企業団、北上市、花巻市、紫波町
群馬東部水道企業団	太田市以外の市町
秩父広域市町村圏組合	秩父市、秩父市以外の町
柏崎市	柏崎市
東部地域広域水道企業団	大月市、上野原市
大阪広域水道企業団	大阪広域水道企業団、四條畷市、太子町、千早赤阪村
宗像地区事務組合	宗像地区事務組合、宗像市、福津市

表 1-2-4 (7) 広域連携の目的 5. 料金値上げの抑制

事業体	構成団体
八戸圏域水道企業団	八戸圏域水道企業団
岩手中部水道企業団	花巻市、紫波町
群馬東部水道企業団	太田市以外の市町
秩父広域市町村圏組合	秩父市、秩父市以外の町
柏崎市	柏崎市、刈羽村
小諸市	小諸市外二市御牧ヶ原水道組合
大阪広域水道企業団	大阪広域水道企業団、四條畷市、太子町、千早赤阪村
宗像地区事務組合	宗像地区事務組合、宗像市、福津市
北九州市	芦屋町

表 1-2-4 (8) 広域連携の目的 6. 料金の適正化

事業体	構成団体
八戸圏域水道企業団	八戸圏域水道企業団
岩手中部水道企業団	北上市、花巻市、紫波町
秩父広域市町村圏組合	秩父市、秩父市以外の町
宗像地区事務組合	宗像地区事務組合、宗像市、福津市
北九州市	芦屋町、水巻町

表 1-2-4 (9) 広域連携の目的 7. 災害対応・危機管理能力の向上

事業体	構成団体
八戸圏域水道企業団	八戸圏域水道企業団、島守地区簡易水道、南部町二又地区簡易水道
岩手中部水道企業団	花巻市、紫波町
群馬東部水道企業団	太田市以外の市町
大阪広域水道企業団	大阪広域水道企業団、四條畷市、太子町、千早赤阪村
宗像地区事務組合	宗像地区事務組合、宗像市、福津市
北九州市	水巻町

以下、広域連携の目的を給水人口規模と正職員数規模で区分すると以下のとおりであった。

給水人口規模を1万人未満、1万から10万人未満、10万人以上に区分して広域連携の目的をまとめると下表のとおりである（用水供給を行っている3企業団は除く）。

給水人口が1万人未満の事業体の広域連携の目的は分散しているものの、「日常の施設管理水準の向上」、「中長期的な施設管理水準の向上」、「施設の共同化」、「料金値上げの抑制」、「災害対応・危機管理能力の向上」など多岐にわたっており、個々の事業体でのニーズは多様化していることがわかる。

また、1万人から10万人未満の中規模の事業体では「施設の共同化」が62%、次いで「中期的な施設管理水準の向上」「人材及び技術力の確保」「料金値上げの抑制」が48%を占めていた。施設や技術力に加えて料金の問題も検討のテーマとなったことがわかる。

一方、10万人以上の大規模事業体では回答は分散しており、事業体のニーズは個々のケースで多様化しているものとみられる。

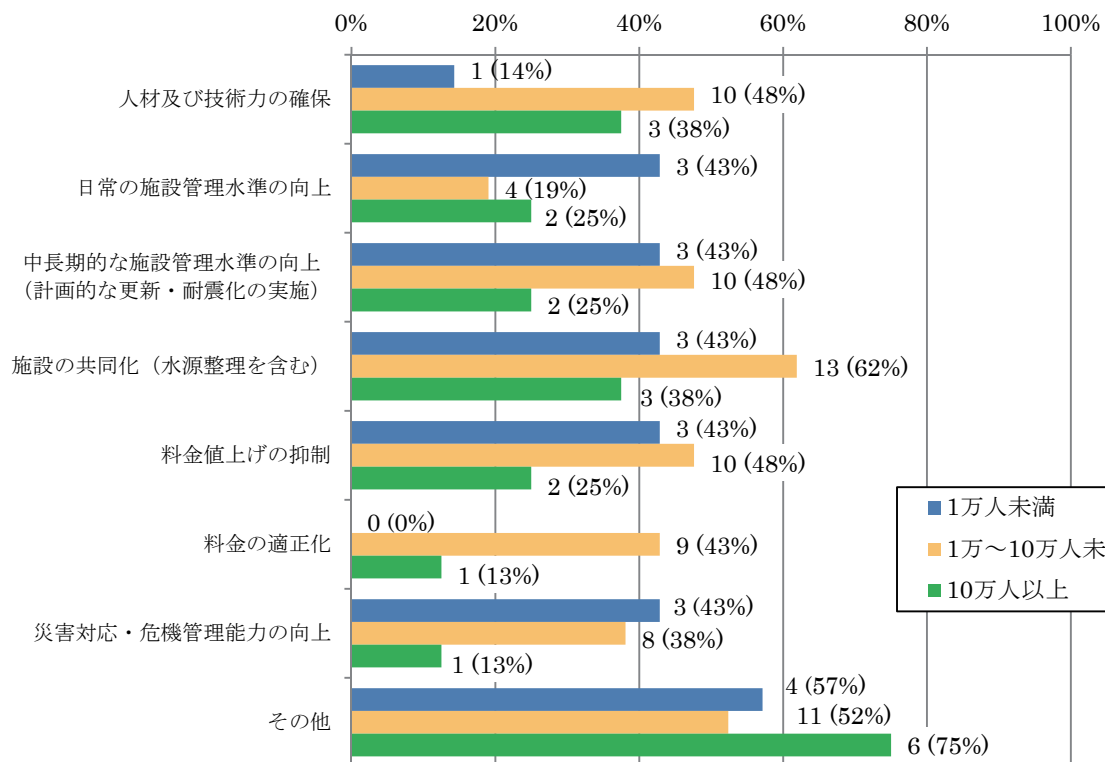
規模別にみると、「日常の施設管理水準の向上」について、1万～10万人未満の事業体では19%であるのに対し、1万人未満の事業体では43%となっており、小規模の事業ほど管理水準の向上を重要視していることが分かる。また、「料金の適正化」について、1万人未満の事業体では0%であるのに対し、1万～10万人未満の事業体では43%となっており、料金の適正化を重要視していることが分かる。

表 1-2-4 (10) 給水人口規模別にみた広域連携の目的

(対象事業体数 N=36)

選択肢	給水人口規模					
	1万人未満		1万～10万人未満		10万人以上	
人材及び技術力の確保	1	14%	10	48%	3	38%
日常の施設管理水準の向上	3	43%	4	19%	2	25%
中長期的な施設管理水準の向上 (計画的な更新・耐震化の実施)	3	43%	10	48%	2	25%
施設の共同化（水源整理を含む）	3	43%	13	62%	3	38%
料金値上げの抑制	3	43%	10	48%	2	25%
料金の適正化	0	0%	9	43%	1	13%
災害対応・危機管理能力の向上	3	43%	8	38%	1	13%
その他	4	57%	11	52%	6	75%
合計	7	100%	21	100%	8	100%

図1-2-4 (2) 給水人口規模別にみた広域連携の目的



次に事業体の正職員数規模でみた広域連携の目的を下表に示す。

職員 5 人未満の組織では、小規模の事業体となることから、「災害対応・危機管理能力の向上」が最も多かったのが特徴的であった。また、職員数 6 人から 20 人以下の組織では給水人口規模 1 万から 10 万人未満で見た内容とほぼ同様であった。

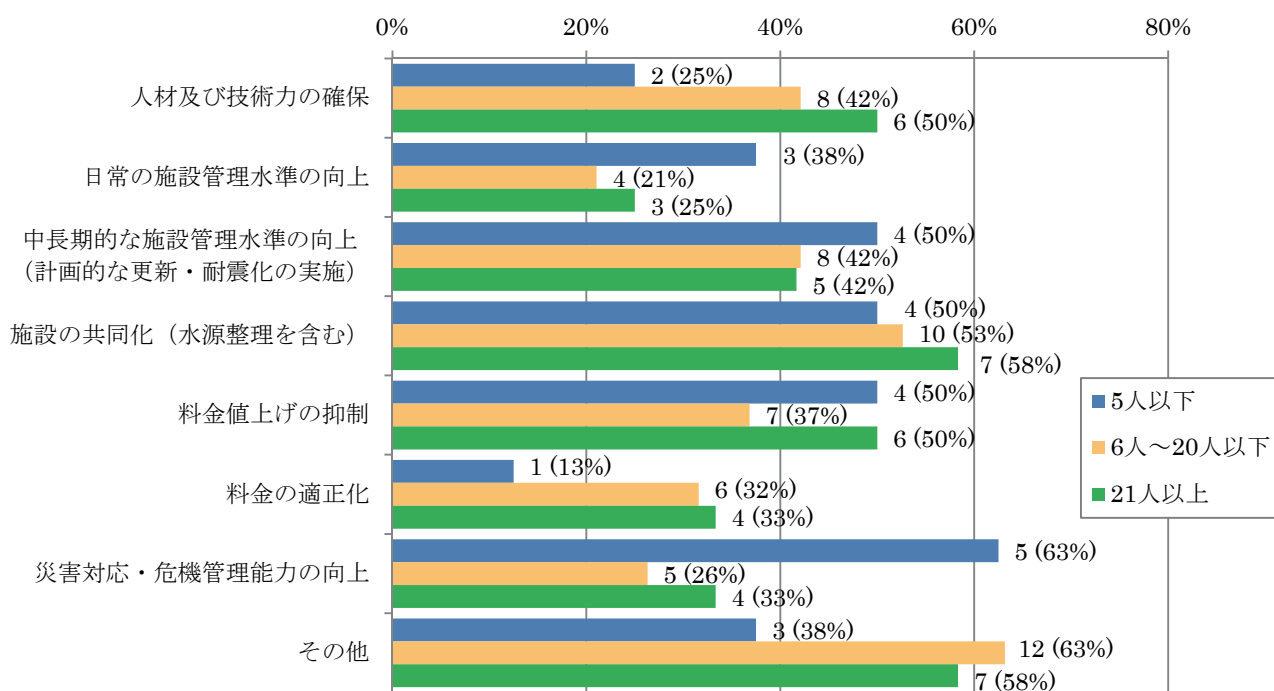
職員数が 21 人以上の組織も給水人口規模が 10 万人以上のケースとほぼ同様の内容であった。

表 1-2-4 (11) 正職員数区分別にみた広域連携の目的

(対象事業体数 N=39)

選択肢	5 人以下		6 人～20 人以下		21 人以上	
人材及び技術力の確保	2	25%	8	42%	6	50%
日常の施設管理水準の向上	3	38%	4	21%	3	25%
中長期的な施設管理水準の向上 (計画的な更新・耐震化の実施)	4	50%	8	42%	5	42%
施設の共同化 (水源整理を含む)	4	50%	10	53%	7	58%
料金値上げの抑制	4	50%	7	37%	6	50%
料金の適正化	1	13%	6	32%	4	33%
災害対応・危機管理能力の向上	5	63%	5	26%	4	33%
その他	3	38%	12	63%	7	58%
合計	8	100%	19	100%	12	100%

図1-2-4 (3) 正職員数区分別にみた広域連携の目的



1-2-5 現在の事業体への職員の異動

現在の事業体への職員の異動についての回答は以下のとおりである。

旧事業体からの派遣で実施している事業体は、中空知広域水道企業団、群馬東部水道企業団、淡路広域水道企業団、宗像地区事務組合であった。また、出向のみで実施している事業体は、秩父広域市町村圏組合であった。

東部地域広域水道企業団は 2 市からの異動はおのおの出向と派遣であり、岩手中部水道企業団では、新しい統合事業体へ旧企業団はじめ統合 2 市 1 町から総勢 65 人の転籍が実施されている。

現在の事業体への異動がなかったのが八戸圏域水道企業団への南部町二又地区簡易水道、会津若松市への湯川村、柏崎市への刈羽村、北九州市への芦屋町、水巻町であった。

なお、大阪広域水道企業団への構成市からの異動は未定の段階であった。

表 1-2-5 現在の事業体への職員の異動（単位：人）

中空知広域水道企業団

	出向	派遣	転籍
滝川市	0	7	0
砂川市	0	4	0
歌志内市	0	3	0
奈井江町	0	3	0

八戸圏域水道企業団

	出向	派遣	転籍
南部町二又地区簡易水道	0	0	0

岩手中部水道企業団

	出向	派遣	転籍
岩手中部広域水道企業団	0	0	14
北上市	0	0	20
花巻町	0	0	27
紫波町	0	0	4

会津若松市

	出向	派遣	転籍
湯川村	0	0	0

群馬東部水道企業団

	出向	派遣	転籍
太田市	0	18	0
館林市	0	16	0
みどり市	0	22	0
賛同した町	0	20	0

秩父広域市町村圏組合

	出向	派遣	転籍
秩父市	28	0	0
横瀬町	5	0	0
皆野町	0	0	0
長瀬町	0	0	0
小鹿野町	7	0	0
皆野・長瀬上下水道組合	9	0	0

柏崎市

	出向	派遣	転籍
刈羽村	0	0	0

小諸市

	出向	派遣	転籍
佐久市	0	0	0
東御市	0	0	0
小諸市外二市御牧ヶ原水道組合	0	0	1

東部地域広域水道企業団

	出向	派遣	転籍
大月市	0	4	0
上野原市	4	0	0

淡路広域水道企業団

	出向	派遣	転籍
淡路市	0	15	0
洲本市	0	20	0
南あわじ市	0	15	0

宗像地区事務組合

	出向	派遣	転籍
宗像市	0	7	0
福津市	0	5	0

北九州市

	出向	派遣	転籍
芦屋町	0	0	0
水巻町	0	0	0

1-2-6 広域連携での事業

1) 広域連携（事業統合）の前に取り組もうと考えていた事業

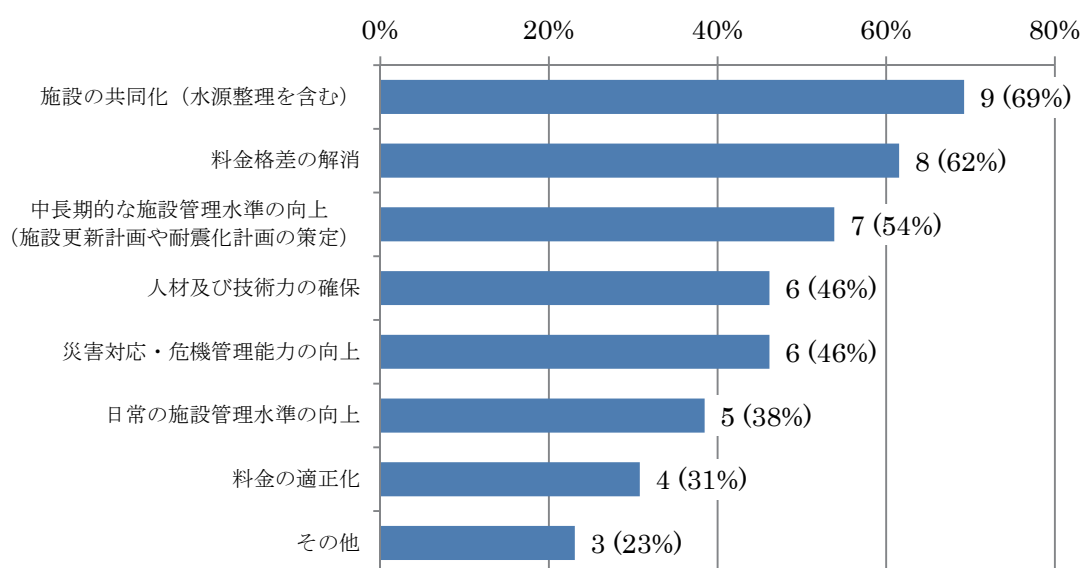
広域連携の前に取り組もうと考えていた事業では、「施設の共同化」が最も多く、次いで「料金格差の解消」「中長期的な施設管理水準の向上」「災害対応・危機管理能力の向上」「人材及び技術力の確保」が続いている。

表 1-2-6 (1) 広域連携（事業統合）の前に取り組もうと考えていた事業

(対象事業体数 N=13)

選択肢	事業体数	%
施設の共同化（水源整理を含む）	9	69
料金格差の解消	8	62
中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）	7	54
人材及び技術力の確保	6	46
災害対応・危機管理能力の向上	6	46
日常の施設管理水準の向上	5	38
料金の適正化	4	31
その他	3	23
合計	13	100

図1-2-6 (1) 広域連携（事業統合）の前に取り組もうと考えていた事業



2) 広域連携（事業統合）後に取り組んだ、または取り組んでいる事業

連携後の取り組みとしては、施設関係が中心となっている。中長期的な施設管理水準の向上に取り組んでいることは、連携の大きなメリットとなっていると考えられる。また、「災害対応・危機管理能力の向上」にも注力している状況が明らかとなっており、多くの面で事業における質の向上が図られていることがわかる。

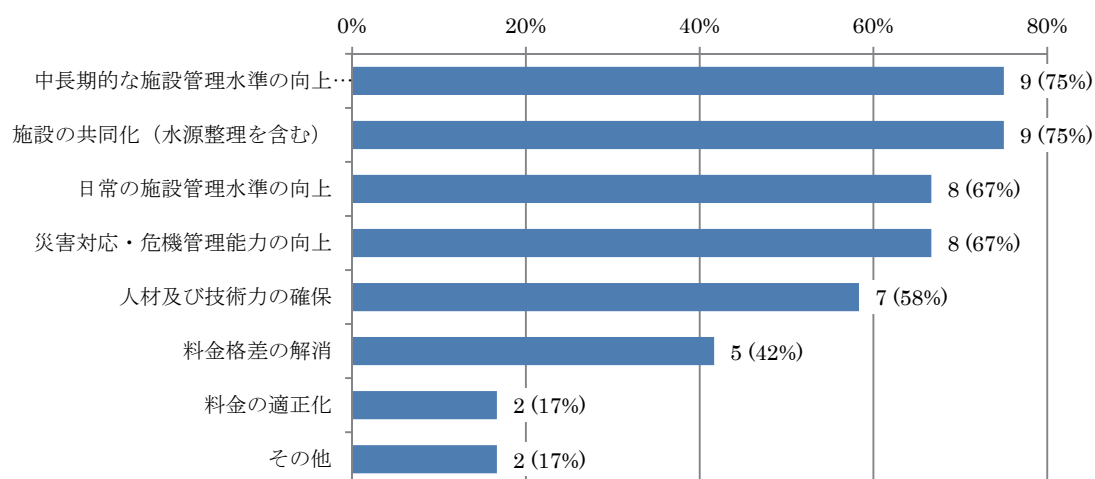
表 1-2-6 (2) 広域連携（事業統合）後に取り組んだ、または取り組んでいる事業

(対象事業体数 N=12)

選択肢	事業体数	%
中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）	9	75
施設の共同化（水源整理を含む）	9	75
日常の施設管理水準の向上	8	67
災害対応・危機管理能力の向上	8	67
人材及び技術力の確保	7	58
料金格差の解消	5	42
料金の適正化	2	17
その他	2	17
合計	12	100

※大阪広域水道企業団は含まず。

図1-2-6 (2) 広域連携（事業統合）後に取り組んだ、または取り組んでいる事業



3) 広域連携（事業統合）後の取り組みの中で効果のあった事業

連携で効果のあった事業として、「日常の施設管理水準の向上」と「災害対応・危機管理能力の向上」が最も多かった。日常の管理水準が上がったという結果は注目される。

表 1-2-6 (3) 広域連携（事業統合）後の取り組みの中で効果のあった事業

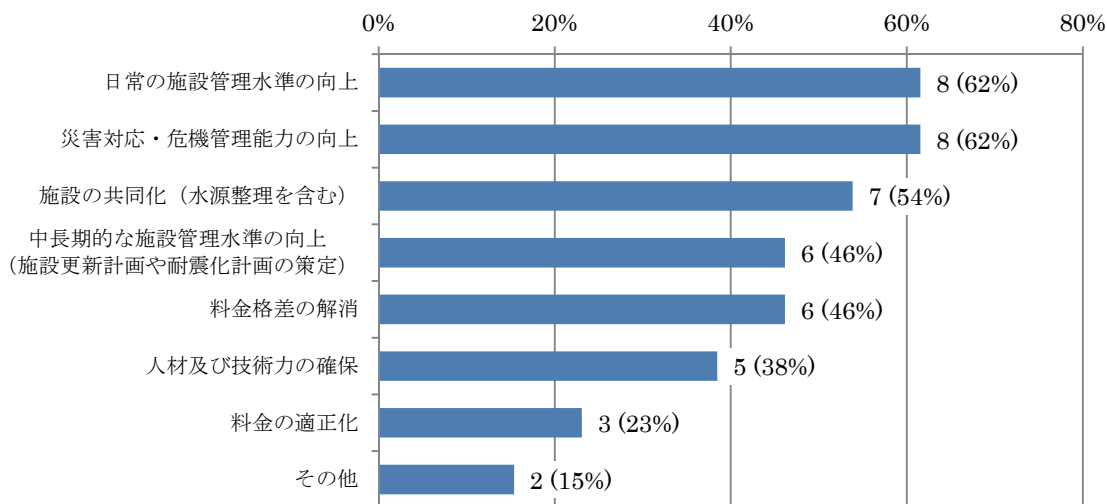
(対象事業体数 N=13)

選択肢	事業体数	%
日常の施設管理水準の向上	8	62
災害対応・危機管理能力の向上	8	62
施設の共同化（水源整理を含む）	7	54
中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）	6	46
料金格差の解消	6	46
人材及び技術力の確保	5	38
料金の適正化	3	23
その他	2	15
合計	13	100

※大阪広域水道企業団は含まず。

※北九州市は2回の統合で効果のあった事業が異なるため2事例とした。

図1-2-6 (3) 広域連携（事業統合）後の取り組みの中で効果のあった事業



4) 広域連携（事業統合）後、新たに取り組もうとしている事業

連携後に新たに取り組もうとしている事業として、「料金の適正化」が最も多くの回答を得た。事業統合のなかで、将来への取り組みとして、料金の適正化や人材面、技術継承面に関する課題が浮上してくるという点が注目される。

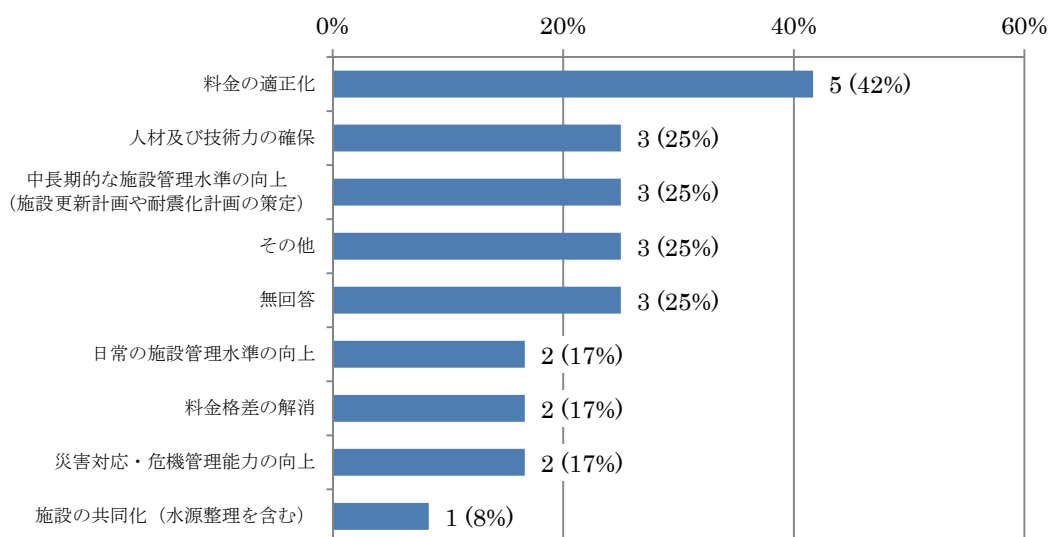
表 1-2-6 (4) 広域連携（事業統合）後、新たに取り組もうとしている事業

(対象事業体数 N=12)

選択肢	事業体数	%
料金の適正化	5	42
人材及び技術力の確保	3	25
中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）	3	25
その他	3	25
無回答	3	25
日常の施設管理水準の向上	2	17
料金格差の解消	2	17
災害対応・危機管理能力の向上	2	17
施設の共同化（水源整理を含む）	1	8
合計	12	100

※大阪広域水道企業団は含まず。

図1-2-6 (4) 広域連携（事業統合）後、新たに取り組もうとしている事業



1-3 広域連携の実態

1-3-1 広域連携の発議・推進役・主な議論

1) 広域連携の発議

広域連携の発議はその多くが水道事業体内部から出されたものであった。そのほか、首長、水道事業体の議会などである。小諸市の場合、小諸市の市長部局からの発議もあった。

表 1-3-1 (1) 広域連携の発議

(対象事業体数 N=13)

選択肢	事業体数	%
水道事業体	8	62
首長	2	15
議会	2	15
都道府県水道行政	1	8
その他	1	8
無回答	1	8
住民・利用者等	0	0
合計	13	100

図1-3-1 (1) 広域連携の発議

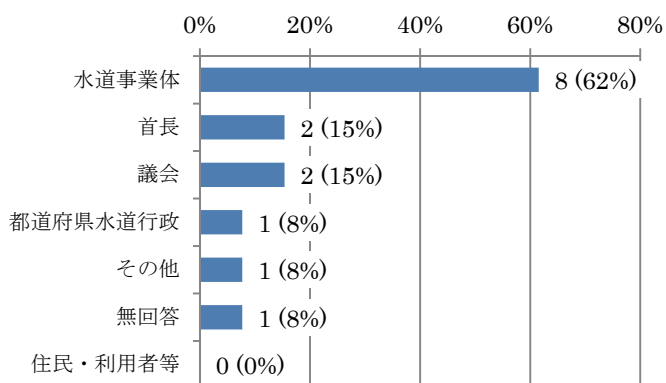


表 1-3-1 (2) 広域連携の発議

広域連携の発議	事業体	備考
水道事業体	中空知広域水道企業団	
	八戸圏域水道企業団	
	会津若松市	
	群馬東部水道企業団	
	秩父広域市町村圏組合	
	淡路広域水道企業団	
	大阪広域水道企業団	
	北九州市（芦屋町／水巻町）	
首長	秩父広域市町村圏組合	
	柏崎市	刈羽村
議会	岩手中部水道企業団	企業団議会
	宗像地区事務組合	企業団議会
都道府県水道行政	秩父広域市町村圏組合	
その他	小諸市	小諸市市長部局
無回答	東部地域広域水道企業団	

2) 広域連携の推進役

広域連携の推進役は実務を担う水道事業体職員が主に担当していた。秩父広域市町村圏組合では、水道事業体職員に加え首長、県が推進役となっていた。

一方、発議が市の市長部局から出された小諸市では、推進役も市長部局が担っていた。

表 1-3-1 (3) 広域連携の推進役

(対象事業体数 N=13)

選択肢	事業体数	%
水道事業体職員	10	77
首長	3	23
都道府県水道行政職員	1	8
その他	1	8
無回答	1	8
合計	13	100

図1-3-1 (2) 広域連携の推進役

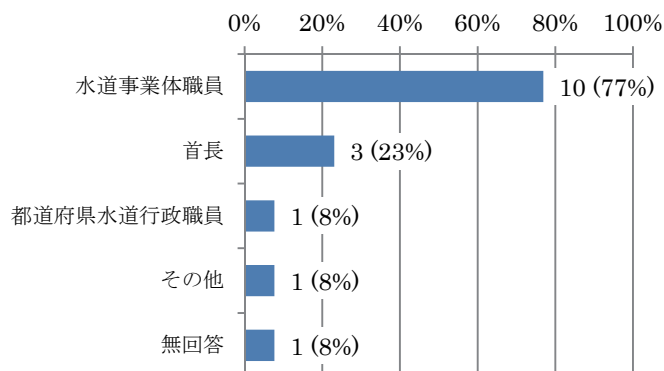


表 1-3-1 (4) 広域連携の推進役

広域連携の推進役	事業体	備考
水道事業体職員	中空知広域水道企業団	
	八戸圏域水道企業団	
	岩手中部水道企業団	
	会津若松市	
	群馬東部水道企業団	
	秩父広域市町村圏組合	
	淡路広域水道企業団	
	大阪広域水道企業団	
	宗像地区事務組合	
	北九州市（芦屋町、水巻町）	
首長	八戸圏域水道企業団	
	秩父広域市町村圏組合	
	柏崎市	
都道府県水道行政職員	秩父広域市町村圏組合	
その他	小諸市	小諸市市長部局

3) 主な議論

以下に統合前に出された慎重意見と、その意見に対して事業体ではどのような対応・工夫を施したのか、その内容を掲げた。

表 1-3-1 (5) 慎重意見と工夫内容

事業体	八戸圏域水道企業団
慎重意見の出所／意見者	島守地区簡易水道／地区自治会(地域住民)
慎重意見内容	・水源(湧水)に愛着がある。河川水(統合後の水源)に良いイメージがない。
事業体の対応／工夫内容	・水源の水質汚染の可能性、クリプトスポリジウム対策のための整備計画として、既存水源を活用した整備方法(膜処理)と、企業団と管を連結した場合の整備方法の事業費を比較。 ・企業団と連結したほうが安全性が高く、整備費用が安い。また、簡易水道単独整備の場合に、国庫補助が適用とならない、料金の値上げにつながるなどの説明を行った。このほか、河川水へのイメージを払拭するため、浄水場(高度浄水処理施設)への見学会などを企画した。

事業体	岩手中部水道企業団
慎重意見の出所／意見者	柴波町／町長
慎重意見内容	・単独で運営できるのではないか。
事業体の対応／工夫内容	・必要な更新投資を行えば財政破綻に陥ることを説明。

事業体	会津若松市
慎重意見の出所／意見者	会津若松市／首長
慎重意見内容	・統合先は平成の合併協議の際、法定協議会からの離脱をしているため、今回の水道水の供給依頼に対しては賛成できない面がある。
事業体の対応／工夫内容	・合併協議の際の経緯はあるものの、会津地方における中核的なリーダーとしての役割もあることから、要請には真摯に対応すべきであること、新たな給水収益が見込まれることなどを首長に説明し理解を得た。

事業体	群馬東部水道企業団
慎重意見の出所／意見者	太田市以外の市町／首長
慎重意見内容	・料金格差の統一について。
事業体の対応／工夫内容	・当分の間、現行の料金体系のままとし、企業団での事業運営開始後に更新事業などが進んだ状態での経営状況を反映させるため、統合後約３年後に開始したい旨説明し了承を得た。

事業体	秩父広域市町村圏組合
慎重意見の出所／意見者	秩父市／一部議員
慎重意見内容	・検討が足りない。
事業体の対応／工夫内容	・単独も統合も将来需要の減少と更新需要の増加に伴い、料金値上げは避けられないが、４水道事業とも、統合した方が安い料金で経営が可能であることを示した。
慎重意見の出所／意見者	賛同した町（横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）／一部首長、一部議員
慎重意見内容	・検討が不足している。時期が尚早である。計画には異論がある。
事業体の対応／工夫内容	・単独も統合も将来需要の減少と更新需要の増加に伴い、料金値上げは避けられないが、４水道事業とも、統合した方が安い料金で経営が可能であることを示した。

事業体	柏崎市
慎重意見の出所／意見者	柏崎市／市議会議員
慎重意見内容	・市町村合併時期と重なり、合併しなかった村へ給水することへの慎重意見。
事業体の対応／工夫内容	・柏崎市と刈羽村の両者において協議した統合する条件や重要性を説明し、理解を得た。

事業体	小諸市
慎重意見の出所／意見者	小諸市／首長
慎重意見内容	・各市で分割管理することを検討できないものか。
事業体の対応／工夫内容	・水源・配水設備等の状況から分割管理は困難であり、受益者への安定給水を最優先すべきであり、最も現実的な対策を推進すべきであると説明した。
慎重意見の出所／意見者	小諸市外二市御牧ヶ原水道組合（佐久市、東御市）／一部の佐久市民
慎重意見内容	・水質が変わることに対する反対意見。

事業体の対応／ 工夫内容	・水源の変更により水質は変わるが、これまでより水質・水量が安定し安定的な給水が可能となると説明した。
-----------------	--

事業体	大阪広域水道企業団
慎重意見の出所／ 意見者	協議会・企業団／市町村水道事業体
慎重意見内容	・統合に伴う具体的なメリットが不明確である。
事業体の対応／ 工夫内容	・単独経営及び企業団と垂直統合した場合の２ケースについて、将来の水道料金の値上げ幅を試算・比較し、統合によって料金値上げを抑制できることを示した（統合案としてまとめた）。
慎重意見の出所／ 意見者	四條畷市／市議会議員
慎重意見内容	① 水道使用者である市民の理解が必要である。 ② 危機管理の観点から、自己水源は存続すべきである。 ③ 議決機関が市議会から企業団議会に変わることで、市民の意見が反映されにくくなる。 ④ 統合に伴う具体的なメリットが不明確である。
事業体の対応／ 工夫内容	① 広報誌への周知ちらしの折込み、市ホームページへの統合関係情報掲載、出前講座の開催、市民イベントにおける周知等を行った。 ② 企業団との協議により、水源水量の低下や水質の悪化等の恐れがない限りは、原則自己水源を存続することとした。 ③ 本市議会からの企業団議員選出枠を１議席確保した。また、企業団運営協議会に市として継続して参画することとした。 ④ 将来の水道料金について、単独経営と事業統合した場合について、水道料金の値上げ幅を試算・比較し、企業団との垂直統合（経営統合）によって料金値上げを抑制できることを示した。また、統合により危機管理体制等が強化されることを説明した。
慎重意見の出所／ 意見者	太子町／町議会議員
慎重意見内容	・広域化にかかる補助制度が変更となり対象範囲が縮小されたが経営シュミュレーションで効果が見込まれた使用料金の値上抑制効果は確保できるのか。
事業体の対応／ 工夫内容	・連携先である大阪広域水道企業団や他の統合事業体と協力し大阪府知事、厚生労働大臣に広域化にかかる交付制度拡充の要望及び自由民主党、日本維新の会国會議員による平成 29 年度国家予算に対する要望活動を実施した。

事業体	北九州市
慎重意見の出所／ 意見者	北九州市／水道事業管理者
慎重意見内容	① 水道事業者としての安定給水に係る責任の増大。 ② 経年管路の存在による将来の費用負担。 ③ 芦屋町議会の理解（北九州市水道設置条例の区域に編入することから、芦屋町議会は水道事業に関し関与できない）。
事業体の対応／ 工夫内容	① 、②に対して： ・芦屋町水道事業の全体にわたる調査を実施し、本市水道事業経営への影響が無いことを確認(財務状況、経理処理、料金徴収システム、資産台帳、配水管理システム、マッピングシステム、町内の水道工事事業者など)。 ③ に対して： ・芦屋町議会に対し、芦屋町の全員協議会で、事業統合することでスケールメリットを生かし水道料金の値下げに繋がることと、水道事業に関わる人員の増加による事故対応能力が向上する旨を説明し、理解を得た。

1-3-2 検討環境

広域連携の検討環境について、事務局設置団体と発議から統合までに要した期間を下表に示した。

事務局の設置を行っている場合、事務局は企業団・組合内に設置する事例と市水道部内に設置する事例とがあった。一方、会津若松市と柏崎市は事務局を設置していない。

発議から統合までに要した期間に関しては、最短では1年2ヶ月、最長では21年3ヶ月と様々であった。

表 1-3-2 (1) 検討環境

番号	事業体	事務局を設置した団体	発議から統合までに 要した期間
1	中空知広域水道企業団	中空知広域水道企業団 企業局	4年 1ヶ月
2	八戸圏域水道企業団	八戸圏域水道企業団	4年 9ヶ月
3	岩手中部水道企業団	岩手中部広域水道企業団	12年 2ヶ月
4	会津若松市	特に設置していない	2年 7ヶ月
5	群馬東部水道企業団	太田市	約 7年
6	秩父広域市町村圏組合	平成 25 年度まで 秩父市水道部業務課内 平成 26 年度から 秩父市水道部内に 広域化準備室を設置	7年 5ヶ月 (水道広域化委員会設置から 4年 5ヶ月、広域化準備室設置から 2 年 0ヶ月 統合に関する覚書締結から 1年 0 月)
7	柏崎市	なし	6年 4ヶ月
8	小諸市	小諸市外二市御牧ヶ原水道組合	4年 0ヶ月
9	東部地域広域水道企業団	東部地域広域水道企業団	13年 3ヶ月
10	淡路広域水道企業団	淡路広域水道企業団	21年 3ヶ月
11	大阪広域水道企業団	大阪広域水道企業団 経営管理部 広域連携課	3年 7ヶ月 (H25.9月～H29.4 月)
12	宗像地区事務組合	宗像地区事務組合	7年 6ヶ月 (宗像地区水道企業団議会特別委 員会設置から 6年程、その後、関 係市合併、一部事務組合統合を経 て、水道事業統合協議会設置後 1 年 6ヶ月)
13-1	北九州市 (芦屋町)	北九州市水道局総務部経営企画課	1年 3ヶ月
13-2	北九州市 (水巻町)	北九州市水道局総務部経営企画課	1年 2ヶ月

1) 派遣人員とかかった経費

以下の派遣人員は事務局への派遣人員で示す。会津若松市と柏崎市は事務局を設置していないため、派遣人員は記載していない。

また、経費に関しては負担した事業体のみについて記載している。

表 1-3-2 (2) 派遣人員とかかった経費

岩手中部水道企業団

■派遣人員

(単位：人／年)

	広域水道企業団	北上市	花巻市	紫波町
平成 24 年度	1	1	1	1
平成 25 年度	1	1	1	1

※岩手中部広域水道企業団内に設置した水道広域化統合準備室（平成 24 年 4 月設置）への派遣職員数を記載。

■経費

(単位：千円／年)

	広域水道企業団	北上市	花巻市	紫波町
平成 19 年度	1,684	2,524	2,529	1,876
平成 20 年度	4,191	6,458	10,393	4,005
平成 22 年度	1,418	1,418	1,418	1,418
平成 23 年度	5,354	5,354	5,354	5,354
平成 24 年度	6,484	6,484	6,484	6,484
平成 25 年度	8,138	8,138	8,138	8,138

※旧企業団と構成市町が負担金協定書を交わして費用負担をしたものを記載。

※有り方委員会報告書（平成 18 年 3 月）までは直営で作業実施。

※上記には、人件費は含まれず。

会津若松市

■経費

(単位：千円／年)

	会津若松市	湯川村
19 年度	0	不明
20 年度	0	不明
21 年度	76,587	14,095
22 年度	0	不明
23 年度	0	10,283 (激変緩和措置に伴う負担額)
24 年度	0	6,498 (激変緩和措置に伴う負担額)
25 年度	0	3,063 (激変緩和措置に伴う負担額)

※平成 21 年度の会津若松市には、統合に係る配水管接続工事 70,917 千円と水道事業認可及び水利使用許可の変更申請書作成業務委託料 5,670 千円が含まれている。

※平成 21 年度の湯川村については、統合に係る配水管接続工事の受託工事費 14,095 千円

平成 23 年度、24 年度、25 年度の湯川村の経費は、激変緩和措置実施に伴う湯川村からの担金を示した。

群馬東部水道企業団

■派遣人員

(単位：人／年)

	太田市	太田市以外の市町
平成 25 年度	1	1
平成 26 年度	2	4
平成 27 年度	2	4

■経費

(単位：千円／年)

	太田市	太田市以外の市町
平成 25 年度	8,800	17,000
平成 26 年度	25,000	50,000
平成 27 年度	42,000	69,000

※消耗品など事務に係る経費は太田市水道事業で負担し、人件費は派遣協定に基づき派遣元で負担。

秩父広域市町村圏組合

■派遣人員

(単位：人／年)

	秩父市	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町	皆野・長瀬 上下水道組合
26 年度	2	1	1	1	1	1
27 年度	2	1	1	1	1	1

■経費

(単位：千円／年)

	秩父市	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町	皆野・長瀬 上下水道組合
26 年度	28	0	0	0	0	0
27 年度	7,377	1,583	1,652	1,451	1,975	0

※人件費は含まれず。

小諸市

■派遣人員

(単位：人／年)

	小諸市	小諸市外二市御牧ヶ原水道組合
平成 23 年度	4 (3 人兼務)	0
平成 24 年度	4 (3 人兼務)	0
平成 25 年度	4 (3 人兼務)	0
平成 26 年度	4 (3 人兼務)	0

※ただし、統合検討のための派遣等はなし。

■経費

(単位：千円／年)

	小諸市	小諸市外二市御牧ヶ原水道組合
平成 23 年度	0	0
平成 24 年度	15,593	13,440
平成 25 年度	4,277	5,513
平成 26 年度	176,138	28,634

※統合に伴う主な費用のみ。

宗像地区事務組合

■派遣人員

(単位：人／年)

	H19年度から名称変更 宗像地区事務組合(旧水道企業団)	宗像市	福津市
平成 19 年度	0	0	0
平成 20 年度	2 (通常事務と兼任) H20 年 10 月から 6 ケ月	1	1
平成 21 年度	2 (通常事務と兼任) 12 ケ月	1	1

■経費

(単位：千円／年)

	宗像地区事務組合(旧水道企業団)	宗像市	福津市
平成 19 年度		0	0
平成 20 年度	基本計画書及び派遣職員人件費計 12,200	0	0
平成 21 年度	派遣職員人件費 18,800	0	0

2) 広域連携に係るコンサルタント業務委託状況

広域連携に係り業務をコンサルタントに委託した事例（統合前事業体での実施も含む）は 13 事業体のうち 9 事業体であった。委託内容は、基本構想づくり・基本計画に関する委託、料金や組織についての計画策定支援の委託、各種申請業務の委託が主なものであった。

一方、委託していない事業体は 4 事業体であった。

表 1-3-2 (3) 広域連携に係る

コンサルタント業務委託状況

選択肢	事業体数	%
委託した	9	69
委託はしていない	4	31
合計	13	100

※不明・無回答の事業体は、「委託していない」として集計している。

図1-3-2 広域連携に係るコンサルタント業務委託状況

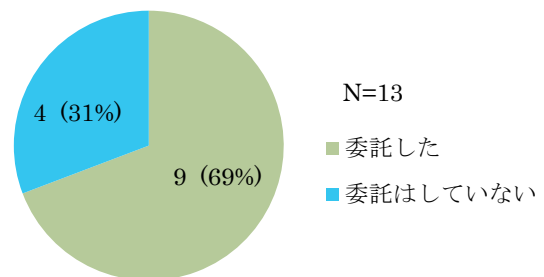


表 1-3-2 (4) 広域連携に係るコンサルタント業務委託状況

番号	事業体	発注者	委託業務内容
1	中空知広域水道企業団	中空知広域水道企業団	水道事業経営認可
2	八戸圏域水道企業団 (南部町二又地区簡易水道)	南部町	施設整備事業測量設計業委託
		南部町	送水管布設に係る設計書(企業団で実施)
3	岩手中部水道企業団	岩手中部広域水道企業団(平成22年)	広域化基本構想策定 (施設整備計画・財政シミュレーション)
		岩手中部広域水道企業団(平成23年)	広域化事業計画策定(施設統廃合計画)
		岩手中部広域水道企業団(平成24年)	水道料金算定・組織定員計画策定支援
		岩手中部広域水道企業団(平成25年)	水道事業経営認可申請書作成支援
4	会津若松市	会津若松市	水道事業認可及び水利使用許可の変更申請書作成業務
5	群馬東部水道企業団	太田市(他市町負担金)	群馬東部水道広域化基本構想策定等業務委託
		太田市(他市町負担金)	群馬東部水道事業創設認可申請等作成業務委託
		太田市(他市町負担金)	官民連携事業形態及び発注業務アドバイザー業務
6	秩父広域市町村圏組合	秩父市	広域化基本構想・基本計画策定
10	淡路広域水道企業団	淡路広域水道企業団	各市の水道施設の基礎調査及び水道料金等
11	大阪広域水道企業団	大阪広域水道企業団	統合案の検討
		大阪広域水道企業団	詳細な整備計画及び経営シミュレーションの検討、認可申請書の作成
12	宗像地区事務組合	宗像地区事務組合	「宗像地区の水道事業広域化基本計画報告書：H20」を作成のため委託を行った。基本計画書を議会等に報告後、本格的な協議に入ってから、すべて行政のみで行った。

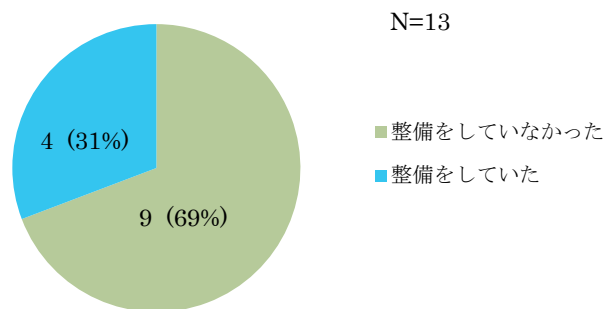
1-3-3 資産管理

統合を行う際に、台帳を整備していなかった事業体は9事業体であった。一方、整備をしていたのは4事業体であった。

表 1-3-3 (1) 台帳の整備をしていなかった、整備が不十分であった事業体の状況

選択肢	事業体数	%
整備をしていなかった	9	69
整備をしていた	4	31
合計	13	100

図1-3-3 (1) 台帳の整備をしていなかった、整備が不十分であった事業体の状況



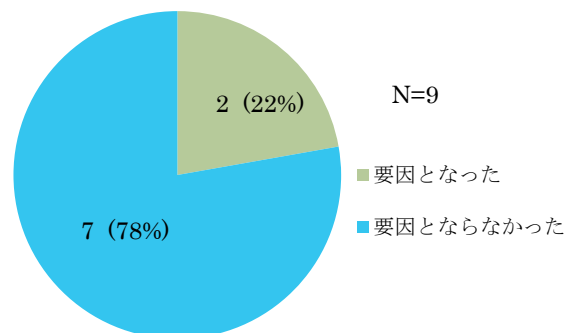
1) 台帳の整備をしていなかった事業体で、台帳の未整備や整備が不十分のために広域連携の検討を円滑に実施できない要因となったかどうか

上記の問で、統合前に「整備をしていなかった」事業体が存在した9事業体に対して、台帳の未整備や整備が不十分のために広域連携の検討を円滑に実施できない要因となったかどうかの問に対して、「要因となった」と答えた事業体が2つ（会津若松市、大阪広域水道企業団）、「要因とならなかった」と答えた事業体は7つであった。比率にすると8割近くの事業体が台帳の未整備や整備不十分でも広域連携は実施できたと回答している。

表 1-3-3 (2) 台帳の未整備や整備が不十分のために
広域連携の検討を円滑に実施できない要因の有無

選択肢	事業体数	%
要因となった	2	22
要因とならなかった	7	78
合計	9	100

図1-3-3(2) 台帳の未整備や整備が不十分
なために広域連携の検討を円滑に
実施できない要因の有無



2) 台帳の作成または記載内容の充実、広域連携に向けた検討を行う際に事業体間での統一の有無

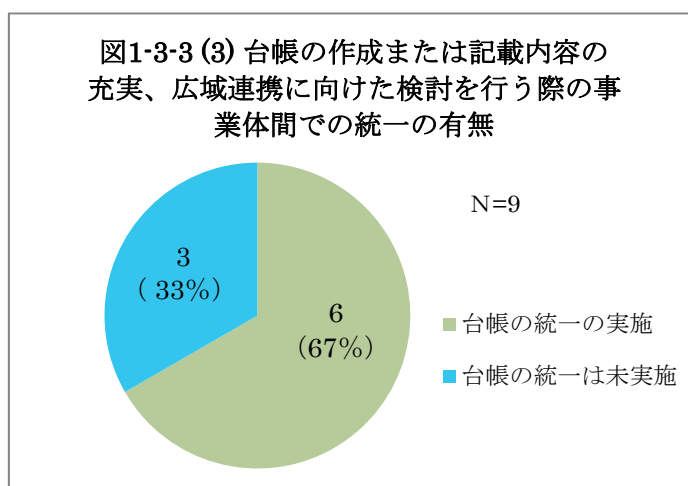
台帳を整備していなかった、または整備が不十分であった 9 事業体のなかで、広域連携に向けた検討を行う際に検討を円滑に実施できない要因となった 2 事業体のうち、会津若松市は台帳の統一を実施している。

しかし、台帳の整備をしていなかった、または整備が不十分であっても広域連携の検討が円滑に実施できた 7 事業体のうち 5 事業体で台帳の統一を実施している。このため、合計 6 事業体が台帳の統一を実施している。

一方、統一をしなかったのは秩父広域市町村圏組合と淡路広域水道企業団および大阪広域水道企業団の 3 事業体であった。

表 1-3-3 (3) 台帳の作成または記載内容の充実、
広域連携に向けた検討を行う際の事業体間での統一の有無

選択肢	事業体数	%
台帳の統一の実施	6	67
台帳の統一は未実施	3	33
合計	9	100



台帳が未整備、整備不十分な事業体が存在しても広域連携を妨げる要因とはならなかった事業体の対応状況を下表に示した。

表 1-3-3 (4) 台帳が未整備、整備不十分な事業体が存在しても
広域連携を妨げる要因とはならなかった事業体

台帳の統一	事業体	対応状況
統一を実施	群馬東部水道企業団	不足のあった部分について、各構成団体職員への聞き取りで台帳整備を実施。
	小諸市	小諸市のシステムに合わせた台帳整備を実施。
	北九州市	北九州市のマッピングシステム、固定資産台帳などに統合を実施。
	八戸圏域水道企業団	規模が小さいため既存の書類および図面、現場調査等から整理が可能であった。
	宗像地区事務組合	竣工図、取得金額等が不明のため、現地確認と再取得価格の設定を実施。

また、台帳が未整備、整備不十分な事業体が存在して広域連携を妨げる要因となった事業体で台帳の統一を行った際に苦労した、留意した点を下表に示した。

表 1-3-3 (5) 台帳が未整備、整備不十分な事業体が存在して
広域連携を妨げる要因となった事業体で台帳の統一を行った際に苦労した、留意した点

事業体	内容
会津若松市	湯川村簡易水道事業が、地方公営企業法の非適用であったことから、村に対して法適用と同等の資産の把握、台帳整備に必要な図面を含めた資料整備を依頼し、本市で台帳の整備を行った。

1-3-4 アセットマネジメント実施状況

1) アセットマネジメントの実施状況

アセットマネジメントを行っていたのは、以下の4事業体であった。

○岩手中部水道企業団、○秩父広域市町村圏組合、○小諸市、○北九州市

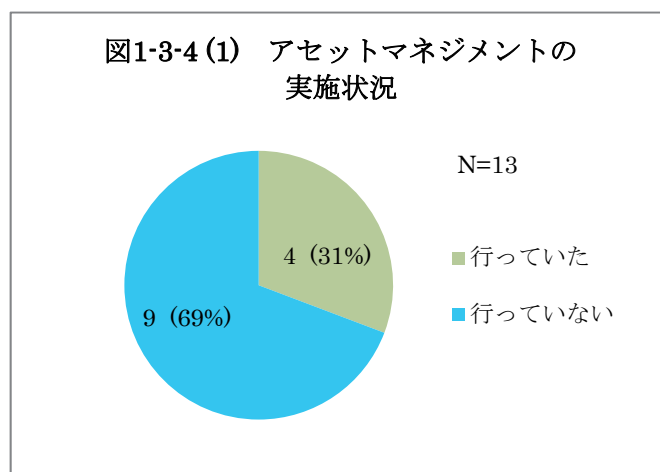
一方、行っていなかったのは、以下の9事業体であった。

○中空知広域水道企業団、○八戸圏域水道企業団、○会津若松市、○群馬東部水道企業団、
○柏崎市、○東部地域広域水道企業団、○淡路広域水道企業団、○大阪広域水道企業団

表 1-3-4 (1) アセットマネジメントの実施状況

選択肢	事業体数	%
行っていた	4	31
行っていない	9	69
合計	13	100

図1-3-4 (1) アセットマネジメントの実施状況



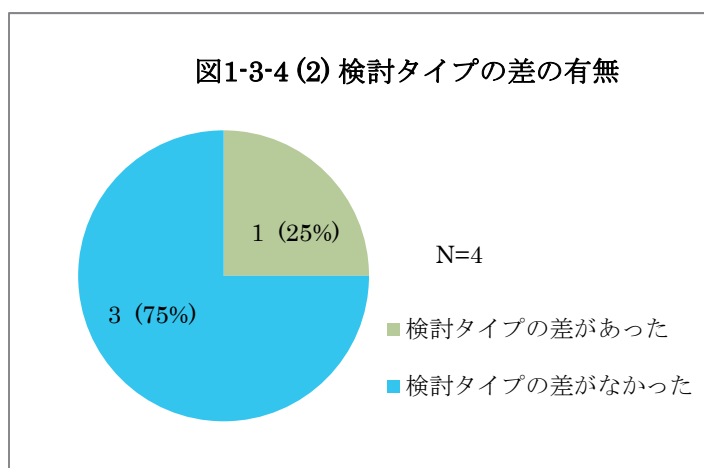
2) アセットマネジメントを行っていた事業体間の検討タイプの差の有無

アセットマネジメントを行っていた4事業体のうち、検討タイプの差があったのが北九州市の1事業体であり、差がなかったのが岩手中部水道企業団、秩父広域市町村圏組合、小諸市の3事業体であった。

表 1-3-4 (2) 検討タイプの差の有無

選択肢	事業体数	%
検討タイプの差あった	1	25
検討タイプの差なかった	3	75
合計	4	100

図1-3-4 (2) 検討タイプの差の有無



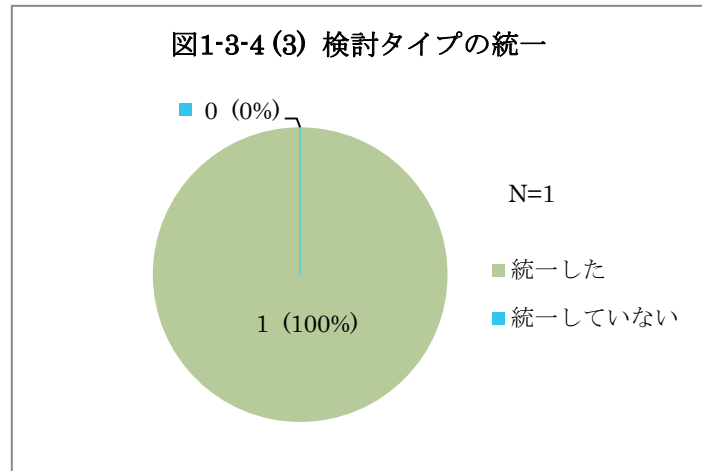
3) 検討タイプの統一

検討タイプに差のあった北九州市では、検討タイプを統一している。

表 1-3-4 (3) 検討タイプの統一

選択肢	事業体数	%
統一した	1	100
統一していない	0	0
合計	1	100

図1-3-4 (3) 検討タイプの統一



4) 広域連携後を想定し、アセットマネジメントを実施した事業体

広域連携後を想定したアセットマネジメントを実施した事業体は、上記の北九州市のほか、検討を行っていなかった 9 事業体のなかから 3 事業体（柏崎市、東部地域広域水道企業団、大阪広域水道企業団）が実施している。また、検討タイプに差のなかった岩手中部水道企業団は、アセットマネジメントの見直しを行った。

広域連携後を想定しアセットマネジメントを実施した事業体は以下の 5 事業体であった。アセットマネジメントを実施するにあたって苦労した点、留意した点を内容欄に示した。

表 1-3-4 (4) アセットマネジメントを実施するにあたって苦労した点、留意した点

番 号	事業体	内容
3	岩手中部水道企業団	短い期間（10 年間）では統合のメリットを見いだせない事業体が存在したため、長期（平成 50 年度まで 30 年間）のシミュレーションも併せて実施した。
7	柏崎市	特になし。
9	東部地域広域水道企業団	更新需要と財政赤字のバランスと長寿命化による修繕費の高騰、財政負担に依る市民の反応、構成市への財政負担の協議、長寿命化を行っても追いつかない更新比率。
11	大阪広域水道企業団	現有資産の抽出・整理。
13	北九州市	特になし。

1-3-5 水道料金の統一

水道料金の統一に関しては、統一したのは以下の 10 事業体であった。

- 中空知広域水道企業団、○八戸圏域水道企業団、○岩手中部水道企業団、○会津若松市、
- 柏崎市、○小諸市、○東部地域広域水道企業団、○淡路広域水道企業団、
- 宗像地区事務組合、○北九州市

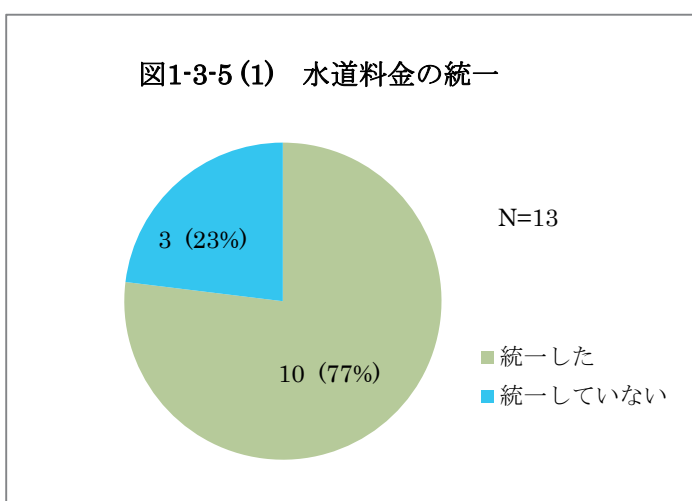
一方、統一していないのは以下の 3 事業体であった。

群馬東部水道企業団、秩父広域市町村圏組合、大阪広域水道企業団（経営統合）

表 1-3-5 (1) 水道料金の統一

選択肢	事業体数	%
統一した	10	77
統一していない	3	23
合計	13	100

図1-3-5 (1) 水道料金の統一



1) 水道料金の統一時期

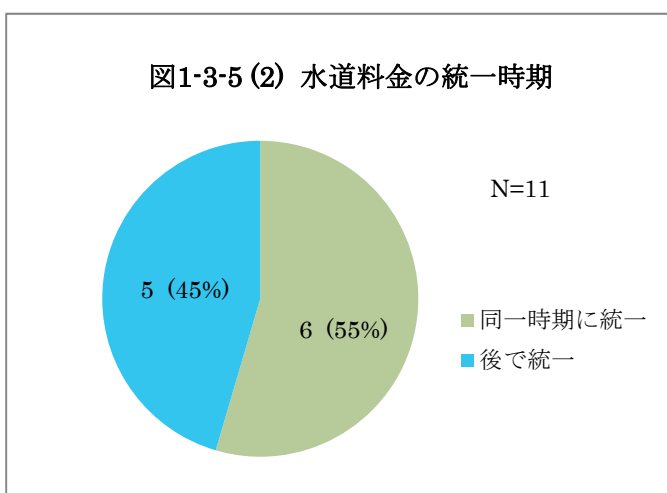
水道料金を統一した時期に関しては、統一した 10 事業体のうち、統合と同時に行ったのが 6 事業体、統合の後で統一したのが 5 事業体とほぼ半数ずつに分かれた（北九州市は統一時期に差異のある 2 回の統合があるため 2 事例とした）。

表 1-3-5 (2) 水道料金の統一時期

選択肢	事業体数	%
同一時期に統一	6	55
後で統一	5	45
合計	11	100

※北九州市は統一時期に差異のある 2 回の統合があるため 2 事例とした。

図1-3-5 (2) 水道料金の統一時期



下表に水道料金統一の実施の有無と事業統合時期と水道料金の統一時期との関係を示した。

表 1-3-5 (3) 水道料金の統一の有無と水道料金統一時期

水道料金統一 の有無		事業体	水道料金統一時期	事業統合時期
統一実施	同一 時期	会津若松市	平成 23 年 4 月 1 日	平成 23 年 4 月 1 日
		柏崎市	平成 24 年 10 月 1 日	平成 24 年 10 月 1 日
		小諸市	平成 27 年 4 月 1 日	平成 27 年 4 月 1 日
		東部地域広域水道企業団	平成 18 年 4 月 1 日	平成 18 年 4 月 1 日
		淡路広域水道企業団	平成 22 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 1 日
		北九州市（芦屋町）	平成 19 年 10 月	平成 19 年 10 月 1 日
	後 で 統 一	中空知広域水道企業団	平成 20 年 4 月	平成 18 年 4 月 1 日
		八戸圏域水道企業団	統合時に企業団と供給条件を統一。統合後（平成 26 年 4 月 1 日）は平成 26 年 9 月 30 日まで企業団の料金制度を適用し水道料金の経過措置を実施。	平成 24 年 4 月 1 日 平成 26 年 4 月 1 日
		岩手中部水道企業団	平成 26 年度（ただし、平成 29 年度までの激変緩和措置を設定）	平成 26 年 4 月 1 日
		宗像地区事務組合	平成 24 年 4 月から料金統一して、値下げ	平成 22 年 4 月 1 日
統一未実施		北九州市（水巻町）	平成 25 年 10 月	平成 24 年 10 月 1 日
		群馬東部水道企業団	—	平成 28 年 4 月 1 日
		秩父広域市町村圏組合	—	平成 28 年 4 月 1 日
		大阪広域水道企業団	現時点において料金の統一は検討していない	—

広域連携前の事業体間の水道料金の差と各事業体での水道料金の設定について下表に示した。

表 1-3-5 (4) 広域連携前の事業体間の水道料金の差と設定

広域連携前の事業体間の 水道料金の差 (最安に対する割合)	事業体数	事業体	料金の設定
110%未満	3	小諸市	最安に合わせた。
		東部地域広域水道企業団	最高に合わせた。
		宗像地区事務組合	最安に合わせた。
110%～120%未満	2	岩手中部水道企業団	学識経験者と水道利用者と構成する料金 検討委員会で審議していただいた。
		淡路広域水道企業団	収支のバランスを取りながら、口径別料金 体制において、口径別の通増率で調整を行 った。
120%～130%未満	1	中空知広域水道企業団	水道料金等調査特別委員会で審議。
130%以上	6	八戸圏域水道企業団	企業団に合わせた（結果として最高に合わ せた）。
		会津若松市	会津若松市水道料金を適用（最高に合わ せた）。
		群馬東部水道企業団	—
		柏崎市	柏崎市の料金に統一（最高に合わせた）。
		北九州市（芦屋町）	最安に合わせた。
		北九州市（水巻町）	最安に合わせた。

水道料金の統一を議論した際に水道事業者間で出た主な意見と理解を得るために実施した工夫や手続きを下表に示す。群馬東部水道企業団、秩父広域市町村圏組合、柏崎市、東部地域広域水道企業団、宗像地区事務組合、北九州市は特になかった。

表 1-3-5 (5) 水道料金の統一を議論した際に水道事業者間で出た主な意見／理解を得る工夫、手続き

水道料金の統一を議論した際に水道事業者間で出た主な意見	理解を得る工夫、手続き	事業体
料金引き下げの要望	・ 有利な補助制度によってメリットの大きな統合であること。 ・ 統合による事務の効率化などで料金の引き下げが可能となること。	中空知広域水道企業団
激変緩和措置の要請	・ 湯川村が、水道料金の差額分について、平成 23 年度 75%、平成 24 年度 50%、平成 25 年度 25%の費用を負担し、湯川村の使用者の負担について激変緩和措置を会津若松市給水条例に規定した。	会津若松市
料金を高いほうに合わせることにへの不満	・ 料金変動が大きい(高くなる)ため、経過措置を行った。	八戸圏域水道企業団
	・ 必要な料金水準については、小諸市が別に進めている上水道事業基本計画等の中で検討することとした。	小諸市
長期的な財政運営の要望	・ 長期的な財政シミュレーションを示すことにより財政収支の長期均衡を提示。	中空知広域水道企業団

水道料金を統一することについて市民に理解をいただくための手続きと市民から得られた主な意見を下表に示す。

表 1-3-5 (6) 水道料金を統一することについて市民に理解をいただくための手続きと市民から得られた主な意見

手続き	市民から得られた 主な意見	事業者
住民説明会の開催	・ 特になし。	中空知広域水道企業団（奈井江町）
	・ 料金が高くなる住民もいたが、特に意見等はなかった。	八戸圏域水道企業団
広報誌の発行、ホームページの活用	・ 特になし。	会津若松市
	・ 水道利用加入金を安価な市の方に合わせて統一した。周知が早ければ、それに合わせて加入したとの意見があった。	宗像地区事務組合
	・ 特になし。	北九州市
住民説明会と広報誌の発行	・ 特になし。	小諸市

1-3-6 人材の確保・育成についての取り組み

1) 人材の確保についての取り組み

人材確保についての取り組みでは、プロパー職員の計画的採用、ベテラン職員の再任用、派遣対応が挙げられた。

表 1-3-6 (1) 人材の確保についての取り組み

取り組み施策	内容	事業体
プロパー職員を計画的に採用	・ 技術の継承や事業の持続性の確保	中空知広域水道企業団
	・ 企業団職員の採用による構成市町からの職員派遣の解消	岩手中部水道企業団
	・ 企業団採用職員による技術継承・適正配置	東部地域広域水道企業団 淡路広域水道企業団 大阪広域水道企業団
ベテラン職員の再任用		岩手中部水道企業団
派遣および出向での対応	・ 平成 27 年度に構成団体の在籍職員を中心に異動を募った。	秩父広域市町村圏組合
	・ 宗像市、福津市の派遣対応	宗像地区事務組合
	・ 統合以前の水道事業経験者による技術継承	東部地域広域水道企業団
官民連携	・ 人材の確保及び技術の継承のため、新たな事業体系	群馬東部水道企業団

2) 人材の育成についての取り組み

人材育成については研修や先進地視察の実施が多くを占めた。その他、群馬東部水道企業団の取り組みでは、官民共同出資の株式会社を設立し、そこへ業務を委託するとともに企業団の職員を派遣し、技術の継承を図るという施策も挙げられていた。

表 1-3-6 (2) 人材の育成についての取り組み

取り組み施策	内容	事業体
研修	・ 日水協等が主催する研修会や構成市町の研修会に参加。	中空知広域水道企業団 淡路広域水道企業団 宗像地区事務組合
	・ 内部研修の充実、研修会への派遣。	岩手中部水道企業団
	・ 研修費の増額。	秩父広域市町村圏組合
先進地視察の実施		岩手中部水道企業団
官民共同出資会社の設立	・ 業務を委託するとともに企業団の職員を派遣し、技術の継承を図る。	群馬東部水道企業団

1-4 広域連携（事業統合）の効果や課題への対策

1-4-1 予想より効果のあった事項

事業統合が行われて、予想より効果のあった事項の回答を下表に示す。

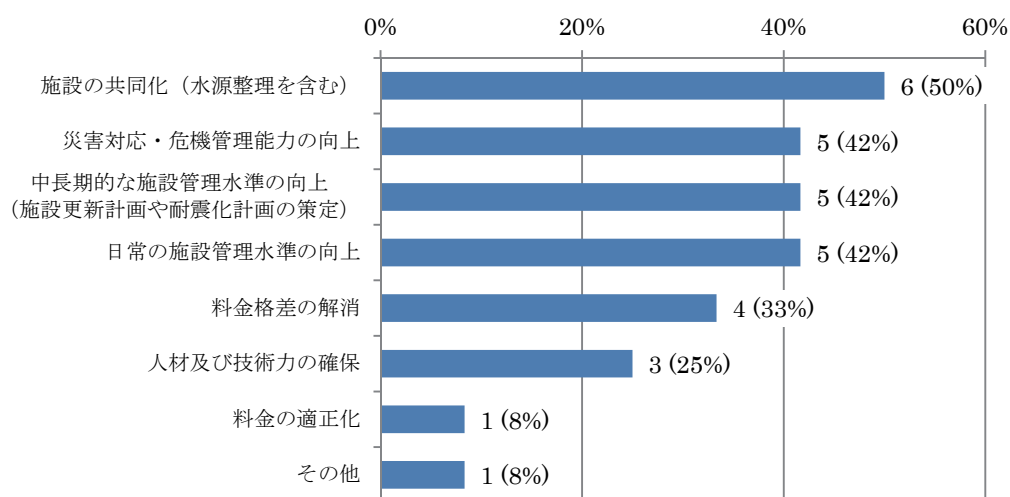
施設の共同化、災害対応・危機管理能力の向上、中長期的な施設管理水準の向上、日常の施設管理水準の向上が上位を占めた。

表 1-4-1 (1) 予想より効果のあった事項

選択肢	事業体数	%
施設の共同化（水源整理を含む）	6	50
災害対応・危機管理能力の向上	5	42
中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）	5	42
日常の施設管理水準の向上	5	42
料金格差の解消	4	33
人材及び技術力の確保	3	25
その他	1	8
料金の適正化	1	8

※統合前の大阪広域水道企業団は回答から除かれている。

図1-4-1 予想より効果のあった事項



以下、各事項での具体的な効果内容を示す。

表 1-4-1 (2) 施設の共同化（水源整理を含む）

事業体	内容
中空知広域水道企業団	・各構成市町で管理していた集中監視設備が集約できた。
岩手中部水道企業団	・広域化事業計画では予定のなかった施設の休廃止。 ・新浄水場の建設中止。 ・低コストで浄水できる施設の有効活用。
東部地域広域水道企業団	・新設施設による施設統廃合、既存施設の未更新が可能になった。
宗像地区事務組合	・平成 24 年度から北九州市水道用水受水開始により、1 ダムと 1 浄水場を廃止。平成 28 年度からさらに、1 ダムと 1 浄水場を休止し、宗像地区内での配水ブロックを超えた効率的な水運用が可能となった。
八戸圏域水道企業団	・統合時に各簡易水道の水源を廃止し、企業団の水源を有効活用したため、経済性及び効率性が向上した。
柏崎市	・長年問題となっていた刈羽村の水源問題（水質・井戸の枯渇化）の解消。

表 1-4-1 (3) 災害対応・危機管理能力の向上

事業体	内容
岩手中部水道企業団	・平成 28 年度に発生した台風 10 号の被災地への継続的な職員派遣。
中空知広域水道企業団 秩父広域市町村圏組合	・危機管理マニュアルの整備・策定開始。
群馬東部水道企業団	・応急給水などの充実が図れた。
八戸圏域水道企業団	・統合時に不安定な水源を廃止し、及び施設・管路の耐震化により、水道水の安全性及び安定供給が図られた。

表 1-4-1 (4) 中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）

事業体	内容
中空知広域水道企業団	・管路更新計画、施設更新計画及び漏水防止計画の策定。
群馬東部水道企業団	・更新計画等を定めていなかった団体があつたが、基本計画において全域の施設更新計画を定めることができた。
東部地域広域水道企業団	・水道ビジョンの策定により、将来直面する危機管理・財政面等の可視化。
岩手中部水道企業団	・管路の耐震管率の向上。 ・浄水施設耐震化率の向上。
秩父広域市町村圏組合	・計画に沿った工事の実施。

表 1-4-1 (5) 日常の施設管理水準の向上

事業体	内容
宗像地区事務組合	・ 構成団体の長所を取り入れた施設管理基準の策定。
秩父広域市町村圏組合	・ 点検管理の基準の検討開始。
八戸圏域水道企業団	・ 広域監視による 24 時間体制の監視、プロパー職員による施設・管路点検が行われるようになり従前より管理水準が向上した。
中空知広域水道企業団	・ 各施設の点検業務の一括発注により、維持管理費の削減が図られた。
群馬東部水道企業団	・ 包括業務委託により管理水準が上がった。

表 1-4-1 (6) 料金格差の解消

事業体	内容
中空知広域水道企業団	・ 料金体系の平準化による地域間格差の解消・公平性・納得性の担保。
淡路広域水道企業団	・ 水道料金の統一を行った。
宗像地区事務組合	・ 平成 24 年度から水道料金を統一し、引き下げた。
秩父広域市町村圏組合	・ 5 年以内に料金の統一。

表 1-4-1 (7) 人材及び技術力の確保に関する効果

事業体	内容
宗像地区事務組合	・ 構成団体の職員間による技術力向上。
岩手中部水道企業団	・ プロパー集団による積極的でスピーディな事業展開。
秩父広域市町村圏組合	・ 情報交換が容易。
岩手中部水道企業団	・ 技術の流失防止。

表 1-4-1 (8) 料金の適正化

事業体	内容
中空知広域水道企業団	・ 長期にわたる低廉な水道料金の確保を発信することによる安心感の提供、利用者の生活設計の確保。

表 1-4-1 (9) その他

事業体	内容
宗像地区事務組合	・ 老朽管更新と施設整備の充実。

1-4-2 想定していたほどの効果がなかった事項

想定していたほどの効果がなかった事項の回答を下表に示す。回答件数自体は多くはなく、想定していたほどの効果がなかった事項は、人材及び技術力の確保や中期的な施設管理水準の向上についてが多かった。

一方、災害対応・危機管理能力の向上については選択されることがなかった。

表 1-4-2 (1) 想定していたほどの効果がなかった事項

選択肢	事業体数	%
人材及び技術力の確保	3	25
中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）	3	25
料金の適正化	2	17
日常の施設管理水準の向上	1	8
施設の共同化（水源整理を含む）	1	8
料金格差の解消	1	8
その他	1	8
災害対応・危機管理能力の向上	0	0

※統合前の大阪広域水道企業団は回答から除かれている。

図1-4-2 想定していたほどの効果がなかった事項

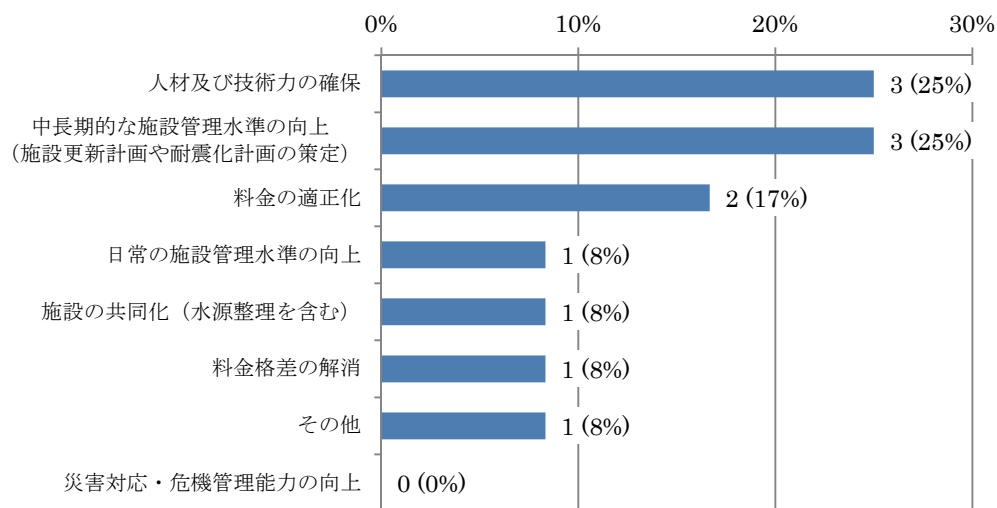


表 1-4-2 (2) 人材及び技術力の確保

事業体	内容
岩手中部水道企業団	・職員年齢構成の不均衡。
秩父広域市町村圏組合	・採用計画の未策定。
淡路広域水道企業団	・3市からの派遣が多いため、異動等によって技術力の確保が難しい。

表 1-4-2 (3) 中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）

事業体	内容
八戸圏域水道企業団	・統合前に主要管路及び配水池については更新済みだが、小口径の管路(VP)等については、企業団全体の重要度を考慮し計画的に更新を行う。
岩手中部水道企業団	・有収率の向上（に関する課題）。
宗像地区事務組合	・施設台帳の整備に時間を要し、更新計画策定等に時間を要した。

表 1-4-2 (4) その他の事項

事業体	事項	内容
東部地域広域水道企業団	2. 日常の施設管理水準の向上	・統合前の既存施設の老朽化による施設維持。
	6. 料金の適正化	・財政赤字の解消を目的とした料金改正のみに追われ、更新費用の捻出に苦慮している。
	8. その他	・給水人口の減少、節水対策等による給水収益の減少・企業債償還金等の借入返済金の負担。
小諸市	4. 施設の共同化（水源整理を含む）	・効果がないわけではないが、人件費等の高騰により想定以上の工事費を要した。
群馬東部水道企業団	5. 料金格差の解消 6. 料金の適正化	・企業団での事業運営開始後に更新事業などが進んだ状態での経営状況を反映させるため、統合後約3年後から協議開始予定。

1-4-3 新たに判明した課題と解決策

事業統合後に新たに判明した課題については、2 事例の回答があった。

ひとつが事務増加による職員不足、もうひとつが統合先以外の自治体の給水区域が含まれていた事例であった。

表 1-4-3 事業統合後に新たに判明した課題

判明課題	原因と背景	対策等
事務増加による職員不足 (岩手中部水道企業団)	・統合前に業務量調査等を実施し、職員定数を定めたが、統合後耐震化等交付金を活用した事業費の増加や有収率向上のための施策を積極的に推進することにより、職員不足が生じてきている。	・再度業務量調査を実施し、前回との比較検討をしながら、職員の適正配置や業務委託の可能性を見極め、定数の見直しを進める。
統合先以外の自治体の給水区域が含まれていた (会津若松市)	・湯川村に隣接する喜多方市塩川町の一部の区域が、湯川村と喜多方市での「他の地方公共団体の公の施設の利用の協議」により湯川村給水区域に含まれていた。一級河川日橋川の河川改修により、地区が分断されたことにより生じたものであった。	・今回の事業統合にあたっては、喜多方市との協議により、本来であれば湯川村と喜多方市の両方について、地方自治法第 222 条の 3 第 1 項の「公の施設の区域外設置の協議」として議会に提案すべき内容であるが、現実的に喜多方市塩川町の一部の区域には、配水管等が存在しないため、喜多方市の部分については、将来水道管を敷設する時点とすることとし、湯川村の行政区域のみでの事業統合を行うこととした。

1-4-4 今後の広域連携・官民連携に向けての検討

1) 今後の広域連携に向けての検討

多くの事業統合実現事業体において、今後の広域連携に向けての検討が進んでいる。広域連携の内容として、広義の広域連携も含んだ幅広い施策の検討や県の広域連携の検討体制を活用して検討する事例も見られる。

表 1-4-4 (1) 今後の広域連携に向けての検討

番号	事業体名	今後の広域連携についての検討
2	八戸圏域水道企業団	・青森県南、岩手県北の 21 水道事業で構成する北奥羽地区水道事業協議会において、構成団体参画のもと平成 25 年度、「八戸圏域周辺地域における新たな広域的下水道基本調査」(委託先：日本上下水道設計㈱(現 NJS))を実施。その調査結果から、国が提唱する新たな広域化を踏まえ、従来の事業統合に限らず、「経営の一体化」や「施設の共同化」などを基本に、周辺地域の実情にあった、近い将来実現可能な発展的広域化も含め、幅広い施策を検討。その結果、4 つの共同化として、①施設の共同化、②水質データ管理の共同化、③施設管理の共同化、④システムの共同化を設定、できることから実施することにした。このうち水質データ管理の共同化については、平成 27 年度より 16 事業体で共同化をスタートしている。
3	岩手中部水道企業団	・岩手県水道事業等広域連携検討会連絡会議（事務局：岩手県）。
4	会津若松市	・会津地方における新たな広域化について、第三者委託の受注者と任意での検討を行っている。
5	群馬東部水道企業団	・群馬県用水供給事業との垂直統合に向けて協議中。
8	小諸市	・御代田町・軽井沢町と共同委託等に関する研究会を発足。
10	淡路広域水道企業団	・企業団だけではなく、兵庫県にて「兵庫県水道事業のあり方懇話会」にて、事業統合、施設の共同設置、共同利用等の検討を行っている。
11	大阪広域水道企業団	・泉南市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、田尻町、岬町との平成 31 年度当初の水道事業の統合に向けた検討、協議を開始している。
13	北九州市	・北九州市上下水道事業中期経営計画において、多様な形態による連携について、調査・検討を行い、本市と周辺自治体の双方にメリットのある方法による広域連携に向けて、協議を重ねることとしている。

2) 官民連携に向けての検討

官民連携も含めた協議会や共同研究、任意での検討などの活動を行っている事業体が複数見られるとともに、積極的に官民連携を図ろうとする事業体も見られる。

表 1-4-4 (2) 官民連携に向けての検討

番号	事業体名	官民連携に向けての検討
2	八戸圏域水道企業団	・北奥羽地区水道事業協議会では、住民のための水道を将来も維持継続するには、水道事業をサポートしている民間事業者・団体の協力が不可欠であるため、趣旨に賛同した民間事業者・団体を対象とした準会員制度を平成 25 年 4 月に創設した。協議会を通じ合同で研修会・勉強会等を行いながら、官民連携に向けた検討を行っている。
4	会津若松市	・新たな公民連携について、第三者委託の受注者と任意での検討を行っている。
5	群馬東部水道企業団	・構成団体において実績のある包括業務委託を企業団全域に拡大し、施設などの設計を含め委託領域を拡大する。また、企業団職員の派遣が可能となる官民出資会社を設立し人材の育成を図る。
6	秩父広域市町村圏組合	・維持管理部門の委託方法を検討。
8	小諸市	・平成 28 年 12 月より水 i n g (株)と「小規模事業体における公民連携による水道事業運営について」の共同研究を開始した。
10	淡路広域水道企業団	・PFI の導入についての可能性を検討している。
11	大阪広域水道企業団	・浄水場の運転管理委託等、民で対応できる部分については積極的に官民連携を行っている。
12	宗像地区事務組合	・宗像地区事務組合と北九州市上下水道局との官官連携の元、平成 28 年 4 月 1 日から、北九州市上下水道局へ水道事業包括業務委託を実施している。現在、次年度に向けて契約内容の見直し等、協議中である。

2. 都道府県の状況

2-1 広域連携の推進に関する検討体制

広域連携の推進に関する検討体制の構築状況を下表に示した。

アンケートを実施した1月末時点の結果であり、構築済および平成28年度構築予定は37道府県であった。平成29年度構築予定が5県あり、全体で42道府県となり、全体の9割近くが構築済みもしくは構築予定であった。

一方、構築予定なしが東京都、岐阜県であり、構築時期未定・していないが石川県、三重県、鳥取県の3県であった。

表 2-1 (1) 広域連携の推進に関する検討体制

選択肢	都道府県数	%
構築済／平成28年度構築予定	37	79
平成29年度構築予定	5	11
構築予定未定／していない	3	6
構築予定なし	2	4
合計	47	100

図2-1 (1) 広域連携の推進に関する検討体制

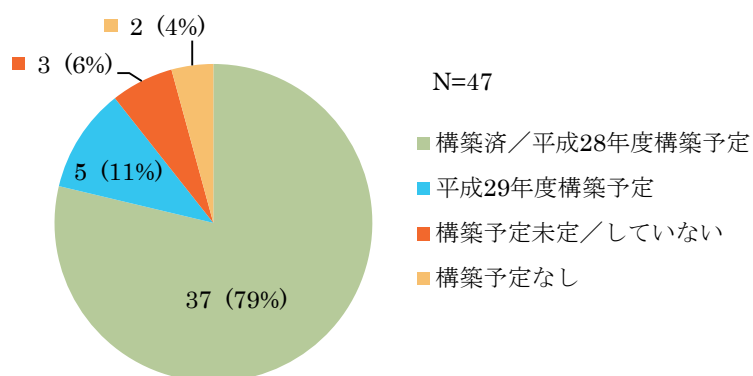


表 2-1 (2) 広域連携の推進に関する検討体制構築状況

番号	都道府県	構築済	構築予定 (H28 年度)	構築予定 (H29 年度)	構築時期 未定	してい ない	構築予定 なし
1	北海道	平成 28 年 6 月					
2	青森県	平成 28 年 10 月					
3	岩手県	平成 29 年 1 月					
4	宮城県			平成 29 年度中			
5	秋田県	平成 28 年 11 月					
6	山形県	平成 28 年 8 月					
7	福島県		平成 29 年 1 月末				
8	茨城県		平成 29 年 2 月				
9	栃木県		平成 29 年 3 月				
10	群馬県	平成 28 年 10 月					
11	埼玉県	平成 23 年 3 月					
12	千葉県	平成 28 年 3 月					
13	東京都						○
14	神奈川県	平成 28 年 3 月					
15	新潟県			平成 29 年度※			
16	富山県		平成 29 年 3 月				
17	石川県				未定		
18	福井県			平成 29 年度中予定			
19	山梨県	平成 28 年 5 月					
20	長野県	平成 27 年 5 月					
21	岐阜県						○
22	静岡県	平成 28 年 6 月					
23	愛知県	平成 25 年 7 月					
24	三重県				未定		
25	滋賀県	平成 28 年 7 月					
26	京都府	①平成 23 年 11 月 ②平成 27 年 8 月					
27	大阪府	平成 29 年 1 月					
28	兵庫県	平成 28 年 5 月					
29	奈良県			平成 29 年度			
30	和歌山県	平成 27 年 4 月					
31	鳥取県					○	
32	島根県	平成 28 年 10 月					
33	岡山県	平成 28 年 11 月					
34	広島県	平成 24 年 4 月※					

番号	都道府県	構築済	構築予定 (H28 年度)	構築予定 (H29 年度)	構築時期 未定	してい ない	構築予定 なし
35	山口県	平成 28 年 8 月					
36	徳島県	平成 28 年 12 月					
37	香川県	平成 27 年 4 月					
38	愛媛県	平成 28 年 8 月					
39	高知県	平成 28 年 11 月					
40	福岡県	平成 27 年度					
41	佐賀県			平成 29 年 4 月以降			
42	長崎県		平成 29 年 1 月以降				
43	熊本県		平成 29 年 2 月				
44	大分県	平成 28 年 10 月					
45	宮崎県	平成 28 年 8 月					
46	鹿児島県	平成 28 年 12 月					
47	沖縄県		平成 29 年 3 月				

※各都道府県の広域連携の推進に関する検討体制を資料編 2. に示す。

図 2-1 (2) 28 年度までに広域連携の推進に関する検討体制が構築済または構築予定の都道府県

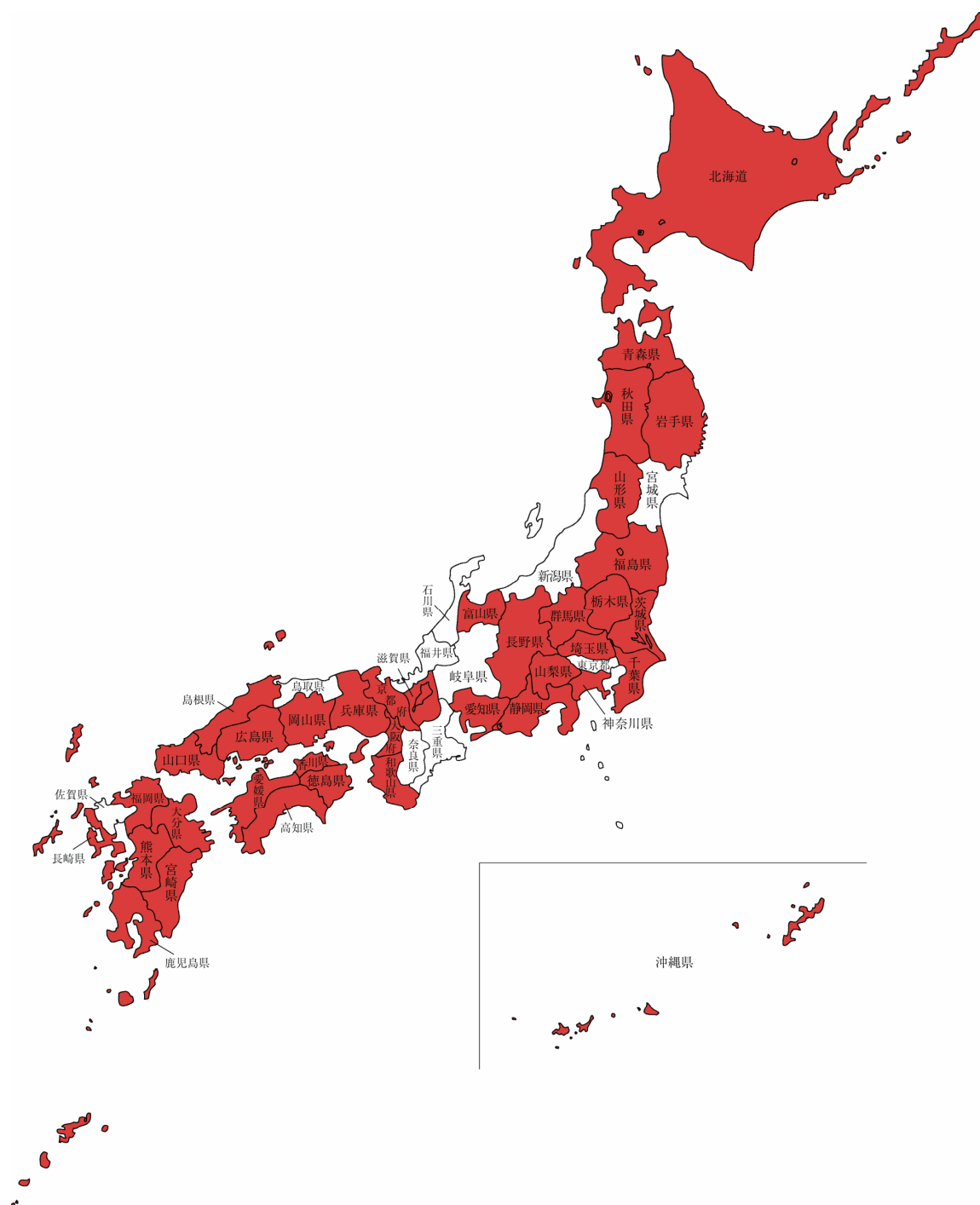
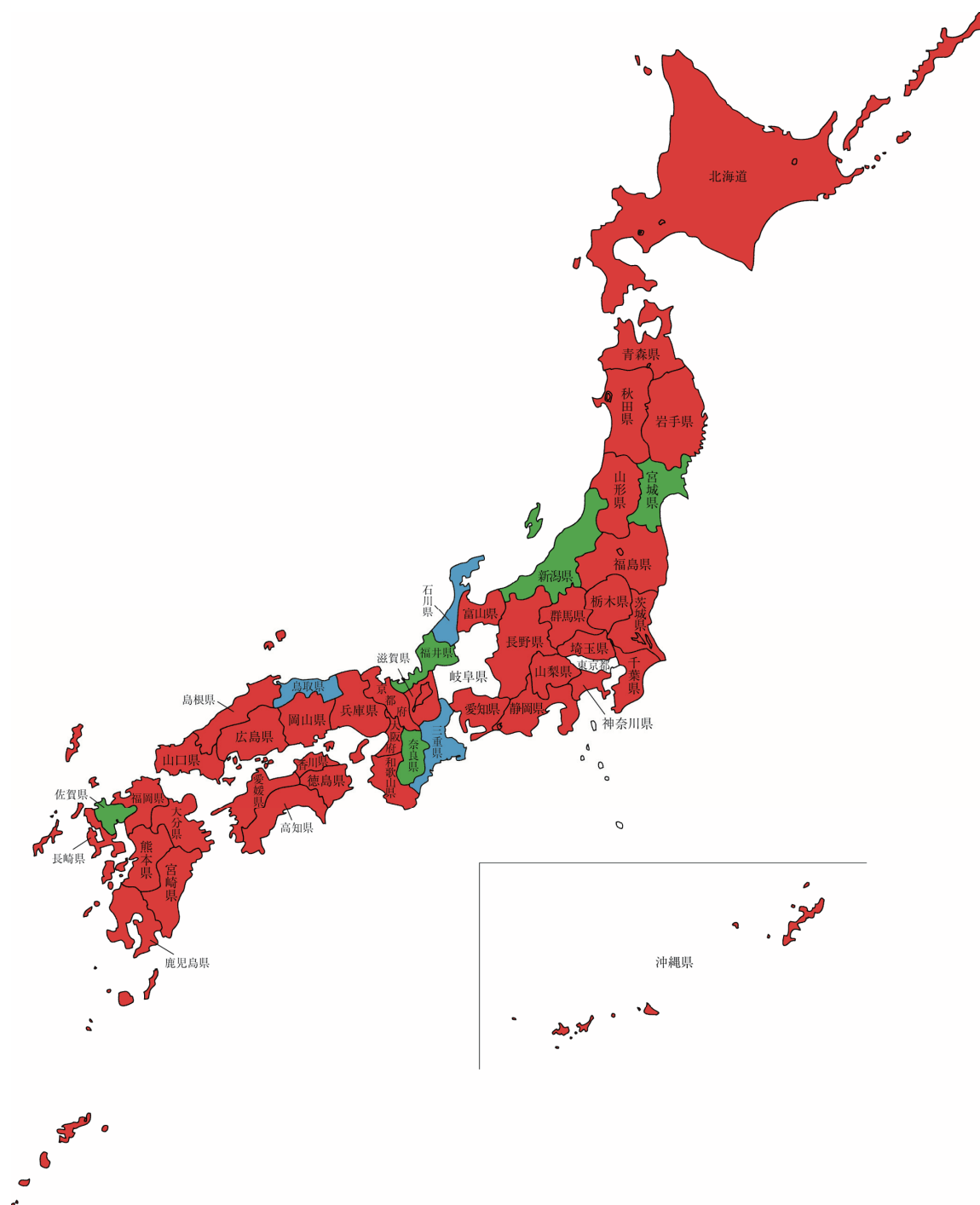


図 2-1 (3) 広域連携の推進に関する検討体制の構築状況



- 凡例
- 28 年度までに推進体制が構築済・構築予定の都道府県
 - 29 年度に構築予定の都道府県
 - 構築時期未定の都道府県
 - 構築予定なしの都道府県

2-2 広域連携の実施状況

2-2-1 現在実施している広域連携の事例（事業統合以外）

現在、事業統合以外に行われている経営の一体化、管理の一体化（施設・事務）や施設の共同化、人事交流及び技術支援などの実施状況については、事例があると答えた都道府県は 21、ないと答えた都道府県が 26 であった。

事例数は合計 55 事例あり、下表に示すように都道府県別で多いのは、福岡県の 11 事例、北海道の 9 事例、千葉県の 6 事例、広島県の 5 事例、長野県の 4 事例、大阪府の 3 事例であった。

表 2-2-1 (1) 現在実施している広域連携事例
(事業統合以外)

選択肢	都道府県数	%
ある	21	45
ない	26	55
合計	47	100

図2-2-1 (1) 現在実施している
広域連携の事例（事業統合以外）

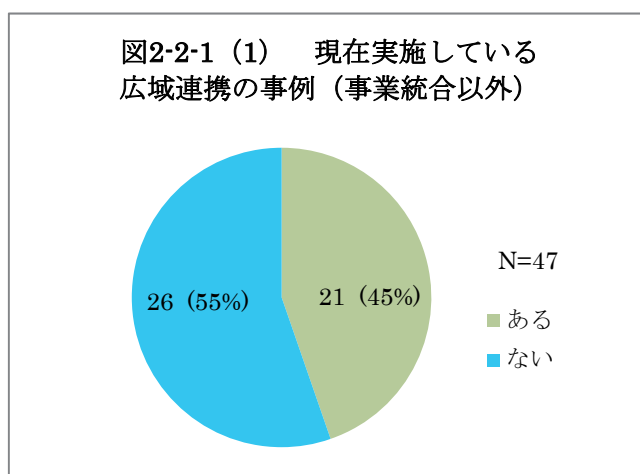


表 2-2-1 (2) 現在実施している都道府県の広域連携事例（事業統合以外）

番号	都道府県	事例数	市町村・企業団数
1	北海道	9 事例	17 市、5 町、2 村、6 企業団
2	青森県	1 事例	1 市、(他県 1 町)
3	岩手県	1 事例	1 市、3 町、3 村、(他県 6 町、2 村、1 企業団)
5	秋田県	1 事例	1 町、(他県 1 市)
6	山形県	1 事例	2 市、4 町
8	茨城県	2 事例	2 市、1 町
11	埼玉県	1 事例	2 市、3 町、1 企業団
12	千葉県	6 事例	12 市、1 町、7 企業団
14	神奈川県	1 事例	3 市、1 企業団
20	長野県	4 事例	5 市、10 町、10 村、3 企業団
21	岐阜県	1 事例	2 市
22	静岡県	1 事例	4 市、1 町

番号	都道府県	事例数	市町村・企業団数
27	大阪府	3 事例	7 市 2 町 1 企業団、29 市町 2 企業団、 企業団と市町村（対象未定）
33	岡山県	1 事例	1 市、1 企業団
34	広島県	5 事例	5 市、1 町
35	山口県	2 事例	3 市
38	愛媛県	1 事例	1 市
40	福岡県	11 事例	8 市、2 町、2 企業団、⑩は 7 市 3 町 1 企業団、（他県 1 市）
43	熊本県	1 事例	1 市、（他県 1 市）
45	宮崎県	1 事例	2 市、1 町
47	沖縄県	1 事例	2 町
	21 道府県	55 事例	延べ 86 市、40 町、15 村、29 市町 （企業団、他県および対象未定は除く）

次ページ以降に現在実施している広域連携の事例（事業統合以外）がある都道府県、および都道府県別広域連携の実施状況（現在）を示した。

図 2 - 2 - 1 (2) 現在実施している広域連携の事例（事業統合以外）がある都道府県

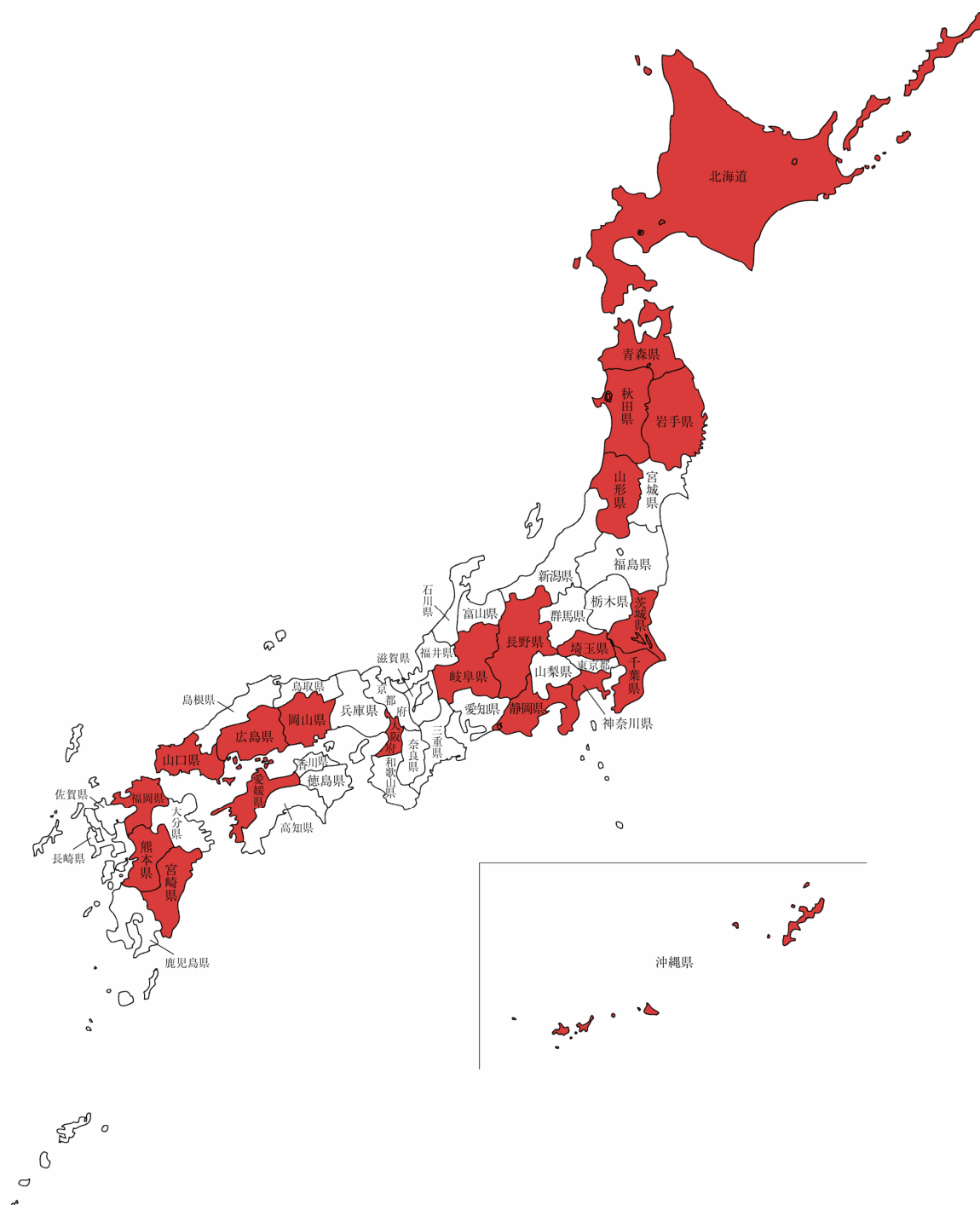


表2-2-1(3) 現在実施している広域連携の事例(事業統合以外)

番号	都道府県	連携事業体名と市町村名	連携の開始時期	連携の内容	備考
1	北海道①	恵庭市、由仁町 長幌上水道企業団	平成27年度～ 恵庭市、 平成28年度～ 由仁町 平成29年度～ (予定) 長幌上水道企業団	管理の一体化の推進を目的とし、受水団体配水池の一部運転管理を石狩東部広域水道企業団が行う。その他のメリットとしては、次の事項が期待できる。 (受水団体のメリット) 効率的な事業運営が可能、退職等による技術職員の減少(技術の継承問題)の対応 (石狩東部広域水道企業団のメリット) 受水団体配水池まで、水量を一括管理、調整できることで、運転監視業務の効率化、運転管理の安定化を図ることができる。 ◎ 恵庭市 平成27年度～ 恵庭市配水池管理業務の受託 ・ 柏木配水池及び牧場配水池に係る水運用管理、水質監視、機器の運転操作及び緊急時対応等の受託。平成29年度から、受託業務を拡大(巡視点検、保安点検、採水業務の追加。配水池の修繕工事の受託)することと合意。 ◎ 由仁町 平成28年度～ 由仁町配水池運転管理業務の受託 ・ 由仁町所有の古山配水池の水運用管理及び緊急時対応の受託。(ただし、故障対応・修繕は含まない。操作中央操作室において行う。) ◎ 長幌上水道企業団 平成29年度～ マオイ配水池運転管理業務の受託 ・ 長幌上水道企業団所有のマオイ配水池の水運用管理及び緊急時対応の受託合意。(ただし、故障対応・修繕は含まない。操作対応は漁川浄水場中央操作室において行う。)	石狩東部広域水道企業団では水道施設の運転・維持管理業務を民間事業者へ委託しており、恵庭市、由仁町、長幌水道企業団の配水池の管理についても、その中に含むことで委託内容を拡張してきている。
1	北海道②	中札内村簡易水道事業 (中札内村、更別村共同事業)	昭和47年3月	南札内浄水場を整備(共同で管理)することで、スケールメリットによる建設(維持管理費)のコスト削減の他、危機管理対策の強化を図っている。	
1	北海道③	旭川市、東神楽町	平成20年3月31日	旭川市と東神楽町において、共同で忠別川浄水場を使用することで、施設の効率的な管理運営と経費節減を図っている。	
1	北海道④	旭川市、鷹栖町	昭和63年4月1日	旭川市と鷹栖町において、共同で石狩川浄水場を使用することで、施設の効率的な管理運営と経費節減を図っている。	共同化の前は旭川市からの分水していたため、浄水場はない。
1	北海道⑤	室蘭市、壺別市	平成23年4月1日	取水施設、導水施設、浄水施設、及び送水施設の一部の共同使用することで、施設の効率的な管理運営と経費節減を図っている。	共同化の前は室蘭市からの分水していたため、施設はなく、つくらなくてよくなった施設はない。
1	北海道⑥	札幌市、江別市	平成27年4月	江別市から技術職員研修派遣を受け入れ、日常的な業務の実施を通じて職員の資質向上や職場の活性化を図っている。また、両市の情報共有を深めることで、災害発生時等の協力体制を強固なものにする。	
1	北海道⑦	札幌市、江別市、小樽市、帯広市、函館市、釧路市、室蘭市、旭川市、苫小牧市、北見市、石狩市、岩見沢市、北広島市、当別町、恵庭市、千歳市、月新水道企業団、石狩西部水道企業団、石狩東部水道企業団、桂沢水道企業団、様似町	平成27年7月	上記の事業体を札幌市の研修施設に招き、「水道事業体合同技術研修」を実施。平成27年、28年に一度ずつ開催。事業体単体では実施が困難な実技等を伴う技術系研修を、事業体間で人数を集約し効率的に実施するとともに、他事業体職員との交流を通じて相互連携の強化を図っている。	
1	北海道⑧	札幌市、江別市、小樽市、北広島市、石狩市、岩見沢市、恵庭市、月新水道企業団、千歳市、当別町、旭川市、釧路市、函館市、室蘭市	平成25年11月	上記の事業体を札幌市の研修施設に招き、「水道事業体合同技術研修」を実施。平成27年、28年に一度ずつ開催。事業体単体で「広域的な連携に係る合同研究会」を実施。広域連携の検討にあたり、各事業体の課題の把握と解決手法の検討に係る情報共有や意見交換を行う。	
1	北海道⑨	北空知広域水道企業団、深川市	平成27年4月1日 ～平成29年9月31日	北空知広域水道企業団と深川市間で、原則2年間の相互に人事交流や派遣を実施し、技術職員の資質向上を図っている。	

番号	都道府県	連携事業体名と市町村名	連携の開始時期	連携の内容	備考
2	青森県	青森県十和田市・秋田県小坂町	平成28年3月1日	水道施設の共同利用 十和田市の十和田湖畔地区簡易水道の水源、浄水場、配水池を共同利用(水道水の送水)することにより、十和田市は水の有効活用、小坂町は水道施設(水源、配水池等)の更新費用の削減が図られた。 また、十和田市は水を送水するにあたり、認可変更等を伴わなかったこともメリットであった。(事務の負担軽減) ※小坂町は、水源など施設の休廃止の認可変更をした	小坂町へ送水するために必要な十和田市の施設を小坂町との共同施設とし、運用しており、十和田市にとっては認可変更の要件に当たらなかった。また水源は地下水となっており、水利権の整理についても必要なかった。
3	岩手県	岩手県根米町、九戸村、葛巻町、久慈市、洋野町、野田村、普代村 (青森県八戸圏域水道企業団、東北町、六ヶ所村、権佐町、野辺地町、三戸町、五戸町、田子町、新郷村)	平成27年4月	水質データ管理の共同化により、平時における定期的な評価や異常時における支援等の協力的体制を構築している。	
5	秋田県	青森県十和田市、秋田県小坂町	平成28年3月	青森県十和田市、湖畔地区簡易水道(平成22年供用開始)と秋田県小坂町、休平地区簡易水道(昭和56年供用開始)を接続。両市町は施設の共同利用に関する協定を結び、配水管の接続工事を行った。 湖畔地区の余剰水を休平地区へ送水することにより、十和田市は余剰水の有効活用、小坂町は施設の更新費用節減が見込める。	小坂町へ送水するために必要な十和田市の施設を小坂町との共同施設とし、運用しており、十和田市にとっては認可変更の要件に当たらなかった。また水源は地下水となっており、水利権の整理についても必要なかった。
6	山形県	長井市、南陽市、高畠町、川西町、白鷹町、飯豊町	平成20年7月	2市・4町において、システム(公会計・料金・財務)の共同アウトソーシングを行い、スケールメリットによるコスト削減の他、情報共有による職員の資質向上を図っている。	
8	茨城県①	県企業局(県中央水道)、ひたちなか市	平成7年度	県企業局(県中央水道)と、ひたちなか市において共同で取水施設を整備し共同管理(県企業局が管理、ひたちなか市が持分見合いの費用を負担)することでスケールメリットによる維持管理費のコスト削減を図っている。	
8	茨城県②	かずみがうら市、阿見町	平成27年度	かずみがうら市と阿見町において水道料金等収納業務委託の共同発注によりコスト削減を図っている。	
11	埼玉県	坂戸、鶴ヶ島水道企業団(坂戸市、鶴ヶ島市)、日高市、毛呂山町、鳩山町、越生町	平成11年	業務委託方式による共同水質検査体制を構築(水質検査計画に基づく検査をはじめ水質事故に伴う検査や給水開始前の検査など広範囲に運用)	
12	千葉県①	千葉県水道局、北千葉広域水道企業団	昭和48年4月に協定締結 (昭和54年6月から一部通水)	千葉県水道局と北千葉広域水道企業団の給水場等を共有している。	
12	千葉県②	北千葉広域水道企業団、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、習志野市、八千代市	平成8年4月	各水道事業体から北千葉広域水道企業団へ水質検査を委託している。	
12	千葉県③	九十九里地域水道企業団、八咫水道企業団、水戸市、山武郡市広域水道企業団、山武郡市広域水道企業団、長生郡市広域市町村圏組合	昭和54年4月 昭和55年7月 昭和56年10月	各水道事業体から九十九里地域水道企業団へ水質検査の一部項目を委託している。	
12	千葉県④	東総広域水道企業団、旭市、東庄町	昭和56年10月	各水道事業体から東総広域水道企業団へ水質検査を委託している。	
12	千葉県⑤	君津広域水道企業団、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市	平成6年1月	各水道事業体から君津広域水道企業団へ水質検査を委託している。	
12	千葉県⑥	北千葉広域水道企業団、柏市	平成27年4月	他事業体の実務習得を通じて職員の資質向上を目的とする相互研修交流をしている。	

番号	都道府県	連携事業体名と市町村名	連携の開始時期	連携の内容	備考
34	広島県④	広島県企業局、呉市	昭和49年	県企業局と呉市において、共同で休山隧道配水池を整備（呉市で管理）する等スケールメリットによる建設（維持管理費）のコスト削減を図っている。	
34	広島県⑤	広島県企業局、尾道市、福山市	平成元年	県企業局と藤井川上水道企業団が一元化し、坊土浄水場を県企業局が継承・管理し、尾道市、福山市に給水することでスケールメリットによる建設（維持管理費）のコスト削減を図っている。	
35	山口県①	周南市上下水道局・光市水道局（周南市・光市）	平成28年7月	浄水場の共同管理 周南市と光市において、共同で光市林浄水場を管理し、周南市熊毛地区へ送水することで既存施設の有効利用や水の相互運用など強化を図っている	
35	山口県②	周南市上下水道局・光市水道局・下松市上下水道局（周南市・光市・下松市）	平成6年10月協議会設置 平成7年4月協議会開所	周南市水道水質検査センター協議会を設置 3市が共同で水道水の水質検査を実施	
38	愛媛県	広島水道用水供給事業と愛媛県今治市	平成25年7月（広島・愛媛両県による基本協定の締結）	広島水道用水供給事業から愛媛県今治市関前地区への水道水の供給 （1日最大給水量300m ³ ）	
40	福岡県①	北九州市と宗像地区事務組合（宗像市・福津市）	平成28年4月1日	経営改善と事務事業の効率化を進めている宗像地区事務組合からの要望により、宗像地区事務組合の水道事業に係る「水道の管理に関する技術上の業務」、「給水に関する業務」、「水道料金・手数料等の徴収に関する業務」、及び「水道施設の建設改良工事に関する業務」の4業務を北九州市が包括的に受託するもの。連携手法は、「水道の管理に関する技術上の業務」は、水道法第24条の3の規定による業務の委託（第三者委託）。「水道の管理に関する技術上の業務」以外の3業務は地方自治法第252条の16の2の規定による『事務の代管執行』。	
40	福岡県②	福岡市と糸島市	昭和52年7月	福岡市と糸島市において、共同で瑞梅寺浄水場を整備することでスケールメリットによる建設コスト削減を図っている。また、共同施設については管理の一体化を行っており、福岡市が糸島市より委託を受けて一括で管理することにより、維持管理費のコスト削減や危機管理対策の強化等を図っている。	
40	福岡県③	福岡市と福岡地区水道企業団	昭和58年11月	福岡市と福岡地区水道企業団において、共同で下原配水場を整備することでスケールメリットによる建設コスト削減を図っている。また、共同施設については管理の一体化を行っており、福岡市が福岡地区水道企業団より委託を受けて一括で管理することにより、維持管理費のコスト削減や危機管理対策の強化等を図っている。	
40	福岡県④	福岡市と福岡地区水道企業団	昭和63年7月	福岡市と福岡地区水道企業団において、共同で多々良浄水場を整備することでスケールメリットによる建設コスト削減を図っている。また、共同施設については管理の一体化を行っており、福岡市が福岡地区水道企業団より委託を受けて一括で管理することにより、維持管理費のコスト削減や危機管理対策の強化等を図っている。	
40	福岡県⑤	福岡市と福岡地区水道企業団	平成16年2月	福岡市と福岡地区水道企業団において、共同で大口経管路を整備することでスケールメリットによる建設コスト削減を図っている。また、共同施設については管理の一体化を行っており、福岡市が福岡地区水道企業団より委託を受けて一括で管理することにより、維持管理費のコスト削減や危機管理対策の強化等を図っている。	福岡市と福岡地区水道企業団が1本の大口経管路を共同で整備し、共同所有している。福岡市は配水管として、福岡地区水道企業団は送水管として使用している。
40	福岡県⑥	福岡市と糸島市	平成24年4月	糸島市から福岡市に対して、技術支援として職員派遣の要請があり、水道に係る業務の支援を行うため、技術職員を派遣している。	
40	福岡県⑦	大牟田市と荒尾市	平成24年4月	大牟田市と荒尾市において、共同でありありけ浄水場をDBO（デザイン・ビルド・オペレート）方式で整備することによりコスト削減を図った。	
40	福岡県⑧	久留米市と大木町	平成20年4月	久留米市と同様に配水場が老朽化し、供給能力が不足していた大木町と建設・維持管理のコスト削減を図るため、共同で西部配水場を整備したものである。	
40	福岡県⑨	久留米市と福岡県南広域水道企業団	平成22年7月	福岡県南広域水道企業団と共同で水質検査を実施することで、広域的な水質管理体制を構築し、安全で良質な水道水の確保に努めるもの。	

番号	都道府県	連携事業体名と市町村名	連携の開始時期	連携の内容	備考
40	福岡県⑩	新宮町と古賀市及び福岡地区水道企業団	平成17年4月1日	・古賀市と立花第二配水池の共同化することで建設費のコスト削減を図る ・福岡地区水道企業団及び構成市町村と水質試験施設の一元化を行うことで経費削減を図る	
40	福岡県⑪	福岡県南広域水道企業団と久留米市を 除く構成団体	平成25年4月	(自己検査施設を有する久留米市以外の)構成団体と企業団は、平成25年4月に「共同水質検査に関する協定書」を固々に締結し、共同水質検査体制を運用している。企業団は、共同水質検査において、構成団体が行う法定水質検査の共同実施のほか、水質管理に係る構成団体への技術協力を行うなど、水源から給水栓に至る一元的な水質管理を行っている。これにより、構成団体との連携が一層強化され、水道水の安全性の向上と水質管理に関する技術力の強化を図ることができている。	
43	熊本県	荒尾市上水道(熊本県荒尾市)、大牟田市上水道(福岡県大牟田市)	平成24年4月1日	熊本県荒尾市と福岡県大牟田市において、共同でありあり浄水場を整備(共同で管理)することでスケールメリットによる建設(維持管理費)のコスト削減の他、水の相互運用など危機管理対策の強化を図っている。	
45	宮崎県	小林市、えびの市、高原町	平成18年頃	水質検査業務の共同委託を実施し、委託にかかる事務を軽減する他、一定件数の件数を確保することによって、検査業者について一定の質を確保している	
47	沖縄県	沖縄県企業局、希望する離島水道事業体※ ※平成27年度希望事業体:久米島町及び竹富町	平成27年度～	県内離島水道事業体から希望を募り、沖縄県企業局の協力の基、ソフト面における技術支援を行っている。	

2-2-2 広域連携を検討中の事例

広域連携を検討中の事例数を下表に示した。21 道府県が検討している状況である。

表 2-2-2 (1) 広域連携検討中事例

番号	都道府県	事例数	市町村・企業団数
1	北海道	3 事例	7 市 2 町 2 企業団
2	青森県	1 事例	4 市 8 町 2 村 1 企業団（他県 2 市 3 町 1 村含む）
3	岩手県	1 事例	12 市 15 町 4 村 2 企業団（組合含む）
6	山形県	1 事例	1 市 3 町 3 村
10	群馬県	1 事例	1 県 1 企業団
12	千葉県	4 事例	1 県 2 企業団、4 市 1 企業団、5 市 3 町 1 企業団、1 市 3 企業団（組合含む）
20	長野県	1 事例	1 県 1 村
21	岐阜県	1 事例	1 県 7 市 4 町
22	静岡県	1 事例	1 県 1 企業団
25	滋賀県	1 事例	1 県 8 市 2 町
26	京都府	2 事例	7 市 3 町、②は未定
27	大阪府	3 事例	1 市 1 町 1 村 1 企業団、2 市 5 町 1 企業団、3 市 1 企業団
28	兵庫県	1 事例	4 市 1 企業団
29	奈良県	2 事例	1 県 3 町、1 県 1 市 3 町
35	山口県	1 事例	2 市
36	徳島県	1 事例	1 市
37	香川県	1 事例	1 県 8 市 8 町 1 組合
39	高知県	1 事例	4 市、1 町、1 村
40	福岡県	1 事例	1 市、3 町、1 企業団
41	佐賀県	1 事例	3 市、3 町、2 企業団
45	宮崎県	1 事例	1 市 7 町 1 村
	21 道府県	30 事例	延べ 87 市 74 町 13 村（県、企業団、他県および未定は除く）

次ページ以降に、広域連携を検討中の事例がある都道府県の図と、都道府県別の検討中の広域連携事例を示した。

図 2-2-2 広域連携を検討中の事例がある都道府県

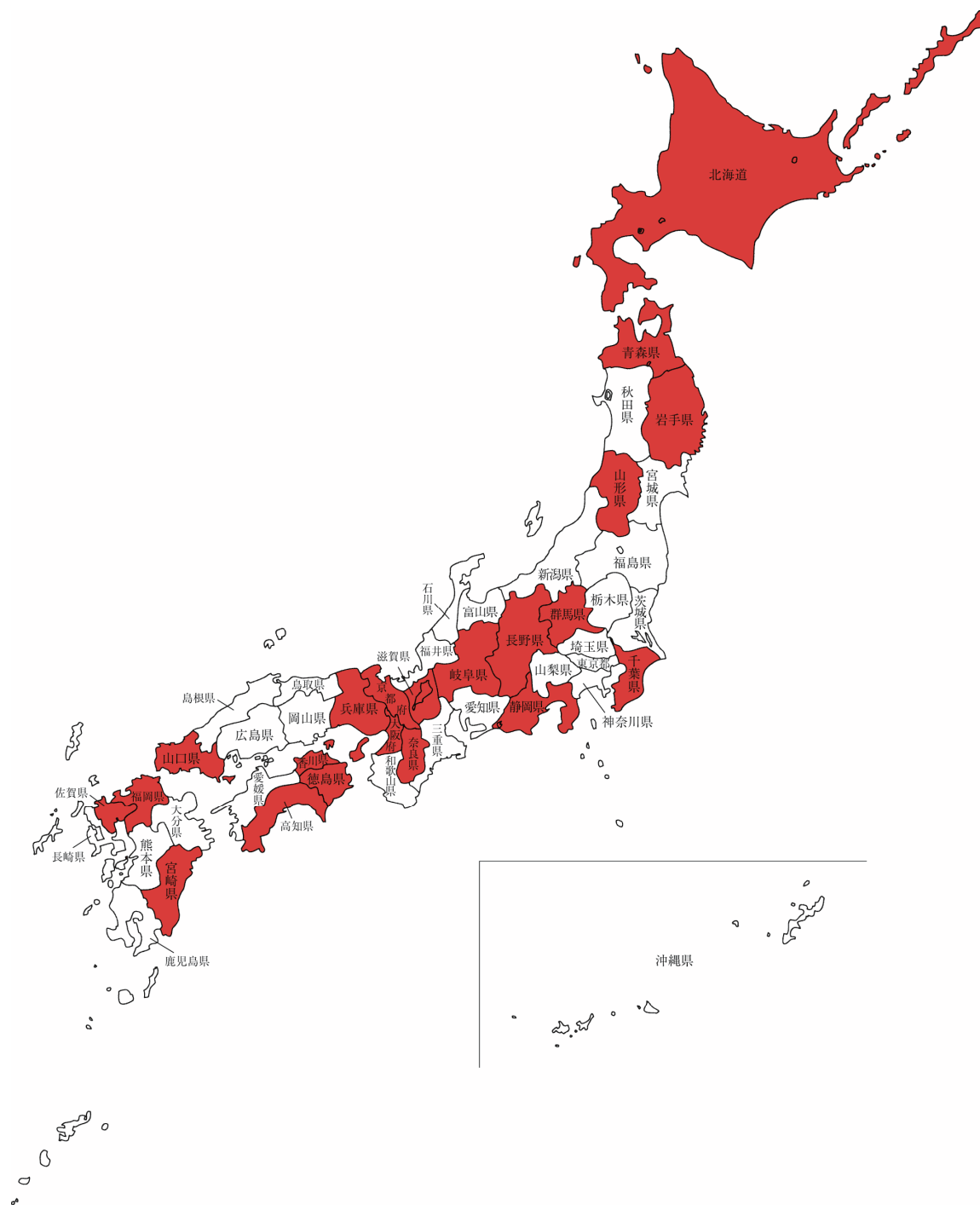


表2-2-2 (2)広域連携を検討中の事例

番号	都道府県	連携の形態	連携事業体名と市町村名	連携の検討開始時期	連携の内容(案)	検討状況番号	検討状況	平成28年度の進捗
1	北海道①	事業統合	桂沢水道企業団、岩見沢市、美唄市、三笠市	平成23年6月	構成3市の水道事業の水平統合後、桂沢水道企業団の用水供給事業との垂直統合	2	関係者間で設置した勉強会や任意の協議会等で、広域連携の検討を行っている	事業統合に係る検討を行うための広域化検討会を2回、関係市部長会議を3回開催した。
1	北海道②	現段階においては、一つの形態に固定せず、事業統合、経営の一体化、業務の共同化など、様々な形態について実現の可能性を調査中	江別市・千歳市、恵庭市、北広島市、由仁町、長幌上水道企業団及び石狩東部広域水道企業団	平成27年度	上記「連携の形態」と同様	2	関係者間で設置した勉強会や任意の協議会等で、広域連携の検討を行っている	進捗は、ほぼ予定どおり。平成28年度に実施した次の調査結果等について、本年度中にとりまとめ、その内容を構成団体に報告し、併せて連携メリットを示す考え。 ・先進事例調査(垂直統合を行った岩手中部広域水道企業団局長を招いての講演開催、中空知広域水道企業団の視察)の実施 ・垂直統合等の検討のため、末端給水業務を主とした内容の受水団体ヒアリング調査の実施 ・広域連携の一環として、管理の一体化の推進を目的とした、恵庭市配水池受託管理業務の拡大、長幌上水道企業団配水池管理業務の受託合意 ・その他広域連携モデル(経営統合、公公連携、公民連携など)調査
1	北海道③	施設・業務の共同化(検討開始予定)	太古内町・知内町・福島町・松前町・上ノ国町・江差町	平成30年試行予定	①施設・業務の共同化 ②維持管理等を受託している民間事業者による広域的連携 ③施設のダウンサイジングや収益型事業の実施	1	関係者間で広域連携の検討を行うための勉強会や任意の協議会等を設置する準備をしている。	内閣府 H28民間資金等活用事業調査費補助事業へ要望中 ※上記を活用し導入の可能性調査を行う。できるところから共同委託などの連携を実施し順次連携業務範囲の拡大を行う。
2	青森県	施設の共同化	北奥羽地区水道事業協議会(八戸圏域水道企業団、三戸町、五戸町、田子町、新郷村、十和田市、三沢市、東北町、七戸町、二戸市、一戸町、軽米町、久慈市、洋野町、野田村)	2014年5月30日	将来の人口減少に伴う施設能力や「水源の余剰」を共同で活用するもの。単独で更新することなく、投資の抑制、不安定な水源や非効率な施設の廃止、統合を図る。	2 3 4	関係者間で設置した勉強会や任意の協議会等で、広域連携の検討を行っている。 ・関係者間の言葉レベルで、広域連携を実施する方針が決定している。 ・関係者間で、広域連携の具体的な実施計画を策定するための検討を行っている。	北奥羽地区水道事業協議会のメンバーと個別での検討を実施。また、更なる広域連携をめざすための勉強会を立ち上げ、より具体的に共同化実現に向け関係者間で検討を行っている。更なる広域連携に係る担当課長会1回、勉強会3回開催。

番号	都道府県	連携の形態	連携事業体名と市町村名	連携の検討開始時期	連携の内容(案)	検討状況番号	検討状況	平成28年度の進捗
3	岩手県		岩手県水道事業広域連携検討会に基づき設置した以下の5ブロックについて、検討を進める。 ・盛岡広域ブロック検討会 ・盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、岩手町、矢野町 ・県北広域ブロック検討会 ・久慈市、二戸市、葛巻町、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町 ・県南広域ブロック検討会 ・遠野市、一関市、奥州市、紫波町、西和賀町、金ケ崎町、平泉町、岩手中部水道企業団、奥州金ケ崎行政事務組合 ・宮古広域ブロック検討会 ・宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村 ・沿岸南部広域ブロック検討会大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町	平成28年2月～	広域連携の可否、連携内容等について、ブロックごとの実情に合わせて今後検討を進める。	1	関係者間で広域連携の検討を行うための勉強会や任意の協議会等を設置する準備をしている	
6	山形県	管理の一体化(施設・事務)	新庄市、金山町、最上町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村	平成28年2月～	「新庄最上定住自立圏形成協定」へ「水道事業の共同管理運営※」の項目を追加し、出来るものから、出来る市町村間で連携を図ることとしている。 ※スケールメリットによるコストダウン及び情報を共有化するための業務システム(公金計、料金、財務)、維持管理(メーター器や薬品の購入、施設等の保守点検、台帳システム、包括的な業務委託)に関する事務等の共同管理運営	3	関係者間の首長レベルで、広域連携を実施する方針が決定している	広域連携に係る検討を行うための勉強会を4回開催するとともに、「新庄最上定住自立圏形成」の変更協定を12月に締結し、引き続き、連携可能な具体業務等の検討を行うこととしている。
10	群馬県	事業統合	新田山田水道(群馬県企業局) 東部地域水道(群馬県企業局) 群馬東部水道企業団(太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町)	平成28年11月	垂直統合	1	関係者間で広域連携の検討を行うための勉強会や任意の協議会等を設置する準備をしている。	関係者間で垂直統合に向けた協議や課題整理等を開始する
12	千葉県①	水平統合	千葉県水道局、九十九里地域水道企業団、南房総広域水道企業団	平成22年3月	第1ステップとして経営統合を行い、第2ステップとして事業統合を行う。	2	関係者間で設置した勉強会や任意の協議会等で、広域連携の検討を行っている。	「実務担当者による検討会議」を開催し、事業体の現状分析・評価、施設整備・更新計画の中長期見通し、人員配置計画、財政収支計画の検討を行っている。

番号	都道府県	連携の形態	連携事業体名と市町村名	連携の検討開始時期	連携の内容(案)	検討状況番号	検討状況	平成28年度の進捗
12	千葉県②	水平統合、垂直統合	水更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、君津広域水道企業団	平成19年5月	事業統合(末端給水事業体)、経営の一体化(用水供給事業体及び末端給水事業体)	2	関係者間で設置した勉強会や任意の協議会等で、広域連携の検討を行っている。	「君津地域水道事業統合協議会」において基本協定締結に向け、協議を行っている。
12	千葉県③	水平統合	勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町、館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町、三芳水道企業団	平成26年5月	事業統合	2	関係者間で設置した勉強会や任意の協議会等で、広域連携の検討を行っている。	「南房総地域末端給水事業統合研究会」において、事業統合に向けた基礎調査を終え、基本構想(案)の作成を開始した。
12	千葉県④	水平統合	長生郡市広域市町村圏組合、八面水道企業団、山武市、山武郡市広域水道企業団	平成26年10月	事業統合	2	関係者間で設置した勉強会や任意の協議会等で、広域連携の検討を行っている。	「県内水道の統合・広域化の進め方」に係る九十九里地域水道事業体会議において基礎調査を行っている。
20	長野県	その他	天龍村、長野県企業局	平成27年度	長野県企業局が、天龍村の簡易水道施設更新に係る設計積算、補助金、工事監督及び関係機関の調整に関する事務を、地方自治法第252条の16の2第1項の規定により、代替執行する。	5	関係者間で、広域連携を実施する計画が策定されている。	規約を定めるための協議を行うことについて、村と県双方の議会で議決し、規約制定済み。平成29年度実施予定。
21	岐阜県	業務の共同化(管理の一体化、施設の共同化)など	水道用水供給事業体及び受水市町の水道事業体(岐阜県、多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、御嵩町)	平成28年7月	水道用水供給事業体及び受水市町の水道事業体の広域連携にかかる下記の調査、検討を行うこと ・危機管理に関すること ・水質管理に関すること ・施設整備に関すること ・その他の合理化に関すること	2	関係者間で設置した勉強会や任意の協議会等で、広域連携の検討を行っている。	水道用水供給事業体及び受水市町の水道事業体において、広域連携にかかる検討を行うための研究会を設置した。平成28年度に上記の研究会を3回開催し、次年度以降も引き続き開催することと合意した。
22	静岡県	用水供給事業と用水供給事業の統合	静岡県企業局(榛南水道)、静岡県大井川広域水道企業団(大井川広域水道)	昭和52年	事業統合	2	関係者間で設置した勉強会や任意の協議会等で、広域連携の検討を行っている。	統合に係るロードマップの作成を平成28年度中に行う計画
25	滋賀県	用水供給事業連絡協議会における広域化勉強会	滋賀県企業庁と受水市町8市2町(近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、東近江市、日野町、竜王町)	平成28年11月	できるところから連携の検討を行う。	2	関係者間で設置した勉強会や任意の協議会等で、広域連携の検討を行っている。	広域連携に係る検討を行うための勉強会を1回開催した。
26	京都府①	業務の共同化	広域化等研究会(府営水道受水市町対象)	平成28年6月	緊急資材の共同備蓄や受付業務の共同化について検討を開始し、勉強会や意見交換を実施。具体的な内容や連携事業体は今後の協議による。	2	関係者間で設置した勉強会や任意の協議会等で、広域連携の検討を行っている。	今年度から京都市水道グランドデザイン(都道府県版水道ビジョン)の策定に着手し、その検討の中で、有識者による検討委員会を開催したほか、市町村との意見交換(市町村アンケートやヒアリング、圏域会議(3回)、課題別会議(4回)等)を実施し、広域連携に向けた意向調査や方向性等について検討を行った

番号	都道府県	連携の形態	連携事業体名と市町村名	連携の検討開始時期	連携の内容(案)	検討状況番号	検討状況	平成28年度の進捗
26	京都府②	業務の共同化	府内を北部・中部・南部の3圏域に分け	平成28年11月	圏域毎に薬品の共同購入の可能性について検討を開始し、そのための基礎データとして薬品購入実態調査を実施。具体的な内容や連携事業体は今後の協議による。	2	関係者間で設置した勉強会や任意の協議会等で、広域連携の検討を行っている。	今年度から京都市水道ブランドデザイン(都道府県版水道ビジョン)の策定に着手し、その検討の中で、有識者による検討委員会を開催したほか、市町村との意見交換(市町村アンケートやヒアリング、圏域会議(3回)、課題別会議(4回)等)を実施し、広域連携に向けた意向調査や方向性等について検討を行った
27	大阪府①	経営の一体化	大阪広域水道企業団、四條畷市、太子町、千早赤阪村	平成28年4月	3市町村水道事業を大阪広域水道企業団水道事業(創設)に統合	7	必要な認可申請に向けて厚生労働省又は都道府県と協議している。	関係者間で、経営の一体化に向け、人事・予算等の制度や条例を調整中。認可取得を準備中。
27	大阪府②	経営の一体化	大阪広域水道企業団、泉南市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、田尻町、岬町	平成28年4月	7市町村水道事業を大阪広域水道企業団水道事業に統合	2	関係者間で設置した勉強会や任意の協議会等で、広域連携の検討を行っている。	統合に向けての検討、協議に関する覚書を関係者間(首長)で締結の上、統合した場合の施設の最適配置等、統合素案(中間報告)を企業団が作成中
27	大阪府③	事業統合	泉北水道企業団、泉大津市、和泉市、高石市	平成23年	3市水道事業を泉北水道企業団に統合	2	関係者間で設置した勉強会や任意の協議会等で、広域連携の検討を行っている。	関係4団体で、事業統合における問題や課題を抽出
28	兵庫県	管理の一体化	阪神水道企業団、神戸市、尼崎市、西宮市、戸栗市	平成28年3月	①水供給システムの最適化 通常時に加え、リスク対策を考慮した効率的かつ効果的な施設整備と運用 ②水質検査の共同化 既に実施している水質検査の共同化の更なる発展と効率化	2	関係者間で設置した勉強会や任意の協議会等で、広域連携の検討を行っている。	阪神地域の水供給を最適化するためには、全体的に考えていく必要があるという議論がされたことから、阪神水道企業団を事務局として研究会を設置した。
29	奈良県①	経営の一体化	川西市、三宅町、田原本町、奈良県	平成26年度	県営水道からの直結配水に伴う施設共同化を中心とした経営統合	2 3 5	関係者間で設置した勉強会や任意の協議会等で、広域連携の検討を行っている。 ・関係者間の首長レベルで、広域連携を実施する方針が決定している。 ・関係者間で、広域連携を実施する計画が策定されている。	磯城郡3町並びに県が広域化に関する覚書を締結し、磯城郡水道広域化推進協議会を設立
29	奈良県②	施設の共同化、経営の一体化	五條市、吉野町、大淀町、下市町、奈良県	平成26年度	浄水場の集約、県営水道の水源の活用、経営・管理の一体化	2 3 5	関係者間で設置した勉強会や任意の協議会等で、広域連携の検討を行っている。 ・関係者間の首長レベルで、広域連携を実施する方針が決定している。 ・関係者間で、広域連携を実施する計画が策定されている。	浄水場の集約及び市町村水道と県営水道の経営統合について県で効果算定の財政シミュレーションを行い広域化検討会において提示。

番号	都道府県	連携の形態	連携事業体名と市町村名	連携の検討開始時期	連携の内容(案)	検討状況番号	検討状況	平成28年度の進捗
35	山口県	検討中	宇部市・山陽小野田市 宇部市上下水道局・山陽小野田市水道局	平成25年7月: 水道事業研究会を設置 平成27年4月: 水道広域化検討委員会を設置	平成28年3月に中間報告をまとめ、平成28年度から広域連携の方向性を整理する。	2	関係者間で設置した勉強会や任意の協議会等で、広域連携の検討を行っている。	広域連携に係る検討を行うため連携方法などの検討を進めている。
36	徳島県	施設の共同化	鳴門市・北島町	平成28年5月	浄水場の共同化	2	関係者間で設置した勉強会や任意の協議会等で、広域連携の検討を行っている。	年度内を目的に浄水場の整備について、共同か単独の結果を出す予定
37	香川県	事業統合	香川県、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町、小豆地区広域行政事務組合(土庄町及び小豆島町で構成している一部事務組合)	平成27年11月	平成29年秋の企業団設立、平成30年4月1日の事業統合	4 6 7	・関係者間で、広域連携の具体的な実施計画を策定するための検討を行っている。 ・必要な認可申請に向けて資料を作成している。 ・必要な認可申請に向けて厚生労働省又は都道府県と協議している。	広域水道事業体設立に向けた準備のため、協議会を2回開催した。
39	高知県	水質管理業務の共同化	高知市、南国市、土佐市、須崎市、いの町、日高村	平成28年5月	水質管理業務の共同化	2	関係者間で設置した勉強会や任意の協議会等で、広域連携の検討を行っている。	関係者間で広域連携の検討を行うため協議会を2回開催した。
40	福岡県	事業統合(垂直・水平統合)	田川地区水道企業団、田川市、川崎町、糸田町、篠智町	平成27年度	水道用水供給事業者である田川地区水道企業団とその構成団体1市3町の水道事業の統合。	4	関係者間で、広域連携の具体的な実施計画を策定するための検討を行っている。	4月に田川地区水道企業団事務局内に「統合準備室」を設置し、5月に統合を促す組織として企業団及び構成団体の水道部局の部課長による「統合準備会」を設置。統合の可否を判断するための資料として活用するため、統合しない場合の事業者ごとの単独「経営戦略」、事業統合した場合の「経営戦略」を28年度末の完成に向けて現在作成中。
41	佐賀県		サカ西部広域水道企業団、多久市、武雄市、嬉野市、大町町、江北町、白石町及び西佐賀水道企業団	平成27年度4月	事業統合	4	関係者間で、広域連携の具体的な実施計画を策定するための検討を行っている。	平成27年度に参加団体の首長等で構成される協議会を設置した。平成28年度に水道事業統合計画(案)を作成した。平成29年度に水道事業統合協定締結に向けた協議を行う。
45	宮崎県	関係者間で広域連携の検討を行うための勉強会の実施	西都市、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、県	平成28年11月	緊急連絡網の布設、委託業務の共同化	1	関係者間で広域連携の検討を行うための勉強会や任意の協議会等を設置する準備をしている。	県主催で開催した広域連携に引き続き、近隣地区の事業者が集まり、県を交えて、広域連携に関する勉強会を実施した。今後も継続して勉強会を開催していく予定である。

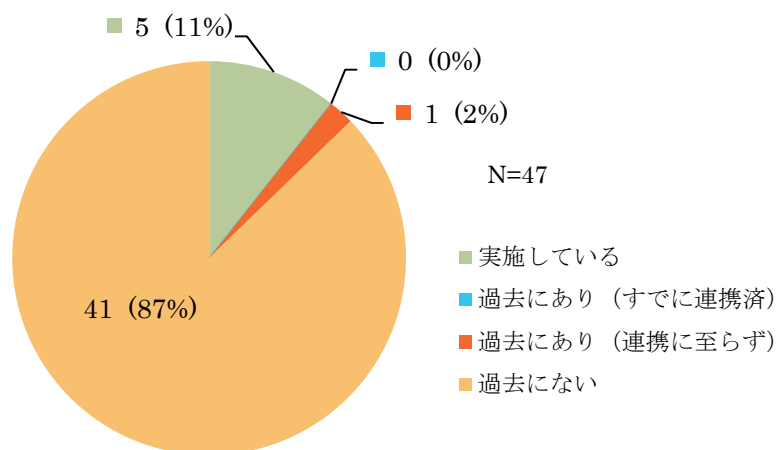
2-3 都道府県が主導・関与した広域連携事例

都道府県が推進役となって主導した、または関与した事例は、現在、実施しているのが 5 道県、過去にあったが連携に至らなかったのが 1 県であった。9 割近くの都道府県で、広域連携を主導・関与した事例はないと答えている。

表 2-3 都道府県が主導・関与した広域連携事例

選択肢	都道府県数	%
実施している	5	11
過去にあり（すでに連携済）	0	0
過去にあり（連携に至らず）	1	2
過去にない	41	87
合計	47	100

図2-3 都道府県が主導・関与した広域連携事例



都道府県が推進役となって主導した、または関与した事例で、現在実施しているのは5道県の7事例である。北海道と奈良県が各2事例、千葉県、静岡県、香川県が各1事例を有している。

2-3-1 都道府県が主導・関与した実施中の広域連携事例

以下に掲げる 7 事例で道県が広域連携が主導、実施している。

表 2-3-1 都道府県が主導・関与した実施中の広域連携事例

都道府県	連携検討開始年月	目的	事業体名	連携目標年次	推進役
北海道①	平成 25 年度	① 地域別会議 ・人材及び技術力の確保 ・日常の施設管理水準の向上 ・中長期的な施設管理水準の向上（計画的な更新・耐震化の実施） ・災害対応・危機管理能力の向上 広域化等多様な運営形態の導入	道内全水道事業体及び用水供給事業体、民間事業者	なし	環境生活部環境局 環境政策課
北海道②	平成 20 年 3 月	②Hokkaidou Wataer パワーアップ推進会議 ・人材及び技術力の確保 ・災害対応・危機管理能力の向上 ・運営基盤の強化	日本水道協会北海道地方支部（以下「日水協道支部」という。）の支部長都市（札幌市）、日水協道支部の地区長都市（小樽市又は江別市又は岩見沢市、釧路市、室蘭市、函館市、旭川市）、北海道簡易水道等環境整備協議会（以下「道簡水協」という。）の会長都市（京極町）、道簡水協の推薦都市（豊浦町、上砂川町）、全国水道企業団協議会北海道地区協議会の会長企業団（石狩東部広域水道企業団）（6 市 3 町 1 企業団）	なし	左記事業体が委員となり、 「Hokkaidou Wataer パワーアップ推進会議」を設置し、道内の水道事業者及び水道用水供給事業者が抱えている課題の解決に向けて、方策を検討し推進している。具体的には年 2 回研修会を開催するなどの取組を進めている。

都道府県	連携検討開始年月	目的	事業体名	連携目標年次	推進役
千葉県	平成 22 年 3 月	・人材及び技術力の確保 ・日常の施設管理水準の向上 ・中長期的な施設管理水準の向上（計画的な更新・耐震化の実施） ・災害対応・危機管理能力の向上 ・用水供給料金の格差是正	千葉県水道局、九十九里地域水道企業団、南房総広域水道企業団（1 県 2 企業団）	なし	千葉県総合企画部水政課
静岡県	平成 28 年 6 月	・災害対応・危機管理能力の向上 ・持続的な水道事業経営の確保	未定（未確定）	未定	静岡県くらし・環境部環境局水利用課
奈良県①	平成 26 年	・人材及び技術力の確保 ・中長期的な施設管理水準の向上（計画的な更新・耐震化の実施 ・施設の共同化（水源整理を含む） ・料金値上げの抑制	川西町、三宅町、田原本町（3 町）	平成 34 年 3 月までに	県地域政策課、奈良県水道局
奈良県②	平成 26 年	・人材及び技術力の確保 ・中長期的な施設管理水準の向上（計画的な更新・耐震化の実施 ・施設の共同化（水源整理を含む） ・料金値上げの抑制	五條市、吉野町、大淀町、下市町（1 市 3 町）	—	県地域政策課、奈良県水道局
香川県	平成 21 年 11 月	・人材及び技術力の確保、・中長期的な施設管理水準の向上（計画的な更新・耐震化の実施） ・料金値上げの抑制 ・災害対応・危機管理能力の向上	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町、小豆地区広域行政事務組合（8 市 8 町 1 組合）	平成 30 年 4 月	香川県政策部水資源対策課

2-3-2 都道府県が主導・関与した広域連携で連携済み事例

都道府県が主導・関与した広域連携で連携済み事例はなかった。

2-3-3 都道府県が主導・関与した広域連携で連携に至らなかった事例

都道府県が主導・関与した広域連携で連携に至らなかった事例として、秋田県の事例がある。

秋田市の余剰水を活用するという目的で、秋田市（旧河辺町、旧雄和町含む）、潟上市（旧昭和町、旧飯田川町、旧天王町）、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村（2市3町1村）が連携に取り組んだ（平成2年～平成25年）。推進役は秋田県生活環境部生活衛生課長（広域水道整備協議会顧問）であった。

連携に慎重となる意見は以下のようなものだった。

課題（意見）

- ・秋田市と他市町村では、浄水供給者と受水者といった立場や事業規模が大きく異なる。
- ・受水側の事業体でも、施設整備水準の不均衡、料金格差、水質・水量に対する逼迫度に違いがある。
- ・国庫補助、県費補助等の新規財源確保が不可欠である。

これらの課題（意見）に対してとった具体的な対応は以下のものであった。

- ・広域化した場合のシミュレーションを実施するも、単独経営よりも経費が嵩むことが判明した。
- ・財源確保に向け、国に補助金の創設を陳情するも、「創設は困難である」との方針が示された。

2-4 事業体からの要請などにより都道府県が推進役となって主導・関与した広域連携事例

事業体からの要請などにより都道府県が推進役となって主導・関与した広域連携事例の結果を下表に示す。

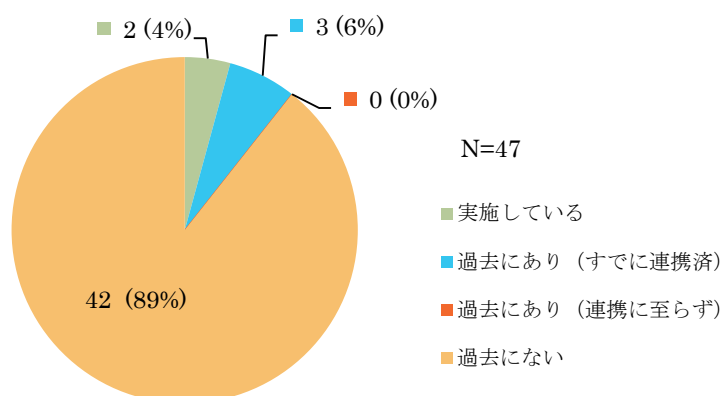
「過去にない」が42道府県を数え、9割近くは推進役となったことがない状況となっている。

「実施している」のは東京都と奈良県、過去に連携済みが3事例で大阪府、兵庫県、長崎県である。

表 2-4 事業体からの要請などにより都道府県が推進役となって主導・関与した広域連携事例

選択肢	都道府県数	%
実施している	2	4
過去にあり（すでに連携済）	3	6
過去にあり（連携に至らず）	0	0
過去にない	42	89
合計	47	100

図2-4 事業体からの要請などにより都道府県が推進役となって主導・関与した広域連携事例



2-4-1 事業体からの要請などにより都道府県が推進役となって主導・関与した実施中の広域連携事例

下表に示すように東京都と奈良県の事例が見られた。

表 2-4-1 (1) 事業体からの要請などにより都道府県が推進役となって主導・関与した広域連携事例

目的	都道府県	事業体名	連携検討 開始年月	目標年次	推進役
・水源、給水普及率及び料金等の格差を解消 ・施設、業務の一体化等による経営効率化やサービスの向上を図り、都市構造に即応した施設整備を促進	東京都	八王子市、立川市、三鷹市、青梅市、府中市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、あきる野市（旧秋川市、五日市町）、西東京市（旧田無市、保谷市）、瑞穂町、日の出町、奥多摩町 (23 市 3 町) 【未統合の市】 武蔵野市、昭島市、羽村市	昭和 45 年 7 月	未定	東京都水道局
・窓口業務等の包括業務委託	奈良県	橿原市、大和高田市 (2 市)	平成 27 年 5 月	平成 29 年 10 月	奈良県地域政策課

東京都の事例は、水源、給水普及率及び料金等の格差を解消、施設、業務の一体化等による経営効率化やサービスの向上を図り、都市構造に即応した施設整備を促進する目的で実施されており、多摩地区 23 市 3 町の広域連携事業である。

都営水道一元化に際し、当初は事務委託制度を当該市町に委託したが、広域水道としてのメリットを十分に発揮できないため、平成 23 年度末に事務委託を解消。解消に当たっては、以下の課題が生じた。

表 2-4-1 (2) 東京都事例

事務委託解消 に当たっての課題	解決策
業務執行体制の整備	・市町職員約 1,100 人が担っていた業務を都が直接行うことは困難であったため、水道に関するノウハウや専門性を有する外郭団体との一体的な業務運営体制を構築し、業務の大半を委託した。
区部・多摩地区のサービス格差解消	・現在、格差解消に向けた計画を作成の上、取組を進めている。

2-4-2 事業体からの要請などにより都道府県が推進役となって主導・関与した広域連携済み事例

事業体からの要請などにより都道府県が推進役となって主導・関与した広域連携済みの事例は 3 事例あった。

3 事例の目的は、機器の共同整備・分析技術の確保、日常の施設管理水準の向上、施設の共同化（水源整理を含む）、災害対応・危機管理能力の向上及び水道用水供給事業の実施というものであった。

大阪府の場合、目的は「高価な検査機器の共同整備と分析技術の確保」であった（32 市 9 町 1 村と 2 企業団との連携）。

また、兵庫県の場合、県水道行政、県企業庁（水道用水供給事業）と淡路広域水道企業団が推進役となったもので、人材及び技術力の確保、日常の施設管理水準の向上、施設の共同化（水源整理を含む）、災害対応・危機管理能力の向上を目的としたものである。

さらに、長崎県の事例は、県が水道法に基づく長崎県南部広域水道整備計画を策定し、水道用水供給事業を目的として企業団を設立（2 市 2 町で構成）した。

表 2-4-2 事業体からの要請などにより都道府県が推進役となって主導・関与した広域連携済み事例

連携の目的	都道府県	事業体名	推進役	連携検討開始年月
・高価な検査機器の共同整備 ・分析技術の確保	大阪府	旧 大阪府水道部（現 大阪広域水道企業団）、府内 44 水道事業体（大阪市を除く全市町村及び泉北水道企業団） (32 市 9 町 1 村 2 企業団)	旧 大阪府水道部	平成 5 年 12 月
・人材及び技術力の確保 ・日常の施設管理水準の向上 ・施設の共同化（水源整理を含む） ・災害対応・危機管理能力の向上	兵庫県	淡路広域水道企業団、兵庫県 (1 県 1 企業団)	県水道行政、県企業庁（水道用水供給事業） 淡路広域水道企業団	平成 22 年 4 月
・水道用水供給事業	長崎県	長崎県南部広域水道企業団 (2 市 2 町)	・県が水道法に基づく長崎県南部広域水道整備計画を策定 ・企業団は市町で構成	平成 12 年に企業団を設立

2-4-3 事業体からの要請などにより都道府県が推進役となって主導・関与して連携に至らなかった事例

事例なし

2-5 中核都市や企業団等の一部事務組合が推進役となって関与した広域連携事例

中核都市や企業団等の一部事務組合が推進役となって関与した広域連携の連携形態では、下表に示すように事業統合、経営の一体化、管理の一体化（施設、事務）、人事交流及び技術交流の事例がみられた。

経営の一体化では長野県の佐久市の事例で市町営水道の佐久水道企業団への移管が、管理の一体化（施設）では北海道の石狩東部広域水道企業団の事例が挙げられた。

管理の一体化（事務）では、長野県の松川町他の水質検査の共同委託や奈良県の日本水道協会奈良支部が平成 29 年度に実施するとして「指定給水装置工事事業者に関する一部事務の共同化（指定関連業務と講習会の共同実施）」が挙げられた。

その他、水質管理業務に係る業務の共同化や専門職の安定確保と技術継承を目的とした事例が滋賀県と大阪府で見られた。

表 2-5 中核都市や企業団等の一部事務組合が推進役となって関与した広域連携事例

連携形態：事業統合

推進事業体	内容	連携開始時期	都道府県
石巻地方広域水道企業団	・ 1 市 2 町の事業統合。	昭和 55 年	宮城県
登米地方広域水道企業団	・ 用水供給、登米水道企業団、5 町の事業統合。	昭和 54 年	宮城県
群馬東部水道企業団	・ 3 市 5 町の水道事業の水平統合。	平成 28 年 4 月	群馬県

連携形態：経営の一体化

推進事業体	内容	連携開始時期	都道府県
佐久市、東御市、佐久穂町、佐久水道企業団	・ 市町営水道の佐久水道企業団への移管。	創設時（昭和 42 年 1 月）から随時	長野県

連携形態：管理の一体化（施設）

推進事業体	内容	連携開始時期	都道府県
石狩東部広域水道企業団	・ 管理の一体化の推進を目的とし、受水団体配水池の一部運転管理を石狩東部広域水道企業団が行う。	平成 27 年度	北海道

連携形態：管理の一体化（事務）

推進事業体	内容	連携開始時期	都道府県
松川町、高森町、喬木村、豊丘村、大鹿村	・大臣登録水質検査機関に対し、水質検査を共同委託。	平成 22 年	長野県

連携形態：人事交流及び技術交流

推進事業体	内容	連携開始時期	都道府県
大津市、草津市	・水質試験・検査業務の共同化、災害時の相互応援・合同防災訓練。	平成 28 年度	滋賀県
大阪広域水道企業団	・関係 10 市町村と企業団が連携し、関係市町村の水質管理業務全般を共同で実施する『河南水質管理ステーション』を設置し、水質管理専門職の安定確保と技術継承、地域全体の水質管理レベルの維持・向上等を図っている。	平成 25 年 4 月	大阪府

2-6 官民連携の検討状況

「広域連携と合わせて、官民連携の検討も行った」のは東京都、北海道、群馬県の3都道県であった。現在、検討中が京都府、今後、検討予定としたのが、福島県、香川県、静岡県の3県であった。静岡県は「設置した検討体制において検討していきたい」との回答であった。

一方、検討を「行わなかった」のは17府県であり、山形県では「現時点では、官民連携までの検討までに至っていない」と回答している。

また、山口県は、「一部の水道事業者は検針・料金徴収、浄水場の一部管理について委託している」和歌山県は「話題は出ている」と回答している。

表 2-6 (1) 官民連携の検討状況

選択肢	都道府県数	%
行った	3	6
行わなかった	17	36
その他	10	21
無回答	17	36
合計	47	100

図2-6 官民連携の検討状況

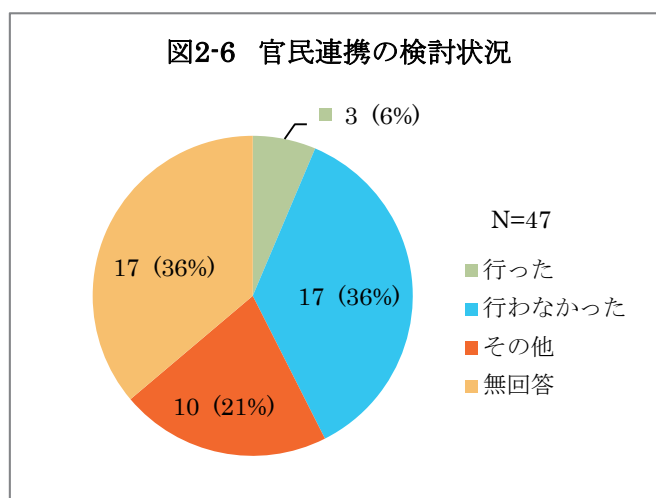


表 2-6 (2) 官民連携の検討状況

番号	都道府県	行った	行わなかった	その他	無回答	理由
1	北海道	○				
2	青森県				○	
3	岩手県				○	
4	宮城県		○			
5	秋田県		○			
6	山形県			○		現時点では、官民連携までの検討までに至っていない。
7	福島県			○		検討する予定
8	茨城県				○	
9	栃木県				○	
10	群馬県	○				
11	埼玉県		○			
12	千葉県			○		行っていない
13	東京都	○				

番号	都道府県	行った	行わなかった	その他	無回答	理由
14	神奈川県				○	
15	新潟県			○		該当なし
16	富山県				○	
17	石川県				○	
18	福井県					
19	山梨県		○			
20	長野県			○		把握していない
21	岐阜県				○	
22	静岡県			○		設置した検討体制において検討していきたい
23	愛知県		○			
24	三重県		○			
25	滋賀県		○			
26	京都府			○		現在検討中
27	大阪府		○			
28	兵庫県		○			
29	奈良県		○			
30	和歌山県			○		話題はでている
31	鳥取県		○			
32	島根県				○	
33	岡山県		○			
34	広島県				○	
35	山口県			○		一部の水道事業者は検針・料金徴収、浄水場の一部管理について委託している
36	徳島県		○			
37	香川県			○		今後検討予定
38	愛媛県				○	
39	高知県		○			
40	福岡県		○			
41	佐賀県		○			
42	長崎県				○	
43	熊本県				○	
44	大分県				○	
45	宮崎県		○			
46	鹿児島県				○	
47	沖縄県				○	
		3	17	10	17	

IV. 資料編

1. 統合実現事業体個表

図1 統合実現事業体13の道府県

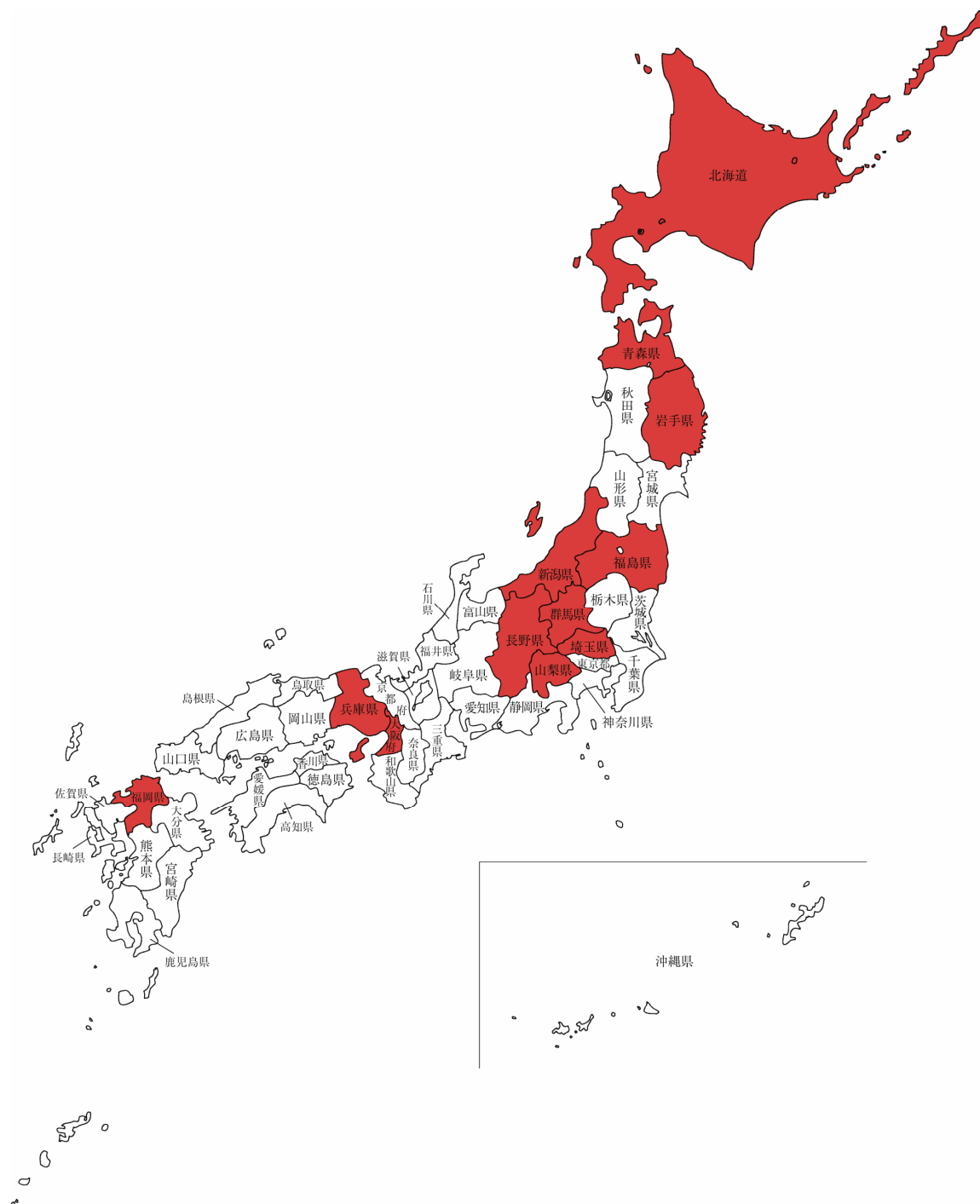


図 1-1 中空知広域水道企業団 位置図

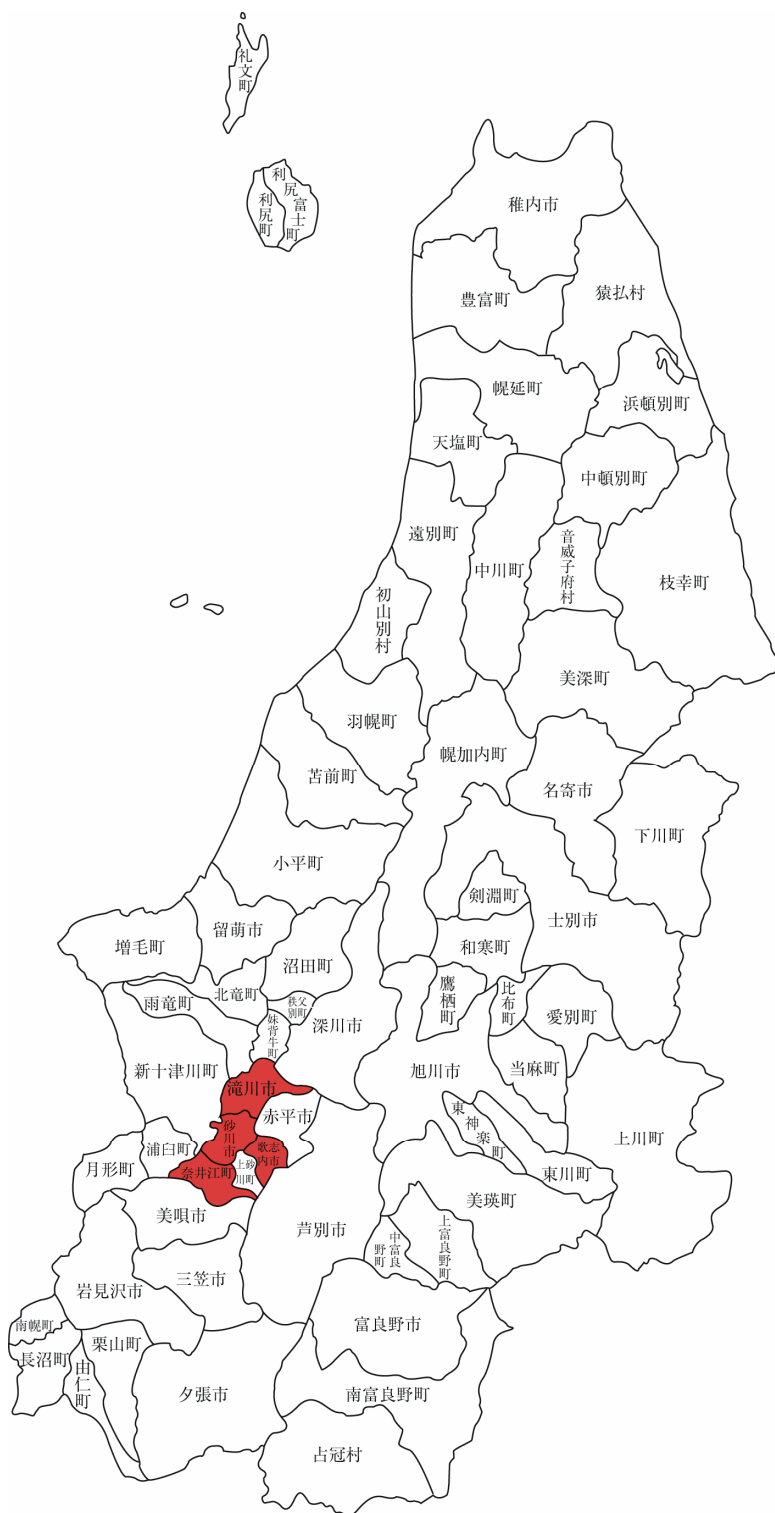


図 1-2 八戸圏域水道企業団 位置図

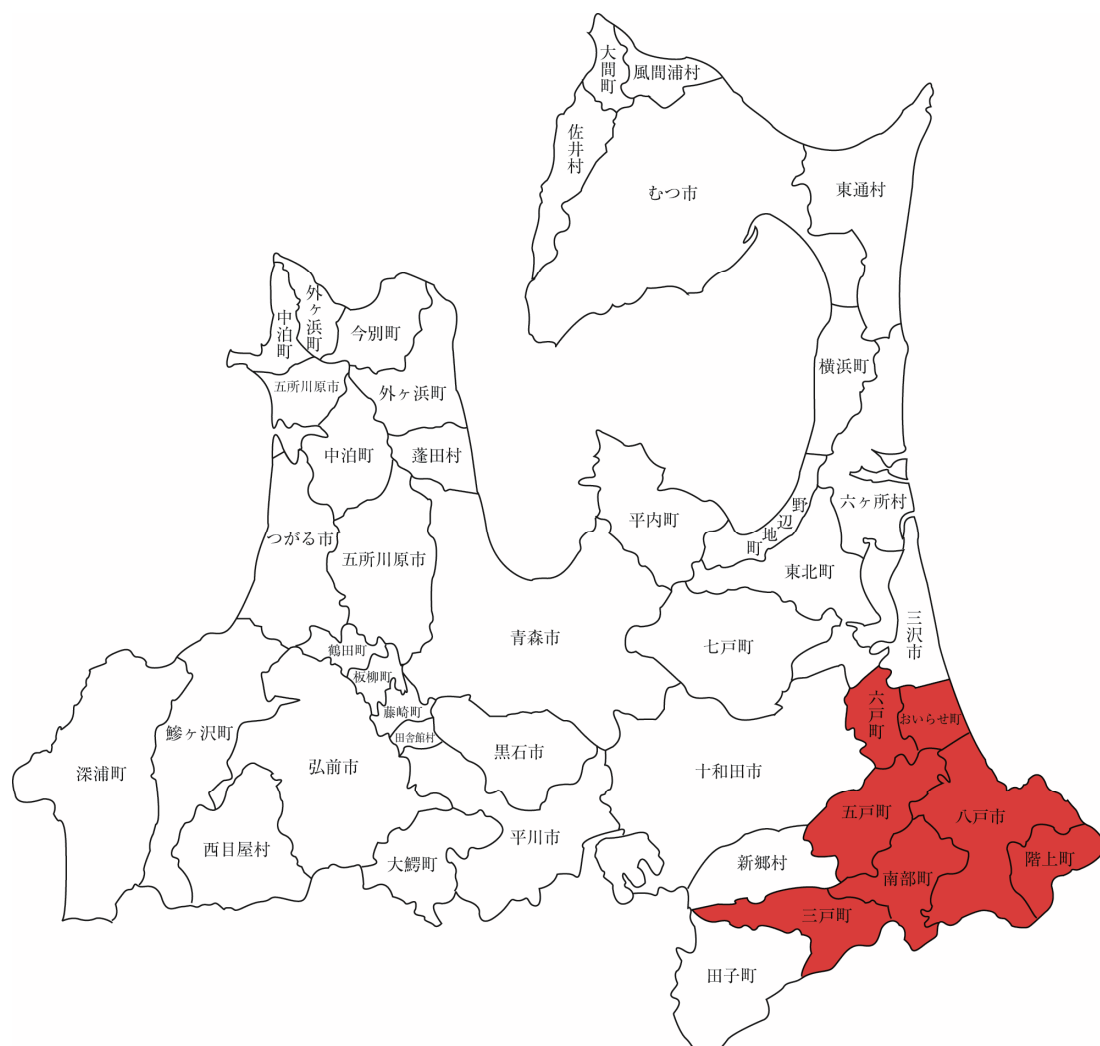


図 1-3 岩手中部水道企業団 位置図



A map of Fukushima Prefecture, Japan, showing its 49 municipalities. The city of Maebashi (会津若松市) is highlighted in red, and the city of Maebashi (郡山市) is highlighted in blue. Other municipalities are labeled in black text.

The municipalities shown are:

- 国見町 (Kunimi)
- 桑折町 (Sawakiri)
- 伊達市 (Itadaki)
- 相馬市 (Sōma)
- 飯館村 (Ihigane)
- 川俣町 (Kawabuchi)
- 二本松市 (Nihonmatsu)
- 大玉村 (Ōtama)
- 本宮市 (Honmachi)
- 三春町 (Mitsun)
- 田村市 (Murakami)
- 葛尾村 (Kawabuchi)
- 浪江町 (Nagasaki)
- 双葉町 (Sōhō)
- 大熊町 (Ōkuma)
- 富岡町 (Tōma)
- 川内村 (Kawachi)
- 栖葉町 (Sōma)
- 広野町 (Hirano)
- いわき市 (Iwaki)
- 古殿町 (Kodono)
- 石川町 (Ishikawa)
- 玉川村 (Tamakawa)
- 鏡石町 (Kamishiro)
- 矢吹町 (Yabuki)
- 泉崎村 (Izumizaki)
- 白河市 (Shiraiwa)
- 浅川町 (Asakawa)
- 鰯川村 (Ishikawa)
- 棚倉町 (Teraoka)
- 塙町 (Hatake)
- 矢祭町 (Yamatsuri)
- 下郷町 (Shimojō)
- 天栄村 (Tamae)
- 西郷村 (Saijō)
- 会津若松市 (Maebashi)
- 会津美里町 (Maesumi)
- 磐梯町 (Higashi)
- 猪苗代町 (Shimada)
- 北塩原村 (Kishihara)
- 喜多方市 (Kitakata)
- 西会津町 (Saijō)
- 会津坂下町 (Sakata)
- 三島町 (Mishima)
- 柳津町 (Yanagitsubo)
- 昭和三村 (Shōwa)
- 只見町 (Tsukigata)
- 南会津町 (Minami)
- 檜枝岐村 (Hibiki)

図 1-5 群馬東部水道企業団 位置図

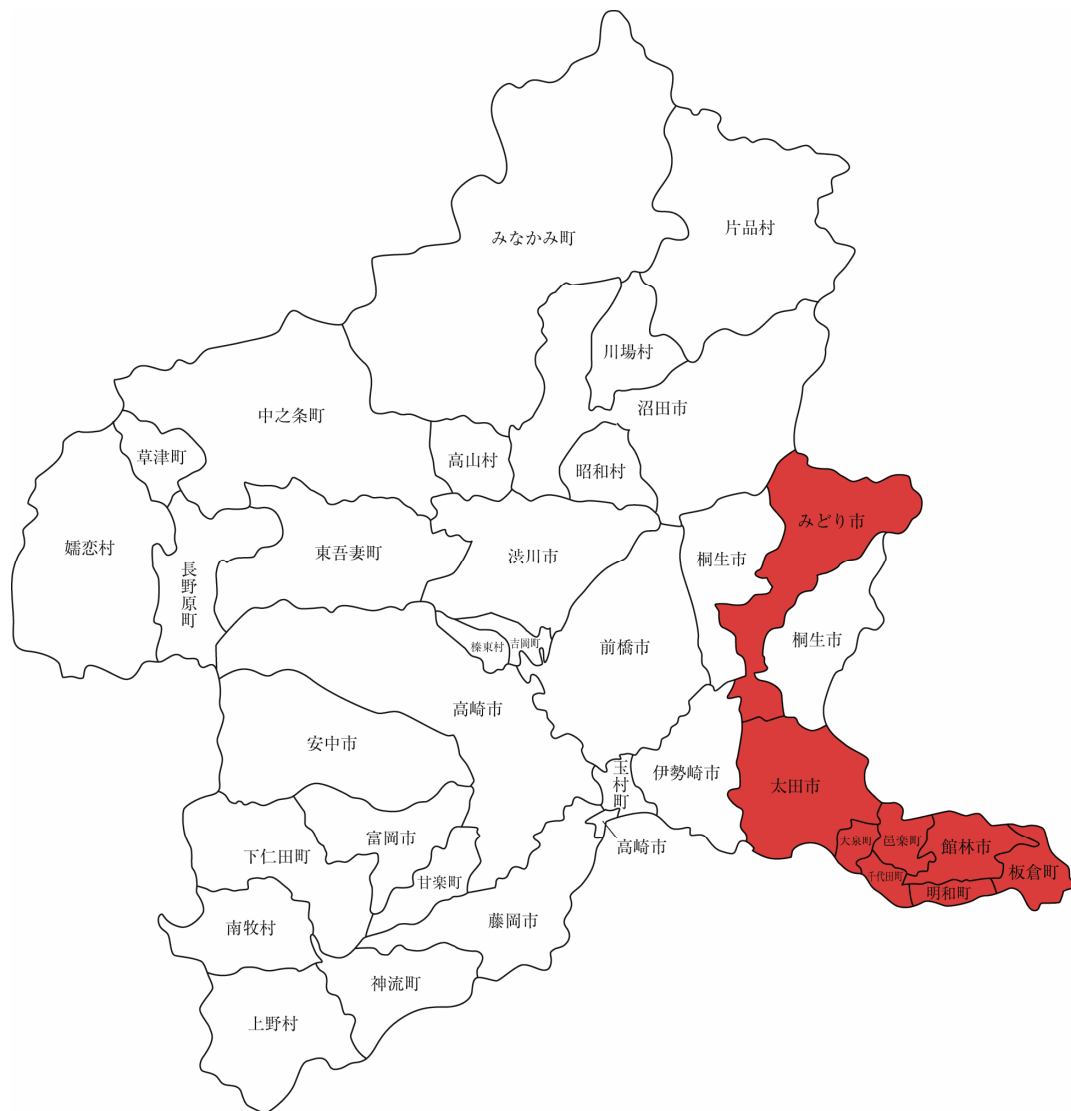


図 1-6 秩父広域市町村圏組合 位置図

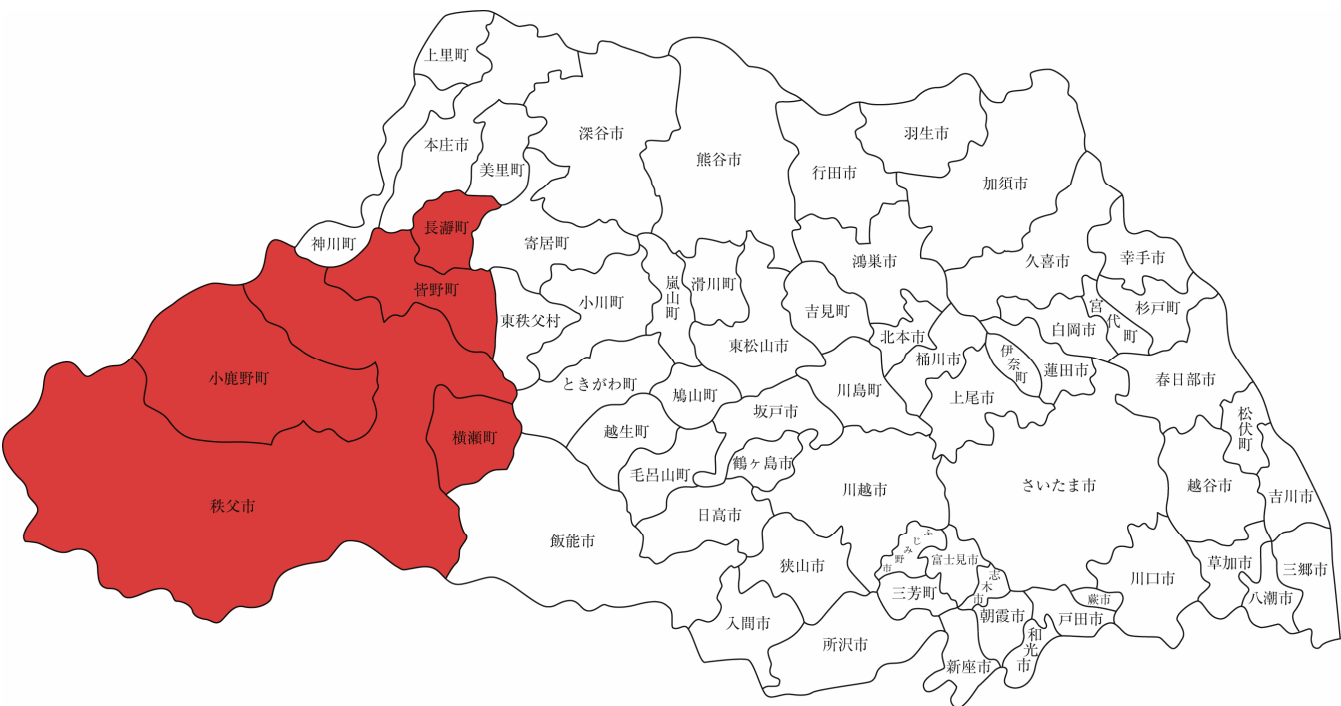


图 1—7 柏崎市 位置图

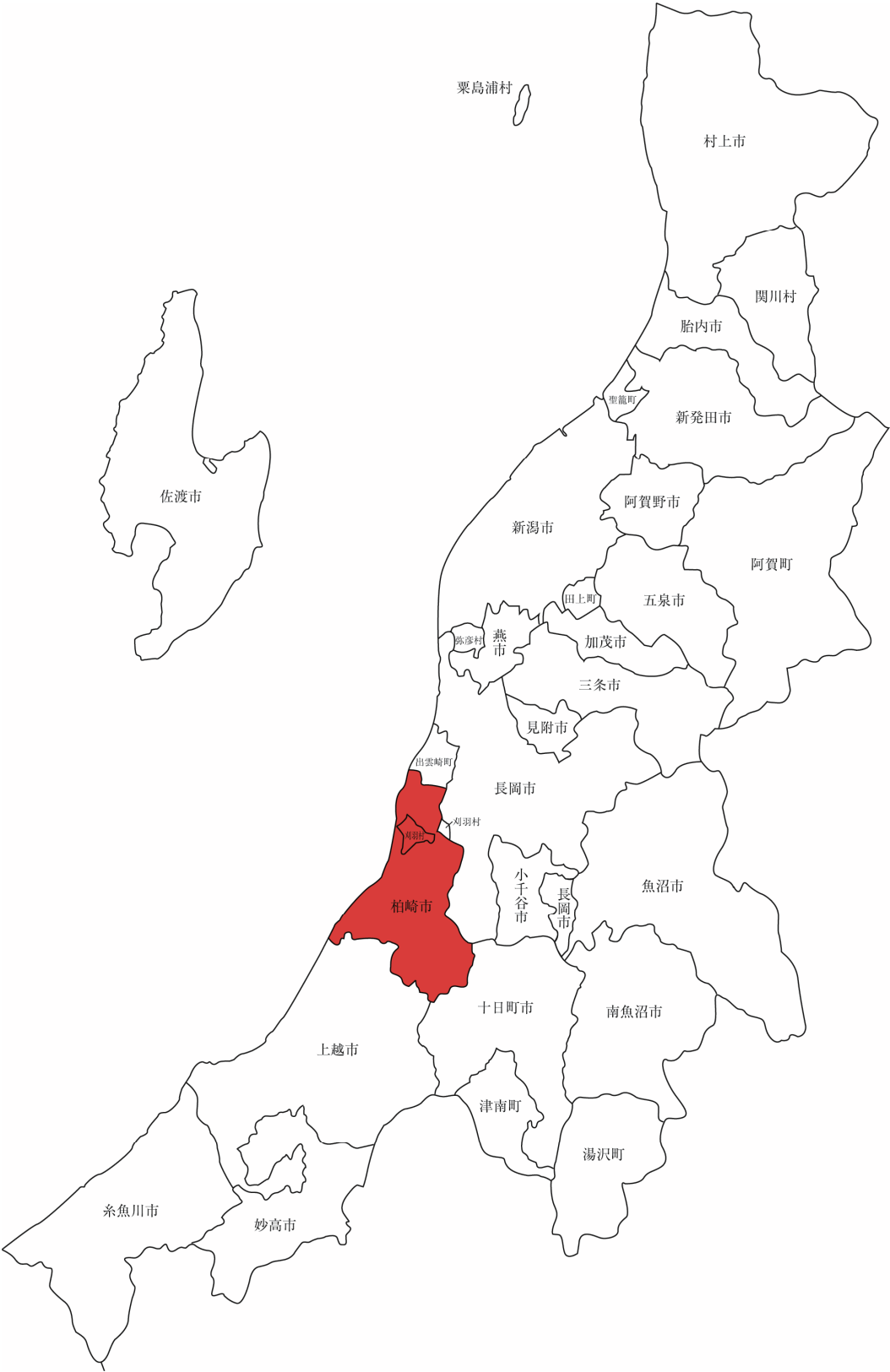


図 1-8 小諸市 位置図



図 1-9 東部地域広域水道企業団 位置図

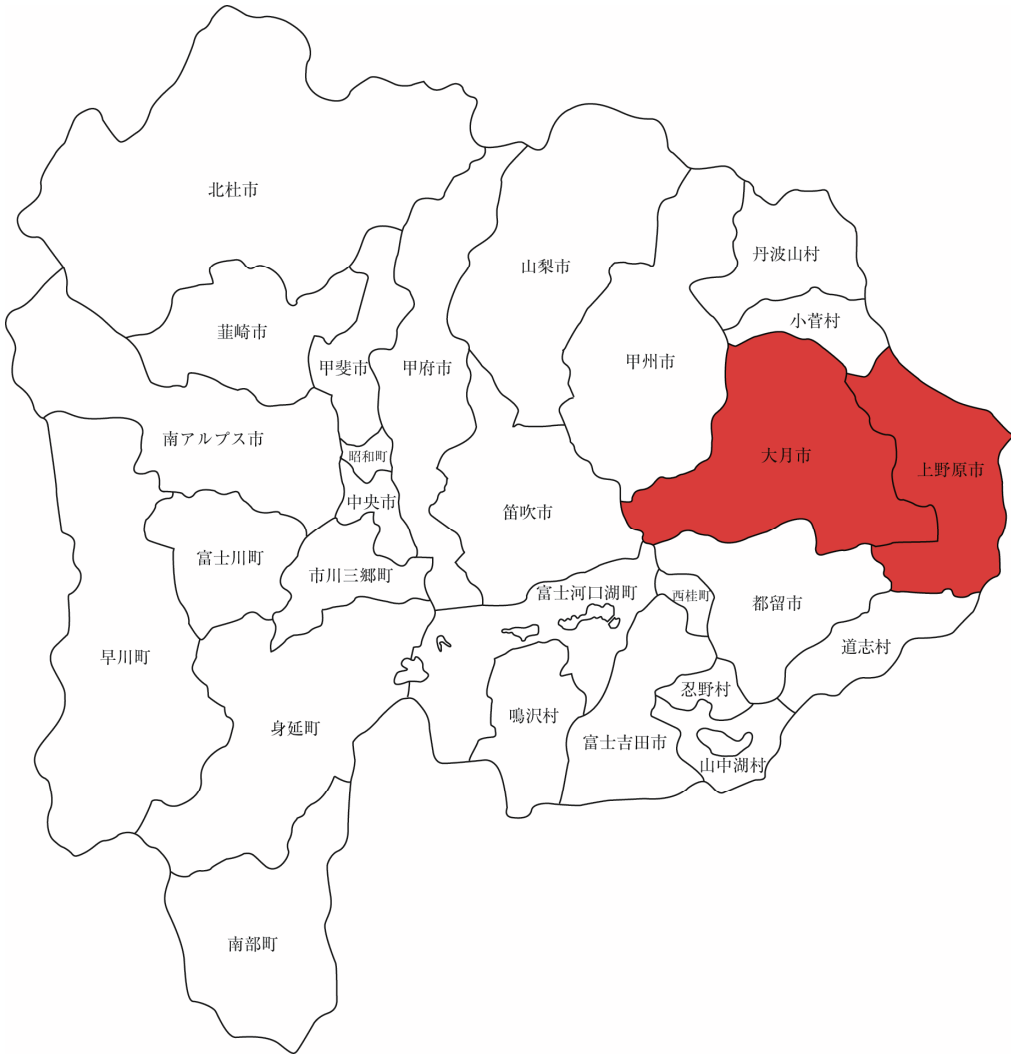


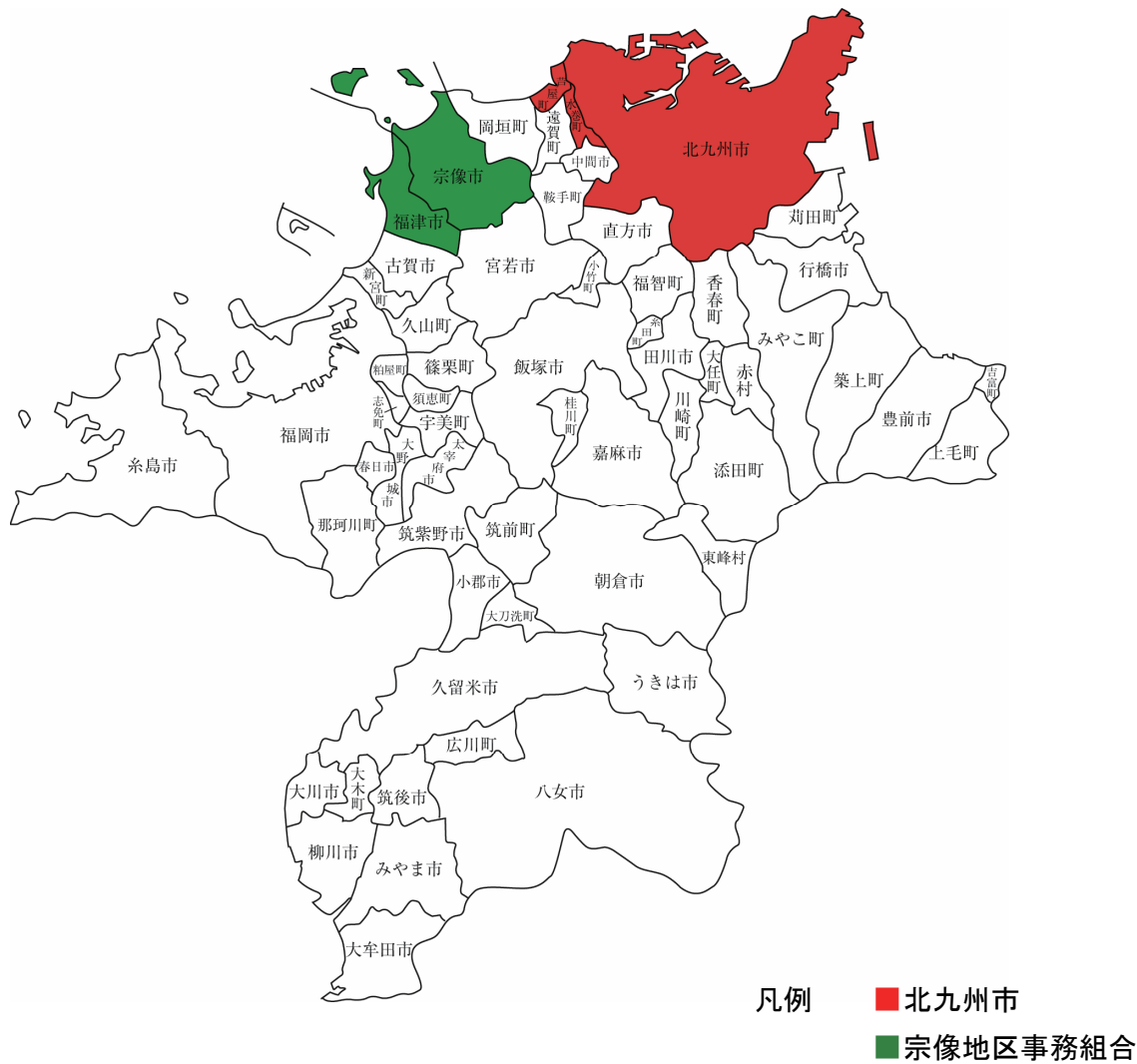
図 1-10 淡路広域水道企業団 位置図



図 1-11 大阪広域水道企業団 位置図



図 1-12 宗像地区事務組合・北九州市 位置図

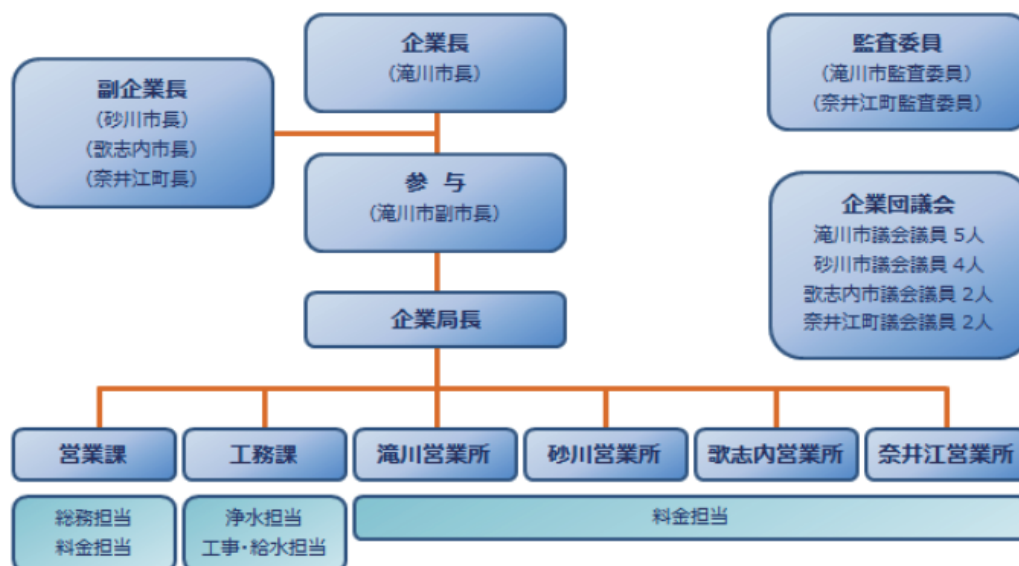


中空知広域水道企業団

■水道企業団 基本情報

事業名	中空知広域水道企業団水道事業					
都道府県	北海道					
事業統合年度	平成 18 年 4 月 1 日					
認可日	認可平成 18 年 4 月 1 日					
構成団体 (連携前後)	連携前：中空知広域水道企業団、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町				連携後：中空知広域水道企業団	
直近の計画値	目標年度		平成 27 年度			
	計画給水人口		75,216 人			
	計画一日最大給水量		28,530 m³/日			
平成 27 年度 実績	給水人口		67,292 人			
	一日最大給水量		22,811 m³/日			
連携前後の水道部局正職員数正職員数比較						
	連携前					連携後 H20.4.1
	中空知広域水道企業団	滝川市	砂川市	歌志内市	奈井江町	中空知広域水道企業団
事務職	3 人	8 人	4 人	4 人	4 人	15 人
技術職	6 人	4 人	3 人	2 人	5 人	10 人
その他	1 人	3 人	3 人	0 人	0 人	10 人
計	10 人	15 人	10 人	6 人	9 人	35 人

統合後 組織図

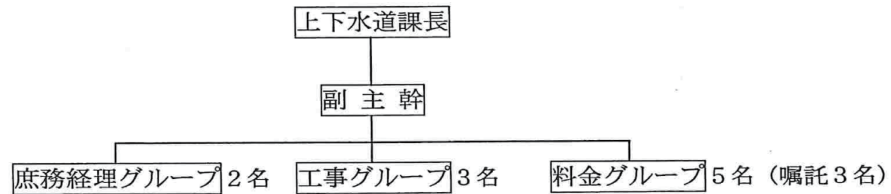


統合前

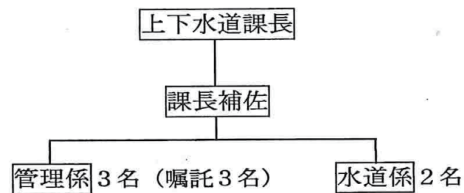
事業執行体制

統合前

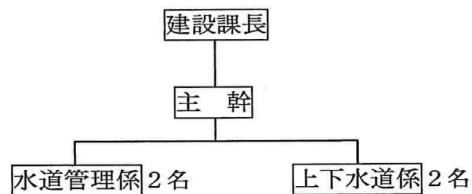
滝川市（12名）



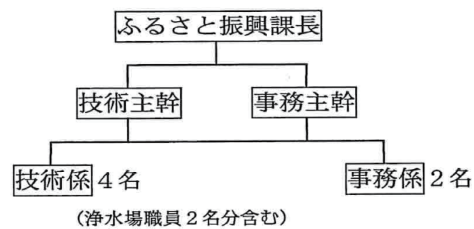
砂川市（7名）



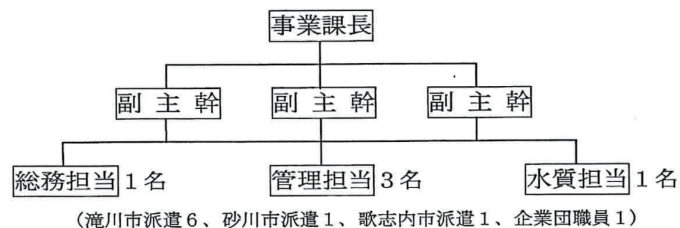
歌志内市（6名）



奈井江町（9名）



中空知広域水道企業団（9名）



合計 43名

■広域連携に関する基本情報

項目	内容
広域連携（事業統合）の要望主体	1.関係市の要望（全部、一部（具体名：奈井江町））、2.県の主導、 3.市の要請を受けて県が主導、 4.その他（具体的に）
広域連携（事業統合）の検討主体	1.関係市のみで検討、2.県の主導、3.市の要請を受けて県とも検討、 4.その他（具体的に）
当初の広域連携検討市町	中空知広域水道企業団、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町
広域連携（事業統合）の統合形態	1.垂直統合、2.水平統合、 3.その他（具体的に）
中空知広域水道企業団（当時）の広域連携（事業統合）の目的（複数回答可）	1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、 3. 中長期的な施設管理水準の向上（計画的な更新・耐震化の実施）、 4. 施設の共同化（水源整理を含む）、5. 料金値上げの抑制、 6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上 8. その他（具体的に：経営の効率化）
滝川市（当時）の広域連携（事業統合）の目的（複数回答可）	1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、 3. 中長期的な施設管理水準の向上（計画的な更新・耐震化の実施）、 4. 施設の共同化（水源整理を含む）、5. 料金値上げの抑制、 6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上 8. その他（具体的に：経営の効率化）
砂川市（当時）の広域連携（事業統合）の目的（複数回答可）	1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、 3. 中長期的な施設管理水準の向上（計画的な更新・耐震化の実施）、 4. 施設の共同化（水源整理を含む）、5. 料金値上げの抑制、 6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上 8. その他（具体的に：経営の効率化）
歌志内市（当時）の広域連携（事業統合）の目的（複数回答可）	1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、 3. 中長期的な施設管理水準の向上（計画的な更新・耐震化の実施）、 4. 施設の共同化（水源整理を含む）、5. 料金値上げの抑制、 6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上 8. その他（具体的に：経営の効率化）
奈井江町（当時）の広域連携（事業統合）の目的（複数回答可）	1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、 3. 中長期的な施設管理水準の向上（計画的な更新・耐震化の実施）、 4. 施設の共同化（水源整理を含む）、5. 料金値上げの抑制、 6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上 8. その他（具体的に）

■広域連携（事業統合）に係る経緯（構成団体毎）

事務局、運営支援部局等	連携前の中空知 広域水道企業団	滝川市	砂川市	歌志内市	奈井江町
料金経理システム検討分科会	事務局	担当課長補佐・係長	担当課長補佐・係長	担当課長補佐・係長	担当課長補佐・係長
水道事業制度等調整分科会	事務局	〃	〃	〃	〃
末端給水化検討委員会	局長・課長・事務局	課長	課長	課長	課長
助役会議	事務局	助役	助役	助役	助役
市町長会議	事務局 水道企業団議会	市長 滝川市議会	市長 砂川市議会	市長 歌志内市議会	町長 奈井江町議会

月	日	開催会議名等	議事内容等
H17/3月	9日	奈井江町より企業団への参画要請	
4月	1日	事務費用負担に関する覚書締結	設立までの事務費用の負担について
5月	17日	水道施設整備費国庫補助概算要望ヒアリング	北海道環境保全課
	18日	広域的水道整備計画に関する空知北部地域説明会	北海道滝川・深川保健所
6月	8日	奈井江町議会企業団浄水場視察	
	24日	第1回末端給水化検討委員会	事務費用負担に関する覚書協議、今後の進め方
7月	1日	第1回水道事業制度等調整分科会	今後の進め方、資料収集
	7日	第1回料金・経理システム検討分科会	今後の進め方、資料収集
	7日	奈井江町へ費用負担の計画案を提示	
	12日	構成3市助役会議	
	14日	第2回水道事業制度等調整分科会	給水条例相違点の確認
	20日	広域的整備計画変更申請提出	北海道環境保全課
	21日	第2回料金・経理システム検討分科会	料金システム全般の問題点確認
	28日	3市1町市町長会議	
8月	1日	企業団臨時議会	認可申請委託業務費用等の補正
	2日	末端給水事業調査視察	西空知広域水道企業団視察
	4日	第3回水道事業制度等調整分科会	給水条例調整案の検討、組織統合及び経過措置の問題点確認
	5日	第2回末端給水化検討委員会	各分科会報告、今後の進め方
	8日	第4回水道事業制度等調整分科会	給水条例調整案の検討、組織統合及び経過措置の問題点調整
	11日	第3回料金・経理システム検討分科会	料金システム全般の問題点調整
	11日	水道事業経営認可申請書作成業務委託発注	
	18日	第5回水道事業制度等調整分科会	給水条例調整案の検討、組織統合及び経過措置の問題点調整
	25日	第4回料金・経理システム検討分科会	窓口業務、検針等の個別案件調整
	30日	第6回水道事業制度等調整分科会	組織統合及び経過措置の検討
9月	7日	第3回末端給水化検討委員会	各分科会報告、今後の進め方
	12日	第5回料金・経理システム検討分科会	賦課、徴収、下水道使用料等の個別案件調整
	15日	第7回水道事業制度等調整分科会	条例、規程、組織機構の検討
	22日	第6回料金・経理システム検討分科会	賦課、徴収、検針等の検討
	29日	第8回水道事業制度等調整分科会	組織機構・給水条例施行規程の検討
10月	6日	第7回料金・経理システム検討分科会	組織機構と賦課、徴収システム
	13日	第9回水道事業制度等調整分科会	組織機構・給水条例施行規程の検討
	18日	第4回末端給水化検討委員会	各分科会各種調整案の報告、審議
	20日	企業長協議	委員会経過報告、実施計画概要説明
	31日	第5回末端給水化検討委員会	水道料金算定計画等の検討
11月	7日	3市1町助役会議	実施計画等説明
	9日	第6回末端給水化検討委員会	懸案事項の調整
	11日	第7回末端給水化検討委員会	懸案事項の調整
	15日	3市1町助役会議	決定
	24日	3市1町市町長会議	最終決定
12月	2日	企業団定例議会	決算等
	13日	平成18年度水道施設補助要望提出	
H18/1月	16日	平成18年度水道施設補助要望ヒアリング	北海道環境保全課
	30日	一部事務組合変更許可申請	
2月	3日	一部事務組合変更許可	
	15日	企業団臨時議会	条例の制定及び一部改正等
	15日	協定書締結	建設事業費の負担、職員の派遣、費用の相互負担、資産等の引継
	17日	水道事業経営認可申請	
3月	3日	企業団定例議会	予算等
4月	1日	水道事業認可	

八戸圏域水道企業団

■水道企業団 基本情報

事業名	八戸圏域水道企業団水道事業			
都道府県	青森県			
事業統合年度	平成 24 年 4 月 1 日（島守地区簡易水道）、 平成 26 年 4 月 1 日（南部町二又地区簡易水道）			
認可日	厚生労働大臣認可平成 24 年 3 月 23 日			
構成団体 （連携前後）	連携前：八戸圏域水道企業団、島守地区簡易水道、南部町二又地区簡易水道	連携後：八戸圏域水道企業団		
直近の計画値	目標年度	平成 32 年度		
	計画給水人口	325,569 人		
	計画一日最大給水量	117,215 m³/日		
平成 27 年度 実績	給水人口	318,604 人		
	一日最大給水量	102,939 m³/日		
連携前後の水道部局正職員数正職員数比較				
	連携前（主導した組織と賛同した主な自治体）			連携後
	八戸圏域水道 企業団	島守地区簡易水道	南部町二又地区 簡易水道	八戸圏域水道企業団
事務職	59 人	人	1 人	57 人
技術職	104 人	(2) 人	2 人	96 人
その他	0 人	人	人	0 人
計	163 人	(2) 人	3 人	153 人

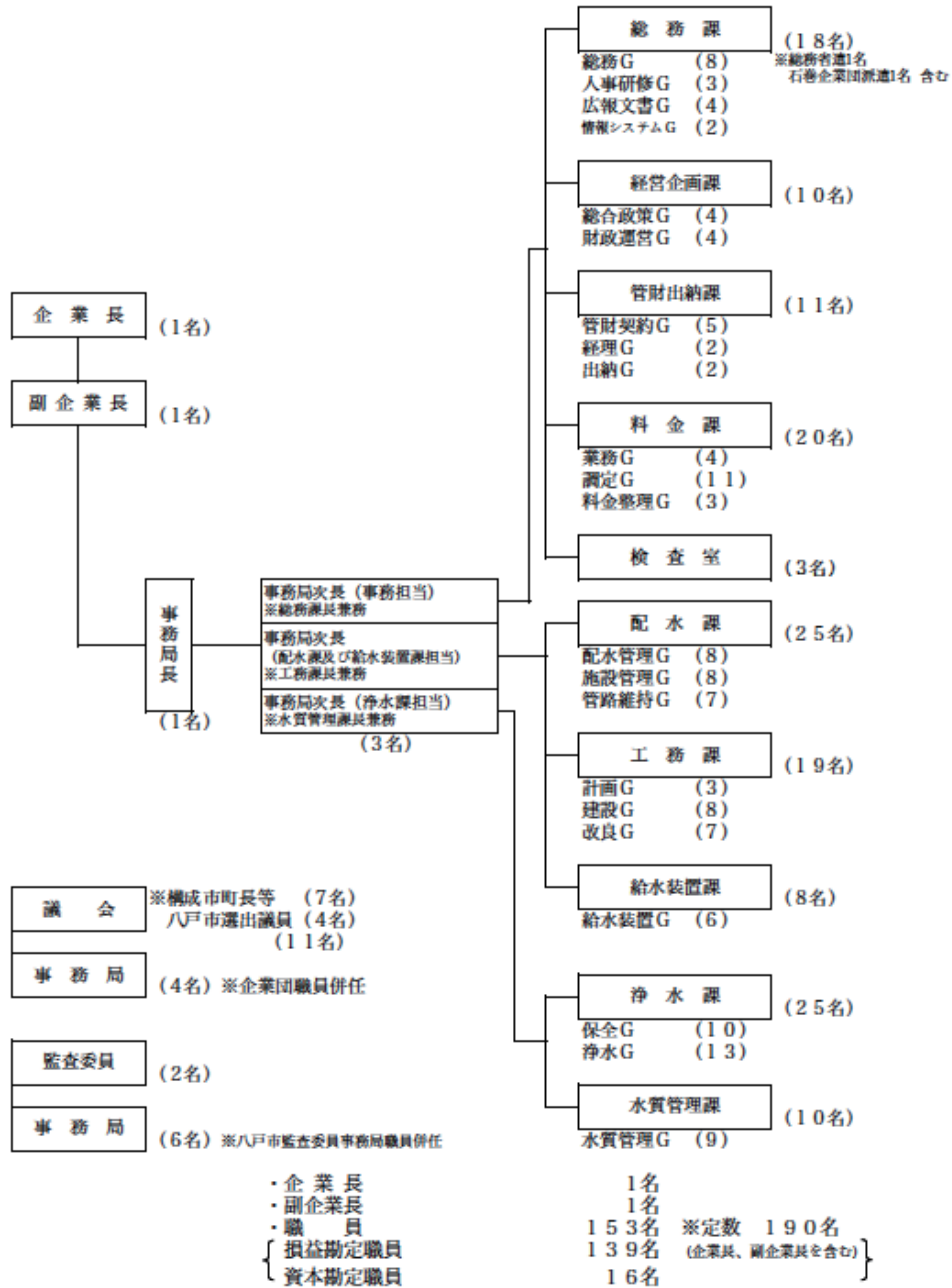
※ 連携前の企業団職員数（H23）は、島守簡易水道担当 2 名を含むため、島守簡易水道は（）とした。

なお、企業団は特別職 2 名除く数字。

(連携後)

八戸圏域水道企業団行政機構図

平成28年4月1日現在

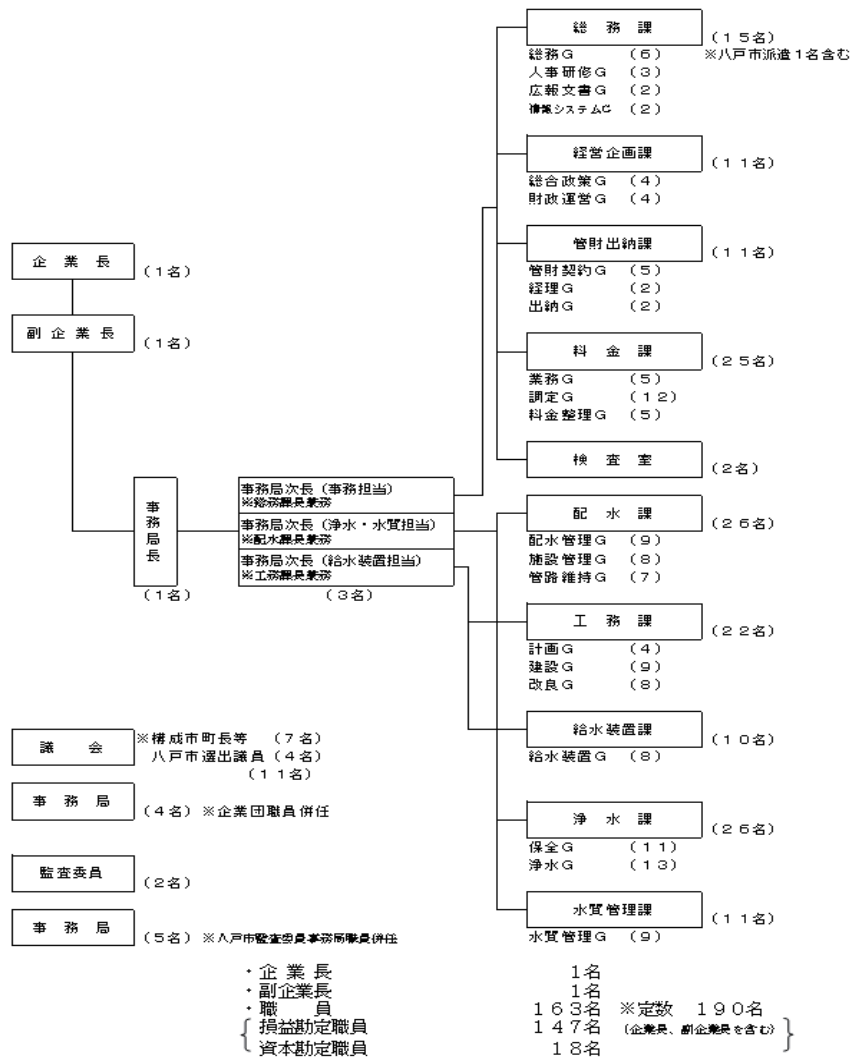


W0010-14-企業団共有44 統計情報課 (019~人事研修G) W02年度K28年機構図.xlsb

(連携前)

八戸圏域水道企業団行政機構図

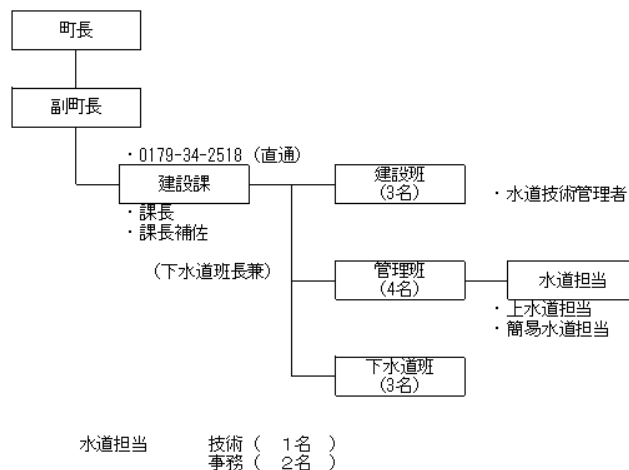
(平成23年4月1日現在)



※ 島守簡易水道は、企業団職員2名で対応 (H17年の新八戸市設立時に企業団に経営統合)。

南部町水道機構図

(平成25年4月1日)



■広域連携に関する基本情報

項目	内容
広域連携（事業統合）の要望主体	1. <u>関係市の要望</u> （ ）、2.県の主導、3.市の要請を受けて県が主導、 4.その他（ ）
広域連携（事業統合）の検討主体	1.関係市のみで検討、2.県の主導、3. <u>市の要請を受けて県とも検討</u> 、 4.その他（具体的に ）
当初の広域連携検討市町	
広域連携（事業統合）の統合形態	1.垂直統合、2. <u>水平統合</u> 、 3.その他（具体的に ）
八戸圏域水道企業団の広域連携（事業統合）の目的（複数回答可）	1. <u>人材及び技術力の確保</u> 、2. <u>日常の施設管理水準の向上</u> 、 3. <u>中長期的な施設管理水準の向上（計画的な更新・耐震化の実施）</u> 、 4. <u>施設の共同化（水源整理を含む）</u> 、5. <u>料金値上げの抑制</u> 、 6. <u>料金の適正化</u> 、7. <u>災害対応・危機管理能力の向上</u> 8. その他（具体的に ）
島守地区簡易水道（当時）の広域連携（事業統合）の目的（複数回答可）	1. <u>人材及び技術力の確保</u> 、2. <u>日常の施設管理水準の向上</u> 、 3. <u>中長期的な施設管理水準の向上（計画的な更新・耐震化の実施）</u> 、 4. <u>施設の共同化（水源整理を含む）</u> 、5. <u>料金値上げの抑制</u> 、 6. <u>料金の適正化</u> 、7. <u>災害対応・危機管理能力の向上</u> 8. その他（具体的に ）
南部町二又地区簡易水道（当時）の広域連携（事業統合）の目的（複数回答可）	1. <u>人材及び技術力の確保</u> 、2. <u>日常の施設管理水準の向上</u> 、 3. <u>中長期的な施設管理水準の向上（計画的な更新・耐震化の実施）</u> 、 4. <u>施設の共同化（水源整理を含む）</u> 、5. <u>料金値上げの抑制</u> 、 6. <u>料金の適正化</u> 、7. <u>災害対応・危機管理能力の向上</u> 8. その他（具体的に ）
広域連携（事業統合）前後の給水人口規模	【広域連携（事業統合）前】 ① 八戸圏域水道企業団 認可値（ 365,500）人 ② 島守地区簡易水道 認可値（ 1,530）人 ③ 南部町二又地区簡易水道 認可値（ 102）人 【広域連携（事業統合）後】 認可値（328,100）人【上記①と②統合後】 認可値（325,569）人【上記③統合後】

現在の水道企業団への職員の異動	南部町二又地区簡易水道	出向（0人）・派遣（0人）・転籍（0人）
広域連携（事業統合）前に取り組もうと考えていた事業 （複数回答可）	1. 人材及び技術力の確保、 <u>2. 日常の施設管理水準の向上</u> 、 <u>3. 中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）</u> 、 <u>4. 施設の共同化（水源整理を含む）</u> 、5. 料金格差の解消、 6. 料金の適正化、 <u>7. 災害対応・危機管理能力の向上</u> 8. その他（具体的に ）	
広域連携（事業統合）後に取り組んだ、または取り組んでいる事業 （複数回答可）	1. 人材及び技術力の確保、 <u>2. 日常の施設管理水準の向上</u> 、 <u>3. 中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）</u> 、 <u>4. 施設の共同化（水源整理を含む）</u> 、5. 料金格差の解消、 6. 料金の適正化、 <u>7. 災害対応・危機管理能力の向上</u> 8. その他（具体的に ）	
広域連携（事業統合）後の取り組みの中で効果のあった事業 （複数回答可）	1. 人材及び技術力の確保、 <u>2. 日常の施設管理水準の向上</u> 、 3. 中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）、 <u>4. 施設の共同化（水源整理を含む）</u> 、5. 料金格差の解消、 6. 料金の適正化、 <u>7. 災害対応・危機管理能力の向上</u> 8. その他（具体的に ）	
広域連携（事業統合）後、新たに取り組もうとしている事業 （複数回答可）	1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、 <u>3. 中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）</u> 、 4. 施設の共同化（水源整理を含む）、5. 料金格差の解消、 6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上 8. その他（具体的に ）	

■広域連携（事業統合）に係る経緯（構成団体毎）

八戸圏域水道企業団	島守地区簡易水道	南部町二又地区簡易水道
	○平成 16 年 10 月(2 回) 「八戸市・南郷村合併協議会開催」南郷村島守地区簡易水道を八戸圏域水道企業団事業で経営することを議決。 料金、加入金については 3 年をめどに、手数料は初年度に企業団に合わせる。 ○平成 16 年 10 月 30 日 八戸市・南郷村合併協議会「合併協定書」調印	○平成 12 年 10 月 4 日 二又に関する分水の相談 ○平成 16 年 12 月 7 日 統合の方法(5 ケース)及び事業費試算依頼 ○平成 19 年 1 月 25 日 二又の動向(分水計画案) ○平成 19 年 2 月 二又地区簡易水道事業検討書策定(クリプト対策) ○平成 19 年 3 月 8 日 青森県との協議(企業団及び南部町職員) ○平成 19 年 5 月 南部町二又地区簡易水道事業事前評価 ○H19 年 7 月 6 日 簡易水道事業及び飲料水供給施設の統合について
【島守簡水】 ○平成 17 年 3 月 30 日 「財産、債務及び文書引継確認書」「南郷村島守簡易水道に係る費用負担に関する覚書」 【島守簡水】 ○平成 17 年 4 月 1 日 八戸圏域島守地区簡易水道事業創設経営認可(経営統合) 【島守簡水】 ○平成 19 年 7 月～8 月 「島守簡易水道統合計画」説明(南郷区役所、市議会議員、		

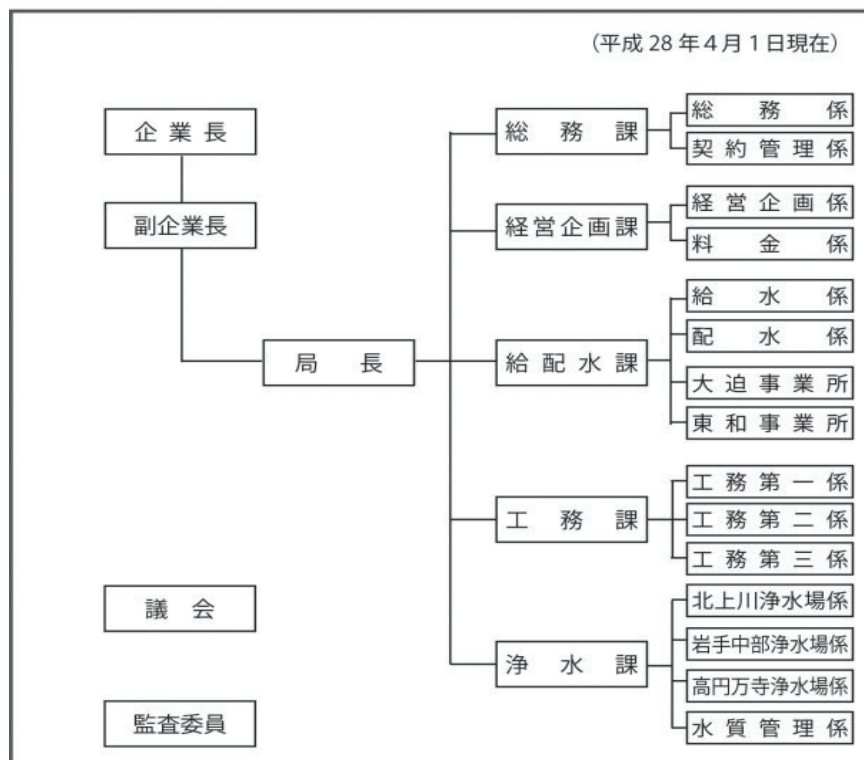
企業団構成 7 市町議会 「企業団規約改正」議決 【二又簡水】 ○平成 25 年 10 月 3 日 青森県規約変更届出 【二又簡水】 ○平成 25 年 12 月 20 日 企業団議会 企業団条例改正 【二又簡水】 ○平成 26 年 2 月 6 日 企業団水道事業変更認可 届出 【二又簡水】 ○平成 26 年 4 月 1 日 二又簡易水道事業統合 補助事業財産の処分手続 きき、二又簡水財産譲与契 約締結等を実施		○平成 25 年 12 月 5 日 南部町議会 南部町簡水条例等廃止 ○平成 26 年 1 月 29 日 南部町二又簡易水道事業 廃止届出 ○平成 26 年 2 月 住民説明会（2 回）
---	--	--

岩手中部水道企業団

■水道企業団 基本情報

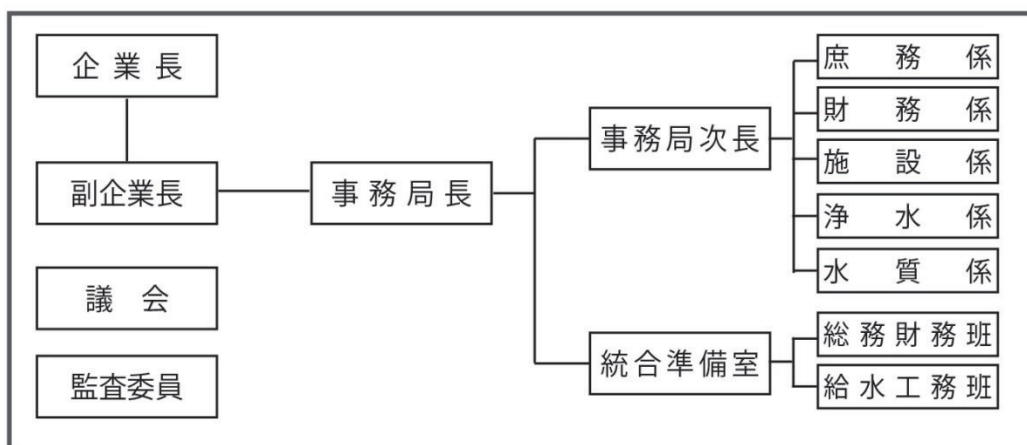
事業名	岩手中部水道事業				
都道府県	岩手県				
事業統合年度	平成 26 年 4 月 1 日				
認可日	厚生労働大臣認可平成 26 年 3 月 28 日				
構成団体 (連携前後)	連携前：岩手中部広域水道企業団、北上市、花巻市、紫波町			連携後：岩手中部水道企業団	
直近の計画値	目標年度	平成 36 年度			
	計画給水人口	217,400 人			
	計画一日最大給水量	83,500 m³/日			
平成 27 年度 実績	給水人口	216,707 人			
	一日最大給水量	78,176 m³/日			
連携前後の水道部局正職員数正職員数比較					
	連携前（主導した組織と賛同した主な自治体）				連携後
	岩手中部広域水道企業団	北上市	花巻市	紫波町	岩手中部水道企業団
事務職	4 人	7 人	17 人	4 人	30 人
技術職	11 人	17 人	11 人	5 人	42 人
その他	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
計	15 人	24 人	28 人	9 人	72 人

<連携後>

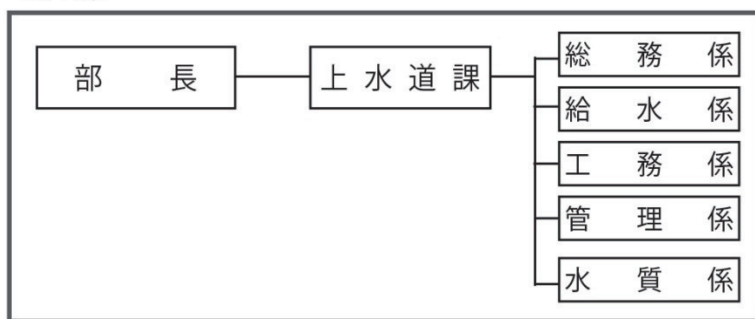


<連携前>

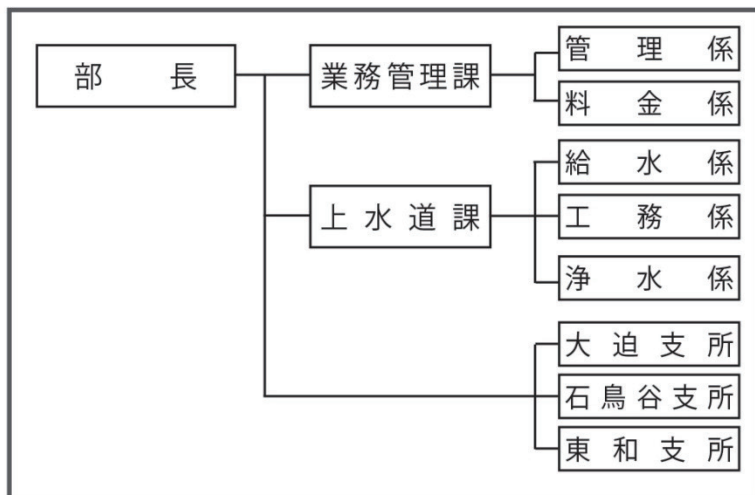
岩手中部広域水道企業団



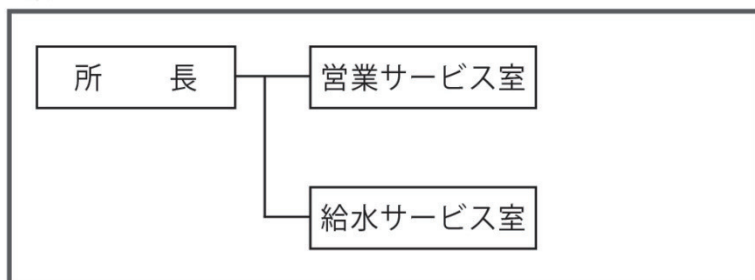
北上市



花巻市



紫波町



■広域連携に関する基本情報

項目	内容
広域連携（事業統合）の要望主体	1. 関係市の要望（全部、一部（具体名 ）、2. 県の主導、3. 市の要請を受けて県が主導、 4. その他（具体的に 企業団議会議員からの提言）
広域連携（事業統合）の検討主体	1. 関係市のみで検討、2. 県の主導、3. 市の要請を受けて県とも検討、4. その他（具体的に ）
当初の広域連携検討市町	岩手中部広域水道企業団、北上市、花巻市、紫波町
広域連携（事業統合）の統合形態	1. 垂直統合、2. 水平統合、 3. その他（具体的に ）
岩手中部広域水道企業団（当時）の広域連携（事業統合）の目的（複数回答可）	1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、 3. 中長期的な施設管理水準の向上（計画的な更新・耐震化の実施）、 4. 施設の共同化（水源整理を含む）、5. 料金値上げの抑制、 6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上 8. その他（具体的に ）
北上市（当時）の広域連携（事業統合）の目的（複数回答可）	1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、 3. 中長期的な施設管理水準の向上（計画的な更新・耐震化の実施）、 4. 施設の共同化（水源整理を含む）、5. 料金値上げの抑制、 6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上 8. その他（具体的に ）
花巻市（当時）の広域連携（事業統合）の目的（複数回答可）	1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、 3. 中長期的な施設管理水準の向上（計画的な更新・耐震化の実施）、 4. 施設の共同化（水源整理を含む）、5. 料金値上げの抑制、 6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上 8. その他（具体的に ）
紫波町（当時）の広域連携（事業統合）の目的（複数回答可）	1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、 3. 中長期的な施設管理水準の向上（計画的な更新・耐震化の実施）、 4. 施設の共同化（水源整理を含む）、5. 料金値上げの抑制、 6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上 8. その他（具体的に ）
広域連携（事業統合）前後の給水人口規模	【広域連携（事業統合）前】 ① 岩手中部広域水道企業団 認可値（220,520）人 ② 北上市 認可値（95,000）人 ③ 花巻市 認可値（94,200）人 ④ 紫波町 認可値（32,430）人 【広域連携（事業統合）後】 認可値（217,400）人

現在の事業体への職員の異動	岩手中部広域 水道企業団	出向（0人）・派遣（0人）・転籍（14人）
	北上市	出向（0人）・派遣（0人）・転籍（20人）
	花巻町	出向（0人）・派遣（0人）・転籍（27人）
	紫波町	出向（0人）・派遣（0人）・転籍（4人）
広域連携（事業統合）前に取 り組もうと考えていた事業 （複数回答可）	<u>1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、</u> <u>3. 中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）、</u> <u>4. 施設の共同化（水源整理を含む）、5. 料金格差の解消、</u> <u>6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上</u> <u>8. その他（具体的に</u>	
広域連携（事業統合）後に取 り組んだ、または取り組んで いる事業 （複数回答可）	<u>1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、</u> <u>3. 中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）、</u> <u>4. 施設の共同化（水源整理を含む）、5. 料金格差の解消、</u> <u>6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上</u> <u>8. その他（具体的に</u>	
広域連携（事業統合）後の取 り組みの中で効果のあった事 業 （複数回答可）	<u>1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、</u> <u>3. 中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）、</u> <u>4. 施設の共同化（水源整理を含む）、5. 料金格差の解消、</u> <u>6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上</u> <u>8. その他（具体的に</u>	
広域連携（事業統合）後、新 たに取り組もうとしている事 業 （複数回答可）	<u>1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、</u> <u>3. 中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）、</u> <u>4. 施設の共同化（水源整理を含む）、5. 料金格差の解消、</u> <u>6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上</u> <u>8. その他（具体的に 新たな広域連携</u>	

■広域連携（事業統合）に係る経緯（構成団体毎）

	事務局、運営支援 部局等	岩手中部広域 水道企業団	北上市	花巻市	紫波町
平成 14		企業団議会における広 域化について提言			
15					
16	水道ビジョン策定（厚 生労働省）	岩手中部水道事業在り方委員会設置 -H18 第一次中間報告書（H17 年 2 月） 第二次中間報告書（H17 年 8 月） 最 終 報 告 書（H18 年 3 月）			
17					
18					
19	運営基盤強化のための 水道事業規模にかかる 検討調査（厚生労働省） -H20	岩手中部地域水道ビジョン策定検討委員会設置 -H21			
20		岩手中部地域水道ビジョン審議委員会設置 -H21			
21		岩手中部広域水道企業 団水道ビジョン策定	北上市水道ビジョ ン策定	花巻市水道ビジョ ン策定	紫波町水道ビジョ ン検討委員会設置
		岩手中部地域水道広域化推進検討委員会設置 -H23			
22	岩手県水道整備基本構 想（いわて水道ビジョ ン）策定				紫波町水道ビジョ ン策定
23	水道広域化国庫補助採 択（厚生労働省）	水道広域化調査特別委 員会設置（企業団議会）			
		岩手中部水道広域化基本構想策定			
		岩手中部水道広域化推進協議会設置			
		岩手中部地域水道事業の統合に関する覚書締結			
24		岩手中部水道広域化事業計画策定			
		・水道広域化統合準備室 設置 ・水道料金検討委員会設 置			
25	中部圏域広域的水道整 備計画策定（岩手県） 岩手中部水道企業団設 置許可（岩手県）		水道事業統合に関する住民説明会		
			岩手中部水道企業団の設置について構成市町議会議決		
		岩手中部地域水道事業の統合に関する協定締結			
			岩手中部広域水道企業団の解散について構成市町議会議決		
26	水道事業経営認可（厚 生労働省）	岩手中部水道企業団に係る構成市町の負担金に関する協議書締結			
		第 1 回岩手中部水道企業団議会開催			
		水道用水供給事業廃止 届	水道事業廃止届	水道事業廃止届	水道事業廃止届
		水道事業経営開始			

会津若松市

■市水道部 基本情報

事業名	会津若松市上水道事業		
都道府県	福島県		
事業統合年度	平成 23 年 4 月 1 日		
認可日	厚生労働大臣認可平成 23 年 4 月 1 日		
構成団体 (連携前後)	連携前：会津若松市、湯川村		連携後：会津若松市
直近の計画値	目標年度	平成 30 年度	
	計画給水人口	125,000 人	
	計画一日最大給水量	71,500 m³/日	
平成 27 年度	給水人口	120,106 人	
実績	一日最大給水量	48,230 m³/日	
連携前後の水道部局正職員数正職員数比較			
	連携前（主導した組織と賛同した主な自治体）		連携後
	会津若松市	湯川村	会津若松市
事務職	22 人	3 人	19 人
技術職	19 人	0 人	17 人
その他	0 人	0 人	0 人
計	41 人	3 人	36 人

<連携後>

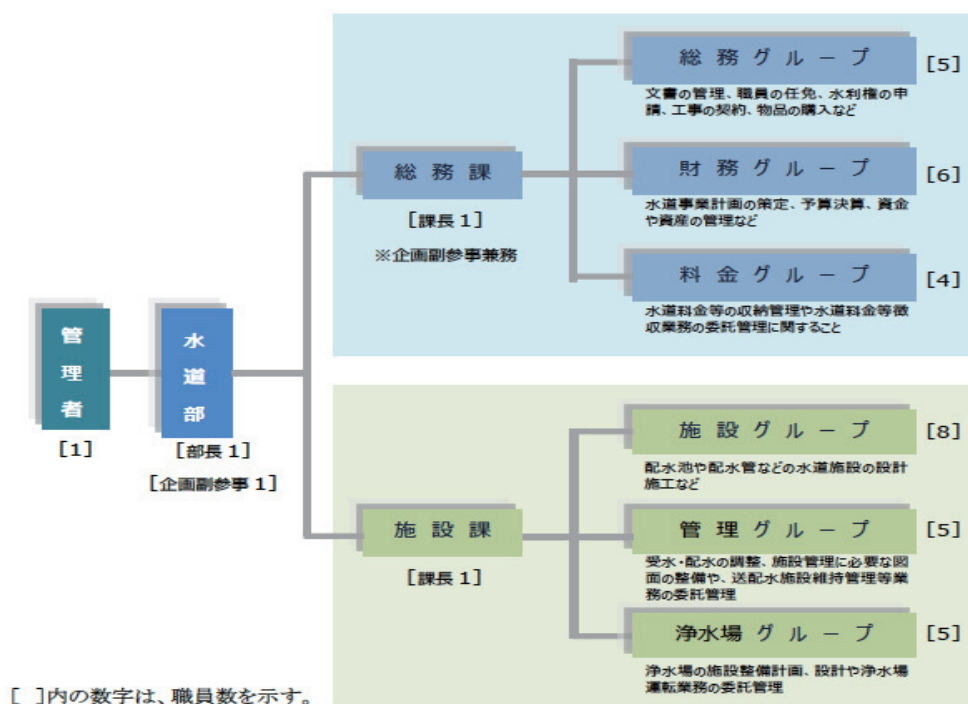
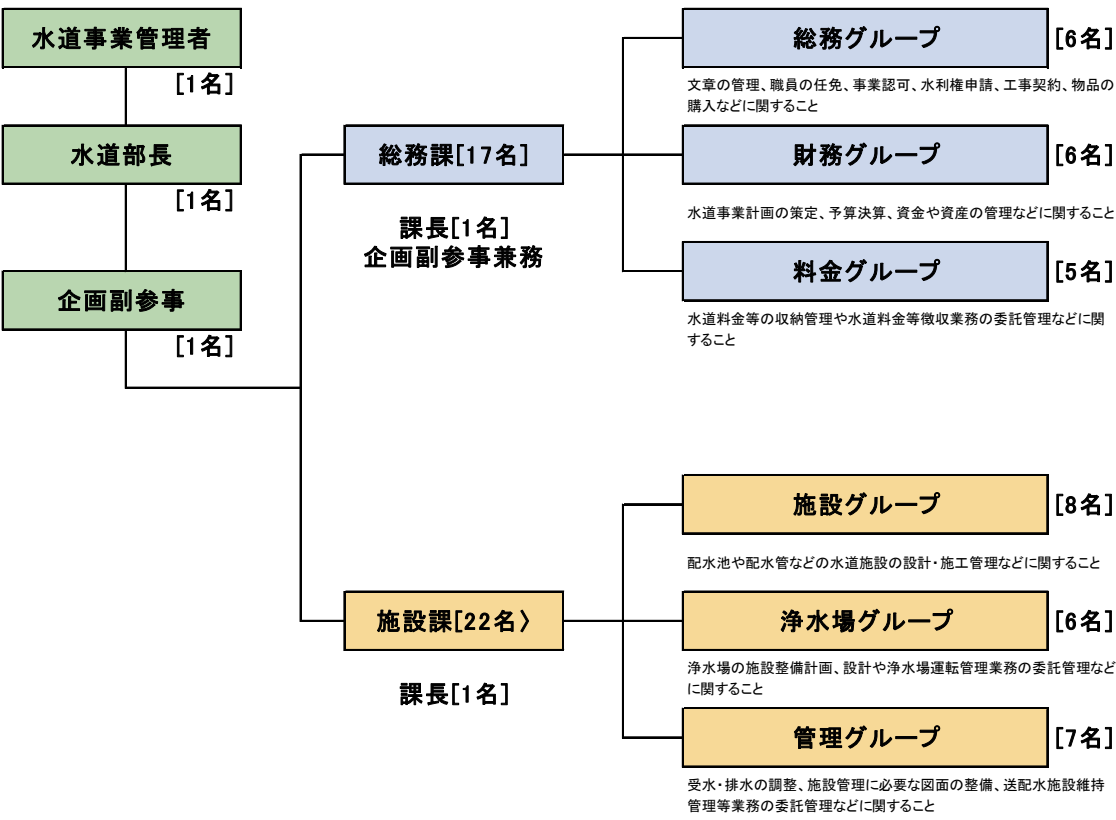


図 6-11 現在の課及びグループの執行体制図（平成 27 年度現在）

<連携前>

会津若松市水道事業担当組織体制

(平成22年度現在)

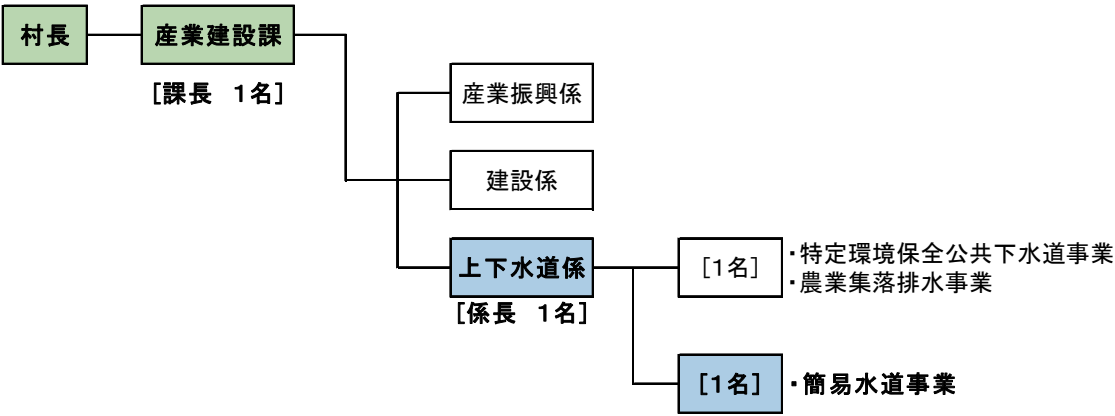


職員数 41名 (水道事業管理者を除く。)

事務職 22名
技術職 19名
その他 0名

湯川村簡易水道事業担当組織体制

(平成22年度現在)



■広域連携に関する基本情報

項目	内容	
広域連携（事業統合）の要望主体	1.関係市の要望（全部、一部（具体名 湯川村 ））、2.県の主導、 3.市の要請を受けて県が主導、 4.その他（具体的に ）	
広域連携（事業統合）の検討主体	1.関係市のみで検討、2.県の主導、3.市の要請を受けて県とも検討、 4.その他（具体的に ）	
当初の広域連携検討市町		
広域連携（事業統合）の統合形態	1.垂直統合、2.水平統合、 3.その他（具体的に ）	
会津若松市（当時）の広域連携（事業統合）の目的（複数回答可）	1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、 3. 中長期的な施設管理水準の向上（計画的な更新・耐震化の実施）、 4. 施設の共同化（水源整理を含む）、5. 料金値上げの抑制、 6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上 8. その他（具体的に 湯川村からの要請に答える ）	
湯川村（当時）の広域連携（事業統合）の目的（複数回答可）	1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、 3. 中長期的な施設管理水準の向上（計画的な更新・耐震化の実施）、 4. 施設の共同化（水源整理を含む）、5. 料金値上げの抑制、 6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上 8. その他（具体的に 水道水の村内への安定給水、経費の削減 ）	
広域連携（事業統合）前後の給水人口規模	【広域連携（事業統合）前】 ① 会津若松市 認可値（122,260）人 ② 湯川村 認可値（3,640）人 【広域連携（事業統合）後】 会津若松市 認可値（125,960）人	
現在の事業体への職員の異動	会津若松市	出向（ 0人）・派遣（ 0人）・転籍（ 0人）
	湯川村	出向（ 0人）・派遣（ 0人）・転籍（ 0人）
広域連携（事業統合）前に取り組もうと考えていた事業（複数回答可）	1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、 3. 中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）、 4. 施設の共同化（水源整理を含む）、5. 料金格差の解消、 6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上 8. その他（具体的に 湯川村への水道水供給のための配水管接続工事 ）	
広域連携（事業統合）後に取り組んだ、または取り組んで	1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、 3. 中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）、	

いる事業 (複数回答可)	4. 施設の共同化(水源整理を含む)、 <u>5. 料金格差の解消</u> 、 6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上 8. その他(具体的に)
広域連携(事業統合)後の取 組みの中で効果のあった事 業 (複数回答可)	湯川村に限定した効果 <u>1. 人材及び技術力の確保</u> 、 <u>2. 日常の施設管理水準の向上</u> 、 <u>3. 中長期的な施設管理水準の向上(施設更新計画や耐震化計画の策定)</u> 、 4. 施設の共同化(水源整理を含む)、 <u>5. 料金格差の解消</u> 、 6. 料金の適正化、 <u>7. 災害対応・危機管理能力の向上</u> 8. その他(具体的に)
広域連携(事業統合)後、新 たに取り組もうとしている事 業 (複数回答可)	特になし。 1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、 3. 中長期的な施設管理水準の向上(施設更新計画や耐震化計画の策定)、 4. 施設の共同化(水源整理を含む)、5. 料金格差の解消、 6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上 8. その他(具体的に)

■広域連携(事業統合)に係る経緯(構成団体毎)

事務局、 運営支援部局等	会津若松市	湯川村
	・平成 20 年 1 月に本市及び湯川村の担当者による協議の実施 ・平成 20 年 3 月に本市及び湯川村の担当者による協議の実施 ・平成 20 年 8 月に市長と村長とのトップ会談により水道水の供給について、概ね合意 ・平成 20 年 8 月に湯川村との水道水供給の手法について協議 ・平成 20 年 10 月に水道水供給のための配水管布設に関する協議 ・平成 20 年 10 月に本市二役(市長及び副市長)に経過、配水管布設工事概算事業費及び負担割合、分水単価等を説明 ・平成 20 年 11 月に本市二役(市長及び副市長)に湯川村との事業統合と湯川村簡易水道事業の廃止、平成 22 年 4 月より湯川村へ緊急給水、平成 23 年 4 月に事業統合を目指す旨説明	・平成 19 年 12 月に湯川村から内々に本市からの水道水の供給について打診 ・平成 20 年 5 月に福島県との変更認可に関する協議。 ・平成 20 年 9 月に湯川村全員協議会での協議 ・平成 21 年 12 月に湯川村長より事業統合後の水道料金の激変緩和措置(3年間差額分を段階的に村が負担する。)の依頼 ・平成 22 年 3 月に湯川村長より緊急給水の要請(事業統合前の平成 22 年 4 月から水道水の供給を実施するため) ・平成 22 年 3 月に福島県知事より湯川村簡易水道事業の廃止の許可

	・平成 20 年 12 月に本市庁議において湯川村への水道水供給を正式決定 ・平成 20 年 12 月に本市議会全員協議会へ説明 ・平成 20 年 12 月に国土交通省へ湯川村への水道水供給を説明 ・平成 21 年 1 月に厚生労働省との協議開始 ・平成 21 年 1 月に本市と湯川村との間で「水道水供給に関する基本協定」及び「水道水供給に関する基本協定に関する細目協定」を締結 ・平成 21 年 3 月に本市と湯川村との間で「水道水供給に関する基本協定の実施に関する細目協定の確認事項」を締結 ・平成 21 年 10 月から 11 月に湯川村への配水管接続工事(2 地区 3 箇所)竣工 ・平成 21 年 11 月に本市水利使用許可申請に係る関係水利権者への説明 ・平成 21 年 12 月に湯川村と事業統合に係る協議（電算システムの統合等） ・平成 21 年 12 月に湯川村と事業統合に係る協議（湯川村からの水道料金の激変緩和措置について） ・平成 22 年 3 月に本市議会定例会において、「本市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」、「本市水道事業給水条例の一部を改正する条例」及び「公の施設の区域外設置に関する協議」の各議案の議決 ・平成 22 年 3 月に湯川村と「公の施設の区域外設置に関する協議書」を締結 ・平成 22 年 3 月に厚生労働大臣に本市水道事業変更認可申請書を提出 ・平成 22 年 3 月に国土交通省へ「湯川村簡易水道事業の給水区域に対す	
--	--	--

	る本市水道事業からの緊急給水の実施届出書」を提出 ・平成 22 年 3 月に国土交通大臣に水利使用許可変更申請書を提出 ・平成 22 年 4 月に湯川村へ水道水の緊急給水を開始 ・平成 22 年 8 月に湯川村と「本市と湯川村との事業統合に伴う電算システムの統合作業に係る移行データの取り扱いに関する協定」を締結 ・平成 22 年 5 月に湯川村と「下水道使用料徴収業務の委託に関する基本協定」の締結 ・平成 23 年 4 月厚生労働大臣より変更認可及び国土交通大臣より水利使用許可変更許可 ・平成 23 年 4 月より本市と湯川村簡易水道事業との統合	
--	--	--

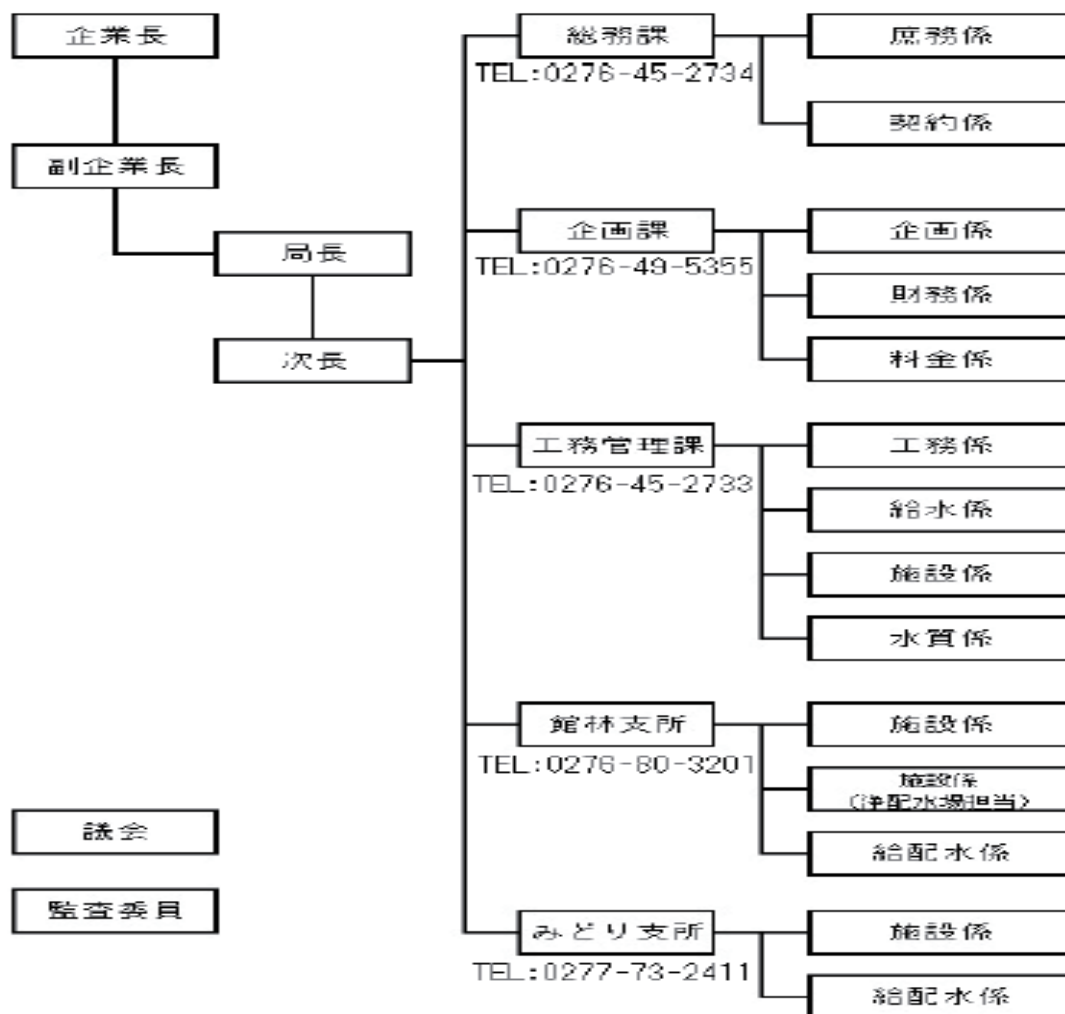
群馬東部水道企業団

■水道企業団 基本情報

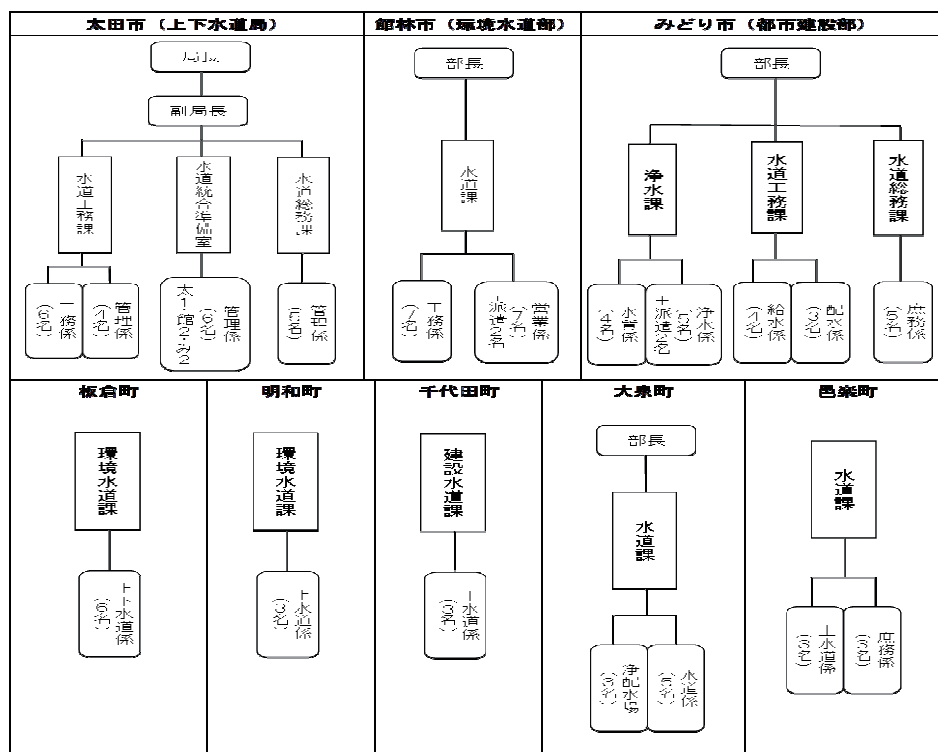
事業名	群馬東部広域水道事業		
都道府県	群馬県		
事業統合年度	平成 28 年 4 月 1 日		
認可日	厚生労働大臣認可平成 28 年 3 月 29 日		
構成団体 (連携前後)	連携前：太田市、館林市、みどり市、 板倉町、明和町、千代田町、大泉町、 邑楽町	連携後：群馬東部水道企業団	
直近の計画値	目標年度	平成 36 年度	
	計画給水人口	444,000 人	
	計画一日最大給水量	199,000 m ³ /日	
平成 27 年度 実績	給水人口	453,889 人	
	一日最大給水量	194,008 m ³ /日	
連携前後の水道部局正職員数正職員数比較			
	連携前（主導した組織と賛同した主な自治体）		連携後
	太田市	その他市町	企業団
事務職	16 人	63 人	64 人
技術職	4 人	9 人	12 人
その他	人	1 人	人
計	20 人	73 人	76 人

<連携後>

群馬県東部水道企業団の機構



<連携前>



■広域連携に関する基本情報

項目	内容	
広域連携（事業統合）の要望主体	1.関係市の要望（全部、一部（具体的に ）、2.県の主導、 3.市の要請を受けて県が主導、 4.その他（具体的に ）	
広域連携（事業統合）の検討主体	1.関係市のみで検討、2.県の主導、3.市の要請を受けて県とも検討、 4.その他（具体的に ）	
当初の広域連携検討市町	（群馬県）太田市・桐生市・館林市・みどり市 （栃木県）足利市・佐野市	
広域連携（事業統合）の統合形態	1.垂直統合、2.水平統合、 3.その他（具体的に ）	
太田市の広域連携（事業統合）の目的（複数回答可）	1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、 3. 中長期的な施設管理水準の向上（計画的な更新・耐震化の実施）、 4. 施設の共同化（水源整理を含む）、5. 料金値上げの抑制、 6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上 8. その他（具体的に 水資源の有効活用・老朽管の更新促進（国庫補助の活用））	
太田市（当時）以外の市町における広域連携（事業統合）の目的（複数回答可）	1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、 3. 中長期的な施設管理水準の向上（計画的な更新・耐震化の実施）、 4. 施設の共同化（水源整理を含む）、5. 料金値上げの抑制、 6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上 8. その他（具体的に 水資源の有効活用・老朽管の更新促進（国庫補助の活用））	
広域連携（事業統合）前後の給水人口規模	【広域連携（事業統合）前】 ① 太田市 認可値（ 218,400 ）人 ② 館林市 認可値（ 90,500 ）人 ③ みどり市 認可値（ 54,100 ）人 ④ 板倉町 認可値（ 27,400 ）人 ⑤ 明和町 認可値（ 11,600 ）人 ⑥ 千代田町 認可値（ 20,000 ）人 ⑦ 大泉町 認可値（ 50,000 ）人 ⑧ 邑楽町 認可値（ 37,000 ）人 【広域連携（事業統合）後】 認可値（ 444,000 ）人	
現在の事業体への職員の異動	太田市	出向（ 人）・派遣（ 18人）・転籍（ 人）
	館林市	出向（ 人）・派遣（ 16人）・転籍（ 人）
	みどり市	出向（ 人）・派遣（ 22人）・転籍（ 人）
	賛同した町	出向（ 人）・派遣（ 20人）・転籍（ 人）

広域連携（事業統合）前に取り組もうと考えていた事業 （複数回答可）	<u>1. 人材及び技術力の確保</u> 、 <u>2. 日常の施設管理水準の向上</u> 、 <u>3. 中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）</u> 、 <u>4. 施設の共同化（水源整理を含む）</u> 、5. 料金格差の解消、 6. 料金の適正化、 <u>7. 災害対応・危機管理能力の向上</u> 8. その他（具体的に ）
広域連携（事業統合）後に取り組んだ、または取り組んでいる事業 （複数回答可）	<u>1. 人材及び技術力の確保</u> 、 <u>2. 日常の施設管理水準の向上</u> 、 <u>3. 中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）</u> 、 <u>4. 施設の共同化（水源整理を含む）</u> 、5. 料金格差の解消、 6. 料金の適正化、 <u>7. 災害対応・危機管理能力の向上</u> 8. その他（具体的に ）
広域連携（事業統合）後の取り組みの中で効果のあった事業 （複数回答可）	1. 人材及び技術力の確保、 <u>2. 日常の施設管理水準の向上</u> 、 3. 中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）、 4. 施設の共同化（水源整理を含む）、5. 料金格差の解消、 6. 料金の適正化、 <u>7. 災害対応・危機管理能力の向上</u> 8. その他（具体的に ）
広域連携（事業統合）後、新たに取り組もうとしている事業 （複数回答可）	<u>1. 人材及び技術力の確保</u> 、2. 日常の施設管理水準の向上、 <u>3. 中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）</u> 、 4. 施設の共同化（水源整理を含む）、 <u>5. 料金格差の解消</u> 、 <u>6. 料金の適正化</u> 、7. 災害対応・危機管理能力の向上 <u>8. その他</u> （具体的に 群馬県用水供給事業との垂直統合）

■広域連携（事業統合）に係る経緯（構成団体毎）

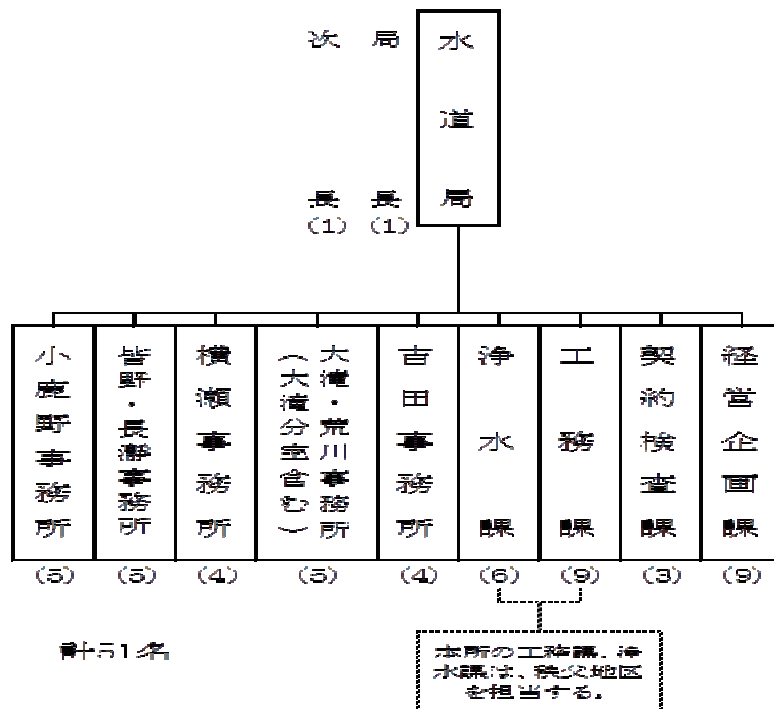
事務局、運営支援部局等	太田市	賛同した市町
H24. 4 首長会議において、広域化推進の合意を得る。	同左	同左
H24. 7 群馬東部水道広域研究会設立	同左	同左
H25.10 水道事業統合基本協定締結	同左	同左
H25.11 群馬東部広域水道事業統合協議会設立	同左	同左
H25.12 大泉町広域事業調査特別委員会設置		大泉町
H27. 6 構成団体議会へ企業団規約上程・議決	同左	同左
H27.12 構成団体議会へ各水道事業廃止条例を上程・議決	同左	同左

秩父広域市町村圏組合

■組合 基本情報

事業名	秩父地域水道広域化事業						
都道府県	埼玉県						
事業統合年度	平成 28 年 4 月 1 日						
認可日	厚生労働大臣認可平成 28 年 3 月 31 日						
構成団体 (連携前後)	連携前：秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町					連携後：秩父広域市町村圏組合	
直近の計画値	目標年度		平成 37 年度				
	計画給水人口		100,230 人				
	計画一日最大給水量		54,670 m ³ /日				
平成 27 年度実績	給水人口		93,238 人				
	一日最大給水量		52,524 m ³ /日				
連携前後の水道部局正職員数正職員数比較							
	連携前（主導した組織と賛同した主な自治体）						連携後
	秩父市	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町	皆野・長瀬上 下水道組合	秩父広域市 町村圏組合
事務職	17 人	6 人	人	人	3 人	4 人	34 人
技術職	13 人	0 人	人	人	4 人	6 人	17 人
その他	人	人	1 人	1 人	人	人	人
計	30 人	6 人	1 人	1 人	7 人	10 人	51 人

<統合後の水道事業組織>



■広域連携に関する基本情報

項目	内容	
広域連携（事業統合）の要望主体	1.関係市の要望（全部、一部（具体的に ）、2.県の主導、3.市の要請を受けて県が主導、4.その他（具体的に ）	
広域連携（事業統合）の検討主体	1.関係市のみで検討、2.県の主導、3.市の要請を受けて県とも検討、4.その他（具体的に ）	
当初の広域連携検討市町	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町	
広域連携（事業統合）の統合形態	1.垂直統合、2.水平統合、3.その他（具体的に ）	
秩父市（当時）の広域連携（事業統合）の目的（複数回答可）	1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、3. 中長期的な施設管理水準の向上（計画的な更新・耐震化の実施）、4. 施設の共同化（水源整理を含む）、5. 料金値上げの抑制、6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上8. その他（具体的に ）	
賛同した町（当時）の広域連携（事業統合）の目的（複数回答可）	1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、3. 中長期的な施設管理水準の向上（計画的な更新・耐震化の実施）、4. 施設の共同化（水源整理を含む）、5. 料金値上げの抑制、6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上8. その他（具体的に ）	
広域連携（事業統合）前後の給水人口規模	【広域連携（事業統合）前】 ① 秩父市 認可値（ 67,470）人 ② 横瀬町 認可値（ 9,122）人 ③ 皆野町・長瀬町 認可値（ 18,743）人 ④ 小鹿野町 認可値（ 15,876）人 【広域連携（事業統合）後】 認可値（ 100,230）人	
現在の組合への職員の異動	秩父市	出向（28人）・派遣（ 人）・転籍（ 人）
	横瀬町	出向（ 5人）・派遣（ 人）・転籍（ 人）
	皆野町	出向（ 0人）・派遣（ 人）・転籍（ 人）
	長瀬町	出向（ 0人）・派遣（ 人）・転籍（ 人）
	小鹿野町	出向（ 7人）・派遣（ 人）・転籍（ 人）
	皆野・長瀬上下水道組合	出向（ 9人）・派遣（ 人）・転籍（ 人）

広域連携（事業統合）前に取り組もうと考えていた事業 （複数回答可）	<u>1. 人材及び技術力の確保</u> 、 <u>2. 日常の施設管理水準の向上</u> 、 <u>3. 中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）</u> 、 <u>4. 施設の共同化（水源整理を含む）</u> 、 <u>5. 料金格差の解消</u> 、 <u>6. 料金の適正化</u> 、7. 災害対応・危機管理能力の向上 8. その他（具体的に ）
広域連携（事業統合）後に取り組んだ、または取り組んでいる事業 （複数回答可）	<u>1. 人材及び技術力の確保</u> 、 <u>2. 日常の施設管理水準の向上</u> 、 <u>3. 中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）</u> 、 4. 施設の共同化（水源整理を含む）、5. 料金格差の解消、 6. 料金の適正化、 <u>7. 災害対応・危機管理能力の向上</u> <u>8. その他（具体的に 計画的な更新・耐震化の実施）</u>
広域連携（事業統合）後の取り組みの中で効果のあった事業 （複数回答可）	1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、 3. 中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）、 4. 施設の共同化（水源整理を含む）、5. 料金格差の解消、 6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上 <u>8. その他（具体的に 計画的な更新・耐震化の実施）</u>
広域連携（事業統合）後、新たに取り組もうとしている事業 （複数回答可）	<u>1. 人材及び技術力の確保</u> 、 <u>2. 日常の施設管理水準の向上</u> 、 3. 中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）、 <u>4. 施設の共同化（水源整理を含む）</u> 、 <u>5. 料金格差の解消</u> 、 <u>6. 料金の適正化</u> 、7. 災害対応・危機管理能力の向上 8. その他（具体的に ）

■広域連携（事業統合）に係る経緯（構成団体毎）

事務局、運営支援部局等	秩父市	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町
・ちちぶ定住自立圏推進委員会 ・秩父地域水道広域化委員会 ・専門部会（6）	（議会）秩父市水道事業調査特別委員会				

○秩父地域の広域化の流れ（平成 23 年度～）

（ 2 3 年度）

平成 23 年

- 9 月 24 日 1 市 4 町全てで、「水道事業運営の見直し」の形成協定締結
- 10 月 6 日 「秩父地域水道広域化準備会」発足
- 11 月 2 日 「秩父地域水道広域化委員会」設立会議及び第 1 回委員会
- 12 月 2 日 業務関係専門部会・維持管理専門部会設置

平成 24 年

- 3 月 27 日 第 2 回 秩父地域水道広域化委員会

（ 2 4 年度）

- 4 月 26 日 工務専門部会設置

～この間、「業務・維持管理・工務」の各専門部会を延べ 1 4 回開催

- 10 月 23 日 第 3 回 秩父地域水道広域化委員会

第 3 回委員会での結果として、業務等の共同処理も組織統合を図らなければ困難であり、今後は「組織統合」に向けて検討していくとの結論。

平成 25 年

- 1 月 7 日 第 17 回 ちちぶ定住自立圏推進委員会

（ 1 市 4 町の首長、議長、県地域振興センター所長）

水道広域化委員長から、今後は「経営統合」に向けて検討を進める必要がある旨報告、今後の組織統合に向けての検討が了承された。

（ 2 5 年度）

- 5 月 10 日 岩手県 北上市視察（岩手中部水道広域化）

- 5 月 15 日 第 4 回 秩父地域水道広域化委員会

事務局から、北上市視察報告。広域化のためには関係者の意思統一を内外に示すため「統合に関する覚書の締結」、関係者がいつまでに何をしなければならないかという指針「事務スケジュール案」が必要であるとし、この夏までに早急に案を固める方針がなされた。

- 6 月 14 日 第 1 回 総務部会

- 6 月 25 日 第 2 回 総務部会

概略スケジュール案、覚書案の検討

- 6 月 28 日 群馬県太田市視察（群馬東部水道広域化・包括外部委託）

- 7 月 11 日 第 3 回 総務部会

概略スケジュール案・覚書案の決定、広域化の共通説明資料の作成

- 7 月 24 日 第 5 回 秩父地域水道広域化委員会

8 月 6 日第 18 回ちちぶ定住委員会への報告案決定。

- 8 月 6 日 第 18 回ちちぶ定住自立圏推進委員会 水道広域化委員長報告

・平成 26 年 4 月 1 日付で、広域化統合事務所を設置するため、1 市 4 町 1 組合の首長、管理者が「覚書」を締結することを決定。

・関係者の道しるべとなる「事務スケジュール案」を承認。

(7～9月にかけて、各団体が、委員会・全員協議会等を通じ議会に対し経過を報告)

8月8日 ちちぶ定住自立圏 議員研修会 (講師：北上市 菊池明敏氏)

8月8日 第4回 総務部会

覚書の締結に向けた準備作業、統合に向けた課題の整理、
新たな課題の精査

8月21日 厚生労働省 健康局 水道課 水道計画指導室 訪問ご挨拶

8月28日 第5回 総務部会

26年度準備室予算の検討開始、準備室組織の設置方法の検討
広域化促進補助金等補助金の研究、統合に向けた課題の整理

9月11日 第6回 総務部会

覚書締結式の準備作業、段取りについて
組織、人事、予算についての部会案の策定
次回委員会の日程調整について

9月24日 「水道広域化準備室の設置に関する覚書」の締結式

10月17日 第6回 秩父地域水道広域化委員会

アセットマネジメント導入促進に関する調査
総務部会からの報告(事務所の位置、派遣人数、予算案など決定)
今後の取り組みについて

11月14日 秩父地域議長会行政視察 (岩手県北上市)
～15日

11月26日 第7回 秩父地域水道広域化委員会

第19回 ちちぶ定住自立圏推進委員会の結果
広域化促進補助金、各市町の取り組み状況、今後の取り組みについて

12月11日 第7回 総務部会

検討課題の整理、長期にわたる問題の整理、業務P I

平成26年

1月8日 第20回 ちちぶ定住自立圏推進委員会

事務所の位置、派遣人数、予算案など報告 ⇒承認

1月28日 第8回 総務部会

簡易アセットマネジメント

2月7日 第8回 秩父地域水道広域化委員会

第20回 ちちぶ定住自立圏推進委員会の会議結果
準備室職員の派遣について
今後の取り組みについて

(平成26年度)

4月1日 秩父地域水道広域化準備室 発足

場所：別所浄水場2F

人員：7名

- 4月11日 厚生労働省健康局水道課 水道計画指導室 訪問ご挨拶
- 4月15日 ~17日 6 専門部会の設置及び再開
 総務専門部会・経理専門部会・業務専門部会・給水装置専門部会・
 工務専門部会・維持管理専門部会
- 5月14日 群馬県 太田市視察（群馬東部水道広域化）
- 5月22日 第9回 秩父地域水道広域化委員会
 ・委員会規約の一部改正
 （ 秩父広域市町村圏組合が委員として参加、総務部会の廃止、
 専門部会間の横の連携を図る「調整会議」の開催の整備 ）
 ・厚生労働省健康局水道課による説明
 （「簡易支援ツールを使用した水道事業の広域化の算定について」）
- 5月23日 秩父圏域水道事業広域化基本構想（ビジョン）及び基本計画策定業務委託契約締結
 ・契約先：(株)日水コン埼玉事務所
 ・契約期間：平成26年5月23日～平成27年2月10日
 ・契約金額：12,528,000 円（税込）
- 6月24日 第1回 調整会議
 専門部会間の調整
- 6月27日 第10回 秩父地域水道広域化委員会
- 6月30日 ~7月25日 基幹施設現地調査
- 7月10日 第2回 調整会議
 専門部会間の調整
- 7月18日 第11回 秩父地域水道広域化委員会
 基本構想・基本計画策定のための事前協議
 （第21回ちちぶ定住自立圏推進委員会への提案事項について）
 ＊専門部会より報告書の提出
 →統合に向けて調整が必要な事項(調整項目)ごとの最終協議決定機関の分類案（「協議の分類」）について報告
- 8月5日 第21回 ちちぶ定住自立圏推進委員会
 基本構想・基本計画策定のための協議
 ・広域化委員会提案の「協議の分類」の承認
 ・「協議の分類」によりちちぶ定住自立圏推進委員会の決定事項とされた調整項目（Aランク項目）の調整方針について一部決定
 ・「秩父地域水道事業広域化基本構想（ビジョン）策定審議会」設置要綱の承認

○「協議の分類」内訳表（H26.8.5 時点）

専門部会	A ランク	B ランク	C ランク	計
総 務	5	3	3 3	4 1
経 理	5	8	2 6	3 9
業 務	1	2	2 4	2 7
給水装置	2	5	1 7	2 4
工 務	0	1	2 2	2 3
維持管理	0	4	2 9	3 3
計	1 3	2 3	1 5 1	1 8 7

* A ランク・・・ちちぶ定住自立圏推進委員会において調整する項目

* B ランク・・・秩父地域水道広域化委員会で調整する項目

* C ランク・・・各専門部会で調整する項目

8 月 27 日 第 12 回 秩父地域水道広域化委員会

- ・第 21 回ちちぶ定住自立圏推進委員会における協議結果の報告
- ・「協議の分類」B ランク項目の協議

9 月 8 日 1 市 4 町首長会議

- ・水道広域化の統合形態について合意
→秩父広域市町村圏組合の 1 事業として水道事業を実施
- ・今後の大きな予定について合意

平成 2 7 年 3 月	仮称) 統合協定 (覚書) 締結
平成 2 7 年 6 月	秩父広域市町村圏組合規約の一部改正を各市・町議会に提案
平成 2 8 年 4 月 1 日	事業統合

9 月 22 日 秩父地域水道事業広域化基本構想（ビジョン）策定審議会委嘱状交付式

第 1 回 秩父地域水道事業広域化基本構想（ビジョン）策定審議会

→基本構想策定に係り広く意見を求めるため審議会を設置

◎審議会委員構成内訳

	秩父市	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町	その他	計
1. 知識経験者						2	2
2. 女性団体所属者	1	1	1	1	1		5
3. 商工団体所属者	1	1	1	1	1		5
4. 町会長等	1	1	1	1	1		5
5. 公募者	1	1	1	1	1		5

9 月 26 日 第 3 回 調整会議

10 月 2 日 第 13 回 秩父地域水道広域化委員会

- ・第 22 回ちちぶ定住自立圏推進委員会への提案事項について

- (定住推進委員会で未決定の「協議の分類」 A ランク 項目の協議)
- ・「協議の分類」 B ランク 項目の協議
- 10 月 8 日 第 22 回 ちちぶ定住自立圏推進委員会
- 基本構想・基本計画策定のための協議
 - ・ A ランク 調整項目の調整方針について一部決定
 - ・ B ランク 調整項目の調整方針について秩父地域水道広域化委員会より報告
- 10 月 27 日 第 2 回 秩父地域水道事業広域化基本構想（ビジョン）策定審議会
- 秩父地域水道事業広域化と広域化後の施設整備案について準備室より説明
- 10 月 28 日 第 14 回 秩父地域水道広域化委員会
- ・ 第 22 回ちちぶ定住自立圏推進委員会決定事項等の報告
 - ・ 基本構想・基本計画の進捗状況について
- 11 月 5 日 岩手県 岩手中部水道企業団視察
- 11 月 6 日 福島県 会津若松市視察
- 11 月 12 日 第 1 回 秩父広域市町村圏組合議会水道広域化調査特別委員会
- 11 月 13 日 福岡県 宗像地区事務組合視察
- 11 月 14 日 福岡県 北九州市視察
- 11 月末 各市・町へ広報紙と併せて水道広域化 P R チラシ「秩父地域水道広域化を目指して」の配布を依頼
- 12 月 1 日 第 3 回 秩父地域水道事業広域化基本構想（ビジョン）策定審議会
- 準備室より基本構想（案）等の説明、答申内容の検討
- 12 月 4 日 第 15 回 秩父地域水道広域化委員会
- ・ 基本構想（案）等の検討
 - ・ 平成 27 年度予算について準備室説明
- 12 月 9 日 第 4 回 秩父地域水道事業広域化基本構想（ビジョン）策定審議会
- 準備室より基本構想（案）等の説明、答申内容の検討
- 12 月 20 日 第 5 回 秩父地域水道事業広域化基本構想（ビジョン）策定審議会
- 答申書最終検討
- 12 月 24 日 第 2 回 秩父広域市町村圏組合議会水道広域化調査特別委員会
- 水道事業広域化による共同処理に係る調査研究
 - ・ 秩父地域水道広域化に向けた現状について
- 〃 第 23 回 ちちぶ定住自立圏推進委員会
- ・ 基本構想策定審議会より答申書の提出
 - ・ 基本構想シミュレーション（中間報告）
 - ・ パブリックコメントの実施について決定
- 〃 第 16 回 秩父地域水道広域化委員会
- ・ 第 23 回ちちぶ定住自立圏推進委員会決定事項等の報告
 - ・ 基本構想・基本計画（案）の検討

平成 27 年

1 月 13 日

～1 月 23 日 1 市 4 町首長、議会議員（議会特別委員会委員）へ基本構想（ビジョン）・基本計画（案）についてご説明

1 月 21 日 第 17 回 秩父地域水道広域化委員会

- ・基本構想（ビジョン）・計画（案）の検討
- ・今後の日程、住民説明会の実施方法について調整

1 月 26 日 第 24 回 ちちぶ定住自立圏推進委員会

- ・基本構想（ビジョン）・基本計画（案）の決定
- ・「（仮称）秩父地域水道事業の統合に関する覚書」までのスケジュールの決定
→3 月定住推進委員会で基本構想・計画の決定、委員会終了後覚書調印式の開催
- ・水道広域化住民説明会について
→実施意向がある場合は、準備室へ連絡
- ・「秩父地域水道事業広域化基本構想（ビジョン）（案）に基づく水道広域化」に関するパブリックコメントについて実施期間等を再度確認

1 月 30 日 第 3 回 秩父広域市町村圏組合議会水道広域化調査特別委員会

- 水道事業広域化による共同処理に係る調査研究
- ・秩父地域水道広域化に向けた現状について

2 月 9 日 ちちぶまちづくり塾

水道事業広域化、水道事業広域化に関する補助制度について厚生労働省健康局水道課より説明（対象：各市・町議会議員）

2 月 16 日 「秩父地域水道事業広域化基本構想（ビジョン）（案）に基づく水道広域化」意見募集（パブリックコメント）の実施（～3/17 まで）

2 月 18 日

～3 月 2 日 各市・町主催「秩父地域水道広域化住民説明会」

- ・2/18（水）18:30～ 小鹿野文化センター
- ・2/23（月）18:30～ 吉田やまなみ会館
- ・2/25（水）18:30～ 大滝振興会館会議室
- ・2/26（木）18:30～ 荒川公民館軽運動室
- ・2/27（金）18:30～ 横瀬町町民会館 2 階大会議室
- ・3/ 2（月）18:30～ 歴史文化伝承館 2 階ホール

2 月 25 日 第 4 回 秩父広域市町村圏組合議会水道広域化調査特別委員会

- 水道事業広域化による共同処理に係る調査研究
- ・共同処理に向けた事務事業調査について

3 月 23 日 第 18 回 秩父地域水道広域化委員会

- ・パブリックコメントの結果について
- ・基本構想・基本計画（案）について
- ・秩父地域水道事業の統合に関する覚書（案）について

3 月 30 日 第 25 回 ちちぶ定住自立圏推進委員会

- ・パブリックコメント結果報告
- ・基本構想・基本計画の決定
- ・秩父地域水道事業の統合に関する覚書について
- ・秩父地域水道事業の統合に関する覚書締結式について

〃 「秩父地域水道事業の統合に関する覚書」締結式

平成 26 年度中各専門部会を延べ 60 回開催

(総務 10 回・経理 12 回・業務 14 回・給水装置 9 回・工務 6 回・維持管理 9 回)

(平成 27 年度)

5 月 20 日 秩父広域市町村圏組合議会全員協議会

- ・組合の共同処理する事務の変更及び組合規約の変更について

〃 第 5 回 秩父広域市町村圏組合議会水道広域化調査特別委員会

○水道事業広域化による共同処理に係る調査研究

- ・統合後の水道事業経営について

6 月 9 日

～6 月 17 日 各市町 6 月定例議会において「秩父広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び同組合の規約変更について」の議案を可決

6 月 23 日 第 6 回 秩父広域市町村圏組合議会水道広域化調査特別委員会

○水道事業広域化による共同処理に係る調査研究

- ・統合後の水道事業にかかる経費について

7 月 7 日 第 19 回 秩父地域水道広域化委員会

- ・各種報告と今後のスケジュールについて
- ・各専門部会の進捗状況について

7 月 27 日 第 7 回 秩父広域市町村圏組合議会水道広域化調査特別委員会

○水道事業広域化による共同処理に係る調査研究

- ・統合後の水道事業にかかる経費について

7 月 28 日 埼玉県より秩父広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び組合規約の変更について許可決定

7 月 29 日 第 20 回 秩父地域水道広域化委員会

- ・各専門部会からの提案事項について

8 月 26 日 第 21 回 秩父地域水道広域化委員会

- ・各専門部会からの提案事項について

9 月 25 日 第 8 回 秩父広域市町村圏組合議会水道広域化調査特別委員会

○水道事業広域化による共同処理に係る調査研究

- ・統合に係る進捗状況について
- ・常任委員会の所管事項について

9 月 29 日

10 月 1 日 秩父地域水道事業の統合に伴う指定給水装置工事事業者向け説明会

9 月 30 日 第 22 回 秩父地域水道広域化委員会

- ・各専門部会からの提案及び報告事項について
- ・組織について

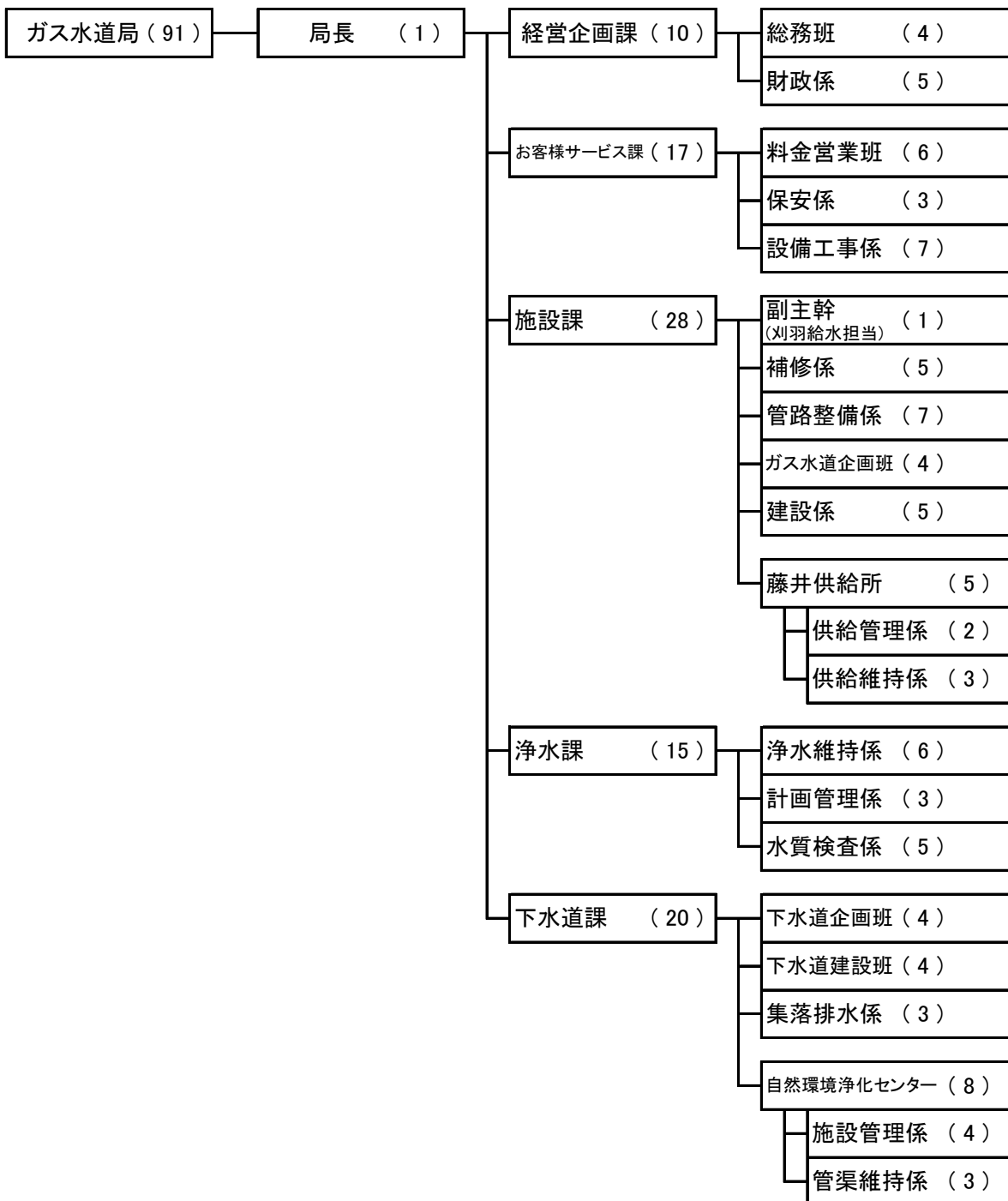
- 11 月 17 日 第 23 回 秩父地域水道広域化委員会
- ・各専門部会からの提案及び報告事項について
- 11 月 19 日 秩父広域市町村圏組合議会全員協議会
- ・水道事業統合に係る準備事務の進捗状況について
- 12 月 17 日 第 9 回 秩父広域市町村圏組合議会水道広域化調査特別委員会
- 群馬県太田市視察（群馬東部水道広域化）
- 平成 28 年
- 1 月 8 日 水道料金等の包括的業務委託契約締結
- ・履行期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日
 - ・委託金額（税抜）464,400,000 円
 - ・受託事業者 株式会社両毛システムズ
- 1 月 27 日 秩父広域市町村圏組合議会全員協議会
- ・水道事業準備事務の進捗状況について
- 2 月 4 日 第 24 回 秩父地域水道広域化委員会
- ・秩父広域市町村圏組合議会提案予定議案について
 - ・各専門部会からの提案及び報告事項について
- 2 月 17 日 秩父広域市町村圏組合議会全員協議会
- 2 月 24 日 秩父広域市町村圏組合議会開会
- ・秩父広域市町村圏組合設置条例（案）可決
- 3 月 18 日 秩父広域市町村圏組合特別委員会
- 3 月 23 日 秩父広域市町村圏組合議会閉会
- ・秩父広域市町村圏組合水道事業経営審議会条例（案）可決
 - ・秩父広域市町村圏組合水道布設工事監督者の配置基準及び資格
基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（案）可決
 - ・秩父広域市町村圏組合企業職員の給与の種類及び基準に関する
条例（案）可決
 - ・秩父広域市町村圏組合水道事業給水条例（案）可決
- 3 月 28 日 第 25 回広域化委員会
- ・水道事業開始記念式典について
 - ・平成 28 年度以降の組織体制について
- 4 月 1 日 秩父広域市町村圏組合水道事業開始記念式典

柏崎市

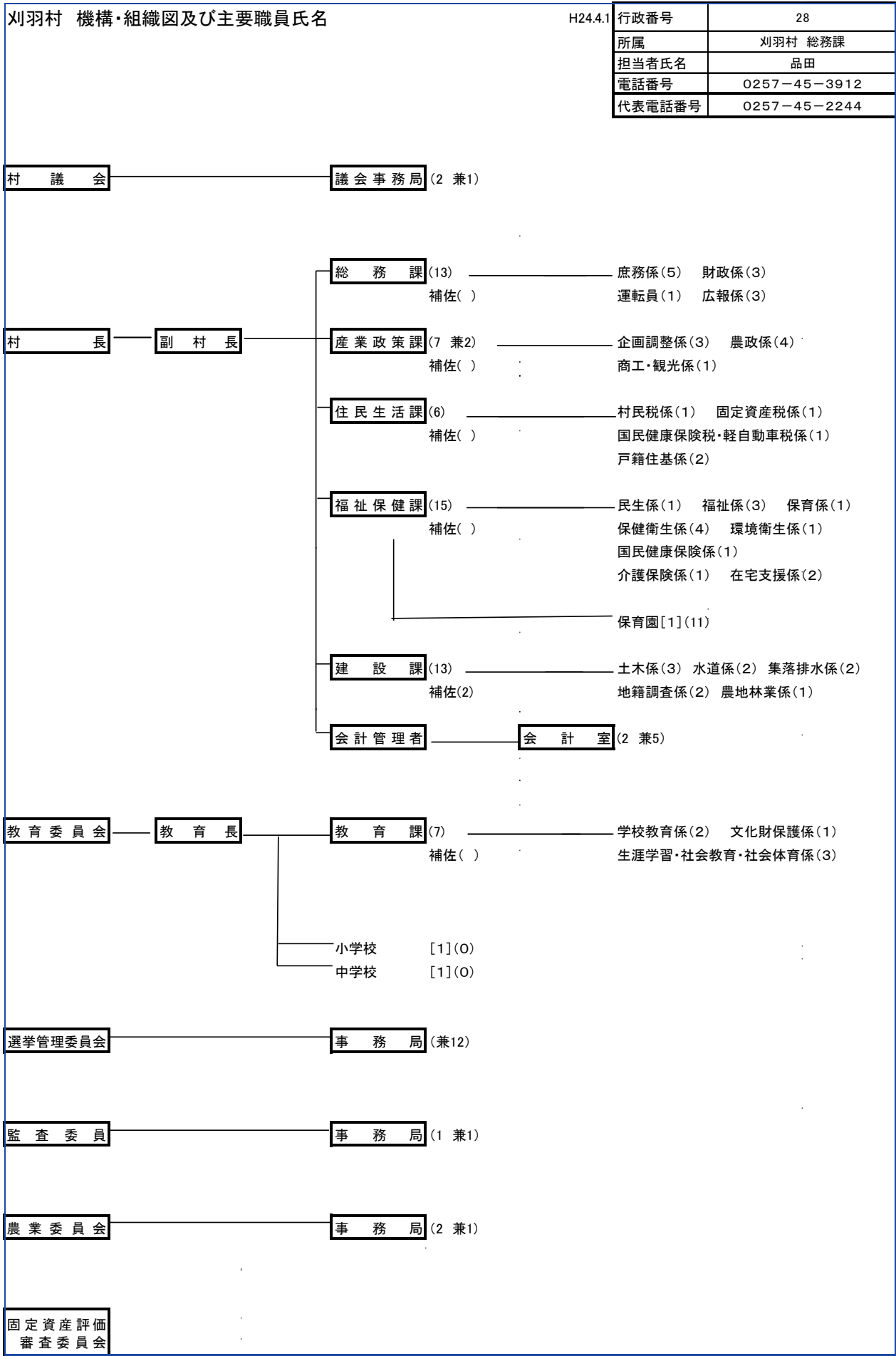
■ 市水道広域化 基本情報

事業名	柏崎市水道広域化推進事業		
都道府県	新潟県		
事業統合年度	平成 24 年 10 月 1 日		
認可日	厚生労働大臣認可平成 24 年 9 月 18 日		
構成団体 (連携前後)	連携前：柏崎市、刈羽村		連携後：柏崎市
直近の計画値	目標年度	平成 27 年度	
	計画給水人口	111,330 人	
	計画一日最大給水量	94,711 m³/日	
平成 27 年度 実績	給水人口	89,442 人	
	一日最大給水量	42,998 m³/日	
連携前後の水道部局正職員数正職員数比較			
	連携前（主導した組織と賛同した主な自治体）		連携後
	柏崎市	刈羽村	柏崎市
事務職	6 人	1 人	6 人
技術職	30 人	2 人	30 人
その他	1 人	0 人	1 人
計	37 人	3 人	37 人

<連携後>



<連携前>



教 育 委 員 会

教 育 長

教 育 課 (7)

補佐 ()

学校教育係 (2) 文化財保護係 (1)

生涯学習・社会教育・社会体育係 (3)

小学校 [1] (0)

中学校 [1] (0)

選挙管理委員会

事 務 局 (兼12)

監 査 委 員

事 務 局 (1 兼1)

農 業 委 員 会

事 務 局 (2 兼1)

固定資産評価
審査委員会

■広域連携に関する基本情報

項目	内容	
広域連携（事業統合）の要望主体	1. <u>関係市の要望（全部、一部（具体名 刈羽村））</u> 、2. 県の主導、 3. 市の要請を受けて県が主導、 4. その他（具体的に ）	
広域連携（事業統合）の検討主体	1. <u>関係市のみで検討</u> 、2. 県の主導、3. 市の要請を受けて県とも検討、 4. その他（具体的に ）	
当初の広域連携検討市町		
広域連携（事業統合）の統合形態	1. 垂直統合、2. <u>水平統合</u> 、 3. その他（具体的に ）	
柏崎市（当時）の広域連携（事業統合）の目的（複数回答可）	1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、 3. 中長期的な施設管理水準の向上（計画的な更新・耐震化の実施）、 4. <u>施設の共同化（水源整理を含む）</u> 、5. <u>料金値上げの抑制</u> 、 6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上 8. <u>その他（具体的に 水源施設の有効利用）</u>	
刈羽村（当時）の広域連携（事業統合）の目的（複数回答可）	1. 人材及び技術力の確保、2. <u>日常の施設管理水準の向上</u> 、 3. 中長期的な施設管理水準の向上（計画的な更新・耐震化の実施）、 4. <u>施設の共同化（水源整理を含む）</u> 、5. 料金値上げの抑制、 6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上 8. <u>その他（具体的に 水量水質の確保）</u>	
広域連携（事業統合）前後の給水人口規模	【広域連携（事業統合）前】 ① 柏崎市 認可値（106,380）人 ② 刈羽村 認可値（ 4,950）人 【広域連携（事業統合）後】 認可値（111,330）人	
現在の事業体への職員の異動	柏崎市	出向（ 0人）・派遣（ 0人）・転籍（ 0人）
	刈羽村	出向（ 0人）・派遣（ 0人）・転籍（ 0人）
広域連携（事業統合）前に取り組もうと考えていた事業（複数回答可）	1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、 3. 中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）、 4. <u>施設の共同化</u> （水源整理を含む）、5. <u>料金格差の解消</u> 、 6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上 8. その他（具体的に ）	
広域連携（事業統合）後に取り組んだ、または取り組んでいる事業	1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、 3. 中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）、 4. <u>施設の共同化</u> （水源整理を含む）、5. <u>料金格差の解消</u> 、	

(複数回答可)	6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上 8. その他（具体的に）
広域連携（事業統合）後の取り組みの中で効果のあった事業 (複数回答可)	1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、 3. 中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）、 4. <u>施設の共同化（水源整理を含む）</u> 、5. 料金格差の解消、 6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上 8. その他（具体的に）
広域連携（事業統合）後、新たに取り組もうとしている事業 (複数回答可)	1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、 3. 中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）、 4. 施設の共同化（水源整理を含む）、5. 料金格差の解消、 6. <u>料金の適正化</u> 、7. <u>災害対応・危機管理能力の向上</u> 8. その他（具体的に）

■広域連携（事業統合）に係る経緯（構成団体毎）

事務局、運営支援部局等	柏崎市	刈羽村
平成 21 年 8 月 26 日協定締結 平成 24 年 10 月 1 日給水開始	平成 21 年 8 月 21 日 柏崎市議会において承認	平成 18 年 6 月 刈羽村給水区域を柏崎市給水区域に編入要請 平成 21 年 8 月 21 日 刈羽村議会において承認

<事業統合の経緯>

旧西山町と刈羽村は地下水を主な水源としており、水量・水質とも歴史的に問題があり、以前より柏崎市を含めた広域化については幾度となく検討されてきた。

平成 17 年の市町村合併で西山町は柏崎市と合併したことにより延長 16 k mにおよぶ拡張事業を行い旧柏崎市の水が届くようになった。

刈羽村は旧柏崎市と旧西山町の中間に位置していたため、旧西山町への拡張事業は刈羽村を経由したルートとなった。

このことを機に分水できる条件が整ったことにより、平成 18 年 6 月に正式に編入要請があった。

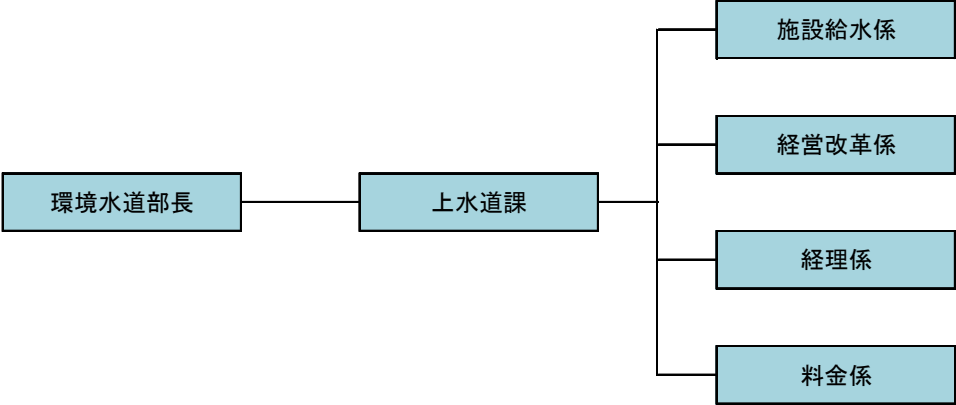
統合前に刈羽村により送水施設、ポンプ施設、配水施設等の整備及び料金を柏崎市に統一等の条件で平成 24 年 10 月 1 日に事業統合（編入）となった。

小諸市

■市上水道 基本情報

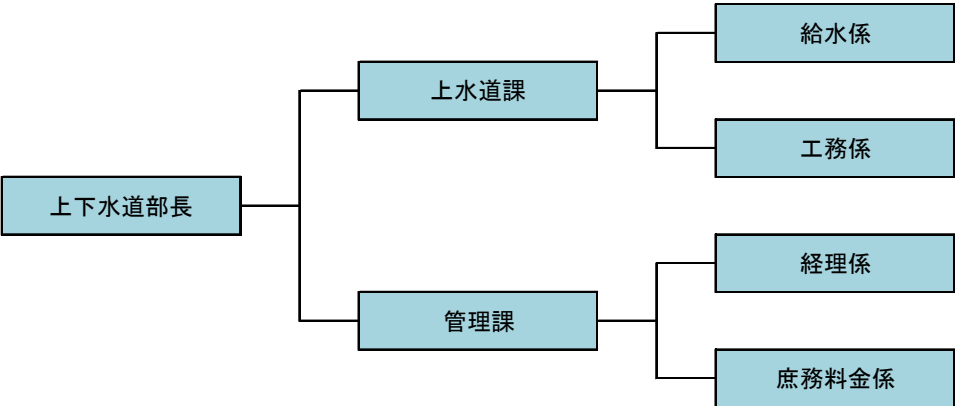
事業名	小諸市上水道事業		
都道府県	長野県		
事業統合年度	平成 27 年 4 月 1 日		
認可日	認可平成 27 年 3 月 23 日		
構成団体 (連携前後)	連携前：小諸市、小諸市外二市御牧ヶ原水道組合		連携後：小諸市
直近の計画値	目標年度	平成 36 年度	
	計画給水人口	43,467 人	
	計画一日最大給水量	25,520 m³/日	
平成 27 年度 実績	給水人口	44,309 人	
	一日最大給水量	25,289 m³/日	
連携前後の水道部局正職員数正職員数比較			
	連携前（主導した組織と賛同した主な自治体）		連携後
	小諸市	小諸市外二市御牧ヶ原水道組合	小諸市
事務職	15 人	4（プロパ 1 人、兼務 3 人）人	15 人
技術職	4 人	1（兼務）人	4 人
その他	人	人	人
計	19 人	5（プロパ 1 人、兼務 4 人）人	19 人

連携後（小諸市）

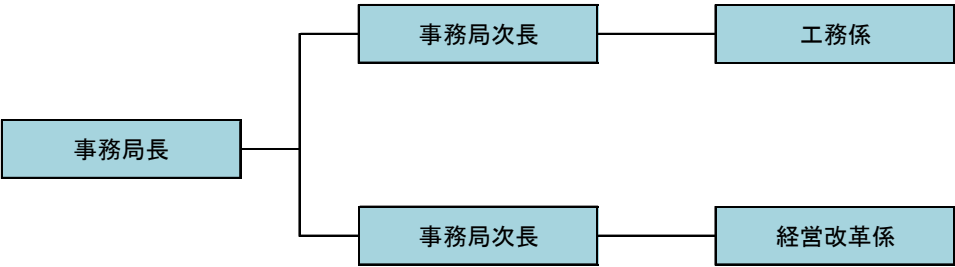


※事業統合後に組織体系が大きく変わっているのは、統合の影響によるものではなく小諸市全体の機構改革による。

連携前（小諸市）



連携前（小諸市外二市御牧ヶ原水道組合）



■広域連携に関する基本情報

項目	内容	
広域連携（事業統合）の要望主体	1.関係市の要望（全部、一部（具体的に ）、2.県の主導、 3.市の要請を受けて県が主導、 4.その他（具体的に ）	
広域連携（事業統合）の検討主体	1.関係市のみで検討、2.県の主導、3.市の要請を受けて県とも検討、 4.その他（具体的に ）	
当初の広域連携検討市町		
広域連携（事業統合）の統合形態	1.垂直統合、2.水平統合、 3.その他（具体的に ）	
小諸市（当時）の広域連携（事業統合）の目的（複数回答可）	1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、 3. 中長期的な施設管理水準の向上（計画的な更新・耐震化の実施）、 4. 施設の共同化（水源整理を含む）、5. 料金値上げの抑制、 6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上 8. その他（具体的に 一組給水地区住民への安定給水）	
小諸市外二市御牧ヶ原水道組合（当時）の広域連携（事業統合）の目的（複数回答可）	1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、 3. 中長期的な施設管理水準の向上（計画的な更新・耐震化の実施）、 4. 施設の共同化（水源整理を含む）、5. 料金値上げの抑制、 6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上 8. その他（具体的に 安定給水と経営の効率化 ）	
広域連携（事業統合）前後の給水人口規模	【広域連携（事業統合）前】 ① 小諸市 認可値（42,800）人 ② 佐久市 認可値（ ）人 ③ 東御市 認可値（ ）人 ④ 御牧ヶ原水道組合 認可値（2,550）人 【広域連携（事業統合）後】 認可値（43,467）人	
現在の事業体への職員の異動	小諸市	出向（ 0人）・派遣（ 0人）・転籍（ 0人）
	佐久市	出向（ 0人）・派遣（ 0人）・転籍（ 0人）
	東御市	出向（ 0人）・派遣（ 0人）・転籍（ 0人）
	御牧ヶ原	出向（ 0人）・派遣（ 0人）・転籍（ 1人）
広域連携（事業統合）前に取り組もうと考えていた事業（複数回答可）	1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、 3. 中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）、 4. 施設の共同化（水源整理を含む）、5. 料金格差の解消、 6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上 8. その他（具体的に ）	

広域連携（事業統合）後に取り組んだ、または取り組んでいる事業 (複数回答可)	1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、 <u>3. 中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）、</u> <u>4. 施設の共同化（水源整理を含む）、</u>5. 料金格差の解消、 6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上 8. その他（具体的に ）
広域連携（事業統合）後の取り組みの中で効果のあった事業 (複数回答可)	1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、 3. 中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）、 4. 施設の共同化（水源整理を含む）、<u>5. 料金格差の解消、</u> 6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上 8. その他（具体的に ）
広域連携（事業統合）後、新たに取り組もうとしている事業 (複数回答可)	<u>1. 人材及び技術力の確保、</u><u>2. 日常の施設管理水準の向上、</u> 3. 中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）、 4. 施設の共同化（水源整理を含む）、5. 料金格差の解消、 6. 料金の適正化、<u>7. 災害対応・危機管理能力の向上</u> 8. その他（具体的に ）

■広域連携（事業統合）に係る経緯（構成団体毎）

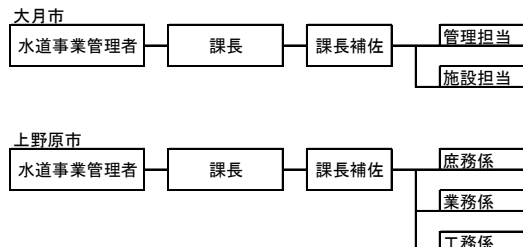
事務局、 運営支援部局等	小諸市	小諸市外二市御牧ヶ原水道 組合
○平成 21 年 7 月：構成市担当部課長 会議 具体的な対策の検討を開始。 ○平成 25 年 6 月：佐久市より 小諸市・東御市に事業統合の時期の 1 年延期の申し入れあり。 ○平成 26 年 7 月 15 日 構成三市において「小諸市外二市御牧 ヶ原水道組合を小諸市上水道事業に 統合する協定書」を締結。 ○平成 26 年 7 月 31 日 構成三市において「小諸市外二市御牧 ヶ原水道組合を小諸市上水道事業に 統合する協議書」を締結。 ○平成 26 年 9 月 構成市議会において御牧ヶ原水道組 合の解散等を議決。	○平成 24 年 12 月 12 日 「小諸市外二市御牧ヶ原水道組合の 小諸市上水道事業への統合に関する 基本合意書」を締結し、統合時期を平 成 26 年 4 月に決定 ○平成 25 年 7 月 30 日 「小諸市外二市御牧ヶ原水道組合の 小諸市上水道事業への統合に関する 基本合意書の一部を変更する合意書」 を締結。（統合時期を平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 4 月 1 日に変更） ○平成 26 年 7 月 15 日 構成三市において「小諸市外二市御牧 ヶ原水道組合を小諸市上水道事業に 統合する協定書」を締結。 ○平成 26 年 7 月 31 日 構成三市において「小諸市外二市御牧 ヶ原水道組合を小諸市上水道事業に 統合する協議書」を締結。 ○平成 26 年 9 月 市議会において御牧ヶ原水道組合の 解散等を議決。 ○平成 27 年 4 月 1 日 小諸市上水道事業へ統合	○平成 21 年 2 月 基本計画書を作成。一部事務組合での 継続運営は今年との判断。 ○平成 23 年 3 月：理事会・議会 小諸市への事業統合が最も現実的な 対策として報告。 ○平成 23 年 11 月：理事会 小諸市への統合を基本として具体的 検討に入ることを確認。 ○平成 24 年 12 月 12 日 「小諸市外二市御牧ヶ原水道組合の 小諸市上水道事業への統合に関する 基本合意書」を締結し、統合時期を平 成 26 年 4 月に決定。 ○平成 25 年 7 月 30 日 「小諸市外二市御牧ヶ原水道組合の 小諸市上水道事業への統合に関する 基本合意書の一部を変更する合意書」 を締結。（統合時期を平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 4 月 1 日に変更） ○平成 27 年 3 月 31 日 小諸市外二市御牧ヶ原水道組合解散

東部地域広域水道企業団

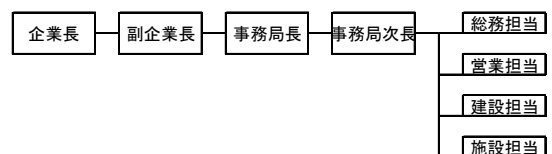
■水道企業団 基本情報

事業名	水道事業		
都道府県	山梨県		
事業統合年度	平成 18 年 4 月 1 日		
認可日	認可平成 7 年 2 月 8 日		
構成団体 (連携前後)	連携前：大月市、上野原市		連携後：東部地域広域水道企業団
直近の計画値	目標年度	平成 31 年度	
	計画給水人口	45,890 人	
	計画一日最大給水量	29,620 m³/日	
平成 27 年度 実績	給水人口	36,575 人	
	一日最大給水量	19,001 m³/日	
連携前後の水道部局正職員数正職員数比較			
	連携前（主導した組織と賛同した主な自治体）		連携後
	大月市	上野原市	東部地域広域水道企業団
事務職	7 人	7 人	8 人
技術職	人	人	4 人
その他	4 人	人	人
計	12 人	7 人	12 人

<連携前>



<連携後>



■広域連携に関する基本情報

項目	内容	
広域連携（事業統合）の要望主体	1.関係市の要望（全部、一部（具体名 ）、2.県の主導、 3.市の要請を受けて県が主導、 4.その他（具体的に ）	
広域連携（事業統合）の検討主体	1.関係市のみで検討、2.県の主導、 <u>3.市の要請を受けて県とも検討</u> 、 4.その他（具体的に ）	
当初の広域連携検討市町	富士吉田市、都留市、大月市、上九一色村、秋山村、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、河口湖町、勝山村、足和田村、鳴沢村、上野原町、小菅村、丹波山村	
広域連携（事業統合）の統合形態	1.垂直統合、 <u>2.水平統合</u> 、 3.その他（具体的に ）	
大月市（当時）の広域連携（事業統合）の目的（複数回答可）	1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、 3. 中長期的な施設管理水準の向上（計画的な更新・耐震化の実施）、 <u>4. 施設の共同化（水源整理を含む）</u> 、5. 料金値上げの抑制、 6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上 <u>8. その他（具体的に簡易水道統合、未普及地域解消）</u>	
上野原市（当時）の広域連携（事業統合）の目的（複数回答可）	1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、 3. 中長期的な施設管理水準の向上（計画的な更新・耐震化の実施）、 <u>4. 施設の共同化（水源整理を含む）</u> 、5. 料金値上げの抑制、 6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上 <u>8. その他（具体的に簡易水道統合、未普及地域解消）</u>	
広域連携（事業統合）前後の給水人口規模	【広域連携（事業統合）前】 ① 大月市 認可値（29,800）人 ② 上野原市 認可値（27,671）人 【広域連携（事業統合）後】 認可値（45,890）人	
現在の事業体への職員の異動	大月市	出向（ 人）・派遣（ 4人）・転籍（ 人）
	上野原市	出向（ 4人）・派遣（ 人）・転籍（ 人）
広域連携（事業統合）前に取り組もうと考えていた事業（複数回答可）	1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、 <u>3. 中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）</u> 、 <u>4. 施設の共同化（水源整理を含む）</u> 、5. 料金格差の解消、 6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上 <u>8. その他（具体的に ）</u>	

広域連携（事業統合）後に取り組みだ、または取り組んでいる事業 (複数回答可)	1. 人材及び技術力の確保、 <u>2. 日常の施設管理水準の向上、</u> <u>3. 中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）、</u> <u>4. 施設の共同化（水源整理を含む）、</u> 5. 料金格差の解消、 <u>6. 料金の適正化、</u> <u>7. 災害対応・危機管理能力の向上</u> 8. その他（具体的に ）
広域連携（事業統合）後の取り組みの中で効果のあった事業 (複数回答可)	1. 人材及び技術力の確保、 <u>2. 日常の施設管理水準の向上、</u> <u>3. 中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）、</u> <u>4. 施設の共同化（水源整理を含む）、</u> 5. 料金格差の解消、 <u>6. 料金の適正化、</u> <u>7. 災害対応・危機管理能力の向上</u> 8. その他（具体的に ）
広域連携（事業統合）後、新たに取り組みようとしている事業 (複数回答可)	1. 人材及び技術力の確保、 2. 日常の施設管理水準の向上、 3. 中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）、 4. 施設の共同化（水源整理を含む）、 5. 料金格差の解消、 6. 料金の適正化、 7. 災害対応・危機管理能力の向上 8. その他（具体的に ）

■広域連携（事業統合）に係る経緯（構成団体毎）

事務局、運営支援部局等	大月市	上野原市
H5.1 一部事務組合設立 H5.6 連絡会議設置 （構成市による会議） H7.2 経営認可取得 H10.6 専門部会設置 （連絡会議の細目検討） H18.4 事業統合		

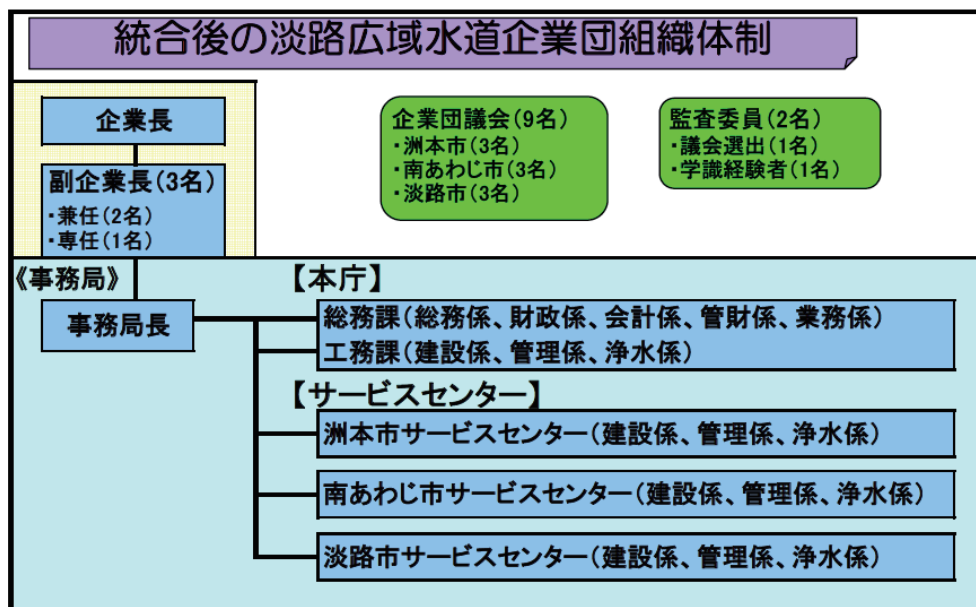
淡路広域水道企業団

■水道企業団 基本情報

事業名	水道用水供給事業				
都道府県	兵庫県				
事業統合年度	平成 22 年 4 月 1 日				
認可日	厚生労働大臣認可平成 22 年 3 月 24 日				
構成団体 (連携前後)	連携前:淡路広域水道企業団、淡路市、 洲本市、南あわじ市			連携後:淡路広域水道企業団	
直近の計画値	目標年度	平成 32 年度			
	計画給水人口	150,800 人			
	計画一日最大給水量	96,800 m³/日			
平成 27 年度 実績	給水人口	132,977 人			
	一日最大給水量	60,545 m³/日			
連携前後の水道部局正職員数正職員数比較					
	連携前 (主導した組織と賛同した主な自治体)				連携後
	淡路広域水道企業 団	淡路市	洲本市	南あわじ市	淡路広域水道企業 団
事務職	10 人	9 人	4 人	8 人	29 人
技術職	7 人	12 人	8 人	8 人	33 人
その他	人	人	12 人	2 人	14 人
計	17 人	21 人	24 人	18 人	76 人

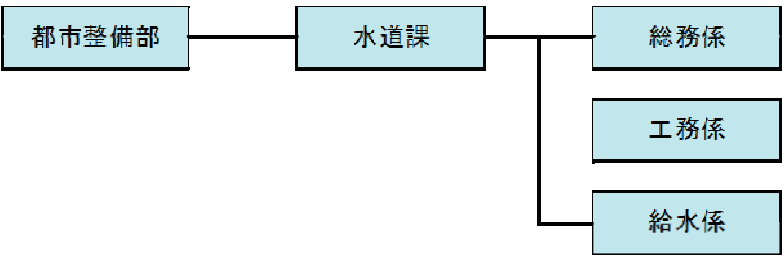
※ 3 市では、事務職、一般行政職として全般業務をおこなっているため、業務内容によって事務職と技術職に分けている。

< 連携後 >

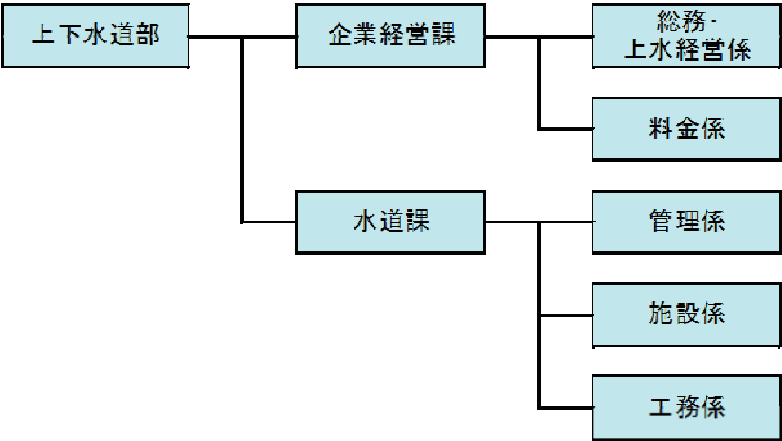


＜連携前＞（淡路広域水道企業団と構成３市）

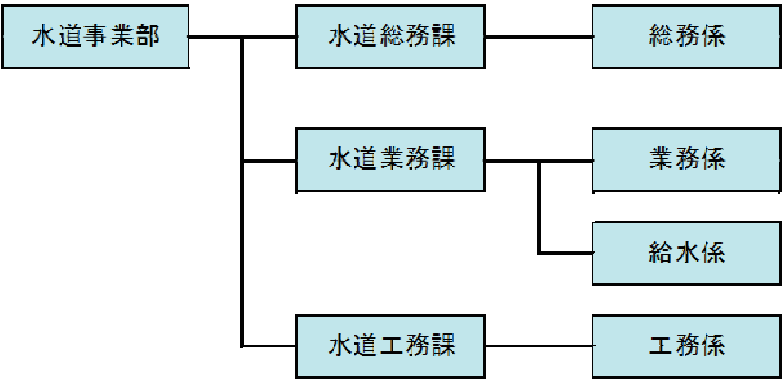
洲本市



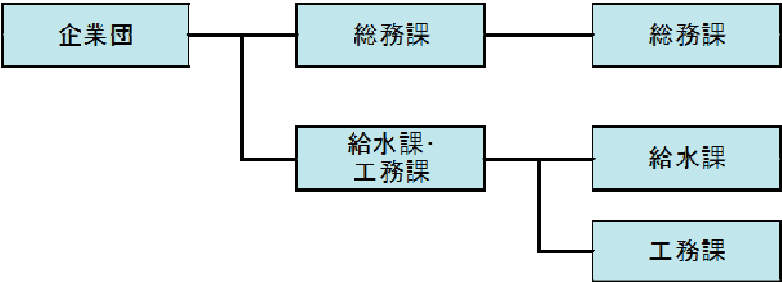
南あわじ市



淡路市



企業団



■広域連携に関する基本情報

項目	内容
広域連携（事業統合）の要望主体	1.関係市の要望（全部、一部（具体名)), 2.県の主導、 3.市の要請を受けて県が主導、 ④.その他（具体的に 企業団主体)
広域連携（事業統合）の検討主体	①.関係市のみで検討、2.県の主導、3.市の要請を受けて県とも検討、 4.その他（具体的に)
当初の広域連携検討市町	淡路市、洲本市、南あわじ市（旧 1 市 10 町）
広域連携（事業統合）の統合形態	①.垂直統合、2.水平統合、 3.その他（具体的に)
淡路広域水道企業団（当時）の広域連携（事業統合）の目的（複数回答可）	1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、 3. 中長期的な施設管理水準の向上（計画的な更新・耐震化の実施）、 4. 施設の共同化（水源整理を含む）、5. 料金値上げの抑制、 6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上 ⑧. その他（具体的に 兵庫県で「淡路地域広域的な水道整備計画」の策定に際し、厚生大臣に対し、平成 17 度までに島内水道を一元化するための経営認可を得ることを確約しているため)
淡路市（当時）の広域連携（事業統合）の目的（複数回答可）	1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、 3. 中長期的な施設管理水準の向上（計画的な更新・耐震化の実施）、 4. 施設の共同化（水源整理を含む）、5. 料金値上げの抑制、 6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上 ⑧. その他（具体的に 兵庫県で「淡路地域広域的な水道整備計画」の策定に際し、厚生大臣に対し、平成 17 度までに島内水道を一元化するための経営認可を得ることを確約しているため)
洲本市（当時）の広域連携（事業統合）の目的（複数回答可）	1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、 3. 中長期的な施設管理水準の向上（計画的な更新・耐震化の実施）、 4. 施設の共同化（水源整理を含む）、5. 料金値上げの抑制、 6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上 ⑧. その他（具体的に 兵庫県で「淡路地域広域的な水道整備計画」の策定に際し、厚生大臣に対し、平成 17 度までに島内水道を一元化するための経営認可を得ることを確約しているため)
南あわじ市（当時）の広域連携（事業統合）の目的（複数回答可）	1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、 3. 中長期的な施設管理水準の向上（計画的な更新・耐震化の実施）、 4. 施設の共同化（水源整理を含む）、5. 料金値上げの抑制、 6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上 ⑧. その他（具体的に 兵庫県で「淡路地域広域的な水道整備計画」

	の策定に際し、厚生大臣に対し、平成 17 度までに島内水道を一元化するための経営認可を得ることを確約しているため)	
広域連携（事業統合）前後の給水人口規模	【広域連携（事業統合）前】（水道事業） ① 淡路広域水道企業団 認可値（ — ）人 ② 淡路市 認可値（ 48,000 ）人 ③ 淡路市簡易水道事業 認可値（ 8,019 ）人 ④ 洲本市 認可値（ 51,450 ）人 ⑤ 洲本市簡易水道事業等 認可値（ 237 ）人 ⑥ 南あわじ市 認可値（ 49,900 ）人 【広域連携（事業統合）後】（水道事業） 認可値（ 96,800 ）人	
現在の事業体への職員の異動	淡路広域水道企業団	出向（ — 人）・派遣（ — 人）・転籍（ — 人）
	淡路市	出向（ — 人）・派遣（ 15 人）・転籍（ — 人）
	洲本市	出向（ — 人）・派遣（ 20 人）・転籍（ — 人）
	南あわじ市	出向（ — 人）・派遣（ 15 人）・転籍（ — 人）
広域連携（事業統合）前に取り組もうと考えていた事業（複数回答可）	1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、 3. 中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）、 4. 施設の共同化（水源整理を含む）、⑤ 料金格差の解消、 ⑥ 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上 8. その他（具体的に)	
広域連携（事業統合）後に取り組んだ、または取り組んでいる事業（複数回答可）	1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、 3. 中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）、 4. 施設の共同化（水源整理を含む）、5. 料金格差の解消、 6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上 8. その他（具体的に)	
広域連携（事業統合）後の取り組みの中で効果のあった事業（複数回答可）	1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、 3. 中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）、 4. 施設の共同化（水源整理を含む）、5. 料金格差の解消、 6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上 8. その他（具体的に)	
広域連携（事業統合）後、新たに取り組もうとしている事業（複数回答可）	1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、 3. 中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）、 4. 施設の共同化（水源整理を含む）、5. 料金格差の解消、 6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上 8. その他（具体的に)	

■広域連携（事業統合）に係る経緯（構成団体毎）

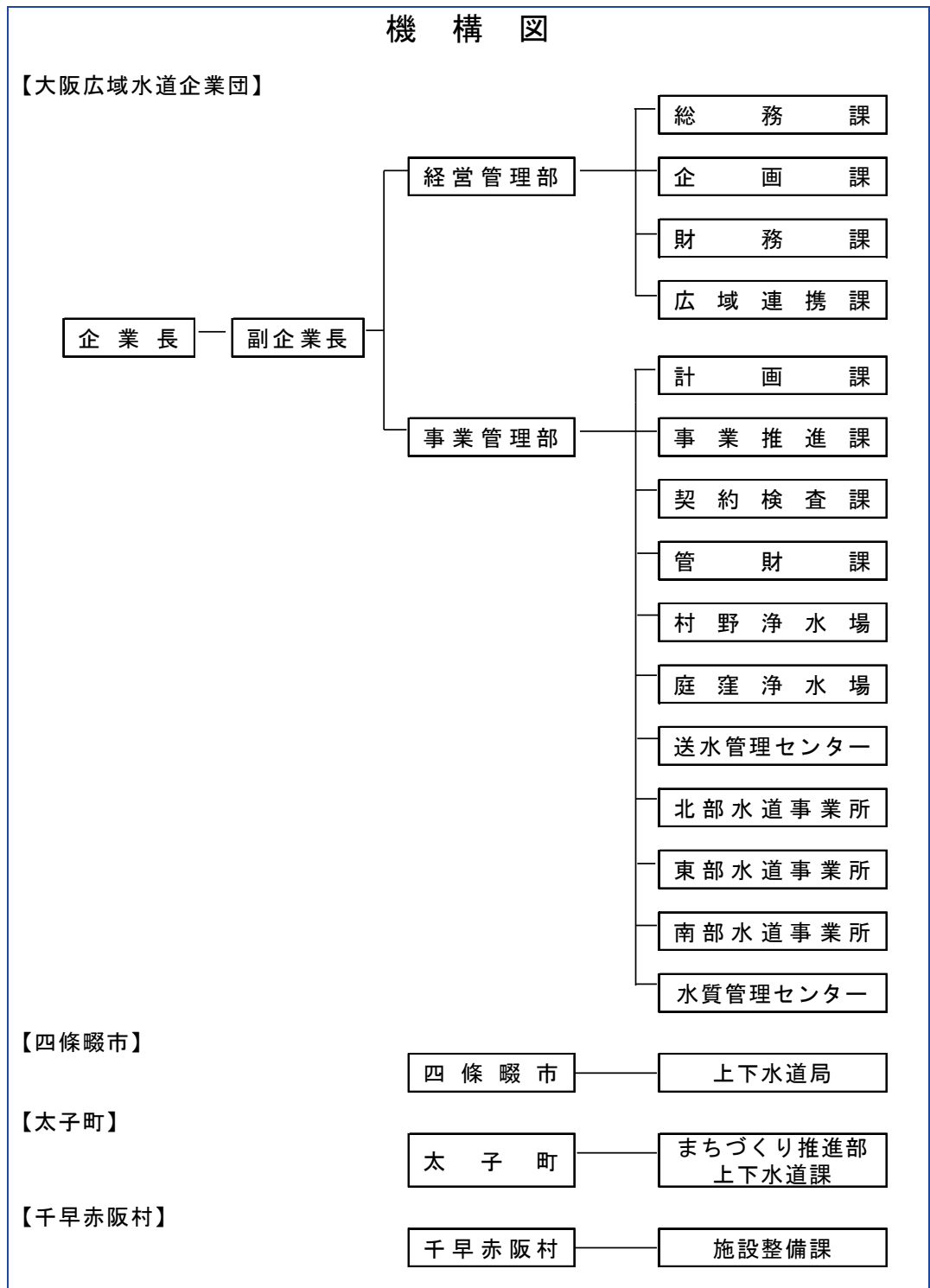
連携前の 淡路広域水道企業団	淡路市	洲本市	南あわじ市
平成元年 12 月 淡路地域広域的整備計画 （厚生労働大臣に対し、平成 17 年度までに 1 元 化の経営認可の確約）	同左	同左	同左
平成 12 年 水道合併研究会設置	同左	同左	同左
検討協議（水道合併対策委員会、推進委員会検討委 員会・検討委員会等）	同左	同左	同左
平成 15 年 10 月 水道事業の経営に関する確認書 （市町合併を優先するため平成 22 年度を目途に 統合することを確認）	同左	同左	同左
平成 19 年 4 月 淡路広域水道合併推進委員会設置	同左	同左	同左
平成 21 年 12 月 統合基本協定締結	同左	同左	同左
平成 22 年 4 月 島内水道一元化	同左	同左	同左

大阪広域水道企業団

■広域水道企業団 基本情報

事業名	水道用水供給事業及び工業用水道事業				
都道府県	大阪府				
事業統合年度	平成 23 年 4 月 1 日（企業団設立）				
認可日	厚生労働大臣認可平成 23 年 4 月 1 日				
構成団体 （連携前後）	企業団設立前：大阪府営水道、能勢町、豊能町、池田市、箕面市、豊中市、吹田市、茨木市、高槻市、摂津市、島本町、枚方市、守口市、門真市、交野市、寝屋川市、四條畷市、大東市、東大阪市、八尾市、柏原市、藤井寺市、羽曳野市、大阪狭山市、富田林市、松原市、河内長野市、太子町、河南町、千早赤阪村、堺市、高石市、和泉市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、熊取町、田尻町、泉南市、阪南市、岬町				連携後： 大阪広域水道企業団 （予定） 四條畷市・太子町・千早赤阪村
直近の計画値	目標年度	平成 32 年度			
	計画給水人口	－ 人			
	計画一日最大給水量	1,710,000 m³/日			
平成 27 年度 実績	給水人口	－ 人			
	一日最大給水量	1,573,159 m³/日			
連携前後の水道部局正職員数正職員数比較					
	連携前				連携後（予定）
	大阪広域水道企業団	四條畷市	太子町	千早赤阪村	大阪広域水道企業団
事務職	83 人	14 人	2 人	2 人	（未定） 人
技術職	334 人	6 人	2 人	2 人	（未定） 人
その他	人	人	人	1 人	（未定） 人
計	417 人	20 人	4 人	5 人	（未定） 人

<連携前>



■広域連携に関する基本情報

項目	内容
広域連携（事業統合）の要望主体	1. <u>関係市の要望（全部、一部（具体名：下記※のとおり）</u>）、 2. 県の主導、3. 市の要請を受けて県が主導、 4. その他（具体的に ） ※ 四條畷市、太子町、千早赤阪村、泉南市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、田尻町、岬町
広域連携（事業統合）の検討主体	1. 関係市のみで検討、2. 県の主導、3. 市の要請を受けて県とも検討、4. <u>その他（具体的に 関係市及び企業団で検討</u>）
当初の広域連携検討市町	四條畷市、太子町、千早赤阪村
広域連携（事業統合）の統合形態	1. 垂直統合、2. 水平統合、 3. <u>その他（具体的に 用水供給事業と水道事業の垂直統合であり、会計を統一しない経営統合）</u>
大阪広域水道企業団（当時）の広域連携（事業統合）の目的（複数回答可）	1. <u>人材及び技術力の確保</u>、2. <u>日常の施設管理水準の向上</u>、 3. <u>中長期的な施設管理水準の向上（計画的な更新・耐震化の実施）</u>、 4. <u>施設の共同化（水源整理を含む）</u>、5. <u>料金値上げの抑制</u>、 6. <u>料金の適正化</u>、7. <u>災害対応・危機管理能力の向上</u> 8. その他（具体的に ）
四條畷市の広域連携（事業統合）の目的（複数回答可）	1. <u>人材及び技術力の確保</u>、2. <u>日常の施設管理水準の向上</u>、 3. <u>中長期的な施設管理水準の向上（計画的な更新・耐震化の実施）</u>、 4. <u>施設の共同化（水源整理を含む）</u>、5. <u>料金値上げの抑制</u>、 6. <u>料金の適正化</u>、7. <u>災害対応・危機管理能力の向上</u> 8. その他（具体的に ）
太子町の広域連携（事業統合）の目的（複数回答可）	1. <u>人材及び技術力の確保</u>、2. <u>日常の施設管理水準の向上</u>、 3. <u>中長期的な施設管理水準の向上（計画的な更新・耐震化の実施）</u>、 4. <u>施設の共同化（水源整理を含む）</u>、5. <u>料金値上げの抑制</u>、 6. <u>料金の適正化</u>、7. <u>災害対応・危機管理能力の向上</u> 8. その他（具体的に ）
千早赤阪村の広域連携（事業統合）の目的（複数回答可）	1. <u>人材及び技術力の確保</u>、2. <u>日常の施設管理水準の向上</u>、 3. <u>中長期的な施設管理水準の向上（計画的な更新・耐震化の実施）</u>、 4. <u>施設の共同化（水源整理を含む）</u>、5. <u>料金値上げの抑制</u>、 6. <u>料金の適正化</u>、7. <u>災害対応・危機管理能力の向上</u> 8. その他（具体的に ）
広域連携（事業統合）前後の給水人口規模	【広域連携（事業統合）前】 ① 大阪広域水道企業団 認可値（ — ）人 ② 四條畷市 認可値（ 60,000 ）人

	③ 太子町 認可値（ 17,000）人 ④ 千早赤阪村 認可値（ 9,700 ）人 【広域連携（事業統合）後】（予定） 認可値 （四條畷市 ：57,300 ）人 （太子町 ：13,800 ）人 （千早赤阪村：5,500 ）人
大阪広域水道企業団への職員の異動（予定）	四條畷市 出向（ 人）・派遣（ 人）・転籍（ 人） 現時点では未定 太子町 出向（ 人）・派遣（ 人）・転籍（ 人） 千早赤阪村 出向（ 人）・派遣（ 人）・転籍（ 人）
広域連携（事業統合）前に取り組もうと考えている事業（複数回答可）	<u>１．人材及び技術力の確保、２．日常の施設管理水準の向上、</u> <u>３．中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）、</u> <u>４．施設の共同化（水源整理を含む）、５．料金格差の解消、</u> <u>６．料金の適正化、７．災害対応・危機管理能力の向上</u> ８．その他（具体的に ）

■広域連携（事業統合）に係る経緯（構成団体毎）

協議会	大阪広域 水道企業団	四條畷市	太子町	千早赤阪村
H26. 4 「水道事業統合に向けての検討、協議に関する覚書」締結 H27. 1 企業団運営協議会 ➤ 統合素案（中間報告）承認 H27. 4 企業団運営協議会 ➤ 統合素案（最終報告）承認 H27. 7 首長会議 ➤ 統合案承認 H27. 8 水道事業統合準備PT・WGを設置 ➤ 統合後の具体的な事業運営体制等について検討（月1回程度） H27. 9 四條畷市、太子町、千早赤阪村議会 ➤ 企業団規約の変更に関する議案、先行可決 H27.12 その他39団体議会 ➤ 企業団規約の変更に関する議案、可決 H28. 1 大阪府知事より企業団規約の一部変更許可 「水道事業の統合に関する基本協定」締結 H28. 3 千早赤阪村議会（水道事業廃止条例 可決） H28. 4 統合後のより具体的な事業運営体制等について検討するため、 水道事業統合準備PT・WGを毎週開催 ➤ 規程整備（給水条例、債権管理条例等）、人事・給与、財務、危機管理対策 等 H28.12 四條畷市議会、太子町議会 ➤ 水道事業廃止条例 可決 —以下予定— H29. 1 創設認可申請 H29. 2 企業団議会 ➤ 水道事業の統合に伴う関係条例及び平成29年度当初予算案等を審議 H29. 3 「水道事業統合に関する申合せ」締結 創設認可取得 H29. 4 四條畷水道事業、太子水道事業、千早赤阪水道事業 開始（予定）				

宗像地区事務組合

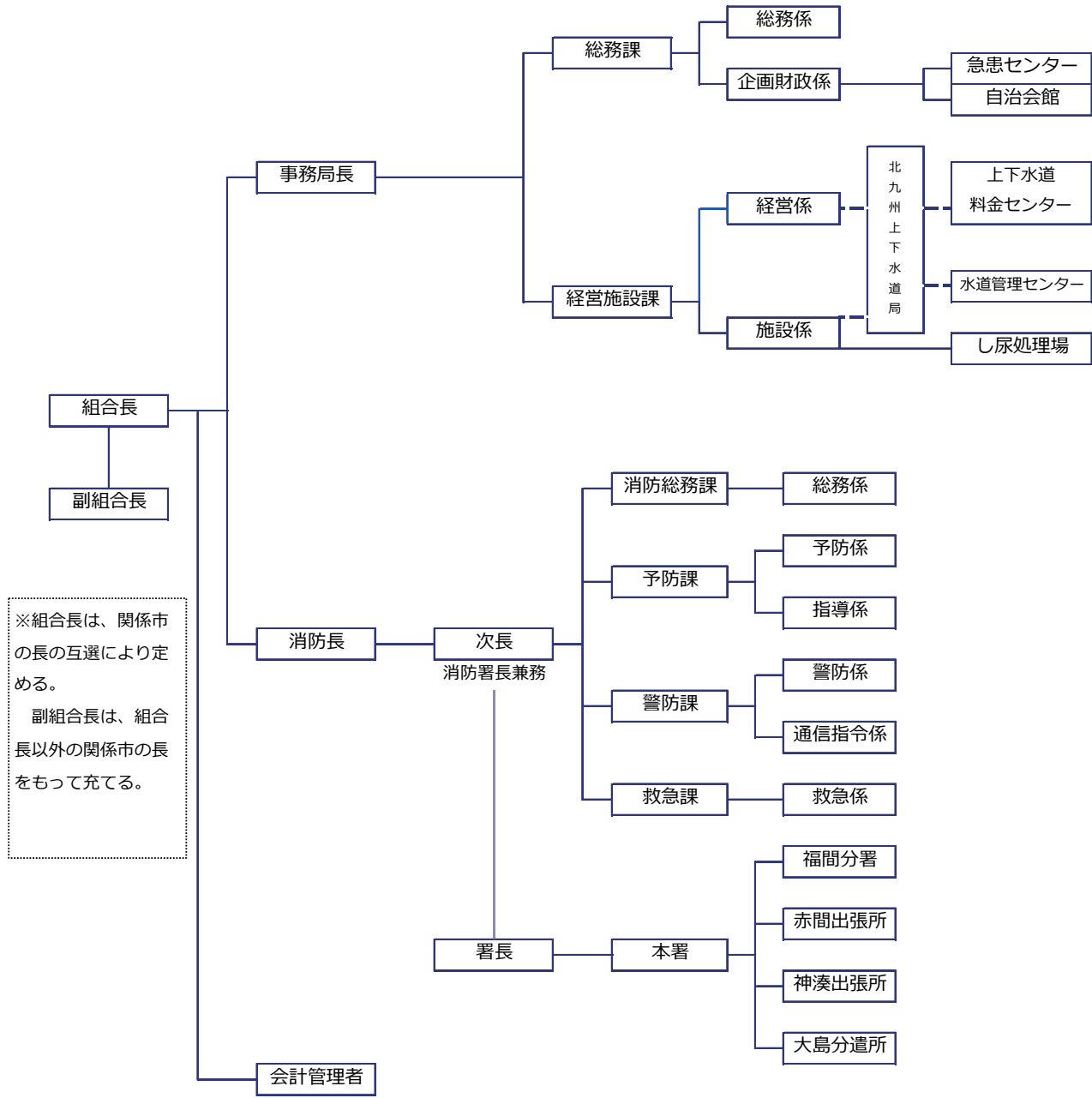
■宗像地区事務組合 基本情報

事業名	宗像地区事務組合上水道事業			
都道府県	福岡県			
事業統合年度	平成 22 年 4 月 1 日			
認可日	厚生労働大臣認可平成 21 年 12 月 10 日			
構成団体 (連携前後)	連携前: 宗像地区水道企業団(用水供給事業)、宗像市(末端給水事業)、福津市(末端給水事業)	連携後: 宗像地区事務組合(平成 19 年に 4 つ(水道・消防・清掃(し尿)、自治振興(急患センター)の一部事務組合を統合した。そのうち 3 組合を廃止し、宗像地区水道企業団が名称を変更した。)		
直近の計画値	目標年度	平成 32 年度		
	計画給水人口	148,070 人 : 平成 27 年度決算書抜粋		
	計画一日最大給水量	51,000 m ³ /日		
平成 27 年度 実績	給水人口	134,834 人 : 平成 27 年度決算書抜粋		
	一日最大給水量	45,064 m ³ /日 : 平成 27 年度決算書抜粋		
連携前後の比較	水道部局正職員数 (連携前後)	連携前		
		宗像地区事務組合 (宗像地区水道企業団)	宗像市	福津市
	事務職	6 人	10 人	6 人
	技術職	8 人	8 人	7 人
	その他	0 人	0 人	0 人
	計	14 人	18 人	13 人

組織構成	平成 28 年 4 月 1 日現在の宗像地区事務組合組織
------	------------------------------

組織構成

<連携後>



(平成 28 年 4 月 1 日現在)

【議会】	16人	【監査委員】	2人	【公平委員会】	3人
宗像市	8人	学識経験者	1人	委員長	1人
福津市	8人	組合議員	1人	委員	2人

<連携前>

宗像地区事務組合 11人
(平成19年4月1日現在)

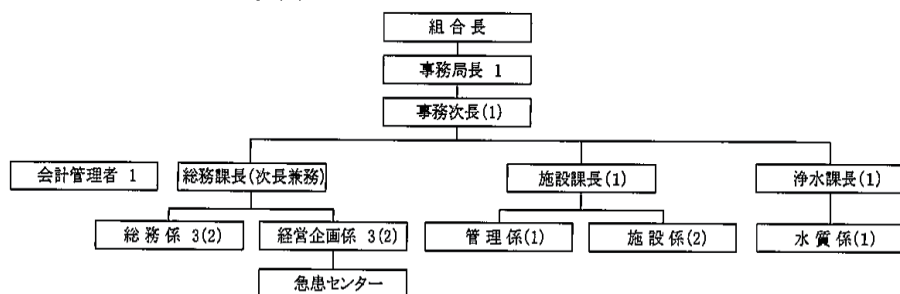


図 3.13 宗像地区事務組合組織図

宗像市 18人
(平成19年4月1日現在)

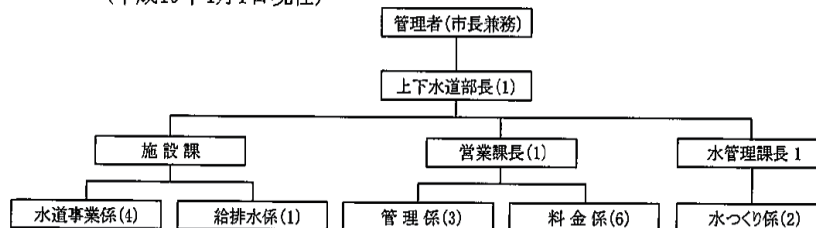


図 3.14 宗像市上下水道部組織図

福津市 13人
(平成19年4月1日現在)

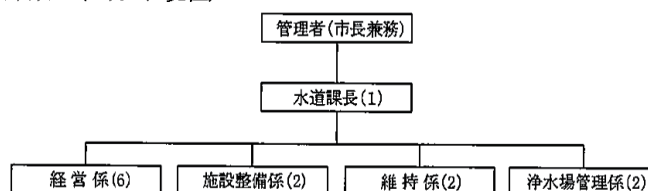


図 3.15 福津市水道課組織図

■ 広域連携に関する基本情報

項目	内容	
広域連携（事業統合）の要望主体	1.関係市の要望（全部、一部（具体名 ）、2.県の主導、 3.市の要請を受けて県が主導、 4.その他（具体的に、宗像地区事務組合、宗像市、福津市の3団体の要望を協議・調整を図る）	
広域連携（事業統合）の検討主体	1.関係市のみで検討、2.県の主導、3.市の要請を受けて県とも検討、4.その他（具体的に：宗像地区事務組合を主体に宗像市、福津市と協議。）	
当初の広域連携検討市町	当初から統合まで同じ：宗像地区事務組合、宗像市、福津市	
広域連携（事業統合）の統合形態	1.垂直統合、2.水平統合、 3.その他（具体的に ）	
宗像地区水道企業団（当時）の広域連携（事業統合）の目的（複数回答可）	1.人材及び技術力の確保、2.日常の施設管理水準の向上、 3.中長期的な施設管理水準の向上（計画的な更新・耐震化の実施）、4.施設の共同化（水源整理を含む）、5.料金値上げの抑制、 6.料金の適正化、7.災害対応・危機管理能力の向上 8.その他（具体的に 効率的な水運用 ）	
宗像市（当時）の広域連携（事業統合）の目的（複数回答可）	1.人材及び技術力の確保、2.日常の施設管理水準の向上、 3.中長期的な施設管理水準の向上（計画的な更新・耐震化の実施）、4.施設の共同化（水源整理を含む）、5.料金値上げの抑制、 6.料金の適正化、7.災害対応・危機管理能力の向上 8.その他（具体的に 効率的な水運用 ）	
福津市（当時）の広域連携（事業統合）の目的（複数回答可）	1.人材及び技術力の確保、2.日常の施設管理水準の向上、 3.中長期的な施設管理水準の向上（計画的な更新・耐震化の実施）、4.施設の共同化（水源整理を含む）、5.料金値上げの抑制、 6.料金の適正化、7.災害対応・危機管理能力の向上 8.その他（具体的に 効率的な水運用 ）	
広域連携（事業統合）前後の給水人口規模（認可値）	【広域連携（事業統合）前】 ① 宗像地区水道企業団 認可値（ ）；用水供給 ② 宗像市 認可値（93,100）人 ③ 福津市 認可値（61,500）人 【広域連携（事業統合）後】 認可値（154,600）人	
現在の事業体への職員の異動 H29.1.1 現在	宗像市	出向（ ）人・派遣（ 7人）・転籍（ ）人
	福津市	出向（ ）人・派遣（ 5人）・転籍（ ）人
広域連携（事業統合）前に取り組もうと考えていた事業（複数回答可）	1.人材及び技術力の確保、2.日常の施設管理水準の向上、 3.中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）、 4.施設の共同化（水源整理を含む）、5.料金格差の解消、 6.料金の適正化、7.災害対応・危機管理能力の向上 8.その他（具体的に：上記1から7の理由で事業統合の検討を行い、統合後は、水道業務の外部委託化の推進を図ることとした。統合後、委託できる業務は委託する方針。）	
広域連携（事業統合）後に取り組んだ、または取り組んでいる事業（複数回答可）	1.人材及び技術力の確保、2.日常の施設管理水準の向上、 3.中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）、 4.施設の共同化（水源整理を含む）、5.料金格差の解消、 6.料金の適正化、7.災害対応・危機管理能力の向上 8.その他（具体的に：水道業務の外部委託の検討。委託できる業務は委託する。）	

広域連携（事業統合）後の取り組みの中で効果のあった事業（複数回答可）	<u>1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、</u> <u>3. 中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）、</u> <u>4. 施設の共同化（水源整理を含む）、5. 料金格差の解消、</u> <u>6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上</u> <u>8. その他（具体的に：）</u>
広域連携（事業統合）後、新たに取り組もうとしている事業（複数回答可）	1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、 3. 中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）、 4. 施設の共同化（水源整理を含む）、5. 料金格差の解消、 6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上 <u>8. その他（具体的に：H22年の事業統合後、委託できる業務は外部委託し、検討後、H28年に水道業務の包括業務委託を開始した。）</u>

■広域連携（事業統合）に係る経緯（構成団体毎）

※詳細な各専門委員会、当組合議会等の検討経緯は、ホームページでご確認下さい。全ての資料を掲載しています。また、下表については、当組合が事務局となり、宗像市及び福津市と検討しているので、1つにまとめて掲載しています。

○水道事業広域化（統合）

平成 16 年	宗像地区水道企業団議会において「末端給水特別委員会」設置。
平成 18 年	水道企業団議会決議案として「宗像地区水道企業団と宗像市・福津市の末端給水一元化の推進に関する決議について」提出、承認される。
平成 19 年	水道企業団、消防、清掃（し尿）、自治振興（急患センター）の4つの一部事務組合を統合するため、3団体を廃止し、宗像地区水道企業団の名称を変更して宗像地区事務組合としてスタートした。その後、宗像地区事務組合、宗像市及び福津市の事務レベルで水道事業統合について検討を始める。
平成 20 年	3 月、宗像地区水道事業広域化基本計画報告書を作成定し、議会等に報告。 10 月、宗像地区水道事業統合協議会を設置し、本格的な協議に入る。
平成 21 年	9 月、「宗像地区における水道事業の統合に関する基本協定」締結。 12 月、厚生労働省「水道事業創設認可」。
平成 22 年 ☆	3 月、「宗像地区水道事業等の統合に関する協定」締結。 4 月、宗像地区事務組合用供給事業、宗像市及び福津市水道事業との垂直統合。
平成 23 年	水道ビジョン 2020 作成。
平成 24 年	水道料金統一（協定により統合後、3年以内に統一）して、引き下げ。

○水道事業包括業務委託

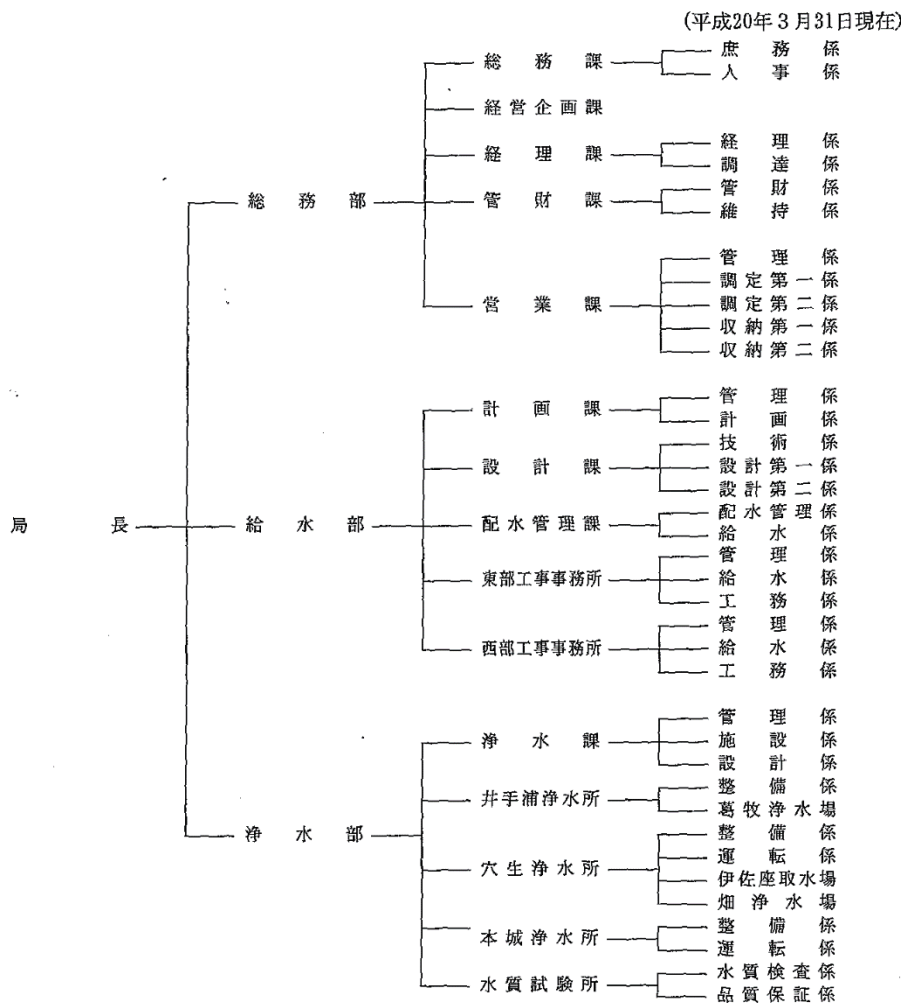
平成 23 年	10 月、「北九州市上下水道局と宗像地区事務組合との技術協力に関する協定」締結。
平成 24 年	4 月、北九州市水道用水受水開始 10,000 m ³ /日（平成 28 年度から 13,000 m ³ /日）。
平成 25 年	事務レベルで、委託の可能性調査及び協議（委託の範囲、業務量、委託料等）。
平成 26 年	2 月、北九州市長へ宗像地区事務組合長から包括業務委託検討の申入れ。
平成 26 年	11 月、「宗像地区事務組合水道事業包括業務委託に関する基本協定」を北九州市と締結。
平成 27 年	10 月、「宗像地区事務組合と北九州市との間における水道事業に係る事務の代替執行に関する規約」議決。
平成 28 年 ☆	2 月、「水道事業包括業務委託契約書」締結。 4 月、北九州市上下水道局へ、宗像地区事務組合水道事業包括業務委託開始。

北九州市（芦屋町）

■市上水道事業 基本情報

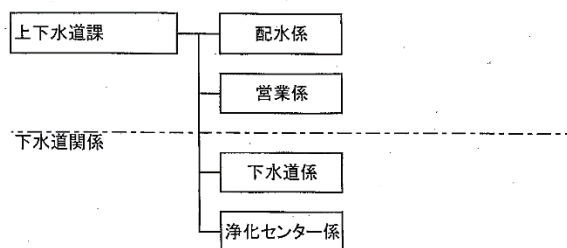
事業名	北九州市上水道事業		
都道府県	福岡県		
事業統合年度	平成 19 年 10 月 1 日（芦屋町）		
構成団体 （連携前後）	連携前：北九州市、芦屋町		連携後：北九州市
直近の計画値	目標年度	平成 27 年度	
	計画給水人口	1,106,100 人	
	計画一日最大給水量	537,000 m³/日	
平成 27 年度 実績	給水人口	994,758 人	
	一日最大給水量	460,351 m³/日	
連携前後の水道部局正職員数正職員数比較			
	連携前（主導した組織と賛同した主な自治体）		連携後
	北九州市（H19）	芦屋町（H18）	北九州市（H19）
事務職	111 人	3 人	111 人
技術職	272 人	2 人	272 人
その他	11 人	1 人	11 人
計	394 人	6 人	394 人

＜北九州市（連携後：平成19年度）＞



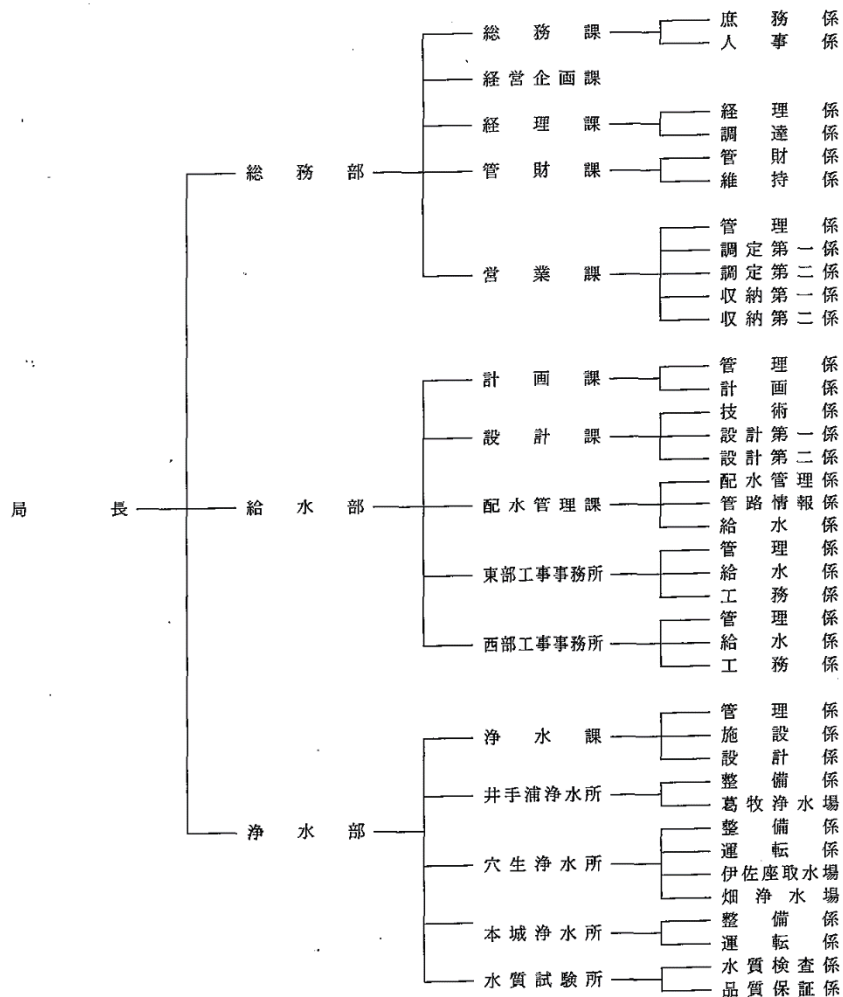
＜芦屋町（連携前：平成18年度、連携後：平成19年度）＞

●芦屋町組織体系図



＜北九州市（連携前：平成18年度）＞

(平成19年3月31日現在)



■広域連携に関する基本情報

項目	内容	
広域連携（事業統合）の要望主体	1.関係市の要望、2.県の主導、3.市の要請を受けて県が主導、 4.その他（具体的に）	
広域連携（事業統合）の検討主体	1.関係市のみで検討、2.県の主導、3.市の要請を受けて県とも検討、 4.その他（具体的に）	
当初の広域連携検討市町	北九州市、芦屋町	
広域連携（事業統合）の統合形態	1.垂直統合、2.水平統合、 3.その他（具体的に）	
北九州市（当時）の広域連携（事業統合）の目的（複数回答可）	1.人材及び技術力の確保、2.日常の施設管理水準の向上、 3.中長期的な施設管理水準の向上（計画的な更新・耐震化の実施）、 4.施設の共同化（水源整理を含む）、5.料金値上げの抑制、 6.料金の適正化、7.災害対応・危機管理能力の向上 8.その他（中核都市としての地域貢献、分水の解消）	
芦屋町（当時）の広域連携（事業統合）の目的（複数回答可）	1.人材及び技術力の確保、2.日常の施設管理水準の向上、 3.中長期的な施設管理水準の向上（計画的な更新・耐震化の実施）、 4.施設の共同化（水源整理を含む）、5.料金値上げの抑制、 6.料金の適正化、7.災害対応・危機管理能力の向上 8.その他（具体的に）	
広域連携（事業統合）前後の給水人口規模	【広域連携（事業統合）前】 ① 北九州市 認可値（1,049,000）人 ② 芦屋町 認可値（18,500）人 【広域連携（事業統合）後】 北九州市 認可値（1,067,500）人	
現在の事業体への職員の異動	北九州市	出向（0人）・派遣（0人）・転籍（0人）
	芦屋町	出向（0人）・派遣（0人）・転籍（0人）
広域連携（事業統合）前に取り組もうと考えていた事業（複数回答可）	1.人材及び技術力の確保、2.日常の施設管理水準の向上、 3.中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）、 4.施設の共同化（水源整理を含む）、5.料金格差の解消、 6.料金の適正化、7.災害対応・危機管理能力の向上 8.その他（ ）	
広域連携（事業統合）後に取り組んだ、または取り組んでいる事業（複数回答可）	1.人材及び技術力の確保、2.日常の施設管理水準の向上、 3.中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）、 4.施設の共同化（水源整理を含む）、5.料金格差の解消、 6.料金の適正化、7.災害対応・危機管理能力の向上 8.その他（具体的に）	

広域連携（事業統合）後の取り組みの中で効果のあった事業 (複数回答可)	1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、 3. 中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）、 4. 施設の共同化（水源整理を含む）、5. 料金格差の解消、 6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上 8. その他（分水の解消による給水収益増）
広域連携（事業統合）後、新たに取組もうとしている事業 (複数回答可)	1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、 3. 中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）、 4. 施設の共同化（水源整理を含む）、5. 料金格差の解消、 6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上 8. その他（特になし）

■広域連携（事業統合）に係る経緯（構成団体毎）

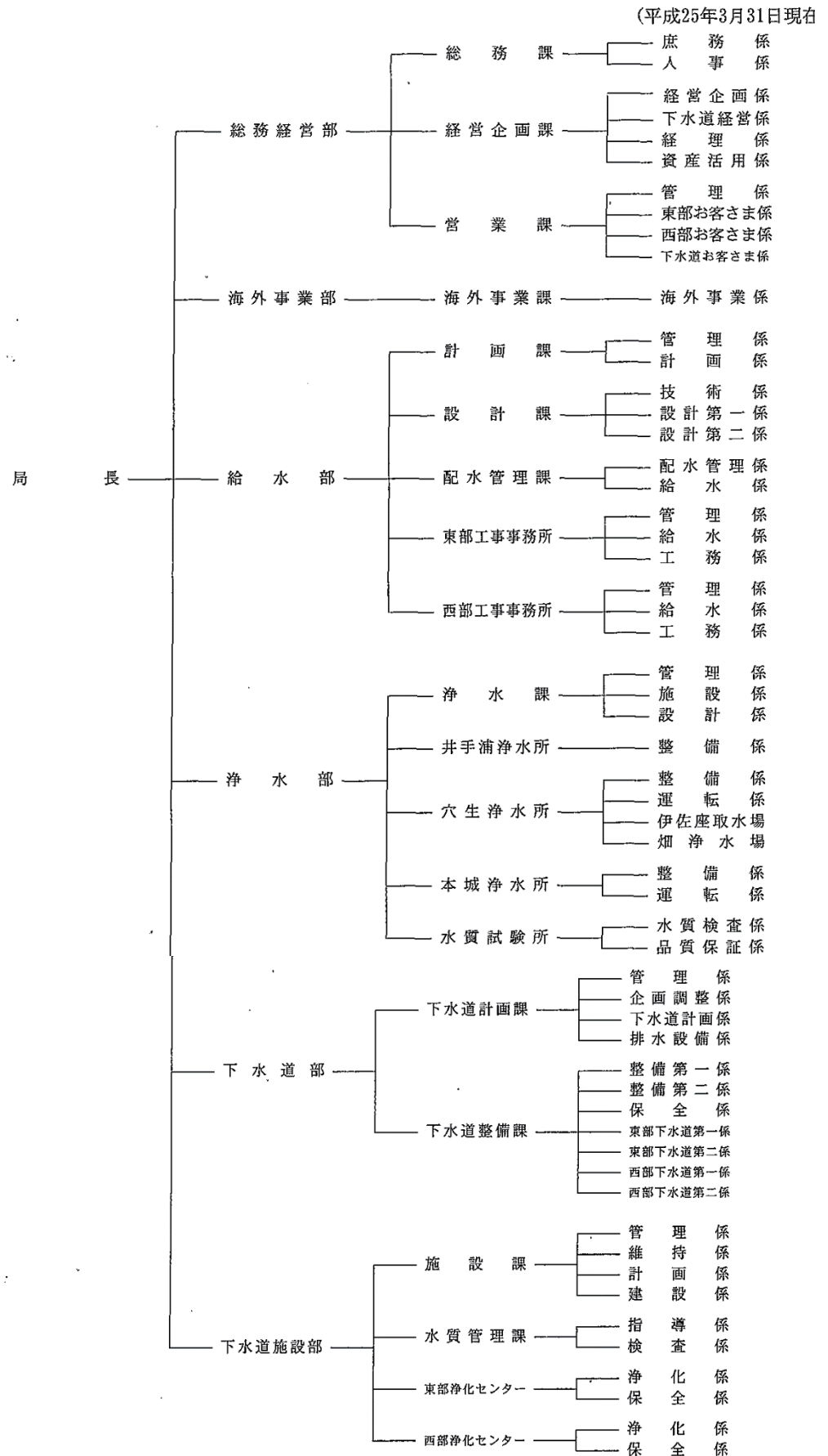
北九州市と芦屋町の事業統合	
昭和 61 年	: 芦屋町水源の水量不足及び水質悪化により、 北九州市から芦屋町へ分水開始
平成 9 年	: 芦屋町給水量の全量を北九州市から芦屋町へ分水
平成 18 年 7 月	: トップ会談で上水道事業の事業統合に向けて協議を進めることで合意
平成 18 年 12 月	: 常任委員会で協定締結に係る事前説明
平成 18 年 12 月	: 水道事業の事業統合に係る基本協定の締結
平成 19 年 5 月	: 厚生労働省へ事業変更届
平成 19 年 6 月	: 定例会に議案上程 (1)水道事業設置条例の変更（給水区域の拡張） (2)公の施設の区域外設置 (3)事務の受託（芦屋町下水道使用料徴収事務）
平成 19 年 10 月	: 事業統合

北九州市（水巻町）

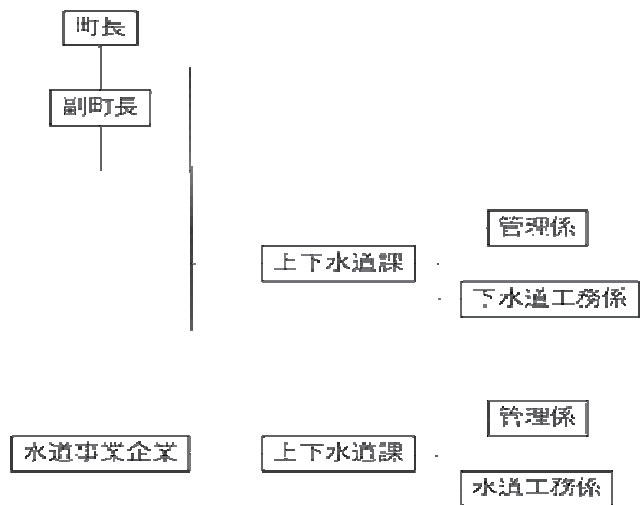
■市上水道事業 基本情報

事業名	北九州市上水道事業		
都道府県	福岡県		
事業統合年度	平成 24 年 10 月 1 日（水巻町）		
構成団体 （連携前後）	連携前：北九州市、水巻町		連携後：北九州市
直近の計画値	目標年度	平成 27 年度	
	計画給水人口	1,106,100 人	
	計画一日最大給水量	537,000 m³/日	
平成 27 年度 実績	給水人口	994,758 人	
	一日最大給水量	460,351 m³/日	
連携前後の水道部局正職員数正職員数比較			
	連携前（主導した組織と賛同した主な自治体）		連携後
	北九州市（H24）	水巻町（H23）	北九州市（H24）
事務職	95 人	2 人	95 人
技術職	262 人	2 人	262 人
その他	5 人	0 人	5 人
計	362 人	4 人	362 人

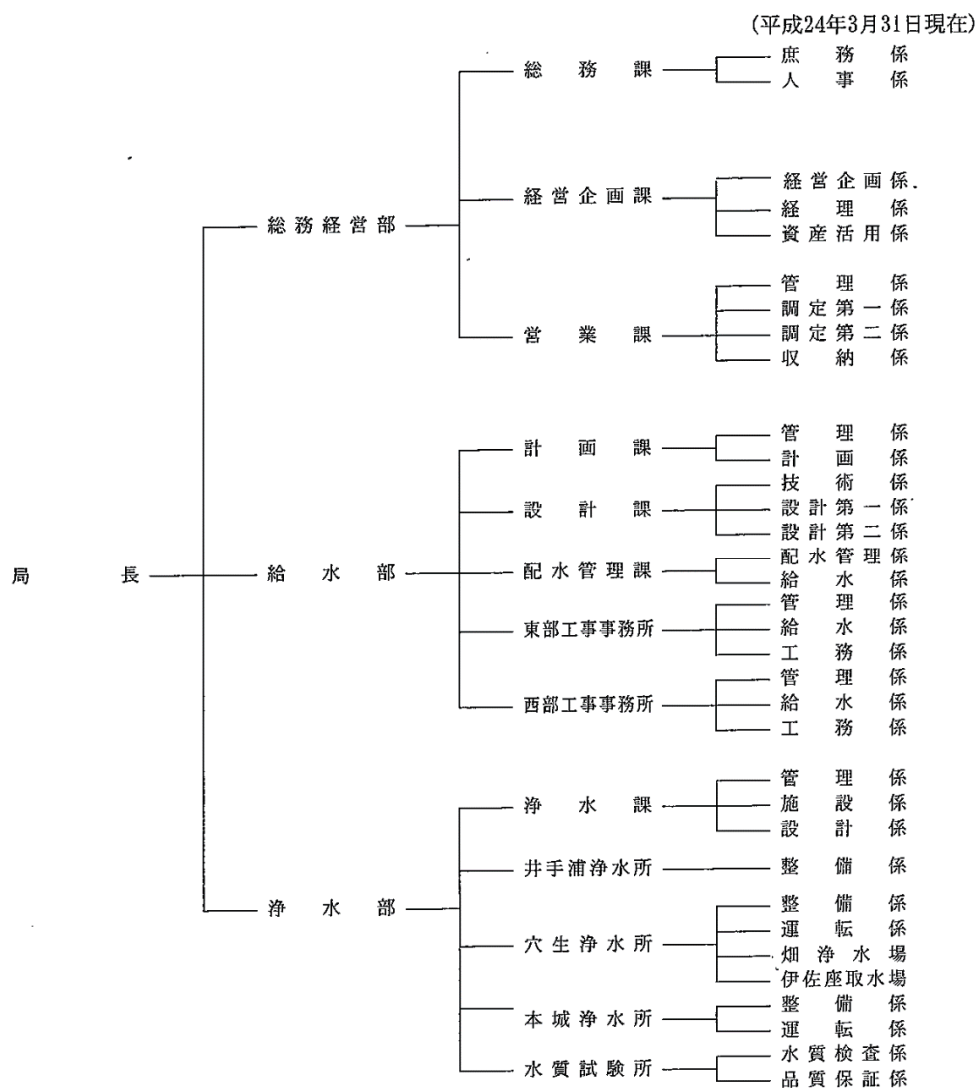
<北九州市（連携後：平成24年度）>



<水巻町（連携前）：平成 23 年度、（連携後）：平成 24 年度）>



< 北九州市（連携前：平成 23 年度）>



■広域連携に関する基本情報

項目	内容	
広域連携（事業統合）の要望主体	1.関係市の要望、2.県の主導、3.市の要請を受けて県が主導、 4.その他（具体的に）	
広域連携（事業統合）の検討主体	1.関係市のみで検討、2.県の主導、3.市の要請を受けて県とも検討、 4.その他（具体的に）	
当初の広域連携検討市町	北九州市、水巻町	
広域連携（事業統合）の統合形態	1.垂直統合、2.水平統合、 3.その他（具体的に）	
北九州市（当時）の広域連携（事業統合）の目的（複数回答可）	1.人材及び技術力の確保、2.日常の施設管理水準の向上、 3.中長期的な施設管理水準の向上（計画的な更新・耐震化の実施）、 4.施設の共同化（水源整理を含む）、5.料金値上げの抑制、 6.料金の適正化、7.災害対応・危機管理能力の向上 8.その他（中核都市としての地域貢献、分水の解消）	
水巻町（当時）の広域連携（事業統合）の目的（複数回答可）	1.人材及び技術力の確保、2.日常の施設管理水準の向上、 3.中長期的な施設管理水準の向上（計画的な更新・耐震化の実施）、 4.施設の共同化（水源整理を含む）、5.料金値上げの抑制、 6.料金の適正化、7.災害対応・危機管理能力の向上 8.その他（具体的に）	
広域連携（事業統合）前後の給水人口規模	【広域連携（事業統合）前】 ① 北九州市 認可値（1,067,500）人 ② 水巻町 認可値（38,600）人 【広域連携（事業統合）後】 北九州市 認可値（1,106,100）人	
現在の事業体への職員の異動	北九州市	出向（0人）・派遣（0人）・転籍（0人）
	水巻町	出向（0人）・派遣（0人）・転籍（0人）
広域連携（事業統合）前に取り組もうと考えていた事業（複数回答可）	1.人材及び技術力の確保、2.日常の施設管理水準の向上、 3.中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）、 4.施設の共同化（水源整理を含む）、5.料金格差の解消、 6.料金の適正化、7.災害対応・危機管理能力の向上 8.その他（特になし）	
広域連携（事業統合）後に取り組んだ、または取り組んでいる事業（複数回答可）	1.人材及び技術力の確保、2.日常の施設管理水準の向上、 3.中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）、 4.施設の共同化（水源整理を含む）、5.料金格差の解消、 6.料金の適正化、7.災害対応・危機管理能力の向上 8.その他（具体的に）	

広域連携（事業統合）後の取り組みの中で効果のあった事業 (複数回答可)	<u>1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、</u> <u>3. 中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）、</u> <u>4. 施設の共同化（水源整理を含む）、5. 料金格差の解消、</u> <u>6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上</u> <u>8. その他（ ）</u>
広域連携（事業統合）後、新たに取組もうとしている事業 (複数回答可)	1. 人材及び技術力の確保、2. 日常の施設管理水準の向上、 3. 中長期的な施設管理水準の向上（施設更新計画や耐震化計画の策定）、 4. 施設の共同化（水源整理を含む）、5. 料金格差の解消、 6. 料金の適正化、7. 災害対応・危機管理能力の向上 <u>8. その他（特になし）</u>

■広域連携（事業統合）に係る経緯（構成団体毎）

北九州市と水巻町の事業統合	
昭和 44 年	: 北九州市から水巻町へ分水開始
平成 19 年 10 月	: 芦屋町との事業統合を契機に、北九州市と水巻町の広域連携について意見交換を開始
平成 23 年 8 月	: 水巻町から正式に水道事業の統合について要望書提出
平成 24 年 1 月	: 事業統合について基本合意
平成 24 年 2 月	: 水道事業の統合に係る基本協定の締結
平成 24 年 6 月	: 定例会に議案上程 (1)水道事業設置条例の変更（給水区域の拡張） (2)水道条例の変更 (3)公の施設の区域外設置
平成 24 年 7 月	: 厚生労働省へ事業変更届
平成 24 年 10 月	: 事業統合
平成 25 年 10 月	: 北九州市の水道料金に平準化

2. 都道府県の広域連携の推進に関する検討体制

構築済		
1	北海道	①平成25年度 ②平成28年6月 ①体制名:地域別会議 構成員:環境生活部環境局環境政策課 総合政策部地域主権・行政局市町村課財政・公営企業担当課長 総合政策部地域主権・行政局市町村課自治体連携担当課長 道内全水道事業体及び用水供給事業体 民間事業者 事務局:環境生活部環境局環境政策課 ②体制名:水道事業の広域化に関する取組方針 構成員:総合政策部地域主権・行政局市町村課財政・公営企業担当課長 総合政策部地域主権・行政局市町村課自治体連携担当課長 環境生活部環境局環境政策課水道担当課長 事務局:なし * 平成28年度以降は取組方針に基づき連携し、地域別会議等各種会議等を開催。
2	青森県	平成28年10月 体制名:青森県水道事業広域連携推進会議 構成員:総務部市町村課、健康福祉部保健衛生課、上水道・簡易水道・用水供給事業者 事務局:市町村課
3	岩手県	平成29年1月 体制名:岩手県水道事業広域連携検討会及びブロック検討会(全5ブロック) 構成員:県内水道事業体(33事業体) 事務局:地域政策部市町村課、環境生活部県民くらしの安全課
5	秋田県	平成28年11月 体制名:人口減少社会に対応する行政運営のあり方研究会「水道事業の広域連携作業部会」 構成員:県企画振興部市町村課、県生活環境部生活衛生課、管内市町村 事務局:県市町村課
6	山形県	平成28年8月 体制名:水道事業のあり方検討会 構成員:県企画振興部市町村課、県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課、県企業局水道事業課、市町村、一部事務組合 事務局:県企画振興部市町村課、県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課、県企業局水道事業課
10	群馬県	平成28年10月 体制名:広域連携検討会 構成員:群馬県総務部市町村課、群馬県企業局水道課、市町村、群馬東部水道企業団 事務局:群馬県健康福祉部食品・生活衛生課
11	埼玉県	平成23年3月 体制名:水道広域化実施検討部会(県内を12ブロックに分けて、各ブロックで設置) (市町村合併に伴い事業統合が完了しているさいたま市のブロック及び平成28年4月に事業統合した秩父地域のブロックを除く) 構成員:市町村水道事業体、県企業局、県生活衛生課 事務局:各ブロックで選出

構築済		
12	千葉県	平成28年3月 体制名：実務担当者による検討会議 構成員：九十九里地域水道企業団事務局長、 南房総広域水道企業団事務局長、 千葉県水道局管理部総務企画課長、 千葉県水道局水道部計画課長、 千葉県総務部市町村課長、 千葉県総合企画部政策企画課長、 千葉県総合企画部水政課長 事務局：千葉県総合企画部水政課 (全ての市町村で構成されていない理由) 千葉県では、県内水道の統合・広域化について、県は広域的な水源の確保及び水道用水供給事業を担い、市町村は基礎自治体として住民生活に密接なサービスである末端給水事業を担うことを基本とし、県は、水道用水供給事業体の水平統合を進めることとしている。まずは、リーディングケースとして九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合を目指しており、上記構成員により検討を行っているため。
14	神奈川県	平成28年3月 体制名：県西地域における水道事業の広域化等に関する検討会 構成員：神奈川県政策局政策部土地水資源対策課水政室、神奈川県保健福祉局生活衛生部生活衛生課 神奈川県企業庁企業局水道部計画課(アドバイザー)、神奈川県政策局自治振興部市町村課(オブザーバー)、 小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町 事務局：神奈川県政策局政策部土地水資源対策課水政室 体制に入っていない市町村名とその理由：県内水道事業者のうち県西地域は中小規模水道事業者が多く、特に将来に向けた技術継承に課題があるため、当該地域に検討会を設置し、包括委託の導入とそれを活用した広域化の実現方策を検討している。そのため、県西地域以外の市町村は検討体制に入っていない。
19	山梨県	平成28年5月 体制名：名称なし 構成員：全市町村 事務局：総務部市町村課、福祉保健部衛生業務課 ※平成28年5月に、広域連携や総務省・厚生労働省通知の趣旨について理解を深めることを主眼とした説明会を開催した。今後は構成員と県(市町村課、衛生業務課)とがさらに連携を密にすることで、県内水道事業に適した広域連携の在り方等について検討を深めていく予定。 なお、この説明会の開催を、検討体制の構築と見なすことについて、総務省から了解を得ている。
20	長野県	平成27年5月 ①「長野県水道ビジョン検討委員会」 有識者等で構成される委員会(事務局：水大気環境課)に、オブザーバーとして県市町村課、県企業局水道事業課が参加 ②「長野県水道ビジョン策定に向けた地域検討会」 県内10広域で県、市町村関係者等によるブロック単位の検討体制設置し、広域連携等を検討(事務局：各圏域に所在する県現地機関水道担当課) <参加機関> 県 本庁：市町村課、水大気環境課、企業局水道事業課 県 現地機関：地方事務所(地域政策課、環境課)企業局水道管理事務所 市町村等：水道事業担当課、広域連合事務局 ※1 市町村課及び地方事務所地域政策課は、通知を受けてH28.5から参加 ※2 ブロック単位の検討体制において、企業局水道事業課及び企業局現地機関は、企業局が水道事業を実施しているブロックのみに参加 ※3 ビジョン策定後、②については「〇〇圏域水道事業運営基盤強化検討会(仮称)」として引き続き広域連携についての議論を進める予定
22	静岡県	平成28年6月 体制名：行政経営研究会「水道事業の広域連携等」課題検討会 構成員：県一市町村行財政課、水利用課、企業局、 市町一全市町企画・財政担当課及び水道事業担当課、2水道企業団 事務局：市町村行財政課、水利用課

構築済		
23	愛知県	平成25年7月 体制名：愛知県水道広域化研究会議 構成員：県健康福祉部、県企業庁、市町村等水道事業者 ※今後、より総務省通知に沿った体制とするように県市町村課を交えた体制について検討予定。 事務局：県健康福祉部保健医療局生活衛生課
25	滋賀県	平成28年7月 体制名：滋賀県水道事業の広域連携に関する協議会 構成員：県内全市町、長浜水道企業団、愛知郡広域行政組合、滋賀県企業庁、滋賀県総務部市町振興課、滋賀県健康医療福祉部生活衛生課 事務局：滋賀県総務部市町振興課、滋賀県健康医療福祉部生活衛生課
26	京都府	①平成23年11月 ②平成27年8月 ①体制名：広域化等研究会 構築時期：平成23年11月 構成員：京都府環境部公営企画課、府営水道受水市町(宇治市、城陽市、八幡市、久御山町、京田辺市、木津川市、精華町、向日市、長岡京市、大山崎町) 事務局：京都府環境部公営企画課 ②体制名：市町村水道事業連絡会議 構築時期：平成27年8月 構成員：京都府環境部公営企画課、府内全市町村水道担当部局 事務局：京都府環境部公営企画課
27	大阪府	平成29年1月 体制名：広域化等基盤強化に係る意見交換会 構成員：府内全水道事業者(用水供給含む) 事務局：大阪府環境衛生課、大阪府市町村課
28	兵庫県	平成28年5月 体制名：兵庫県水道事業のあり方懇話会 構成員：学識経験者、報道機関、市長会、町村会、水道事業者、水道用水供給事業者、兵庫県健康福祉部、兵庫県企画県民部、兵庫県企業庁 ※説明会等を通じて県内全市町を対象としている。 事務局：健康福祉部健康局生活衛生課、企画県民部企画財政局市町振興課、企業庁水道課、企画県民部水エネルギー課
30	和歌山県	平成27年4月 体制名：水道事業懇談会 構成員：環境生活部県民局食品・生活衛生課、総務部市町村課、市町村 事務局：担当課 食品・生活衛生課 市町村課
32	島根県	平成28年10月20日 体制名：島根県の水道事業の連携に関する検討会 委員：全市町村等水道事業者の水道事業担当課長及び財政担当課長 (松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町、斐川水道水道企業団) 事務局：島根県 健康福祉部薬事衛生課(会長：薬事衛生課長) 地域振興部市町村課(副会長：市町村課長) 企業局経営課(副会長：経営課長)
33	岡山県	平成28年11月 体制名：岡山県水道事業広域連携推進検討会 構成員：27全市町村、4水道用水供給事業、岡山県 事務局：県民生活部市町村課(会長)及び県保健福祉部生活衛生課(副会長)

構築済		
34	広島県	平成24年4月（平成28年10月、検討体制の構成員に、市町担当部局を加えた。なお、同時期に庁内に関係課で検討部会を設置した。） 体制名：広島県水道事業推進会議 構成員：部局、課、市町 地域政策局市町行財政課、健康福祉局食品生活衛生課、企業局水道課、 全市町の水道事業担当課（水道事業のない府中町、坂町を除く。） 事務局：担当課 食品生活衛生課
35	山口県	平成28年8月31日 体制名：山口県水道事業広域連携検討会 構成員：県総合企画部市町課、県環境生活部生活衛生課 各水道事業者（企業団含む。）、各市町財政主管課 事務局：県総合企画部市町課
36	徳島県	平成28年12月 体制名：水道事業のあり方研究会 構成員：県政策創造部地方創成局市町村課、県危機管理部県民くらし安全局安全衛生課、全市町村 事務局：県政策創造部地方創成局市町村課、県危機管理部県民くらし安全局安全衛生課
37	香川県	平成27年4月 体制名：香川県広域水道事業体設立準備協議会 構成員：部局、課、市町村 香川県、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町 全ての市町村で構成されていない場合は、体制に入っていない市町村名とその理由を記載してください。 ⇒直島町…他県から受水しているため。 事務局：担当課 香川県政策部水資源対策課水道広域化推進室
38	愛媛県	平成28年6月要綱施行 第1回会議（平成28年8月開催） 体制名：愛媛県水道事業経営健全化検討会（県関係部局と20市町、2企業団が構成員） 構成員：県側 総務管理局长、市町振興課長、環境政策課長、各地方局地域政策課長 市町 財政担当課長、水道事業担当課長 南予水道企業団事務局長、津島水道企業団事務局長 事務局：愛媛県総務部総務管理局市町振興課
39	高知県	平成28年11月 体制名：水道広域連携検討会 構成員：総務部市町村振興課、健康政策部食品・衛生課、全市町村 事務局：総務部市町村振興課、健康政策部食品・衛生課
40	福岡県	平成27年度 体制名：水道の広域化に向けた地区別検討会 構成員：（福岡県）県土整備部水資源対策課水道整備室 広域・地域振興部市町村支援課（平成28年度から参加） （事業体）北九州市、福岡市、久留米市、大牟田市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、 八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、筑紫野市、大野城市、 太宰府市、糸島市、古賀市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、 宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、岡垣町、 小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大木町、広川町、香春町、 添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、荏田町、みやこ町、 吉富町、上毛町、築上町、三井水道企業団、春日那珂川水道企業団、 宗像地区事務組合、山神水道企業団、福岡県南広域水道企業団、 福岡地区水道企業団、田川地区水道企業団、京築地区水道企業団 ※体制に入っていない市町 小郡市、春日市、宗像市、福津市、那珂川町、芦屋町、水巻町、遠賀町、大刀洗町 （いずれも水道事業を経営しておらず、他事業体の給水区域であるため。）
44	大分県	平成28年10月 体制名：水道事業の広域連携に関する検討会議 構成員：県市町村振興課、県環境保全課、全市町村水道担当課 事務局：生活環境部環境保全課

構築済		
45	宮崎県	平成28年8月 ※補足 上記時期に広域連携に関する検討会を実施した。今後も市町村の意向を確認しながら、検討会を実施する予定であるが、協議会等の正式な検討体制を構築するか否かは未定である。 体制名：市町村等の水道事業の広域連携に関する検討部会 構成員：福祉保健部衛生管理課、総務部市町村課、全市町 事務局：福祉保健部衛生管理課
46	鹿児島県	平成28年12月 体制名：市町村等の水道事業の広域連携に関する検討会 構成員：総務部市町村課、保健福祉部生活衛生課、43市町村（県内全市町村） 事務局：総務部市町村課

構築予定（28年度内）		
7	福島県	平成29年1月末予定 体制名：未定（以下、構成員及び事務局は現在の想定です。） 構成員：部局、課、市町村 事務局：担当課：福島県総務部市町村財政課、福島県保健福祉部食品生活衛生課 福島県 総務部市町村財政課、各地方振興局企画商工部 保健福祉部食品生活衛生課、各保健福祉事務所生活衛生部 市町村 福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市 伊達郡 桑折町、国見町、川俣町 安達郡 大玉村 岩瀬郡 鏡石町、天栄村 南会津郡 下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町 耶麻郡 北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町 河沼郡 会津坂下町、柳津町 大沼郡 三島町、金山町、昭和村、会津美里町 西白河郡 西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町 東白川郡 棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村 石川郡 石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町 田村郡 三春町、小野町 双葉郡 浪江町、葛尾村 相馬郡 飯舘村 福島地方水道用水供給企業団、白河地方広域市町村圏整備組合、 会津若松地方広域市町村圏整備組合、相馬地方広域水道企業団、 双葉地方水道企業団 （体制に入っていない市町村名とその理由） ※相馬市、湯川村、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町及び新地町は、水道事業を実施していないため検討体制に加わらない予定。
8	茨城県	平成29年2月 体制名：（仮称）茨城県市町村等の水道事業広域連携のための勉強会 構成員：総務部市町村課、県企業局、保健福祉部生活衛生課、市町村及び水道企業団 事務局：保健福祉部生活衛生課 （体制に入っていない市町村） ○龍ヶ崎市の、牛久市、取手市、利根町は水道事業を行っていないため
9	栃木県	平成29年3月 体制名：市町村等水道事業広域連携等検討会（仮称） 構成員：県内市町村及び一部事務組合（芳賀中部上水道企業団） 栃木県保健福祉部生活衛生課 栃木県総合政策部市町村課 栃木県企業局水道課 事務局：栃木県総合政策部市町村課（予定）
16	富山県	平成29年3月 体制名：未定 構成員：未定 （経営管理部市町村支援課、厚生部生活衛生課、水道事業者、水道用水供給事業者となる予定） 事務局：経営管理部市町村支援課
42	長崎県	平成29年1月以降 体制名：未定 構成員：県内全市町の水道担当課長 事務局：水環境対策課、市町村課
43	熊本県	平成29年2月 体制名：未定 構成員：熊本県環境生活部環境局環境保全課、熊本県総務部市町村課、県内全市町村 事務局：熊本県環境生活部環境局環境保全課、熊本県総務部市町村課
47	沖縄県	平成29年3月 体制名：沖縄県水道事業広域連携検討会（仮） 構成員：水道行政担当部、市町村担当部、県営水道用水事業体、 市町村及び一部事務組合が経営する県内全ての水道事業体 事務局：水道行政担当課

構築予定(29年度)		
4	宮城県	平成29年度中 体制名:未定 構成員:食と暮らしの安全推進課、市町村課、市町村 事務局:食と暮らしの安全推進課、市町村課
15	新潟県	構築予定時期 平成29年度※ ※平成29年2月に広域連携の推進に関する勉強会を実施 体制名:水道事業の経営基盤強化等に関する検討会(仮称) 構成員:県(市町村課・生活衛生課)、市町村(刈羽村を除く)、用水供給企業団 事務局:市町村課・生活衛生課 (体制にはいってない市町村) 刈羽村は柏崎市との水平統合により水道事業がない。
18	福井県	平成29年度中を予定 体制名:未定 構成員:未定(水道事業者(想定):県内17市町、芦原温泉財産区) (県関係部署(想定):市町村課、公営企業経営課、医薬食品・衛生課) 事務局:未定
29	奈良県	平成29年度 体制名:特になし 構成員:奈良県地域政策課、奈良県水道局業務課、市町村水道担当部局 事務局:奈良県地域政策課県域水道推進係
41	佐賀県	平成29年4月以降を予定 体制名:佐賀県水道ビジョン(仮称)策定委員会 構成員:委員構成:学識経験者、消費者代表、水道事業者(各圏域からの代表)、等8名予定 県部局、課、:地域交流部市町支援課、健康福祉部生活衛生課 市町村:県内の水道事業者 (なお、基山町、上峰町、みやき町については、佐賀東部水道企業団の給水区域であるため体制から除く) 事務局:健康福祉部生活衛生課
構築時期未定		
17	石川県	構築(予定)時期 : 未定 体制名:未定 構成員:部局、課、市町村 水環境創造課、市町支援課、水道事業者(想定) 事務局:担当課 未定
24	三重県	構築(予定)時期 : 未定 体制名:未定 構成員:環境生活部大気・水環境課、地域連携部市町行財政課、企業庁水道事業課、県内市町(予定) 事務局:未定

構築予定なし		
13	東京都	「多摩地区水道事業の都営一元化基本計画」(昭和46年12月策定)に基づき、既に都水道事業に概ね一元化されているため
21	岐阜県	広くかつ地域特色の豊かな県土を有する岐阜県において、より実効的な広域連携策を模索するには、総務省より設置を要請されている県内全域の大きな検討体制ではなく、各地域の特性に応じた地域別の検討体制を構築することが重要であると考え。 このため、従前より地域の情報交換の場として結成されている各地域の水道協議会を、より具体的な広域連携の検討を実施する場として活用できるよう、県として働きかけを強めるとともに、その地域におけるもっとも有用な広域連携検討のあり方について、各地域の主要事業体と情報交換を進めているところである。

検討していない		
31	鳥取県	県下の市町を交えた意見交換会を開催したが、広域連携に対し積極的に進めていきたいという状況ではなく今後どのように検討を進めていくか方針が決まっていない状況。